

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第44号
2010.9

目次

巻頭言

「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の開始に寄せて
在ラオス日本大使館特命全権大使 宮下 正明…… 1

特集

- ラオス法律人材育成強化プロジェクト開始までの経緯及びプロジェクトの
概要紹介
国際協力部教官 渡部 洋子…… 3
- ラオス法律人材育成強化プロジェクト立上げにおける共通理解の形成
—本案件形成プロセスの含意と教訓—
JICA国際協力専門員・弁護士 佐藤 直史…… 28
- ラオス人留学生の協力による法整備支援ワークショップ
名古屋大学CALE院生・ポスドク研究協力員・愛知県立大学非常勤講師
瀬戸 裕之…… 35
- ラオスと日本の新たな法整備協力の意義と課題
慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘…… 54
- ラオス法整備支援プロジェクト準備段階に参加して
名古屋大学大学院法学研究科教授 酒井 一…… 59
- 「ラオス法整備支援の準備調査から得られたもの」
大阪大学准教授 名津井吉裕…… 65
- 「ラオス法整備支援・現地ワークショップに初めて参加して」
立命館大学法学部教授 出口 雅久…… 70
- 現地刑事訴訟法ワークショップに参加して
同志社大学法学部・法学研究科教授 洲見 光男…… 74

国際研修

- 2010年度ベトナム司法制度共同研究 国際協力部教官 松原 禎夫…… 79
第12回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）
国際協力部教官 朝山 直木…… 121

国際研究

- インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト
プロジェクト成果分析調査報告書…… 126

国際協力の現場から…… 178

E~MAIL…… 186

～ 巻頭言 ～

「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の開始に寄せて



在ラオス日本大使館特命全権大使

宮 下 正 明

今般、我が国は、2010年7月より4年間の予定で、ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員の実務能力向上のため、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（国際協力機構（JICA）技術協力プロジェクト）を開始することとなった。同プロジェクトの開始は、ラオスにおける我が国の本格的な法整備支援の再開を意味する。法整備は、ラオスの社会・経済発展の基盤整備にほかならず、大変喜ばしく思っている。

同プロジェクトの開始にあたっては、2008年度要望調査において司法省から「司法学校人材育成強化プロジェクト」の要請があったことを踏まえ、2009年2月に「基礎情報収集・確認調査」を実施したことを皮切りに、同年6月に「第一回協力準備調査」、同年9月に「第二回協力準備調査」（民法ワークショップ）、2010年3月に「詳細計画策定調査」（民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップ）を実施するといった、入念な準備を重ねてきた。この結果、プロジェクト開始前に、カウンターパートとなる司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学法・政治学部と、共通の目標設定を行う等、プロジェクトの具体的なイメージを共有することができており、開始後の円滑かつ効率的な実施が期待できる。

同プロジェクトは、2003年から2007年にかけて我が国が実施した「法制度整備プロジェクト」（国際協力機構（JICA）技術協力プロジェクト）の後継案件的性質を持つ。「法制度整備プロジェクト」では、成果物として、司法省からは民法教科書、企業法注釈書、法律辞書、法令データベース、最高人民検察院からは、検察官捜査マニュアル、検察官人事組織マニュアル、最高人民裁判所からは、民事判決起案マニュアル、法令集が出された。これらの成果物の内、検察官捜査マニュアルと民事判決起案マニュアルは、現在でもよく活用されているが、民法教科書については、カウンターパート機関に、実際にこの教科書を使用して授業を

行うラオス国立大学法・政治学部が入っておらず、作成過程に参加できていなかったことから、使用頻度が低いとの問題が指摘されている。このため、7月から開始される「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」においては、「法制度整備プロジェクト」の教訓を生かして、ラオス国立大学法・政治学部も巻き込んだ形で、成果物の作成自体ではなく、成果物を関係者が一丸となって作成するといったプロセスを通じた情報・知見・経験の共有を重視している。別の言葉で言えば、このようなプロセスを通じて、法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員の法律の理解・運用に対する共通の基礎体力の強化を目指すことを目的にプロジェクトを実施するとしている。

私は、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の成果が、ラオスにおけるRule of Law（法の支配）進ちよくのための貴重な第一歩になりうると理解しており、この定着のための礎となることを期待している。すなわち、法整備分野での支援が「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の4年間で終了するのではなく、同プロジェクトを第一弾として、今後第二弾、第三弾とプロジェクトが続いていくことを望んでいる。より具体的には、民法や商法等、一般法の整備により現行のラオスの特別法との整合性を確保すると共に、体系的な法制度の構築にまで踏み込んだ支援を実施していければと考えている。我が国は、ラオスの経済社会発展を確保する上での大前提として、これまでハード・インフラの整備を重視して支援を行ってきたが、法制度といった制度面、いわゆるソフト・インフラの整備もラオスの将来の社会・経済的発展にとって、より一層重要になってきていると考えており、同プロジェクトの実施を通じて、法整備分野での我が国の存在感が高まることを期待している。

最後に、法務省法務総合研究所のお力添えによって「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が、カウンターパート4機関との協働の下、円滑に実施され、ラオスが目指すRule of Law（法の支配）に基づく社会の発展、市場経済化の進展に貢献できる、将来のラオス法曹界において中心的な役割を担う人材を数多く育成できることを祈念して、本稿を終えたい。

～ 特集:ラオス法整備支援プロジェクト開始 ～

ラオス法律人材育成強化プロジェクト 開始までの経緯及びプロジェクトの概要紹介

国際協力部教官

渡 部 洋 子

～目次～

第1 はじめに

第2 本プロジェクト開始までの経緯

- 1 法整備支援プロジェクト（平成15年5月から平成19年5月まで）の成果と教訓
- 2 ラオス政府の社会経済開発，法・司法改革に関する政策及び日本政府の援助，法整備支援に関する政策の位置付け（特に，平成19年法整備支援プロジェクト終了から平成22年本プロジェクト実施合意までの間）
- 3 CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ（ラオス情報収集・協議：平成20年9月から平成21年6月まで）
- 4 ラオス政府の法律人材育成分野に関する日本政府への支援要請（平成20年8月）
- 5 ラオス法整備支援基礎情報収集・確認調査（平成21年1月から2月まで）
- 6 ラオス法整備支援プロジェクト協力準備調査（平成21年5月から6月まで）
- 7 ラオス政府の法律人材育成分野に関する日本政府への支援要請（平成21年7月）
- 8 ラオス法整備支援プロジェクト協力準備調査（平成21年9月）
- 9 本プロジェクトのラオス側ワーキング・グループのメンバー選出（平成21年10月）
- 10 CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ（ラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法基礎情報収集・協議：平成21年11月及び平成22年2月）
- 11 民法JICA-NET会議（平成21年12月から実施中）
- 12 本プロジェクトの検討，採択（平成21年9月から平成22年2月まで）
- 13 ラオス法律人材育成強化プロジェクト詳細計画策定調査（平成22年3月）
- 14 本プロジェクトに関する合意議事録の締結（平成22年6月）

第3 本プロジェクトの概要

- 1 はじめに
- 2 本プロジェクトの具体的枠組み
- 3 本プロジェクトの実施体制

第4 おわりに～本プロジェクト実施当初の予定～

第1 はじめに

日本国（以下「日本」という。）のラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対する政府開発援助（ODA）の一環である法整備支援に関する技術協力事業「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、平成22年6月7日、日本側技術協力実施機関である独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。JICAは、独立行政法人国際協力機構法第3条、第13条第1項第1号により、条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な所定の業務を行うこととされている。）とラオス側実施機関であるラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の間で、事業内容、実施体制及び日本側・ラオス側が講じる措置等から構成される合意議事録（Record of Discussions :R/D）が締結され、同年7月20日から正式に実施されることとなった。

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、法務省設置法第4条第37号、同省組織令第62条第1項第4号及び法総研組織規則第16条第1号により、外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うことをその所掌事務としていることに基づき、平成20年度以降、関係機関と連携してラオスに関する情報収集活動を行ってきたほか、本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備段階において、JICAが実施する現地調査・協議等の各活動に参画し、種々の連絡調整、提案及び助言等を行ってきた。

本稿では、本プロジェクト開始に至る経緯及び本プロジェクトの概要について紹介する。

なお、文中、意見にわたる部分は筆者の私見である。



第2 本プロジェクト開始までの経緯

1 法整備支援プロジェクト（平成15年5月から平成19年5月まで）の成果と教訓

日本側は、ラオス側に対し、平成15年5月から平成19年5月までの4年間、ODAの一環である法整備支援に関する技術協力事業「法整備支援プロジェクト」を、長期専門家（独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第1号口の規定により、開発途上地域に対する技術協力のため派遣される人員のうち、派遣期間が1年以上の人員を指す。）を派遣して実施した。

このプロジェクトは、法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ、ラオスの司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上することを目標とした。JICA、法務省及び名古屋大

学等が日本側の実施・協力機関，ラオス司法省，ラオス最高人民裁判所，ラオス最高人民検察院がラオス側の実施機関となり，以下の活動を実施した。

- ① ラオス司法省が実施機関：法令データベース，民法教科書（総則，物権，担保物権及び債権），企業法教科書，法律辞書の各作成，普及
- ② ラオス最高人民裁判所が実施機関：法令集，民事判決書マニュアルの各作成，普及
- ③ ラオス最高人民検察院が実施機関：検察官捜査マニュアル，検察官人事組織マニュアルの各作成，普及

活動の結果，ラオスの裁判官，検察官，司法省職員及び大学教員に，こうした教科書や実務マニュアル等の内容が相当程度周知されるとともに，これら成果物を実務や教育で参照・活用する例も見られ始め，法律人材の基礎能力強化に資する成果が得られた。法整備支援プロジェクトが終了して3年強経過するが，これら成果物は引き続き参照・活用されており，法律の基本的概念の説明や比較法的視点からの検討等がなされている点が高い評価を得ている。

他方，法整備支援プロジェクト実施や成果物の活用に関わった両国関係者からは，教訓として，例えば以下の点が挙げられており，こうした成果と教訓を十分に活用することが，本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備段階では重要な課題となった。

- 1) 教科書等が取り扱っている法令に改正があっても，改訂作業がなされていない。
- 2) 外国の法律用語や概念についての解説は充実している一方で，ラオスの法律用語や概念に関する解説は少ない。
- 3) 特に教科書作成に関し，大学教員が参画しておらず，法学教育・研究担当者からの視点が十分反映されていない。
- 4) 成果物の配布部数が1種類あたり800部程度にとどまり，実施機関所属の各職員，特に地方勤務の各職員への配布・普及は十分とまではいえない。
- 5) 各成果物につき，1つの機関のみを実施機関としたため，他の実施機関・関係機関の視点の反映や普及効果が限定的なものとなっている。

2 ラオス政府の社会経済開発，法・司法改革に関する政策及び日本政府の援助，法整備支援に関する政策の位置付け（特に，平成19年法整備支援プロジェクト終了から平成22年本プロジェクト実施合意までの間）

① ラオス政府の法・司法改革に関する政策

ラオス政府は，平成18年策定の第6次国家社会経済開発計画（2006～2010）において，法の支配の促進を目標の1つとして掲げた。そして，同年以降，法の支配促進のため，平成32年（2020年）までの間，法・司法関係機関が講じる諸改革に関する計画「リーガルセクターマスタープラン」の作成作業を行い，平成21年9月，正式に採択した。

この中で，ラオス政府はその法・司法制度に関し，概略以下のとおり存在する問題点とそれに対する具体的改革案を示している。

- 1) 立法分野：立法内容が国家・国民の権益保障に十分応えるものではないこと、立法の際の他法令との整合性調査が十分でないこと、起草技術・手続が整備されていないこと、施行手続に時間を要していること及び締結した条約内容の国内法への適用が十分なされていないこと等の問題が存在すると指摘している。

そして、起草技術・手続等の整備、締結した条約内容に合致する国内法の整備及び経済発展・国民の権益保障等を促進するための民商事分野をはじめとした諸法令整備等の改革を行う意欲を示している。

- 2) 法令普及分野：法令情報データベースの適用範囲が拡大せず内容も十分ではないこと、報道等を通じた法令普及活動が十分ではないこと及び普及活動予算が不足していること等の問題が存在すると指摘している。

そして、国内法・国際法に関する情報を提供する国立法令情報センターの設立の検討、法令情報データベース及び図書館の法学図書の実質、官報発行の検討及び普及予算の適正配分等の改革を行う意欲を示している。

- 3) 法・司法制度運用分野：法令上設立が義務付けられた機関複数未設立であること、他機関と十分協力せずに職務を行う司法関係機関が存在すること及び判決等の執行が十分に行えないこと等の問題があると指摘している。

そして、裁判官・検察官の専門教育等を通じた職務能力の向上、裁判所・検察院の手続整備等を通じた事件管理・訴訟運営の改善、弁護士会の組織整備及び司法機関の相互協力強化等の改革を行う意欲を示している。

- 4) 法律人材育成分野：講師・教員の専門知識や教授経験に限界があること、人材育成機関によりカリキュラムが異なり、協力して構築改善する体制がないこと、教科書が十分整備されていないこと、教授法・シラバス開発法の発展が遅れていること及び予算不足による教育環境の整備の遅れ等の問題があると指摘している。

そして、各育成機関のカリキュラム標準化、講師等の海外留学等を通じた法学教育水準の向上、教科書を含む教材全般の整備改善、教授能力を備えた講師・教員の育成及び法曹・立法担当職員等の採用基準見直し等の改革を行う意欲を示している。

このように、ラオス政府においては、引き続き法の支配促進のための法・司法制度改革の必要性が強く認識されており、その中でも法律人材育成分野の諸改革は最優先事項の1つとして掲げられてきている。

② 日本政府の援助・法整備支援に関する政策の位置付け

日本国の政府開発援助（ODA）大綱（平成15年8月29日閣議決定）においては、基本方針の1つとして、開発途上国の自助努力支援が掲げられ、そこでは「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。」旨定められている。

そして、同大綱に基づき策定された対ラオス国別援助計画（平成18年9月策定）において、6つの重点分野の1つとして、行政能力の向上及び制度構築が掲げられ、そ

ここでは「これまでの我が国協力の成果を踏まえた民商事分野での法整備のための基盤作り・人材育成，司法制度の強化等，法制度の信頼向上に向けた支援を行う。」旨定められている。

さらに，平成20年1月30日開催の第13回海外経済協力会議において，「途上国への法の支配の定着や持続的成長のための環境整備，我が国との経済連携強化等の点で大きな意義を有する法整備支援を海外経済協力の重要分野の一つとして，戦略的に進めていくべきである」旨合意された。この合意に基づき，平成21年4月今後数年間の日本政府の法整備支援に対する姿勢をまとめた「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。同方針において，ラオスは支援重点国の1つと位置付けられ，「今後，我が国は，法の分野においてインドシナ半島内での地域格差が生じることにより同地域が不安定化することを回避するため，司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材育成の更なる強化や，ラオスへ進出している日系企業からのニーズが高いラオスの投資環境整備に関する法制度整備への支援を，ラオス政府の援助受入態勢を勘案しつつ検討する。」旨定められている。

このように，日本政府においては，法整備支援の政策面における重要度が高まっており，なかでも支援重点国の1つであるラオスに対する法律人材育成支援は，優先的検討事項の1つとして掲げられてきている。

3 CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ（ラオス情報収集・協議：平成20年9月から平成21年6月まで）

当部は，ラオス法整備支援プロジェクト実施の結果，上記1のと通りの成果が認められた一方で，ラオスの法・司法分野には多くの問題点・改善点が存在し続けていると認識してきた。そして，ラオス政府が日本政府に対し法整備支援を要請した場合，迅速・適切に対応するべく，ラオスの法・司法制度の最新情報収集と問題点・改善点の把握につとめる機会を設けたいと考えた。

この点，鮎京正訓センター長（以下「鮎京先生」という。現：法学部・大学院法学研究科長）をはじめとする名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下「CALE」という。）も当部と現状認識を共有されていた。また，同大学大学院には，ラオス司法省，ラオスの裁判所，検察院及び法教育・研究機関であるラオス国立大学での職務歴を有する相当数の留学生に加え，ラオス国立大学への留学経験を有し，ラオスの統治機構や社会情勢に大変詳しく，ラオス語に非常に堪能な瀬戸宏之先生（以下「瀬戸先生」という。現：愛知県立大学非常勤講師）も在籍されていた。そこで，CALEと当部の共催で，留学生や瀬戸先生に御協力をいただきつつ情報収集・協議を行う場（CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ。以下「CALE-ICDワークショップ」という。）を設けることにした。

CALE-ICDワークショップは，平成20年9月から平成21年6月までの間，合計7回，CALE若しくは当部において開催された。参加者は，CALEから鮎京先生，瀬戸先生及び

留学生数名等，当部から部長及びラオス担当教官等，JICAからオブザーバー参加の佐藤直史国際協力専門員（以下「佐藤専門員」という。）及びラオス担当職員等であった。各回において留学生から，①法律の起草・宣伝普及分野，②司法機関による法・司法制度運用分野及び③法律関係人材の育成分野に関する実情と問題点・改善点の発表が行われ，続いて日本側参加者と留学生が質疑応答を行い，各分野に関するより正確で具体的な情報の収集と問題点・改善点に関する原因分析等を行った。

CALE-ICDワークショップの詳細については，本号における瀬戸先生の御寄稿を御参照いただきたいが，ラオス現地での情報収集ではない限界は存在したものの，これら7回のCALE-ICDワークショップにより日本側は，上記2の①で紹介した「リーガルセクターマスタープラン」で指摘された法・司法制度上の問題点が，実務・教育・研究に携わってきた留学生層においても真しに受け止められており，日本からの支援が強く望まれていることを把握できた。そして，得られた情報や問題認識を念頭に置きながら，本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備に当たることができた。

たとえば，法曹や司法省職員として配属後の専門的研修が体系的・継続的に行われていないこと，教科書・研究書の質が十分でないこと，そして，教員の専門知識が不足しており，大学等教育・研修機関における法的思考の教育も十分でないこと等が問題点・改善点として把握できたが，これらは本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備過程におけるラオス側との問題意識共有や具体的活動内容の立案の促進に大変有益であった。

4 ラオス政府の法律人材育成分野に関する日本政府への支援要請（平成20年8月）

ラオス政府は，平成20年8月，日本政府に対し，法律関係人材育成促進のため，司法省が首都ヴィエンチャンを含む国内3か所に設立した学士取得可能な法科大学の講師の能力強化，教授法の改善，教科書やカリキュラムの整備及び図書室の整備等教育環境の充実に関する支援を要請した。

なお，上記2の②記載の法整備支援基本計画策定に向け，同年5月から6月に日本政府が実施した調査の際，ラオス政府からは日本政府に対し，民法典制定に関する支援をも要請したいとの意向が示された。

5 ラオス法整備支援基礎情報収集・確認調査（平成21年1月から2月まで）

JICAは，独立行政法人国際協力機構法第3条，第13条第1項第1号により，条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を行うこととされており，かつ，同条第1項第8号において，こうした技術協力の実施に必要な業務等に関連して必要な調査及び研究を行うこととされている。

ラオス政府からの上記4の支援要請を受け，JICAは日本側の具体的支援の方向性を検討するためには，まずラオスの法・司法関係機関から幅広く情報収集することが必要不可欠であると判断し，ラオス現地での情報収集に重点を置いた調査を実施することにした。

調査は、平成21年1月下旬から2月中旬まで首都ヴィエンチャン、ルアンパバーン及びサバナケットの各都市において実施された。佐藤専門員を調査団長とし、JICA、法務省（当部教官等）、名古屋大学（鮎京先生、瀬戸先生等）及び山口大学（土生英里経済法学科准教授）からそれぞれ参加があった。調査団は期間中、ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院、ラオス国立大学、司法省所管の法科大学及びラオス弁護士会等を訪問し、法律人材育成分野にとどまらず、法・司法分野の現状及び問題点全般について、各機関の幹部職員等から聞き取り調査を行った。

本調査を含む一連の本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備に関しては、本号における佐藤専門員の御寄稿も併せて御参照いただきたいが、調査の結果判明した問題点及びラオス政府からの支援要請に関する日本側の対応の方向性は概略以下のとおりとなった。

一連の聞き取り調査の結果、ラオスの大学や法・司法機関附属の研修所等の法学教育・研修機関では、教員が既存の法令内容を伝えること及び裁判官・司法省幹部・検察官等の実務家講師が自身の実務経験を伝えることが学生及び研修員に対する法学教育・研修の中心となっており、法理論の体系的説明や、法理論と立法、行政及び司法実務上の問題（以下「実務上の問題」という。）との関連付けがほとんど行われていないことが判明した。また、司法省、裁判所及び検察院等の法・司法関連機関職員は、法理論と実務上の問題の関連付けを学ぶための情報や機会に恵まれず、法理論を十分理解しないまま経験に依存して立法、行政及び司法の各実務（以下「実務」という。）を行う傾向にあることも判明した。

こうした問題点の背景には、体系的な法理論を発展させ、実務上の問題と法理論の関連を意識しながら法学教育、研修及び実務の場で活用するためのノウハウに加え、それらの具体的改善方法を検討するための情報や機会が法学教育・研修機関及び法・司法関連機関に不足していることがあると考えられた。

これら調査の結果を踏まえると、日本政府がラオス政府からの支援要請の枠組みに沿い、司法省設立の法科大学のみの法律人材育成支援を実施することは、支援成果の裨益範囲の限定化につながる危険があるのみならず、法理論の体系化や法理論と実務上の問題の関連付けの各不足といった、法学教育・研修機関及び法・司法関連機関に共通する重要な問題への取組みに支障を生じるおそれもあると考えられた。

そこで、日本側としては今少し時間をかけて、ラオス側とこれら問題点について認識を共有した上、より効果的で適切と考えられる法律人材育成支援の枠組みを形成する対応で臨むこととなった。

また、支援の基本的枠組み案としては、法学教育・研修機関及び法・司法関連機関が、日本側の協力を受けつつ、ラオスの実定法の分析や実務上の問題の洗い出しを行うとともに、ラオス法理論と実務上の問題の解決方法との相互関係について共同で検討した上、法理論と実務を結びつけて理解できるような教材を開発すること、そして、各機関が当該教材を法学教育・研修等で活用することが考えられた。これら一連の過程を経ること

で、各機関職員が、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化することにつながれると考えられたためである。

なお、民法典制定に関する支援については、上記のとおり、立法担当の司法省職員を含む各機関職員が法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化することが先決であるとの観点から、直接的には支援の枠組みには含めないとの対応で臨むことになった。

6 ラオス法整備支援プロジェクト協力準備調査（平成21年5月から6月まで）

日本側において、ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する問題点が上記5のとおり明確化され、支援の基本的枠組み案も具体化されたことから、JICAは、こうした問題点に関して各機関に説明を行い、認識を共有した上で、支援の基本的枠組みや実施体制等について協議・合意することを主たる目的として、調査を実施することとした。

調査は、平成21年5月下旬から6月上旬まで首都ヴィエンチャンで実施された。桑島京子JICA公共政策部審議役兼ガバナンスグループ長（当時）を調査団長とし、JICA（佐藤専門員等）、法務省（当部教官）、愛知淑徳大学（瀬戸先生）からそれぞれ参加があった。調査団は期間中、ラオスの主要な法学教育・研修機関及び法・司法関連機関であるラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学（法政治学部）と、①ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する問題点、②新規支援の基本的枠組み、③新規支援の実施体制、④今後の日本側及びラオス側の活動の進め方等につき協議を行った。

協議の結果、日本側及びラオス側は、ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する問題点が上記5のとおりであることについて認識を共有した上、概略、以下のとおり新規支援の基本的枠組みにつき合意した。

- ① 支援を行う目的：ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の各機関が法理論を発展させ、法学教育、研修及び実務に活用できるようになることを目指す。各機関が共同して、ラオスにおける法理論と実務の関係を分析・検討し、結果を「モデル教材」（作成する教材の仮称）に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育や研修を行うこと及び実務を改善することに関する人的・組織的能力を向上させることを目的とする。
- ② 名称：ラオス法律人材育成強化プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）
- ③ 実施期間：2010年下半期開始、以後4年間
- ④ ラオス側実施機関：「ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学」

ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する上記5記載の問題点を改善するためには、先に実施した法整備支援プロジェクトのラオス側実施機関でかつ主要な法・司法関連機関及び研修機関であるラオス司法省、ラオス最

高人民裁判所及びラオス最高人民検察院に加え、主要な法学教育機関であるラオス国立大学が、他3機関と対等な立場で、本プロジェクトに参画することが必要不可欠である旨、日本側及びラオス側の認識が一致した。

- ⑤ 本プロジェクトの目標（本プロジェクト終了時までには達成されることが期待される目標）：「ラオスの実定法を体系的に分析してラオスの法理論を構築し、構築された法理論に裏付けられた法学教育・研修や実務を行っていくための法学教育機関及び法・司法関連機関における人的・組織的能力が向上すること」

ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する上記5記載の問題点を改善するためには、まず各機関及び各機関所属職員が法理論分析・構築能力を高めるとともに、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化することが肝要である旨、日本側及びラオス側の認識が一致したことから、このような目標を定めることとした。

- ⑥ アウトプット（本プロジェクトにおいて、日本側及びラオス側の人的・物的資源の投入や、種々の活動により産み出される具体的な財やサービスを指す。論理的には、このアウトプットが本プロジェクト終了時までには産み出されれば、上記本プロジェクトの目標は達成されると考えられる。）：

0) 「上記ラオス側実施機関によるワーキング・グループが設立され、適切に運営される。」

本プロジェクトは、教材開発に関与するワーキング・グループのメンバー及びプロジェクト活動に関与する人材を中心とした法律人材の育成を目指しており、ラオス側実施機関4機関で連携しつつワーキング・グループの設立と運営を主体的かつ適切に行っていくこと自体が、法律人材育成に資すると考えられたことから、アウトプットの大前提として合意内容に明記することにした。

1) 「『モデル教材』（仮称）が開発され、ラオスの法理論が体系的に解説されるとともに、法理論と実務上の問題とが関連付けて解説される。」

「モデル教材」（仮称）については、担当者チームであるワーキング・グループが、法理論と実務を調査した上、分析・検討を加える開発過程そのものが肝要であり、教材を執筆・完成させることのみが目標とされるわけではないことに留意が必要である旨合意をみた。本プロジェクトは、上記0)のとおり、教材開発に関与するワーキング・グループのメンバー及びプロジェクト活動に関与する人材を中心とした法律人材の育成を目指しており、かかる育成は、教材開発過程における諸活動によって図られると考えられたためである。

また、「モデル教材」（仮称）の対象法は、民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法とすることで合意をみた。これらは、法学教育・研修及び実務上教材開発の必要性が高く、また、上記法整備支援プロジェクトにおいて民法教科書、民事判決書マニュアル及び検察官捜査マニュアルが作成されており、かかる成果及び経験を応用することが可能であると考えられたためである。

2) 「法学教育機関及び法・司法関連機関が、実務及び教育の改善並びに他の教材の開発に活かせるようにするべく、『モデル教材』（仮称）作成過程から得られた教訓が取りまとめられる。」

この「教訓」には、教授法が含まれることで合意をみた。

⑦ 上記ワーキング・グループの構成：

ワーキング・グループの中に法令ごとに3つのサブ・ワーキング・グループを設置し、メンバーをプロジェクト実施機関とその監督下部機関（例えばラオス司法省設立の法科大学、ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所及びラオス最高人民検察院設置の職員研修所、下級裁判所及び検察院等）から選出することで合意をみた。主たる活動は、メンバーが共同して上記「モデル教材」を開発することである。

なお、各機関の主要メンバーは、3つのサブ・ワーキング・グループ全ての活動に共同で関与することで合意をみた。交通事故を例に挙げられるとおり、実務上の問題処理を考える際、民事・刑事双方の側面から法理論上の検討を行わなければならない場合も多いと思われ、グループ間の連携は必要不可欠であると考えられたためである。

7 ラオス政府の法律人材育成分野に関する日本政府への支援要請（平成21年7月）

ラオス政府は、平成21年7月、日本政府に対し、上記6の支援の基本的枠組みの合意内容に沿って、支援の要請を行った。

8 ラオス法整備支援プロジェクト協力準備調査（平成21年9月）

上記6の調査によって、本プロジェクトの基本的枠組みが合意に至った一方で、本プロジェクト実施に向け、主として以下の点が検討課題として残された。

- ① 本プロジェクトの共同実施体制：本プロジェクト活動で主導的な役割を担うラオス側実施機関及び日本側専門家チームのプロジェクト事務所設置場所となるラオス側実施機関を定める必要があった。
- ② ワーキング・グループ：メンバーに要求される法律専門家としての知識・経験のレベルや本プロジェクト活動上必要と考えられる業務量につき検討が必要であったほか、メンバーが通常の公務と本プロジェクト活動を並行して行うため、いかに両者の配分を適切に調整するかについても検討が必要となった。さらに、3つのサブ・ワーキング・グループ間で連携がなされない事態を避けるべく、各サブ・ワーキング・グループの活動を適切・現実的に運営・チェックできる体制をいかに整備するかも検討が必要となった。
- ③ 「モデル教材」（仮称）のより具体的な内容及び教材開発のため必要な作業：
ラオスの法理論の体系的解説及び法理論と実務上の問題を関連付けた解説から構成される「モデル教材」（仮称）については、過去にラオスで作成例がなかったため、ラオス側関係者から、かかる教材開発の必要性を認めつつ、具体的な内容及び必要な作業について日本側に参考情報の提供を求める声が多く出され、最重要の検討課題とな

った。

そこで、JICAは、先に実施された法整備支援プロジェクトで教科書作成の経験がある民法を例にラオス現地でワークショップを開催し、日本側及びラオス側で「モデル教材」（仮称）の具体的内容や必要な作業の概要について認識の共有をはかるとともに、ワークショップの実施結果を踏まえ、本プロジェクトの実施体制及びワーキング・グループ関連の検討課題を併せて協議・調整することを主たる目的として、調査を実施することとした。

調査は、平成21年9月中旬から下旬まで首都ヴィエンチャンで実施された。佐藤専門員を調査団長とし、JICA（川合優子・公共政策部ガバナンスグループ法・司法課職員。ラオス担当。以下「川合職員」という。）、法務省（当部部長・教官等）、慶應義塾大学（松尾弘大学院法務研究科教授、以下「松尾先生」という。）、愛知淑徳大学（瀬戸先生）からそれぞれ参加があった。松尾先生は、先に実施された法整備支援プロジェクトにおいても、民法教科書の作成活動に御協力いただいております、共著の法学部生・法科大学院生向け民法教科書「ハイブリッド民法」（法律文化社）を執筆された御経験もお持ちであることから、ワーキング・グループの共同作業で開発される「モデル教材」（仮称）の具体的内容や作業に関する参考情報の提供をもっとも適切に行っていただけると考えられ、御協力いただくことになった。

ワークショップは、本号の松尾先生の御寄稿もあわせて御参照いただきたいが、ラオス側実施機関及びその監督下部機関（地方の機関を含む）から延べ100名以上が参加して行われた。まず、ラオス司法省から、ラオス民法の現況及び今後の民法典起草の方向性に関する報告がされた後、同省設立の法科大学及びラオス国立大学の教員から法整備支援プロジェクトで作成した民法教科書の成果及び教訓に関するコメントが行われた。続いて、松尾先生を中心とした日本側から、上記「ハイブリッド民法」を例にとった日本の民法教科書の記載内容や共同執筆方法に関する全体的な説明が行われ、ラオス側参加者と質疑応答が交わされた。そして、松尾先生を中心とした日本側から、ラオス側に事前配布していた物権法（動産）と債権法（不法行為）に関する民法事例問題2問について、日本の民法理論や実務上の問題点を適用した場合の教科書の記載内容が紹介されるとともに、ラオスの民法理論や実務上の問題点を適用した場合の教科書の記載内容について、ラオス側参加者との質疑応答を交えながら検討と一部の文章化がはかられた。

その後、ワークショップの実施結果を踏まえ、日本側及びラオス側の間で、「モデル教材」（仮称）の具体的内容や必要な作業の概要、本プロジェクトの実施体制及びワーキング・グループ関連の検討課題について、協議・調整を行った。

この結果、概略以下の点について、認識の共有がはかられた。

1) 「モデル教材」（仮称）の具体的内容や必要な作業の概要：

A 「モデル教材」（仮称）の項目ごとの具体的内容には、Ⅰ関連条文の指摘、Ⅱ関連条文の沿革と趣旨、Ⅲ要件の抽出及び関連論点の分析、Ⅳ効果の抽出及び関連論点の分析、Ⅴ判決をはじめとした実務例の紹介・検討が挙げられる。

これは、上記ワークショップにおいて、日本側から、教科書の記載内容につき、「項目に関する条文を指摘し、沿革や立法趣旨について説明した上で、条文を適用するに当たっての要件及び効果に関し検討を加え、その過程で具体的な学説や判例に言及する。」ことが紹介されたことに基づいている。

B ワーキング・グループは、「モデル教材」（仮称）作成に当たり、まず各項目に関する情報を収集し、法理論面・実務面から共同して研究・分析を行う。情報収集の際は必要に応じて、ワーキング・グループのメンバーが所属するラオス側実施機関の部署以外の部署や他の機関に対し協力を求める。その上で執筆を行う。

これは、ワーキング・グループのメンバーが、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化するためには、まず、必要と考えられる法令・実務等に関する情報の内容とその給源を見極め、自ら収集した上で、多様な経験と知識を有するメンバーの間で議論しつつ研究・分析に当たる過程を経ることが欠かせないと考えられたためである。

C 「モデル教材」（仮称）作成の際収集する情報には、立法の沿革や判決等が含まれる。

これは、上記Aのとおり、「モデル教材」（仮称）の具体的内容に、II 関連条文の沿革と趣旨に加え、V 判決をはじめとした実務例の紹介・検討が含まれることに基づいている。

D 情報収集に当たり協力を求める他の機関としては、国会・司法省判決執行局・村落調停委員会・土地管理庁等が想定される。

国会には立法の沿革に関する資料が、司法省判決執行局には判決書や裁判記録が、村落調停委員会には調停事件関連の記録が、土地管理庁には土地登記関係の資料等が収蔵されており、情報収集過程での協力が不可欠と思われたためである。

E 「モデル教材」（仮称）作成作業過程においては、必要に応じて日本側も知見を提供する。

第一義的には、上記Bのとおり、ワーキング・グループのメンバーによる情報収集がなされる必要があるものの、ラオス国内の書籍出版や情報流通の状況を考慮すると、日本側も適宜知見を提供する必要があると考えられたためである。特に、外国法関係の知見を提供することが想定される。

F ワークショップで、盗難動産の取扱いについて、ラオス語で記載を試みた結果8ページ程度の分量となったが、これは「モデル教材」（仮称）の一部であり、完成時の分量は一科目あたり相当な量になることが想定される。

G モデル教材は、種々の読者層（学生、大学教員、法律実務家、一般国民等）に利用されることを目指す。

2) 本プロジェクトの実施体制及びワーキング・グループ関連の検討課題等：

A 日本人専門家チームのプロジェクト事務所は最高人民検察院に設置する。

B ワーキング・グループのメンバーについては、ラオス側各実施機関が正式に承認

した上、リストを日本側に提出する。

- C 本プロジェクトのラオス側実施体制として、ワーキング・グループの中に連絡調整部門（Logistics and Liaison Unit）を設置する。連絡調整部門には、ワーキング・グループのメンバーのうち、ラオス側各実施機関から1名ずつ合計4名が参加し、本プロジェクトの活動に関し、日常的かつ中心的に日本人専門家チームとの連携をはかるとともに、ラオス側各実施機関相互の連絡調整を行う。

本プロジェクトのラオス側実施機関が4機関に及び、日本人専門家チームとラオス側各実施機関及びラオス側実施機関相互において、活動日程、参加者及び議題の確定等の諸手続面で支障が生じるおそれがあることから、ラオス側各実施機関からのメンバーで構成され、こうした諸手続面を専ら担当する連絡調整部門を設置するのが相当と考えられたためである。

- D ラオス側各実施機関は、ワーキング・グループのメンバーの業務量に関し、ワーキング・グループにおける作業量を斟酌する。

ワーキング・グループのメンバーの多くが、既に本来業務で多忙であることが予想されるため、ワーキング・グループの作業を併せ行うことにより疲弊することがないように、各メンバーの所属機関において、配慮を検討する必要性があると考えられたためである。

- 9 本プロジェクトのラオス側ワーキング・グループのメンバー選出（平成21年10月）

ラオス側各実施機関は、平成21年10月、ワーキング・グループに参加するメンバーを承認、選出し、リストを日本側に提出した。最高人民裁判所から10名、最高人民検察院から8名、司法省から3か所の法科大学教員を含め26名、ラオス国立大学から9名が選出された。

- 10 CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ（ラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法基礎情報収集・協議：平成21年11月及び平成22年2月）

上記8の調査により、本プロジェクトの対象3科目のうち、民法については、「モデル教材」（仮称）の内容及び教材開発のため必要な作業について相当程度日本側及びラオス側で認識の共有が図られたが、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、民法に比べ日本側の有する情報量が多くなく、かつワークショップも開催されなかったことから、本プロジェクト実施までに、特に「モデル教材」（仮称）の内容について具体化と認識の共有をはかることが重要な課題となった。JICAは、この課題に対応するため、平成21年度末までに実施する次回調査において、民事訴訟法及び刑事訴訟法のワークショップを開催することにした。

このような状況を踏まえ、当部は、本プロジェクトの立案及び実施準備に資するべく、鮎京先生、瀬戸先生及びJICA等と協議の上、①民事訴訟法及び刑事訴訟法に関し、本プロジェクトの実施後まで継続的に御協力いただくことを視野に入れ、法整備支援に前向

きに取り組んでいただければ、実務への御理解もある研究者の方に次回調査のワークショップへの御協力をお願いする、②同年度中に少なくとも2回実施予定のCALE-ICDワークショップでは、御了解いただいた研究者の方にも御参加いただき、日本側参加者が、ラオス側参加者との質疑応答を通じてラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法の基礎情報をできる限り得る、③研究者の方には、CALE-ICDワークショップで得られた基礎情報等を基に、次回調査のワークショップを御担当いただく、との対応をとることとした。

そして、民事訴訟法については、出口雅久・立命館大学法学部教授（以下「出口先生」という。）、酒井一・名古屋大学大学院法学研究科教授（以下「酒井先生」という。）及び名津井吉裕・大阪大学大学院高等司法研究科准教授（以下「名津井先生」という。）に、刑事訴訟法については、加藤克佳・愛知大学法学部・法科大学院教授（現：名城大学法学部・大学院法学研究科教授。以下「加藤先生」という。）及び洲見光男・同志社大学法学部・大学院法学研究科教授（以下「洲見先生」という。）にそれぞれCALE-ICDワークショップへの御参加と次回調査のワークショップの御担当を御快諾いただいた。

CALE-ICDワークショップは、平成21年11月下旬及び同22年2月中旬の2回にわたり、CALE若しくは当部において開催された。参加者は、上記各先生方、CALEから鮎京先生及び留学生数名等、瀬戸先生、当部から部長及びラオス担当教官等、JICAから川合職員であった。各回においては、日本側参加者よりラオス側参加者に事前配布していた基本的な民事事件の設例（貸金返還請求）及び刑事事件の設例（強盗致傷）を参照しつつ、日本側参加者がラオス側参加者との間で、ラオスにおける民事事件の裁判手続及び刑事事件の捜査手続を中心に質疑応答を行った。

これら各回のCALE-ICDワークショップについては、本号における瀬戸先生、酒井先生の御寄稿も併せて御参照いただきたいが、日本側は、民事訴訟法及び刑事訴訟法の法令や関連実務について、各法の条文と先に実施された法整備支援プロジェクトにおける民事判決書マニュアル及び検察官捜査マニュアルの内容に関する情報を有していたのみであったため、断片的ながら各法令の沿革、裁判や捜査手続の実情について情報を得られたことは、次回調査のワークショップ準備に非常に有益であった。

例えば、民事事件の解決方法として、第一義的に村落調停委員会や裁判所における調停が活用され、調停が不調に終わった場合に初めて裁判手続が行われていることや、刑事事件が警察等の捜査機関に発覚した場合、捜査機関は被疑者が十分に特定できるまで密行的に事件を周辺住民や被害者・目撃者からの情報聞き取り等によって調べ、被疑者が十分に特定されると、捜査機関の請求により、検察官が特定された被疑者に対する捜査開始命令を出し正式な捜査手続を進めること等が把握できたが、これらは次回調査のワークショップに関する設例作成や実際の質疑応答の重要な基礎情報となった。

11 民法JICA-NET会議（平成21年12月より実施中）

上記8の調査により、民法については、「モデル教材」（仮称）の内容及び教材開発のため必要な作業について相当程度日本側及びラオス側で認識の共有がはかられた。そ

れに加えて、ラオス側及び日本側において、上記8の調査の際取り上げられた物権法（動産）及び債権法（不法行為）に関する民法事例問題2問に加え、併せて日本側がラオス側に事前配布した物権法（不動産）、物権法（担保物権）、債権法（契約）及び家族法に関する民法事例問題4問について、本プロジェクト活動の実施準備及び最初の活動として問題集を作成したいとの機運が高まった。

そこで、JICAは、JICA-NETと呼ばれるテレビ会議システムを活用して、日本側及びラオス側で、問題集作成を目指した協議及び質疑応答を内容とする会議を行うこととした。

会議は、平成21年12月下旬に第1回が開催された後、本稿執筆時点である平成22年7月中旬までの間に、合計5回開催されている。会議参加者は、日本側が松尾先生、瀬戸先生、JICA（佐藤専門員・川合職員・吉村由紀ラオス事務所員等）、法務省（当部部長・教官等）、ラオス側が選出された民法サブ・ワーキング・グループのメンバーとなっている。会議は、本プロジェクト実施後の活動を想定し、よりラオス側の主体的かつ積極的な活動を軸とする構成をとっている。具体的には各事例について、事前に松尾先生と民法サブ・ワーキング・グループのメンバーが日本及びラオスの民法理論や実務上の問題点を適用した場合の回答例を作成・呈示した上、会議で日本側とラオス側がそれぞれの回答例の説明と記載内容に関する質疑応答を行う方式で進めている。

会議については、本号における松尾先生の御寄稿も併せて御参照いただきたいが、民法サブ・ワーキング・グループから条文の趣旨説明や関連する実務の紹介等が行われるようになってきている。また、松尾先生を中心とした日本側からも、回答例の記載事項について、多くの提案が行われるようになってきている。

この会議は、本プロジェクト開始後も継続して開催される予定である。

12 本プロジェクトの検討、採択（平成21年9月から平成22年2月まで）

上記7のとおり、平成21年7月、ラオス政府から日本政府に支援要請が行われたことから、外務省は、同年9月以降、本プロジェクトを新規技術協力案件として採択して平成22年度に実施するかどうかにつき、JICA及び法務省との協議等を通じて検討した。法務省はこの際、これまでの諸活動を踏まえ、本プロジェクトの採択と平成22年度の実施が望ましい旨意見を述べた。

外務省は、平成22年2月までに、本プロジェクトを平成22年度に実施する新規技術協力案件として採択し、ラオス政府に通報した。

13 ラオス法律人材育成強化プロジェクト詳細計画策定調査（平成22年3月）

JICAは、上記10のとおり、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、本プロジェクト実施までに、特に「モデル教材」（仮称）の内容について具体化と認識の共有を図ることが重要な課題と認識しており、平成22年3月に実施することとなった調査において、民事訴訟法及び刑事訴訟法のワークショップを開催することにした。同時に、上記12のとおり

り、同年2月までに本プロジェクトが平成22年度に実施する新規技術協力案件として採択、通報されたことから、平成22年度の早期実施を目指し、本プロジェクトの具体的枠組み及び実施体制等につき詰め協議を行うことも調査の主たる目的となった。

調査は、平成22年3月上旬から中旬まで首都ヴィエンチャンで実施された。佐藤専門員を調査団長とし、参加者は、JICA（川合職員）、法務省（大臣官房秘書課国際室長・当部部長・教官等）、愛知淑徳大学（瀬戸先生）、民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップを担当される出口先生、酒井先生、名津井先生及び洲見先生であった。加藤先生には民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップ準備段階（取り上げる事例の選定等）で御協力をいただいた。

調査では、日本側及びラオス側が協議を重ねた結果、本プロジェクトの具体的枠組み及び実施体制等に関して合意に達し、合意結果は文書にとりまとめられた。これらの点については後記第3で紹介することとし、本項では民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップについて触れることとする。

民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップについては、本号の酒井先生・洲見先生・出口先生の御寄稿もあわせて御参照いただきたいが、上記11の民法JICA-NET会議と同様、本プロジェクト実施後の活動を想定し、準備段階から、ラオス側の主体的かつ積極的な活動を組み入れる方法をとった。具体的には、平成22年2月上旬から中旬にかけてJICA（佐藤専門員及び川合職員）がラオス現地に出向き、民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップで取り上げたい議題の候補複数を民事訴訟法及び刑事訴訟法の各サブ・ワーキング・グループのメンバー等から聴取した上、同月中旬のJICA-NET会議によるJICA、酒井先生、名津井先生、加藤先生、洲見先生及び当部と各サブ・ワーキング・グループのメンバーとの協議を経て、議題を決定した。民事訴訟法については貸金返還請求事例を参照しつつ、弁論主義の適用の有無等民事訴訟法の基本概念に関する質疑応答を行うこととし、刑事訴訟法については、強盗致傷事例を参照しつつ、搜索・差押えが違法とされる要件及び違法収集証拠の証拠能力等に関する質疑応答を行うこととした。

そして、各事例を日本側がラオス側に事前に呈示した上、ワーキング・グループがラオスの法理論や実務上の問題点を適用した場合の回答例を作成し、日本側に事前に提出した。

民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップは、ラオス側実施機関及びその監督下部機関（地方の機関を含む）から延べ100名程度が参加して行われた。いずれのワークショップにおいても、まず、民事訴訟法及び刑事訴訟法の各サブ・ワーキング・グループの代表者が、作成した回答例の内容につき、詳細な説明を行い、続いて出口先生、酒井先生、名津井先生及び洲見先生を中心とする日本側から、関連する日本の法令上の条文や判例をはじめとする実務上の対応等に関し適宜説明を加えつつ、ラオス法理論と実務上の問題点等につき、ラオス側参加者との間で質疑応答を行い、最後に議論のまとめを行う方式で進めた。

時間の関係上立ち入った議論にまでは至らなかったものの、ラオス法理論や実務上の

問題点について、特に刑事訴訟法ワークショップで、複数の意見が呈示・議論されたことは今後のワーキング・グループの活動を進めるに当たり大きな収穫であった。また、基本概念の有無や趣旨、関連条文の要件や効果等につき一定時間質疑応答が行われたため、日本側及びラオス側において、民事訴訟法及び刑事訴訟法の「モデル教材」（仮称）を作成するに当たっても、これらの要素を情報収集・研究・検討することが肝要であるとの認識の共有促進に資する民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップとなった。

14 本プロジェクトに関する合意議事録の締結（平成22年6月）

上記の一連の経緯に加え、JICAによる本プロジェクトの事前評価手続等を経て、本プロジェクトは上記第1のとおり、平成22年6月7日、JICAとラオス側実施機関であるラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の間で合意議事録の締結に至り、同年7月20日からの実施が決定した。

第3 本プロジェクトの概要

1 はじめに

上記第2の13記載の調査において、本プロジェクトの具体的枠組み及び実施体制等につき合意がされ、その結果は文書にまとめられた。合意内容（英文）は多岐にわたっていることから、ここでは、そのうち具体的枠組みと実施体制に焦点をあてて紹介する。

なお、いずれの要素に関しても、上記第2の6及び8において、相当程度包括的合意がなされてきていることから、これらの項において詳しく述べた箇所については、重複しない範囲で述べることとする。

2 本プロジェクトの具体的枠組み

① 実施期間：平成22年7月20日開始、以後4年間

② ラオス側実施機関：ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学

③ 本プロジェクトの裨益対象者：「ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の監督下にある職員及び教員」

各実施機関から選出され本プロジェクトの活動にかかわるワーキング・グループのメンバーが裨益対象となるのはもちろんのこと、活動の過程で、情報の提供、「モデル教材」（仮称）開発や普及に関するワークショップ等への参加及び開発された「モデル教材」（仮称）の教育・研修・実務への活用をはかる他の職員及び教員も裨益対象となる。本プロジェクトは一連の活動を通じて、各実施機関の人的・組織的能力の強化をはかることを目指しているからである。

④ 上位目標（後記⑤のプロジェクト目標が達成されたことにより論理的にもたらされると考えられるより高次で長期的な問題改善効果）：「ラオスの法・司法関連機関、法学教育機関及び所属の職員・教員が、理論と実務の体系的な分析を踏まえたラオス

法の理論研究を発展させ、法理論に基づいた実務の改善に取り組む人的・組織的能力を取得する。」

合意内容では、ラオス法とは、ラオスにおいて存在する実定法及び法規範のことを指し、実務とは、法令の起草、司法実務及び行政実務を指すとされた。実務については、裁判手続、捜査手続及び判決執行等がその典型例といえることができる。

本プロジェクトでは、ワーキング・グループが中心となって、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3科目について、法理論と実務を体系的に分析するとともに、その過程で判明した教訓も取り入れた「モデル教材」（仮称）を作成し、法・司法関連機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、「モデル教材」（仮称）の普及を受けることにより、これら機関及び職員・教員が、法理論と実務を体系的に分析し、結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的な能力を取得することを目指している。

こうした基礎的な能力の取得がなされれば、本プロジェクト終了後一定年数を経た際に、本プロジェクトで取り上げる3科目に限らずラオス法全般について、本プロジェクトの裨益対象である法・司法関連機関、法学教育機関及び所属職員・職員が、法理論と実務の分析をさらに深め、ひいては、自律的に法理論に基づいた法令起草・司法実務及び行政実務の改善に取り組む能力を取得することが期待されることから、上記上位目標が定められたといえる。

- ⑤ プロジェクト目標（本プロジェクト終了時まで達成されることが期待される目標）：「ラオスの法・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的な能力を取得する。」

合意内容では、法学教育とは、ラオス司法省が設立した法科大学及びラオス国立大学における法学教育を指し、研修とは、法・司法関連機関における法令起草・司法実務及び行政実務の研修を指すとされた。また、民法とは、統一民法典が存在しないことから、財産法・契約法・契約外債務（不法行為等）法・担保法・家族法及びその関連実定法・法規範を指すとされた。

合意内容におけるプロジェクト目標は、大要上記第2の6時点のプロジェクト目標の内容と変わるものではない。ただし、上記第2の6時点のプロジェクト目標では、4年間という限られた期間にどこまでラオスの法・司法関連機関、法学教育機関及び所属職員・教員の能力を引き上げるかが必ずしも明確ではなかったことから、「理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的な能力を取得する。」旨定めた。「基礎的な能力」については、「モデル教材」（仮称）の内容について、これら機関及び職員・教員に一定程度理解されるとともに、法学教育や研修の講義あるいは実務の遂行に当たり、「モデル教材」（仮称）が方向性の決定のための資料として参照されたり、引用されたりすること等が当てはまると考えられる。

- ⑥ アウトプット（本プロジェクトにおいて、日本側及びラオス側の人的・物的資源の投入や、種々の活動により産み出される具体的な財やサービスを指す。論理的には、

このアウトプットが本プロジェクト終了時までには産み出されれば、上記本プロジェクトの目標は達成されると考えられる。) :

- 0) 「ラオス司法省，ラオス最高人民裁判所，ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の職員・教員により形成されたワーキング・グループが適切に運営される。」

上記第2の9ないし13のとおり，ワーキング・グループのメンバーは既に選出され，一部活動を開始していることから，上記第2の6時点のアウトプット0)から「設立される」を除外した。

- 1) 「ラオス民法，民事訴訟法，刑事訴訟法について，ワーキング・グループが，法理論と実務上の問題を体系的に分析し，その分析結果をまとめた『モデル教材』(仮称)を開発する。」

教材開発主体をワーキング・グループと明確化した。

また，「モデル教材」(仮称)については，上記第2の6時点のアウトプット1)及び2)のように，教材開発段階と教訓とりまとめ段階を順次峻別することは難しいとの考えから，法理論と実務を体系的に分析するとともに，その過程で判明した教訓も取り入れた内容となるとし，具体的にこれらの内容をどう構成するかについては，本プロジェクトの実施過程で柔軟に判断することとした。

さらに，「モデル教材」(仮称)の最終的な名称についても，本プロジェクトの実施過程で決定することとした。

- 2) 「ワーキング・グループが，ラオスの法・司法関連機関，法学教育機関及び所属職員・教員に対し，『モデル教材』の活用法及び内容の普及を行う。」

ラオス側各実施機関及び所属職員・教員が，法理論と実務を体系的に分析し，結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的な能力を取得するためには，「モデル教材」(仮称)の開発を担当したワーキング・グループから，その内容や活用法の説明・質疑応答等の普及を受ける必要があると考えられたため，アウトプットとして合意内容で明確化した。

- ⑦ 活動(上記⑥のアウトプットを達成するため，本プロジェクトにおいて行われる活動を指す。) :

- 1) アウトプット0)に関する活動

- 0)-1 「ワーキング・グループが，『モデル教材』(仮称)の開発に関する活動を進める。」

『モデル教材』(仮称)の開発に関する活動は，後記2)のアウトプット1)に関する活動及び後記3)のアウトプット2)に関する活動を指す。

- 0)-2 「合同調整委員会(Joint Coordination Committee)が，運営委員会(Management Committee)との協議を通じて本プロジェクト活動の運営管理を行う。」

合同調整委員会及び運営委員会については，後記3の本プロジェクトの実施体制の項で言及する。

- 2) アウトプット1)に関する活動

合意内容では、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法のそれぞれについて、活動項目が定められているが、多くの項目は共通している。そこで、まず民法について定められた活動項目をすべて紹介した上、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、民法と異なる最初の活動項目のみ紹介することとする。

1) -1 民法の「モデル教材」(仮称)開発に関する活動

1) -1-1 「民法サブ・ワーキング・グループが、日本人専門家とともに、民法の代表的な論点から構成された問題及び回答例から構成される「問題集」(仮称)を開発する。」

上記第2の11記載の民法JICA-NET会議で検討作業が一部開始されている民法問題集の作成に関する活動である。「モデル教材」(仮称)を開発する第一歩として、法学教育・研修・実務で普及及び活用ができ、問題集作成者及び活用者が、法理論と実務を体系的に分析する基礎を理解しやすい問題集を作成することとした。

問題集は、日本側作成の物権法(動産)、債権法(不法行為)、物権法(不動産)、物権法(担保物権)、債権法(契約)及び家族法に関する民法事例問題6問について、回答例を『ラオス民法の関連条文を指摘してその趣旨を紹介した上、要件・効果とそれに関連した論点を検討し、併せて実務例を説明する』方式で作成される旨合意された。

1) -1-2 「民法サブ・ワーキング・グループが、日本人専門家とともに、『モデル教材』(仮称)開発に関する具体的作業計画を作成する。」

上記第2の8の民法ワークショップにおいて、松尾先生が、共同して教科書を執筆するに際しては、表題・作成趣旨・掲載項目・構成・執筆者の役割分担・教科書の読者対象・執筆上の留意点等につき執筆者間で協議し、執筆要項を作成した上で具体的作業に入る旨知見提供されたことを取り入れ、同じく「モデル教材」(仮称)を開発する第一歩として、教材開発に関する作業計画を作成することとした。

なお、作業計画は、掲載項目、分析・検討及び執筆の作業予定、分析・検討及び執筆の役割分担、教材の読者対象及び教材開発上の留意点等から構成される旨合意された。

本プロジェクト実施初期には、主にこれら1) -1-1及び1) -1-2の活動が行われる見通しである。

1) -1-3 「民法サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令の沿革及び裁判例等実務に関する基礎情報を収集する。」

1) -1-3以降は「モデル教材」(仮称)の開発に関する具体的作業を定めている。

上記第2の8の民法ワークショップ及び協議において、ワーキング・グループのメンバーが、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務

に当たる能力を強化するためには、まず、必要と考えられる法令・実務等に関する情報の内容とその給源を見極め、自ら収集する過程を経ることが欠かせないとの認識の共有がはかられたことを受けて定められた。

1) -1-4 「民法サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令に関する基礎的な法理論を研究する。」

1) -1-5 「民法サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに基礎的な法理論に基づき、裁判例等実務に関する問題を分析・検討する。」

1) -1-4 及び 1) -1-5 については、上記第2の8の民法ワークショップ及び協議において、ワーキング・グループのメンバーが、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化するためには、上記1) -1-3の情報収集過程を経た上で、多様な経験と知識を有するメンバーの間で議論しつつ研究・分析を行う過程を経て、その上で後記1) -1-6の執筆を行うことが欠かせないとの認識の共有が図られたことを受けて定められた。

1) -1-6 「民法サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、モデル教材を執筆する。」

本項目をはじめとする各活動について、ワーキング・グループが日本人専門家とともに行う旨合意されたものが多くを占めるが、同時に、一連の教材開発及び出版作業そのものは、ラオス側によって行われることも合意されている。本プロジェクトの活動は、ラオス側実施機関がその人的・組織的能力強化のため主体的かつ積極的に行い、日本人専門家はそれに対する知見の提供や助言を行う方式で進められるのが妥当であると言える。

1) -1-7 「民法サブ・ワーキング・グループが必要に応じてメンバー以外の法・司法関連機関及び法学教育機関の所属職員・教員から情報収集を行い、若しくは協議を行う。」

本プロジェクトは、実施機関である法・司法関連機関及び法学教育機関及びその所属職員・教員の人的・組織的能力強化を目指している。そのためには、「モデル教材」（仮称）の開発過程で、可能な限りこれら機関及び職員・教員全体が必要と考えられる情報の収集や教材内容に関する協議に参画し、ワーキング・グループが得られた情報や意見を教材内容に反映させる機会をもつことが大変有益であると考えられる。また、実施機関にこそ直接含まれていないが、民事事件の運用等に枢要な役割を果たしている弁護士等外部機関の職員・専門家から情報や意見を得て、教材内容に反映させることも大変重要である。そのため、ワーキング・グループ内にとどまらない幅広い層に情報収集や意見聴取を行うことを活動内容として明確化した。

1) -1-8 「民法サブ・ワーキング・グループが『モデル教材』（仮称）の開

発過程で得られた教訓をとりまとめ、『モデル教材』（仮称）に反映させる。」

上記第2の6時点のアウトプット1）及び2）のように、「モデル教材」（仮称）で教材開発段階と教訓とりまとめ段階を順次峻別することは難しいと考えられたほか、得られた教訓については、可能な限り迅速に「モデル教材」（仮称）の内容等に反映させたほうが、教材内容の充実や実施機関における教材活用につながりやすいと考えられたことから定められた。

なお、教訓とりまとめや教材開発の作業円滑化を図るため、一連の作業過程を文書で記録することとした。

- 1) -1-9 「民法サブ・ワーキング・グループが、必要に応じ、『モデル教材』（仮称）に関し、編さん委員会が行う作業に協力する。」

編さん委員会とは、各実施機関の有識者で構成され、各実施機関が開発する書籍や冊子等の内容承認を行うための非常設の委員会である。

ラオス側の情報提供により、「モデル教材」（仮称）についても執筆後に編さん委員会が構成され、教材検討が行われると考えられたことから、委員会に対する協力が活動上不可欠と考えられ、その旨定められた。

- 1) -2 及び 1) -3 民事訴訟法及び刑事訴訟法の「モデル教材」（仮称）開発に関する活動

- 1) -2-1 及び 1) -3-1 「民事訴訟法及び刑事訴訟法の各サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、『手続・法令チャート』（仮称）を作成する。」

日本の民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する教科書や実務用教材においては、それぞれの手続の流れを図示するとともに、必要に応じ関連する条文や実務上の論点等を摘示するチャートが添付されている例が多くみられ、学生、研究者及び実務家が手続の全体像を把握しつつ学習、研究、教育及び実務に当たるとに大変有益な資料となっている。この知見を踏まえ、「モデル教材」（仮称）を開発する第一歩として、ラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法の手続や関連条文の説明を内容とするチャートを作成することとした。

なお、ラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法については、民法に比べ日本側の有する情報量が多くないことから、本チャートの作成により、日本側もこれらの法令や実務に関する情報を蓄積することが期待できるといえる。

- 3) アウトプット2）に関する活動

- 2) -1 「ワーキング・グループが、日本人専門家とともに、『モデル教材』（仮称）を、法・司法関連機関及び法学教育機関の所属職員・職員に対して普及するワークショップを開催する。」
- 2) -2 「ワーキング・グループが、日本人専門家とともに、『モデル教材』（仮称）を活用した模擬講義セミナーを開催する。」

普及の方策として、2) -1のように、「モデル教材」の内容及び活用法をワー

キング・グループが参加者に説明し、質疑応答に応じる形式が考えられるのに加え、2) -2のように、実際にワーキング・グループが教材を使って模擬的に講義を実施することで具体的活用法を示すとともに、参加者との質疑応答等を通じて今後の教材や教授法等の改善に向けた情報を得る模擬講義セミナーの形式も有益と思われることから、活動として定めた。

⑧ 投入（活動を行い、アウトプットを達成するために必要な人的・物的資源）

1) 日本側の投入

長期専門家，短期専門家，国内支援委員会，日本での研修実施

長期専門家及び国内支援委員会については、後記3の本プロジェクトの実施体制の項で言及する。

2) ラオス側の投入

プロジェクト・ダイレクター，合同調整委員会のメンバー，プロジェクト・マネージャー，運営委員会のメンバー，連絡調整部門のメンバー，ワーキング・グループのメンバー，日本人専門家チームの事務所，ワークショップやセミナー開催のための部屋，日本側が負担しない本プロジェクトの経費

プロジェクト・ダイレクター，合同調整委員会，プロジェクト・マネージャー及び運営委員会については、後記3の本プロジェクトの実施体制の項で言及する。

3 本プロジェクトの実施体制

① ラオス側実施体制

本プロジェクトは、ラオス側の実施機関が4機関、活動に第一次的に関与するメンバーが約70名となっており、本プロジェクトを適切に実施するためには、日本側や、実施機関間で情報共有及び連絡調整が円滑に行え、かつ責任の所在が明確となるラオス側の実施体制の確立が特に必要であるといえる。

この点を踏まえた実施体制に関する合意内容は以下のとおりである。

まず、本プロジェクトの最高意思決定組織として合同調整委員会を設置した。

合同調整委員会のメンバーは、ラオス側実施機関の次官・副長官級であるラオス司法省副大臣，ラオス最高人民裁判所副長官，ラオス最高人民検察院次長検事，ラオス国立大学副学長及び日本側実施機関の代表であるJICAラオス事務所所長で構成される。合同調整委員会は、概ね半年に1回開催されるが、必要に応じて随時開催される。

議長が本プロジェクトの責任者であるプロジェクト・ダイレクターをつとめる。この点、プロジェクト・ダイレクターを実施機関のいずれから選出するかが懸案事項であったが、実施機関間に特段の上下関係がなかったことから、各機関が1年ごとに持ち回りでつとめることになった。1年目はラオス最高人民検察院次長検事，2年目はラオス最高人民裁判所副長官，3年目はラオス国立大学副学長，4年目はラオス司法省副大臣が議長兼プロジェクト・ダイレクターをつとめる。

合同調整委員会の具体的役割は、1)本プロジェクトの活動計画を確認すること、2)本プロジェクトの全体的進ちよく状況と業務計画の達成事項を確認し、「進ちよく報告書」を承認すること、3)本プロジェクトに関する主要事項を確認し意見交換すること、となっている。

次に、本プロジェクトの日常的かつ実質的な活動を進める組織として、ワーキング・グループを設置し、その中に運営委員会、科目ごとのサブ・ワーキング・グループ3つ、連絡調整部門を設置した。

運営委員会は、サブ・ワーキング・グループの行う諸活動及び連絡調整部門の行う諸手続の進ちよく管理や調整を行う。こうした運営委員会の性質上、ラオス側実施機関から、局長級の幹部が1名ずつ参加するのに加え、サブ・ワーキング・グループのリーダー及び副リーダー、連絡調整部門の担当者が参加し、日本側からも専門家が参加することとした。運営委員会は、概ね1か月に1回開催されるが、必要に応じて随時開催される。

議長が本プロジェクト活動の進ちよく管理責任者であるプロジェクト・マネージャーをつとめる。プロジェクト・マネージャーについても、実施機関間に特段の上下関係がなかったことから、各機関が1年ごとに持ち回りでつとめることになった。合同調整委員会の議長人事にあわせ、1年目はラオス最高人民検察院、2年目はラオス最高人民裁判所、3年目はラオス国立大学、4年目はラオス司法省が議長兼プロジェクト・マネージャーをつとめる。

運営委員会の具体的役割は、1)サブ・ワーキング・グループのリーダー・副リーダー、連絡調整部門及び日本人専門家とともに、ワーキング・グループの活動計画を策定すること、2)サブ・ワーキング・グループのリーダー・副リーダーとの協議を通じて、ワーキング・グループの活動の運営管理を行うこと、3)新しいリーダー・副リーダーやリーダー・副リーダーの代理、連絡調整部門の新しい担当者や担当者代理、担当者の補助者等の任命を含め、サブ・ワーキング・グループの活動を円滑に進めるのに必要な措置を講じること、となっている。

サブ・ワーキング・グループ及び連絡調整部門の活動内容及びメンバー構成については、上記第2の6及び第2の8の各協議時点で認識の共有をはかった内容と実質的に変わるところはない。合意内容で新たに確認されたこととしては、サブ・ワーキング・グループそれぞれに、各活動のとりまとめと日本人専門家チーム、運営委員会及びサブ・ワーキング・グループ間の意思疎通を図る役割を担うリーダー及び副リーダーを設置すること、サブ・ワーキング・グループの開催頻度は概ね週1回程度とすること、日本人専門家チームとリーダー・副リーダー、連絡調整部門担当者が頻繁に会い、協議を重ねる方向で活動すること、が挙げられる。

② 日本側実施体制

日本側からは、長期専門家3名（法律人材育成全般を担当する検察官1名、民法・民事訴訟法を中心に担当する弁護士1名、会計及び諸手続を担当する業務調整専門

家1名)をラオス現地に派遣することとなった。

これら日本人専門家チームは、ラオス最高人民検察院所管の研修機関「検察業務開発センター」にプロジェクト事務所を置き、上記第3の2記載の本プロジェクトの具体的枠組みに沿って、ラオス側各実施機関に対する知見の提供や助言を行うとともに、本プロジェクトの円滑な実施を目指して、適宜JICA（東京の本部及び現地事務所）、日本大使館、日本側協力機関である法務省、日本弁護士連合会及び後記国内支援委員会等の日本側関係機関と協議・調整を行うことを主たる業務として活動することとなる。

加えて、法理論・実務に関する専門的知見を提供したり、各実施機関の活動への助言を行ったりすることにより、ラオス現地の活動を後方支援する国内支援委員会を民法・民事訴訟法及び刑事訴訟法それぞれについて設置することとなった。

第4 おわりに～本プロジェクト実施当初の予定～

日本人専門家チーム3名は、平成22年7月13日と同月20日に順次ラオス現地に赴任し、全員が赴任した同月20日をもって本プロジェクトは正式実施となる。

同年8月中には、日本側・ラオス側双方から各実施機関及び各協力機関の幹部列席のもと、案件開始式を行い、本プロジェクトの実施を内外に表明することとなっている。

これと前後して、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法に関し、各サブ・ワーキング・グループのメンバーを中心としたラオス側と専門家チームを中心とした日本側で、今後の活動計画について協議・作成を始めるとともに、本プロジェクト実施前に引き続いて民法問題集の作成に向けた作業を行う等、実質的な活動に入る予定である。

また、国内支援委員会については、現在その人選を含めた設置準備を進めており、本プロジェクト実施からそれほど間隔があかない時期の設置を目指しているところである。

以上

ラオス法律人材育成強化プロジェクト立上げにおける共通理解の形成 －本案件形成プロセスの含意と教訓－

JICA 国際協力専門員・弁護士

佐藤直史*

JICAは、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の立上げに当たり、2009年2月に基礎情報収集確認調査、同年6月及び同年9月に協力準備調査を行い、これらの調査における協議内容及びその他の機会に行なった協議内容を踏まえ、2010年3月の詳細案件策定調査¹において、ラオス側関係機関とPDM²案及びRD³案を合意した（その後RDへの署名が行われ、同年7月に本プロジェクトは開始された。）。このような準備プロセスにおいて、ラオス側関係者及び日本側関係者との間で丁寧な協議を行いながら共通理解の醸成を図ったため、本プロジェクト開始前に明確な共通目標の設定を行うことが可能となった。本稿では、このプロセスを振り返るとともに、法整備支援プロジェクトの立上げに関する教訓を検討したい。

ラオス国政府からの要請と基礎情報収集確認調査

JICAは、ラオスにおいて、2003年から2007年に「法整備支援プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）を実施し、民法や商法の教科書、法律用語集、法令データベース、判決書マニュアル、検察官マニュアル等の作成を支援するとともに、それらの普及活動を支援

* さとうなおし。JICAの法整備支援事業について、シニアアドバイザーとして、ラオスを始めとする各国のプロジェクトの計画策定・実施・モニタリング・評価に関する業務を行っている。ラオスにおける法整備支援に関しては、本文に記載したすべての調査を実施し、プロジェクトの立上げに関する業務を担当した。

¹ これら一連の調査には、法務省及び名古屋大学に多大な御協力をいただいた。また、各調査には学識経験者の方々にも多大な御協力をいただいた。御協力いただいたすべての方々に対し、ここで改めて心からのお礼を申し上げたい。

² PDMとは、Project Design Matrixの略であり、プロジェクトの概要を一つの表にまとめたものである。JICAでは、技術協力プロジェクトのマネジメントのためのツールとして、PDMを活用している。PDMの活用方法を含むJICA事業のマネジメントについては、次のサイトを参照。

http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200712_aid_04.pdf

³ RDとは、Record of Discussionsの略であり、プロジェクトに関する両国間の合意文書である。

した。⁴しかしながら、ラオスにおける法務・司法分野の課題はなお大きく、課題解決の担い手となる人材の育成に関する支援ニーズは依然として高かった。

このような状況の下、ラオス政府は、2008年度の要望調査において、日本政府に対し、「司法学校人材育成能力強化プロジェクト」に関する支援を要請した。「司法学校」（原語に忠実に訳すと「法科大学」であるので、以下では「法科大学」という。）とは法務・司法関係機関で働く人材の養成機関であり、「法の支配」に基づく市場経済化の進展を目指しているラオスにおいて、法務・司法関係機関の能力の向上が重要な政策課題であることにかんがみると、ラオス政府が、法科大学の教育内容の改善を指向し、この取組みへの支援要請を行ったこと自体は妥当な問題認識を示していた。

しかし、ラオスにおける法務・司法関係者の育成の概況や養成機関の全体像が明らかではなく、また、法科大学の位置づけや対象者、目標とするレベルなどについての情報が日本側に不足しており、法科大学への支援によりどのような課題の解決が図れるのかが明確ではなかった。そのため、JICAは、支援の対象、内容及び協力のアプローチを明確化・具体化するために必要な情報収集を行うことを目的として、2009年2月に基礎情報収集確認調査を実施した。

この調査の結果、ラオスの法務・司法分野の人材育成における課題は、教員や教材等の物理的な不足にとどまらず、むしろ、基礎的な法律学が未発達であることに根源の問題があると考えられた。すなわち、大学等における法律科目の講義は、条文の説明が行われるだけであることが多く、法理論の説明や実務上の問題と関連付けた説明が十分に行われていないものであった。そのため、学生（卒業生）の理解は、法理論の裏付けがなく、かつ実務上の問題と結び付けられることのない、表面的な条文の理解にとどまっていた。一方、実務家は、自らの実務を法理論と結び付けて考えるための機会がなく、教育・研修機関で行われている実務教育も、実務家が自らの経験に基づく独自の理解を説明することが中心となっており、ここでも実務上の問題と法理論とが結び付けられて説明されることはなかった。このような実務教育の結果、ラオスの法律実務においては、法理論の裏付けがない（時として条文からかい離れた）場当たり的な実務が行われていた。

このような現状を踏まえると、ラオスの法務・司法分野の人材育成上の問題は、現在の教育・研修制度を前提として教員や教材の速成的な充実を図ることで解決されるものではなく、ラオス法の基礎理論を発展させることにより根本的に解決を目指さなければならない問題であると考えられた。そのような基礎理論の発展があつて初めて、法学教育・研修の改善及び将来的な法律実務の改善がラオスの人々の手によって自立的に行われるのではないかという

⁴ 前プロジェクトの詳細に関しては、次のサイトを参照。

<http://lvzopac.jica.go.jp/external/library?func=function.opacsch.mmdsp&view=view.opacsch.mmindex&shoshibt=1&shoshino=0000252610&volno=0000000000&filename=11991395.pdf&seqno=1>

<http://lvzopac.jica.go.jp/external/library?func=function.opacsch.mmdsp&view=view.opacsch.mmindex&shoshibt=1&shoshino=0000250058&volno=0000000000&filename=11968708.pdf&seqno=1>

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/b7daf2eabe456da849256bdf0038493d/3a914ce6fb92295b492575d10035495d?OpenDocument>

仮説に達した。

協力準備調査における認識の共有のプロセス

上述した問題認識と解決のためのアプローチ案（仮説）は、上記要望調査におけるラオス政府からの要請とは異なった内容を含むものであったため、仮説を検証し、ラオス側と日本側の認識の共有を図った上で、プロジェクト化に向けた協議を行う必要があった。さらに、このアプローチによる課題の解決への努力は、ラオスの法務・司法関係機関及び法学教育・研修機関が協力して行うことが求められた。ラオスにおいては、法理論を発展させるための情報、ノウハウ及びリソースが十分ではなく、実定法の分析や実務上の問題の洗い出しを行うためには、司法省のみならず、人民最高裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学（以下、これらをまとめて「関係4機関」という。）がそれぞれの知見・経験を持ち寄ることが不可欠であると思われた。また、このような作業を共同で行うことにより、法理論の発展と実務上の問題の解決との相互関係がより明確に認識され、それが教育及び実務の改善にフィードバックされることになると考えられた。

そこで、JICAは、2009年6月及び同年9月の協力準備調査、2010年3月の詳細案件策定調査の機会等を通じ、上記の問題認識及びアプローチ案についてラオス側関係機関と詳細な協議を行うこととした。この際、ラオス側との間で、関係4機関による共同作業アプローチのイメージを共有し、実現可能な実施体制を構築するために必要な事項を検討することなどを目的として、日本から学識経験者を招いたワークショップの形式で、プロジェクト活動のシミュレーションを行った。このシミュレーションを通じて、関係4機関及びJICAとの間で、活動の内容や規模、作業工程についての理解を深めつつ、これらのワークショップに引き続き、その教訓を踏まえた関係者との協議を行うことにより、プロジェクトの目的や運営管理体制についても具体的な検討が進められた。⁵

この協力準備調査を進める過程においては、「喫緊の課題への対処ではなく今更なぜ基礎理論の構築なのか」といった疑問や、関係4機関にとって初めての共同プロジェクトの試みであるがゆえに、「共同作業について具体的なイメージがつかめない」、「関係4機関合同での作業管理の方法やメンバーの人選はどうのようによすべきか」、「メンバーの業務負担が膨大になるのではないか」といった懸念が表明された。さらに、関係4機関の中には、それぞれの機関ごとのニーズを踏まえた個別の活動を期待する声もあった。

しかし、こうした懸念は、実際にワークショップを行い、その成果と反省点を協議し、次のワークショップに向けた準備を行い、再度ワークショップを開催する、といったサイクルを重ねることにより、徐々に解消されていった。そして、この新しい取組みが現在のラオスの法務・司法分野の問題を解決するために大きな意義を有することについて共通理解が醸成

⁵ 各調査の内容については、本書の渡部教官の報告を参照されたい。

され、関係4機関の指導者層を巻き込んだ認識の共有化が図られていった。例えば、ワークショップにおいて、ある具体的な問題に関して横断的に関係条文を検討することにより、条文相互間の矛盾が明らかになったり、具体的な問題を対処するために必要な規定の不存在が明らかになったりした。こうしたプロセスの中で、関係4機関に、現在ある法制度を前提とした個別の対処療法的な措置をするだけではなく、より体系的に「ラオス法」を分析し、これからの「ラオス法」を構築するためには何が必要なかを考えなければならないという「気づき」が生じた。もちろん、法律実務及び教育実務の現場では喫緊の課題に対する手当ても必要であるが、法理論の裏付けのない場当たりの解決ではなく、解決に向けた法的な基盤を構築する努力を怠らないことが重要であるという認識が生じたことは特記すべきであろう。

また、協力準備調査等で協議したアプローチは、ラオスの実定法の分析や実務上の問題の洗い出しを行うことを含んでおり、この作業は、関係4機関が直面している喫緊の課題に対応する際の重要な情報・資料を提供するものであることが確認された。例えば、司法省は民法典の起草を課せられているが、ラオス民法⁶に関して行う情報収集、分析等に関する作業の成果は、他法令と整合した（体系的な法理論を踏まえた）民法典の起草に大いに役立つことが期待される。同様のことは、裁判・検察実務や教育・研修実務にも当てはまるものであり、最終的には、関係4機関から、本プロジェクトの取組みがラオスの法務・司法分野全体に大きなインパクトを与えることについての高い期待が示されるに至った。

加えて、協力準備調査等においては、関係4機関の高官にも作業の具体的なイメージを認識してもらうと同時に、高官との間でも繰り返し協議を行うことにより、新しい取組みの意義を再確認し、共同作業に参画するメンバーの適切な選任やメンバーの日常業務との調整に関する配慮等について共通の理解を得た。法務・司法分野の人的リソースが極めて限定されているラオスにおいては、一部の優秀な人材に業務が偏る傾向があり、前プロジェクトの教訓からも、本プロジェクトの作業と日常業務とをどのように調整するかについては、本プロジェクト開始前に検討することが必要な課題であった。関係4機関の高官には、本プロジェクトにおいて行う実定法の分析や実務上の問題の洗い出しが、それぞれの機関が直面している喫緊の課題に対応する際の重要な資料となるものであることを再度確認していただき、適切な人員配置を含む実施体制の確立を合意いただいた。

こうしたプロセスを経て、最終的に、関係4機関とJICAとの間で、関係4機関の教育・研修で活用しうるモデルハンドブックの開発（情報収集、検討及び分析を含む。）を通じた人材育成を目標とする本プロジェクトの実施が合意された。また、本プロジェクトの開始前に、作業メンバーが適切に選任され、実施体制が確立された。

⁶ ここでいう「ラオス民法」とは、財産法、契約法、不法行為法、担保法、家族法及びそれに関連する実定法及び法規範を指す。

共有のプロセスの重要性と他案件へのインプリケーション

以上のような周到な準備をした理由は、まず、ラオス側とJICAとの間で、現在の法務・司法分野の課題の改善の道筋を共有する必要があったからである。

ラオスでは、基礎的な法律学が発展しないまま外国法を受け入れたことによる混乱が生じていることに加え、上述のとおり、自国の法理論を十分に踏まえていない実務が行われており、そのような実務上の問題点に目をつぶった法学教育が行われていたため、法学教育機関と実務機関を広く巻き込んで、実務を踏まえた法理論を発展させ、それを実務及び教育にフィードバックするというアプローチを採用することが、課題を解決するために必要であると考えられた。

ただし、これはあくまで日本側の仮説であり、ラオスの課題の解決に向けた取組みを支援するに当たり、このアプローチ（仮説）の正当性の検証を行い、実現可能性を検討することが求められた。その検証に当たっては、このアプローチがラオス側にとって新しいチャレンジであることにかんがみ、具体的な問題を取り上げ、実際にワークショップを実施し、そこから教訓を得ることが重要と考えられた。そして、こうしたプロセスを実施するに当たり、ラオスでは前プロジェクトが終了してから数年が経過しており、また、現地に常駐する日本の法律専門家が不在であったことから、前プロジェクトの成果と教訓を確認しつつ、JICA本部が主導をし、時間をかけてワークショップや協議を行うことが、本プロジェクトの準備としては必要不可欠であった。

このような過程を経て、仮説の正当性が確認され、作業のイメージや協力の方向性について認識が共有されることにより、本プロジェクト開始に先立ち、実施体制の構築及び協力内容の明確化が図られた。

また、「法整備」は中長期的な見通しを立ててラオスの人々（ラオス側関係機関）において計画・実施されなければならない（なお、「法整備支援」も、その中長期的なラオス側の「法整備」の計画・実施を踏まえて、計画・実施されなければならない。）、今回の準備プロセスは、4年間で実施される本プロジェクトの準備の意味だけではなく、本プロジェクト終了後にラオス側で行っていくべき継続的な努力の道筋を明らかにする意味も有していた。

本プロジェクトの目標は、法務・司法関係機関がそれぞれ有する情報・知見・経験を共有しあい、ラオス法の理論面・実務面の体系的な分析・検討を行いながら、キャパシティ・デベロップメントを図ることであるが、ラオスの実務家及び教員が、それぞれのキャパシティを向上させ、体系的なラオス法の理解の上に立って、実務・教育内容を改善していくようになるにはなお時間がかかることが予想される。ラオスの中長期的な「法整備」との関係では、本プロジェクトで達成できる内容はごく初歩的な段階のものであり、法理論の発展を踏まえた法学教育・研修内容の改善や実務の改善は、本プロジェクト終了後のラオス側の継続的な努力があつて初めて達成されるものである。本プロジェクトの立上げに当たっては、本プロジェクトの成果が将来にわたりラオスの法・司法制度の自立的な発展にどのようにつながっ

ていくのかを明確にするために、本プロジェクトの期間を越えた中長期的な発展の全体的なイメージ及びその全体像の中における本プロジェクトの位置づけに関し、ラオス側との間で共通理解を形成することが非常に重要であると考えられた。

今回の準備プロセスにおいて、ラオス側との間で、中長期的なラオスの「法整備」における本プロジェクトの位置づけが明確化され、ラオス側関係者の間に本プロジェクトの終了後も引き続き努力を継続することが必要であるとの認識が生じたことは、極めて重要な成果であったと言える。

上記の協力のアプローチの共有（仮説の検証）及び中長期的な見通しの共有（中長期的な「法整備」の中における技術協力プロジェクトの位置づけの確認）は、今後の法整備支援プロジェクトの立案においても、現在行われている法整備支援プロジェクトの展開を考える上でも、重要な示唆を含んでいるものと思われる。

JICAは、新たな協力の立案に当たり、現地事務所による調査・コンサルテーションに加え、今回のような調査団の派遣や、個別専門家・企画調査員の派遣といったスキームを活用し、現地のニーズを踏まえ、相手国のキャパシティ・デベロップメントに配慮したデザインを行っているが、これまでは、時として、プロジェクトの開始に先立って中長期的な目標とプロセスを明確に示すことに困難が伴う場合も多かった。しかしながら、JICAがODA実施機関として行う国際協力は、各分野の専門性を踏まえながらも、JICA自身が、国際協力に関する専門的な見地から、最終的な目標と支援のプロセスを決定しなければならない。このような協力内容のデザインに当たっては、相手国のキャパシティを考慮し、支援終了後の自立発展性までを見据えた上で、相手国関係者と協議をし、共通認識を図らなければならない。⁷本プロジェクトの立上げのプロセスは、このようなJICAの取組みを法整備支援の立案において実現に移したという側面からも、特筆すべき重要な意義を有する。

もちろん、対象国の状況や、当該分野におけるこれまでの日本の協力との関係から、準備プロセスは多様であることが当然であり、すべての案件に本プロジェクトの準備プロセスをあてはめることが必要ということではない。⁸また、昨今の日本のODAを取り巻く厳しい状況の下、予算と人員には制約があることも考慮に入れなければならないであろう。しかしながら、本プロジェクトの準備プロセスにおいて行った共通理解の形成、アプローチの共有、実施体制の確立等に関する教訓は最大限に活用されなければならない。その上で、様々な条件を考慮しつつ、より効果的・効率的な法整備支援プロジェクトの立案・実施を行なっていくことはJICAの責務である。

⁷ この点については、筆者「法整備支援実施機関の近年の取組みと法律家（法整備支援専門家）の役割」（法律時報2010年月号）参照。

⁸ 例えば、現行プロジェクトが実施されている国においては、本文中の「仮説の検証」や「アプローチの共有」は、長期専門家が日々の業務として行っていることであり、それとは別に、仮説の検証や認識の共有のためのワークショップをJICA本部が開催することは不要であろう。プロジェクトが実施されている国において新たな協力の展開を検討する場合に重要なことは、長期専門家の現地における知見と経験の蓄積を踏まえて、JICAが長期専門家と適切に連携しつつ、より適切なデザインを検討することであろう。

最後に

今回の準備プロセスにおいて、ここで強調されるべきことは、本プロジェクトに対するラオス側の参加意欲の高さと積極的な姿勢である。ワークショップにおいても協議においても、特に若手の参加者から、ラオス法それ自体の体系的な法理論を作っていくこと、理論と実務を関連づけて考え分析すること、といった新しいチャレンジに対する大きな期待感が示された。そして、たとえ困難な仕事であっても自分たちがやり遂げたい、という高いオーナーシップが示された。このような取組みは、ラオスにおいて初めての試みであり、様々な障害にぶつかることが予想されるが、本プロジェクトにおいては、こうした若手を積極的に取り込み、エンカレッジしながら活動を進めることが重要であり、それができれば、本プロジェクトは成功が期待できよう。

本プロジェクトは、キャパシティ・デベロップメントを目的とするプロジェクトであり、本プロジェクトを通じて育成された人材は、将来にわたり、ラオスの法務・司法分野の改善に取り組んでいく中核となることが期待される。本プロジェクトが支援する取組みは、ラオスの法務・司法分野の今後の発展のための小さな一歩ではあるが、その第一歩を踏み出す後押しができることを大きな喜びとして受け止めつつ、本プロジェクトの進展を今後とも適切にサポートしていきたい。

以上

ラオス人留学生の協力による法整備支援ワークショップ

名古屋大学CALE院生・ポスドク研究協力員
愛知県立大学非常勤講師

瀬戸 裕之¹

はじめに

ラオス人民民主共和国（以下、ラオス）に対する日本の法整備支援（ラオス法律人材育成強化プロジェクト）が、国際協力機構（以下、JICA）により実施されようとしている。このプロジェクトの準備過程及び実施には、JICAの専門家及び職員の方々を中心に、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、ICD）の教官及び専門官、並びに日本の各大学の先生方がかわられているが、プロジェクト形成の初期段階においては、ICD、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下、CALE）が、ラオスの法制度に関する基礎情報の収集に協力を行ってきた経緯がある。特に、名古屋大学大学院法学研究科は、1999年よりラオス人法律家を留学生として継続的に受け入れてきた実績があり、名古屋大学で学んでいるラオス人留学生たちが、2008年からCALEとICDの共催で行われてきた「ラオス法整備支援プロジェクト・シュミレーションワークショップ」（以下、ラオス法整備支援ワークショップ）に参加して、ラオスの法制度及び法律の運用実態に関する貴重な情報を多く提供し、今回のラオス法整備支援プロジェクトの形成に大きく貢献した。

本稿は、名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人留学生の受入れの経緯と実績、並びにCALEとICDと共催で行ってきたラオス法整備支援ワークショップの経緯と成果を報告し、日本での留学生の受入れと各国での法整備支援を関連させる可能性について提言することにした²。

1. 名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人留学生の受入れ

1-1. 「アジアにおける社会変動と法整備支援」シンポジウム

はじめに、名古屋大学大学院法学研究科におけるラオス人留学生の受入れの経緯について述べることにしたい。名古屋大学大学院法学研究科がラオス人留学生を継続的に受け入れて、修士号及び博士号を取得させるようになったきっかけは、1998年9月24日から29日に名古屋

¹ 名古屋大学CALE院生・ポスドク研究協力員、愛知県立大学非常勤講師。専門：ラオス政治、法。博士（学術）。

² 筆者は、名古屋大学大学院法学研究科及びCALEの活動に関する、コーディネーター兼通訳として参加してきた。そのため、主に活動の中での得た経験に基づいて報告する。

大学で開催された国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」である。

名古屋大学大学院法学研究科は、1990年の創立40周年の機会に、経済界、卒業生らからの支援により「アジア太平洋地域法政研究教育事業基金（略称：AP基金）」を発足させ、アジア地域の法と政治に関する研究教育交流、共同研究、資料収集等の事業を開始していた。そして、その事業の成果をもとに、「変動する現代アジアの法と政治に関する比較と応用」を法学研究科全体の研究・教育課題の柱として定め、その一環として、アジア諸国における高等教育機関の法学教育を含む法整備に関する協力と支援を課題とした学術的な国際交流に取り組むことを決定した³。

それまで、アジア法整備支援事業は、外務省経済協力局、法務省法務総合研究所、国際協力事業団等の機関が中心となって取り組んできたが、名古屋大学大学院法学研究科は、大学として行う独自性を追求し、「(対象国への支援にとどまらず；筆者)…学術交流と協力を通して日本における法学・政治学教育研究のありかたに反省と改革を迫ることで当方(日本側；筆者)もまた支援を受けるという、双方向的なもの…」を目指すことになった。そして、市場経済の導入に取り組んでいる4か国（カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム）の代表者から各国の法整備、法学教育、法曹養成の現状と課題について伺うとともに、法学研究科による各国の法整備に関する協力及び支援について提案を行うためのシンポジウムを開催した⁴。

シンポジウム最終日のセッションでは、佐々木雄太名古屋大学法学部長（当時）から法学研究科による協力と支援の具体的な方法及び形態について9つの提案が行われたが、その中で、長期的な人材養成に関して協力を行うために、大学院法学研究科に留学生特別コースを開設し、国費外国人留学生として各国から大学院生を受け入れる制度を設置する計画が示された⁵。そして、この提案に基づいて、アジア体制移行諸国（ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン）から継続的に留学生を受け入れることになった。

1-2. 名古屋大学法学研究科による留学生受入れ制度

現在、名古屋大学大学院法学研究科による留学生の受入れは、英語コースと日本語コース

³ 名古屋大学法学部アジア・太平洋地域法政研究プロジェクト『国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」』（報告書）、1998年、p. iii.

⁴ 名古屋大学法学部アジア・太平洋地域法政研究プロジェクト『国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」』（報告書）、1998年、p. iv, 1, 2.

⁵ シンポジウムにおける佐々木雄太法学部長（当時）による提案は、（1）外務省及びJICAと連携しながら専門家を各国に派遣して講義及びセミナーを開催する、（2）外務省及びJICAと連携をしながら、各国からの研修員の受入れに協力する、（3）日本法及び法理論に関する教材を各国語で編さんする、（4）長期的な人材養成に協力するために、大学院法学研究科に特別コースを開設して、国費外国人留学生として各国から大学院生を受け入れる制度を計画し、並びに財団法人日本国際教育協会が実施する短期留学推進制度による短期留学生を受け入れる、（5）各国の大学との間に学術交流協定を締結する、（6）各国の司法省及び大学との間で、法整備、法学教育、法曹養成に関する法の社会学的な調査研究の共同プロジェクトを行う、（7）法学教育及び法曹養成に関するシンポジウムを開催する、（8）各国の法整備に関する情報を蓄積して、データベースを作成し、インターネットで発信する、（9）法整備支援協力体制のオーガナイザーとして協力する、ことであった。名古屋大学法学部アジア・太平洋地域法政研究プロジェクト『国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」』（報告書）、1998年、p. 144, 145.

の2つから構成されているが、ラオス人留学生については英語コースでのみ受入れが行われているため、英語コースを中心に説明することにしたい⁶。

英語コースについては、現在、主に文部科学省による奨学金とJICA関連の奨学金により受入れが行われている。名古屋大学大学院法学研究科は、1998年のシンポジウムでの提案に従って、アジア法整備支援事業に積極的に関与するために、従来の研究者養成コース及び1996年度開設の高度専門人養成コースに加えて、1999年10月に法学研究科修士課程に「留学生特別コース」を開設し、英語による留学生教育プログラムを開始した。そして、このコースには文部科学省の国費外国人留学生として5名の枠が特別に配置され、アジア法整備支援事業のカウンターパートナーである学術協定校の教員及び学生を対象として、法学研究科が独自に選考して留学生を受け入れることになった⁷。

また、1990年代半ば以降、日本政府は、従来の政府開発援助としての物的支援に加えて、「知的支援」を課題として掲げ、ベトナム、カンボジアなどアジアの体制移行諸国に対する法整備支援を開始し、法学研究科は、法制度整備等知的支援分野に関するJICA長期研修員制度、2000年に開始された「留学生支援無償事業による人材育成奨学計画（JDS）」による留学生についても受入れを行うために、従来の高度専門人養成コースに留学生特別選抜枠を設置して、留学生特別コースと同様に英語による教育プログラムを開始した。JICA関連の奨学金が対象とする留学生は、主として官僚及び裁判官等の法律実務家である⁸。

2004年には、「博士前期課程・後期課程 総合法政専攻国際法政特別コース」が設置され、留学生特別コースとJICA関連留学生の受入れのためのコースを統合すると同時に、文部科学省による特別枠を増員して、博士課程枠（2名）が新たに認められた。また、各国で日本語による日本法教育を行うための日本法教育研究センターを設置するに伴って、修了生を受け入れるために文部科学省の受入れ枠の増員（修士課程2名、博士課程1名）が行われ、その結果、文部科学省奨学金による受入れ枠は、従来のものと合わせて、修士課程7名、博士課程3名となった⁹。

文部科学省留学生とJICA関連留学生は、奨学金の制度が異なるものの、基本的には、英語による授業履修を通して、法及び政治制度を欧米諸国から導入してきた日本の経験、並びに市場経済化に伴って必要とされる基礎的な法概念を学び、それぞれの出身国の法整備に必要な

⁶ 名古屋大学大学院法学研究科による留学生の受入れの経緯及び制度の概要、留学生との意見交換については、奥田沙織「特集 留学生とアジア法整備支援」名古屋大学アジア法制情報交流センター『CALE NEWS』No. 3, 2001年, pp. 4-13. を参照のこと。

⁷ 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』, 2004年, pp. 107-109., 名古屋大学大学院法学研究科「留学生特別コース開設—第1期生を受け入れ—」名古屋大学大学院法学研究科『法学部ニュース』No. 5, 1999年, p. 1.

⁸ 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』, 2004年, pp. 107-109.

⁹ 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（2003年10月～2008年3月）』, 2009年, p. 65. 日本法教育研究センターは、2005年にウズベキスタン・タシケント国立法科大学, 2006年にモンゴル国立大学, 2007年にベトナム・ハノイ法科大学, 2008年にカンボジア・王立法経大学に設置されたが、ラオスには設置されていない。

な知識及び能力を身につけることが期待されている¹⁰。留学期間は、文部科学省奨学金の場合は2年間であり、JICA関連留学生は2年6か月である。そのうち、入学後の6か月は、名古屋大学留学生センターにおいて日本語研修が行われている¹¹。

修了生は、派遣元である各国司法関係機関及び対象国の法律関係の大学・研究機関に復帰して行政官又は裁判官として法整備等の実務に直接従事し、又は大学・研究機関において、法学、政治学に関する人材育成に携わっている。また、帰国後に、名古屋大学大学院法学研究科との間で共同研究を行い、又は研究科と法整備支援対象国をつなぐコンタクトポイントとしての役割を果たしている¹²。2008年5月の時点において、英語コースの修了生だけで100名近くが帰国し、又は第三国で勤務している¹³。

1-3. ラオス人留学生の受入れ

次に、ラオスとの交流についてみると、名古屋大学大学院法学研究科は、アジア諸国の大学及び研究機関との学術交流協定を拡大し、ラオスとの間でも2001年4月に、当時ラオス国内において唯一法学部を有していたラオス国立大学との間で学術交流協定を締結した。留学生特別コースでは、1999年10月にラオス国立大学法政治学部の教員1名が入学して以降、ラオス国立大学法政治学部の教員を対象として受入れが行われている¹⁴。

JICA関連留学生では、長期研修員制度による留学生は、1999年10月にビエンチャン市人民裁判所裁判官1名の受入れが行われ、2008年10月以降にラオス国立大学法政治学部から2名が受け入れられた。JDSによる留学生は、2000年に国家計画委員会（現在の計画投資省）の職員1名、国会の職員1名の計2名が入学して以降、継続的に受入れが行われている。

名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人受入れ実績について、(表1)、(表2)をみると、ラオス人留学生は、ラオス国立大学法政治学部、中部法科大学の教員¹⁵、並びに、国会、司法省、裁判所、検察庁、治安省などの司法関係機関の実務家から幅広く受け入れられてき

¹⁰ 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』，2004年，p. 109.

¹¹ 日本語研修は、日常生活に必要な日本語の運用能力を習得し、さらに、専門研究の指導を受けるために必要な日本語の基礎を学ぶことを目的としている。名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』，2004年，p. 115.

¹² 名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況（1999年10月～2003年9月）』，2004年，p. 110.

¹³ 奥田沙織「国際法政10月入学コース（旧留学生特別コース）開設10周年を前に」名古屋大学大学院法学研究科『名古屋大学法学部ニュース』No. 31，2008年，p. 9.

¹⁴ ラオスについては、学術協定校であるラオス国立大学法政治学部の教員を対象としており、学生からの受入れは行っていない。その理由は、1999年においてラオス国立大学法政治学部の教員はほとんどが学士号を取得しているのみで修士号を取得している教員が少なかったため、学生よりも教員の専門知識及び能力の向上を優先する必要があったためである。ラオス国立大学法政治学部長とのインタビュー（2009年3月）に基づく。ラオス国立大学法政治学部での法学教育の概要については、瀬戸裕之「ラオスにおける法学教育」『ICD NEWS』第4号，2002年，pp. 34-61.，瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会，2009年，pp. 286，287.を参照のこと。

¹⁵ 司法省に附属する法科大学は、全国に3か所設置されている。北部法科大学はルアンパバーン、中部法科大学はビエンチャン、南部法科大学はサワンナケートに置かれている。瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会，2009年，p. 286.

たことがうかがえる。これまで、大学の法学部を卒業したばかりの新卒の学生は、留学に送られてこなかった。また、企業からの受入れは1名のみであり、ほとんどが公務員であることも特徴である。これらの特徴の背景として、これまでラオスでは、司法省、裁判所及び大学において、十分な法律の知識を有した職員・教員が少なく、これら実務家及び教員の能力向上が早急の課題であったこと、並びにラオスの民間企業、又はラオスに投資する民間の外国企業の数も少なく、また、英語ができる職員が少なかったことが背景にあると考えられる。

(表1) 名古屋大学大学院法学研究科のラオス人留学生の受入れ実績 (2009年7月)

出身機関	在学者数	卒業生数
ラオス国立大学法政治学部	修士：4名	修士：6名
国会	0名	修士：1名
司法省	0名	修士：5名
中部法科大学	修士：1名	0名
最高人民裁判所	博士：1名	修士：2名 (1名は、名古屋大学大学院法学研究科博士課程へ進学)
南部高等裁判所	修士：1名	0名
ビエンチャン市人民裁判所	0名	修士：1名
最高人民検察庁	修士：1名	0名
治安省	0名	修士：3名
計画投資省	0名	修士：1名
その他 (State Security Enterprise)	0名	修士：1名
合計	修士：6名，博士：1名	修士：20名

(筆者作成)

(表2) ラオス人留学生の受入れ実績 (2009年7月：奨学金別)

奨学金の種類	修士課程	博士課程
文科省奨学金	在学者：2名，卒業生：6名	0名
JDS	在学者：2名，卒業生：13名	
JICA長期研修員	在学者：3名，卒業生：1名	在学者：1名

(筆者作成)

1-4. ラオス人留学生の卒業後の状況

次に、ラオス人留学生が名古屋大学での教育を終えた後の進路について、(表3)をみると、これまでの実績から、文科省奨学金留学生、JDS留学生、JICA長期研修員留学生のいずれの場合においても、ラオスに帰国して元の機関で勤務を行っていることがうかがえる。その理

由として、ラオス人留学生は現職の公務員、教員から留学生を選抜しているために、帰国後も元の職場に復帰できることが大きな理由であると考える。

留学生を名古屋大学に送っているラオスの対象機関におけるインタビュー調査では¹⁶、名古屋大学での留学生に対する教育について高い評価が得られた。例えば、ラオス司法省では、チャルーン・イーアパーオファー司法大臣とのインタビューの中で、「…名古屋大学出身の留学生は大変に有能であり、…名古屋大学の卒業生は、規則正しく人格的にも優れ、優秀な人材となって帰国してきております。…」との評価が得られた。また、卒業生については、1名が副官房長兼大臣秘書、もう1名が法律宣伝普及局の課長に就任し、将来、さらに昇進することを期待している、との回答があり、卒業後に帰国した留学生に対する高い期待が感じられた。

ラオス国立大学においては、カムソーン・スリニャセーン法政治学部長とのインタビューの中で、「…学部の中でも、名古屋大学の卒業生には、重要な職務を与えています。…そのため、名古屋大学の卒業生が、多くの知識と経験を、本学での職務に活用しているものと評価しております。…」との回答があり、卒業生のうち2名が卒業後に副学部長に就任し、その他の教員も課長、副課長レベルの職務に採用されている、との回答であった。

また、治安省では¹⁷、ソムケーオ・シーラーヴォン政治総局長とのインタビューの中で、名古屋大学の卒業生に対する期待は非常に大きく、卒業生のうち1名は国際関係局次長、1名は国際警察局長など重要な職務を遂行している、との回答があり、「…帰国後の職員は、2つの点で非常に良いと思います。1つ目は、非常に多くの知識を身につけて帰国しているという点です。その知識は、我々が期待していた知識です。また、それを実務の中で精力的に活かそうとしています。2つ目は、人格的に良くなって帰国していると思います。特に、職務に責任を持つようになって帰ってきています。…」との評価が得られた。

(表3) ラオス人留学生の卒業後の進路状況 (2009年7月)

帰国して元の機関で勤務	17名
他の機関に転職	2名 (State Security Service Enterpriseから弁護士会へ転職：1名、ラオス国立大学法政治学部からラオス銀行へ転職：1名)
博士課程に進学	1名 (名古屋大学大学院法学研究科)

(筆者作成)

以上から、名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人留学生の受入れは、各奨学金の目的である、ラオスの法整備に必要な知識及び能力を身に付けた人材を育成する、という目的を達成していると評価できる。

¹⁶ 2009年3月に、文部科学省科学研究費により、名古屋大学大学院法学研究科の奥田沙織・留学生担当講師、小川晶露・総合法政専攻非常勤講師と筆者が、ラオス司法省、ラオス国立大学法政治学部、治安省において行った、名古屋大学卒業生に関するインタビュー調査に基づく。

¹⁷ 治安省は、警察組織を統括する省庁である。

2. ラオス法整備支援ワークショップの経緯及び実施体制

2-1. ラオス法整備支援ワークショップの開始の経緯

次に、CALEとICDとの共催によって行われてきたラオス法整備支援ワークショップの経緯について述べることにしたい。ラオス法整備支援ワークショップが行われたきっかけは、2008年5月13日に、ICDの森永太郎教官がCALEセンター長の鮎京正訓教授（現在、名古屋大学大学院法学研究科長）を訪問し、共同でのワークショップの開催を提案したことを契機としている。森永教官は、2003年から行われた第1回目のラオス法整備支援が、2007年12月に終了してしまい、インドシナ地域においてラオスだけがJICAによる法整備支援が行われていない状況を憂慮し、ラオスに対する支援を早期に再開する準備を始める必要があると考えていた。そのため、ラオス人留学生を多く受け入れている名古屋大学大学院法学研究科と協力し、ラオス人留学生と協議を行ってラオスの法整備の問題点及び解決策を分析し、JICAに対して提案することを企画した。鮎京CALEセンター長も森永教官の提案に賛同し、「ICD-CALEラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーションワークショップ」が定期的に開催されることになった。

森永教官が名古屋大学を訪問する前日の5月12日に、ラオスの法整備の課題と支援を行うべき点を森永教官に提案するために、名古屋大学大学院法学研究科に在学するラオス人留学生が話し合いを行った¹⁸。当初、留学生の間では、ワークショップの意図に疑いを持ち、自らの所属機関に関する情報を提供することに抵抗を感じる学生も存在した。また、提供した情報について責任を問われることを心配する意見もあった。しかし、留学生であったBounkhouang氏（現在、最高人民裁判所裁判官研修所長）が、日本側への情報提供を心配する必要はなく、日本の法務省及び名古屋大学は、ラオスに対する法整備支援が早期に再開されることを望んでいるのであり、むしろ積極的に参加して協力すべきではないか、と留学生に訴えた。そのため、留学生たちは、ワークショップの中では学生の立場で参加し、自らの所属機関を代表して発言するわけではない点について、主催者側のCALE及びICDから合意を得た上で参加することになった。

当初は、ワークショップに参加することを不安に思っていた学生たちも、その後、ワークショップへの参加を重ねるごとに緊張が無くなり、むしろ積極的に情報を提供し、ICDの教官及び大学の教員との間で活発な意見交換を行うようになっていった。

¹⁸ 学生からの提案は、（1）法整備については、ラオスの法律の規定が詳細ではなく、各法律間で内容が矛盾しており、さらに、法律を解説する文書がないことが問題として挙げられていた。法律の普及宣伝については、法令集が中央レベルの国家機関にしか普及されていないこと、各機関の法令情報が整理されておらず、投資に必要な法令及び規則が各省庁において別々に管理され、アクセスが困難である点を指摘していた。

（2）司法関係機関については、訴訟手続に関する規則が十分に整備されておらず、裁判所において事件の処理が滞り、裁判を長引かせる原因になっていること、類似の事件であっても裁判所によって異なった判決を下しており、統一されていないことが指摘された。（3）法学教育については、学内で学士号を取得した卒業生が大学で教員として教えており、知識と経験を有しているのは、司法関係機関から招へいされた客員教員のみである点、また教員が教育活動に追われて自分で研究する時間がない、という問題点が指摘された。瀬戸裕之「ラオス法整備支援の提案」（2008年5月13日）。

2-2. ワークショップ実施の意義

森永教官が作成した「ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ実施要領」によれば、ワークショップ実施の意義は、「…ラオスは、基本法制の整備とその運用体制の構築及び法適用に携わる人材の育成が遅れており、東南アジア地域の中で、法整備の必要性が大きい国の一つであることは疑いなく、我が国としても早期に法整備支援を再開すべき国である…」、そのため「…近い将来、仮にラオスに対する総合的な法整備支援を再開することとなったときに、時期を失せず速やかに支援を実行に移すには、実施を担当することが想定される国内機関は相当程度の準備をしておく…」ことである。

また、ワークショップの実施は、ICDにとっては、「…これまでJICAによる開発途上国への法整備支援に深いかかわりを有しているものの、一国の法・司法制度の全体的な質の向上を目指した総合的な法整備支援プランを自ら構築したことはない。しかし、今後ICDが我が国の法整備支援活動の主力機関として活動していくためには、…積極的にJICAほかの機関に働きかけて法整備支援活動を展開していくべきであり、そのためには、自ら具体的な法整備支援の企画立案をする能力を向上させる必要がある…」という効果が期待されていた。

一方、名古屋大学及び留学生にとっては、「…複数のラオス法律関係者（裁判官、司法省職員、大学法学部講師など）が長期留学している。その中には、過去のJICAによる法整備支援活動にカウンターパートの一員としてかかわりを持った法律関係者もいることから、…これらラオス法律関係者の参加を得て、近い将来実施されるべきラオス法整備支援の企画立案のシミュレーションを行うことは、ICD及びCALEの法整備支援企画能力の向上という面からも、また、帰国後自国において法整備活動・法教育の改善に携わるであろうラオス法律関係者の知見・ノウハウのかん養という面からも極めて有意義である…」という効果が期待されていた¹⁹。

2-3. ワークショップの目的・実施方法

ワークショップの具体的な目的は2つあり、1) 法整備支援プロジェクト案件形成に関するノウハウを研究すること、2) ラオスに対する法整備支援再開に向けた提言をまとめること、である。実施主体は、CALEとICDであり、JICAはオブザーバーとして参加することになった。目標・効果は、1) ICD及びCALEに開発途上国に対する総合的な法整備支援企画立案のノウハウが蓄積する、2) ラオス法整備支援企画のモデルができることにより、現実にラオス法整備支援を実施する際の企画を効率的に行うことができるようになる、3) ワークショップの成果がラオス側参加者によりラオス国内に伝わることにより、ラオスが我が国に法整備支援の具体的な要請をする際、要請に説得力が備わる、4) 現在JICAが法整備支援を含めたプロジェクトについて採用している「PCM手法」が、今後も妥当性を維持しうるか、あるいは、何らかの修正が必要かを検討する機会となる、ことである。

実施方法は、1か月に1回ないし3か月に2回程度の頻度で1回3～4時間程度、課題に

¹⁹ 森永太郎「CALE-ICD ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ実施要領」（2008年8月25日）。

ついて討議を行うことであり、会場は、ICD及びCALEにおいて交互に開催されることになった。また、各会合に当たっては、あらかじめ法整備の分野（法令整備、司法改革、法教育改善など）とその担当者を決め、それぞれについて課題討議のたたき台となるペーパーを当該分野の担当者に作らせ、これを各メンバーに配布し、メンバーはそれぞれこれを検討した上で会合に臨み、討議を行うことになった²⁰。

2-4. ワーキング・グループ構成

2008年9月に設立した時点での法整備支援ワークショップのワーキング・グループの構成員は、次のとおりである²¹。また、各回のワークショップには、JICAからもオブザーバー参加が行われた²²。

(1) 名古屋大学²³

- ①鮎京正訓（CALEセンター長）
- ②瀬戸裕之（名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程）
- ③Bounkhouang Thavisack（法学研究科留学生：ラオス最高人民裁判所裁判官）
- ④Khampou Thirakul（法学研究科留学生：ラオス司法省法制局職員）
- ⑤Vanhnakone Chanthapanya（法学研究科留学生：ラオス司法省組織局職員）
- ⑥Khampha Vangdouangnapha（法学研究科留学生：ラオス国立大学法政治学部教員）
- ⑦Somdeth Keovongsack（法学研究科留学生：ラオス国立大学法政治学部教員）
- ⑧傘谷祐之（名古屋大学大学院法学研究科博士課程：記録担当）

(2) 法務総合研究所国際協力部²⁴

- ①森永太郎（法務総合研究所国際協力部教官）
- ②渡部洋子（法務総合研究所国際協力部教官）
- ③福岡美由紀（法務総合研究所国際協力部専門官）

上記のラオス人留学生は、2010年7月時点において全員が名古屋大学を修了して帰国しているが、そのうち、Bounkhouang Thavisack, Somdeth Keovongsackは、2010年7月に開始されるJICAラオス法整備支援のワーキング・グループのメンバーに参加している²⁵。

3. ワークショップ各回での意見交換の概要

CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトは、2008年9月から2010年2月の間に、合計9

²⁰ 森永太郎「CALE-ICD ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ実施要領」（2008年8月25日）。

²¹ 敬称略。役職は当時のものである。

²² JICAからオブザーバーとして、佐藤直史国際協力専門員、公共政策部ガバナンスグループ法・司法課から竹内麻衣子専門員、清水麻緒専門員が交代で参加された。

²³ 2008年11月に開催された第2回会合からは、ラオス人留学生2名が新たに追加された。

²⁴ 2009年3月に開催された第5回会合以降は、ICDから赤根智子部長が参加され、2009年5月に開催された第6回会合以降は、福岡専門官に代わって瀬井宏之専門官が参加された。

²⁵ 「ラオス法律人材育成強化プロジェクト ワーキンググループ名簿」（2009年10月22日）に基づく。

回開催された。そのため、各回における意見交換の概要を述べることにする。

3-1. ワークショップ第1回会合（2008年9月22日：法務総合研究所国際協力部）

初めて開催された第1回会合は、法務総合研究所国際協力部の稲葉一生部長（当時）があいさつをされた後に、森永教官からワークショップを開催する趣旨について説明が行われた²⁶。

はじめに、ラオス第1グループ（メンバー：Kham pou Thirakul, Vanhnakone Chanthapanya）による、「ラオスにおける法律の発展及び普及・宣伝」について報告が行われた。Kham pouの報告は、ラオスの法案の起草過程で起きている問題として、1）主管官庁が起草を行う際の情報収集・資料収集が不十分、2）各主管官庁が起草を行うときに形式がバラバラで、統一性がない、3）草案を担当する部局の職員の数・能力が欠けている、ことを指摘した。そして、解決策として、起草に関するマニュアルを作ることを提案した。Vanhnakoneの報告では、ラオスの法律の普及・宣伝の実情が報告され、問題として、1）法律の普及・宣伝を担当する職員の不足、2）地方の人々が法律を理解できていない、3）法令の配布が行き届いていない、ことを指摘した。そして、解決策として、1）法律の普及宣伝の担当職員に対する研修、2）村長及び副村長に対する法律の研修、3）村の大衆組織への法律の普及、4）村への法令の提供、が提案された。報告に対する日本側参加者のコメントは、一般の人たちよりも法律専門家に対する法律の普及が行われることが重要であることが指摘され、ラオス側参加者からは、法律の理解がバラバラで、法律に関する解説書が不足していることが問題であることが指摘された。

次に、ラオス第2グループ（メンバー：Bounkhouang Thavisack）による、「ラオスにおける法律実施機関の発展」について報告が行われた。Bounkhouangの報告では、1）裁判所に提訴される訴訟件数が近年増加している、2）郡レベルの裁判所において裁判官が不足している、3）裁判所の中で事件の処理が滞っている、4）各裁判部での事件の処理の手続が明確に定められていない、5）裁判所が下した判決が正確に執行されていない、という問題点を指摘し、原因として、実務のマニュアルが十分に作成されていない、事件の処理手続が多すぎる、訴訟当事者が事件関係書類を閲覧することが制限されている、弁護士が不足している、ことを指摘した。そして、解決策として、1）司法関係機関の職員のための業務マニュアルの作成、2）司法関係機関の職員に対する研修、3）裁判所の判決の公開、4）裁判所内の事件処理の手続の見直し、5）弁護士の増員、6）司法関係職員の採用のための統一試験の実施、を提案した。

3-2. ワークショップ第2回会合（2008年11月26日：名古屋大学CALE）

第2回会合では、鮎京正訓CALEセンター長（当時）があいさつをされた後に、ラオス第3グループ（メンバー：Khampha Vangdouangnapha, Somdeth Keovongsack）による、「ラオ

²⁶ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第1回会合（2008年9月22日開催）議事録」に基づく。

スにおける法律分野の人材育成」について報告が行われた²⁷。Somdethの報告では、ラオスの法学教育について、法学教育のレベルが低く、学生の質が悪いという問題を指摘し、その原因として、1) 大学の教員の質が低い、2) 法学教育のカリキュラムが現状の必要性に適合していない、3) 教育環境が整っていない、ことを挙げた。また教員の質が低い原因として、1) 修士以上の学歴を持った教員が少なく、2) 大学の教員が一般事務も兼任し、3) 1人の教員が多くの科目を担当しているためであると指摘した。授業方法については、学生数が多いためにほとんどが講義形式で、教員が一方向的に説明し、学生が書き取るだけになっている点を挙げ、教育環境については、教科書及び研究書が不足している点を指摘した。

Khamphaによる報告では、一般的な法学教育を受けた後の研修に関する問題について報告が行われ、1) 法学部を卒業した学生は、実務を担当する前に、司法分野に関する一般的な研修を受けずに各機関にそのまま配属される、2) 統一的な司法試験が存在しないために、各機関の裁量で採用が行われ、成績の悪い学生が採用されることがある、3) 各機関に採用された新しい職員に対する研修がなく、各機関の中で先輩が後輩に教える形で研修を行っている、と指摘した。そして、改善案として、1) 司法関係機関及び大学法学部の教員の法律的知識を向上させる、2) 図書館を改善する、3) 教科書及び学術論文を整備する、4) 修士課程の設置に対する支援、を挙げた。

意見交換では、ラオス側参加者から、ラオスの司法関係機関で統一した司法研修所の設置が検討されたが実施されなかったことが説明され、また、同じ科目について各大学、各研修所の教育内容が統一されていない点が問題である、という意見が出された。

3-3. ワークショップ第3回会合（2008年12月26日：法務総合研究所国際協力部）

第3回会合では、はじめに「ラオスにおける法律の起草及び宣伝・普及」の報告に対する問題点の抽出と意見交換が行われた²⁸。以前の報告の中でラオス側から出された、起草する法律に関連する資料の収集及び検討が幅広く詳細に行われていない、という問題点について意見交換を行い、ラオス側参加者から、国会が各省庁及び各機関から送られてきた計画を総括して立法5か年計画を策定する時には問題はなく、立法計画が示された後に各省庁の中で起草委員会が組織され、起草作業を行う時に十分な調査及び研究を行っていない点が問題であることが指摘された。また、起草作業にかかる時間が短いために、実際にどのような問題が生じているかについて十分に調べることなく起草してしまい、そのことが法律を施行できない問題につながっていることが指摘された。与えられた時間が短い理由として、1) 憲法などの改正に伴った法改正であるときは、関連する裁判所法、訴訟法も改正されなければならない、時間が短かった、2) 資料収集のための予算が付かない、3) 起草担当官が問題をよく把握していない、ことが挙げられた。また、起草作業における大学教員の参加については、

²⁷ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第2回会合（2008年11月26日開催）議事録」に基づく。

²⁸ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第3回会合（2008年12月26日開催）議事録」に基づく。

余り行われていないことが説明され、その理由として、大学の教員の役割として教育が強調され、研究が余り行われていないことが挙げられた。

次に、以前に行われた「ラオスにおける法律実施機関の発展」の報告に関する意見交換が行われ、裁判の遅延（裁判所において訴訟事件の処理が滞っている）の問題が取り上げられた。ラオス側参加者からは、遅延の問題は、訴訟当事者が協力しないなどの外部要因と、裁判所の中での事件処理の遅れ、書類の管理の不十分、証拠の扱いが捜査機関と裁判所で異なる、などの内部要因があることが指摘された。また、遅延の原因として、民事訴訟手続にも検察官が参加し、法廷を開く前に検察官に事件に関する書類が送られるために、検察官の審査に時間がかかって遅延につながるという問題点、並びに社会の紛争の増加には、人々の法律への理解不足があり、法律普及・宣伝の問題とも関係しているのではないかと、との意見があった。日本側参加者からは、優秀な弁護士が不足していることも要因ではないかと、との指摘があった。

3-4. ワークショップ第4回会合（2009年2月25日：名古屋大学大学院法学研究科）

第4回会合では、森永教官から、1月下旬から2月初めにかけてラオスで行われたJICAの現地調査の結果について報告が行われた²⁹。現地調査は、1）ラオス司法省から日本政府に要望があった北部・中部・南部の法科大学に対する支援の有効性、2）法科大学以外のニーズ及びラオス法整備支援を検討するための資料収集、を目的としていたが、調査の結果、法科大学の問題だけでなく、ラオスでは、法制度を作って運用していくための基本的なノウハウ、その基になる基本的な法理論又は法律学が未発達であり、自国法の研究がなされていないという問題が明らかになったことを説明した。また、原因として、1）大学の教員が十分に研究を行えない、2）ラオス法に関する資料が少ない、3）実務と理論がかい離しており、実務が理論に裏付けされていない、という問題を指摘した。渡部教官からは、1）ラオスの司法関係機関の間での連携、ラオス国立大学と各法科大学との連携が今後も重要であること、2）司法改革には、司法関係機関のみならず、政府及び国民が共通意識を持ち、協力することが大事であることを指摘した。ラオス側参加者からも、法律の起源、実施、条約との適合性に関する研究は重要であり、実務家が大学で客員講師として教える場合に、彼らの経験が法理論に適合しない場合の危険性が指摘され、さらに司法省及び裁判所などの研修所でも自国の法の研究が行われていない問題が挙げられた。

次に、以前に行われた「ラオスにおける法律分野の人材育成」の報告に関する意見交換が行われた。その中でラオス側参加者から、ラオスの教員の知識・能力の問題について、ラオスの教員は公務員として一般事務も行わなければならない、研究する時間がない問題が挙げられ、また、カリキュラムの問題として、講義形式による授業が多すぎるために教員と学生の間で意見を交換する機会が少ない点が指摘された。

²⁹ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第4回会合（2009年2月25日開催）議事録」に基づく。

3-5. ワークショップ第5回会合（2009年3月30日：法務総合研究所国際協力部）

第5回会合では、前回に続いて「ラオスにおける法律分野の人材育成」に関する意見交換が行われた³⁰。はじめに、大学の教員が一般事務を兼任しているという問題について話し合われ、ラオス側参加者から、司法省では専門職と一般事務職の分離が行われるようになってきており、最高人民裁判所に属する裁判官研修所、最高人民検察庁に属する検察官研修所では、現職の裁判官及び検察官が教官を担当し、実務に若干の理論を加えて教えている状況が説明された。また、ラオス側参加者から、教員の側にも研究を行わなければならないという意識が不足しているという問題点が挙げられ、ラオス社会の中でも大学は教育を行う場所であると理解され、研究機関という認識は少ない、という点が指摘された。

次に、一人の教員が多くの科目を担当しているという問題について意見交換が行われ、ラオスの法学部でどの科目がどの学年で教えられているか、という点について説明が行われた。また、ラオス国立大学法政治学部のカリキュラムに定められている科目について、日本の大学（名古屋大学、京都大学）との比較が行われ、ラオスでは、日本の大学に比べて取得しなければならない単位数が多く、法律の重要性にかかわらず条文の数で時間数・単位数が決まっており、憲法などの基礎法と法医学などの専門分野の法律が同じように教えられている点が明らかになった。その理由として、ラオス側参加者から、法律の普及・宣伝のために学生はすべての法律を学ぶべきである、という考えがあることが挙げられた。日本側参加者からは、日本とラオスの間での法律を学ぶことに対する大学の考えが全く異なっており、日本では、憲法、民法、刑法を通じて、技術ばかりではなく近代的な法原理を学生に伝えることが重視されていることが説明された。

3-6. ワークショップ第6回会合（2009年5月11日：名古屋大学CALE）

第6回会合からは、これまで司会を担当してきた森永教官に代わって、7月から新しい法整備支援プロジェクトの長期専門家として派遣される予定である渡部教官が司会を担当し、前回に続いて「ラオスにおける法律分野の人材育成」に関する質疑応答が行われた³¹。特に、民法、民事訴訟法に関する大学での授業について意見交換が行われた。はじめに、ラオス側参加者から、ラオス国立大学法政治学部では、民法の総則を2年次、契約法及び不法行為法、家族法、財産法を3年次、民法各論（契約各論）を4年次、民事訴訟法を5年次で学ぶことが説明された。

授業で用いられる教科書については、スウェーデン国際開発協力庁（以下、Sida）が印刷代及び執筆料を支援し、学内の教員及び学外の法律家が執筆した教科書があることが説明された。また、授業において教員が事例を用いて説明することもあるが、教科書では、法律の条文に従って説明するのが主流であり、法律家の間で法律の解釈及び理解について見解が分

³⁰ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第5回会合（2009年3月30日開催）議事録」に基づく。

³¹ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第6回会合（2009年5月11日開催）議事録」に基づく。

かれている場合でも、教科書に載せて公開することはしていないことが説明された。日本側参加者から複数の意見を教科書に載せる重要性について指摘があったが、ラオス側参加者からは、現在の教科書は初めて作成された教科書であるため、どのような見解があるかについて執筆者が十分に研究する余裕がなかった。そのため、今後、改訂していく時にできるだけ複数で執筆することが検討されている、との回答が出された。

授業方法については、日本側参加者から、授業で先生が学説を紹介し、学生に意見を求めて議論することが行われているか、という質問が出されたが、ラオス側からは、Sidaの支援によって教授法の研修が行われ、民法総則、民法各論、家族法などの授業の中で事例を取り上げ、グループ学習などの方法が行われているとの回答があった。

3-7. Sidaラオス法学教育支援ワークショップ（ワークショップ第7回会合）

名古屋大学CALEは、2009年6月22日に、ラオス国立大学法政治学部副学部長のヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ氏、Sida法整備支援専門家のエリック・ハッグヴィスト氏を招へいして、“Lessons from Sida’s Project for Strengthening Legal Education in Lao PDR”をCALEフォーラムにおいて開催した。このワークショップは、これまでCALEとICDの間で行われてきたラオス法整備支援ワークショップの第7回会合として行われた³²。

Sidaは、1992年から1996年までは、司法省、ビエンチャン法律学校（ラオス国立大学法政治学部の前身）及び弁護士会を支援し、1996年から2000年には、ビエンチャン市人民裁判所をモデルとして、裁判手続改善のための支援を行ってきた。そして、2000年以降は、スウェーデンのウメオ大学との協定に基づいて教員を専門家として派遣し、2000年から2003年までは、教員の英語研修、海外研修及び図書館整備を支援し、2003年から2008年11月までは、大学教育方法の改善及び大学事務の向上のための支援を行ってきた経緯がある³³。JICAによる新しい日本のラオス法整備支援は、ラオスの法実務機関及び法学教育機関と合同で法律基本書を作成する計画であり、Sidaの経験を参考にしたいという考えがあった。

ワークショップでは、鮎京正訓CALEセンター長が開会のあいさつを行った後に、ヴィエンヴィライ副学部長が、「ラオスの法学教育の発展」について講演を行い、学部内の教員の質の問題、特に教員が研究を行う時間がないという困難について説明した。次に、ハッグヴィスト氏が「Sida法学教育支援プロジェクトの経験」について講演し、プロジェクトの支援によって、教員の教授法の向上、教科書の作成において成果をあげることができたが、学部の方針により学生数が大幅に増加していることが教育改善に悪影響を与えている、という問題点を指摘した。また、意見交換では、Sida側参加者と日本側参加者の間で、ラオスでは法律の解釈・解説のための研究が必要であり、既に出版した教科書の内容の向上を行うべきであるという点で共通認識が得られた。また、Sidaの支援が2009年10月に終了し、その後に国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）が、Sidaが行っていた支援枠組みを引継ぐことになるとの

³² 瀬戸裕之「Sidaラオス法学教育支援ワークショップの開催」『名古屋大学法学部ニュース』No. 34（2009年8月5日）、名古屋大学大学院法学研究科、p. 10.

³³ 瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、p. 287, 288.

説明については、今後もUNICRIと日本の法整備支援プロジェクトの間で協力関係が必要であるという点で合意が得られた。

3-8. ワークショップ第8回会合：午前の部（2009年11月24日：名古屋大学CALE）

第8回会合以降は、2010年3月にラオスにおいてJICAが主催して刑事訴訟法と民事訴訟法に関するワークショップを開催する予定であったため³⁴、刑事訴訟法、民事訴訟法に関する情報収集と、現地ワークショップで使う予定である設例を用いた意見交換が行われた。午前の民事訴訟法に関するワークショップには、これまでの参加者に加えて出口雅久教授（立命館大学法学部教授・副学部長）、酒井一教授（名古屋大学大学院法学研究科教授）が新たに参加した³⁵。

はじめに、日本側参加者から、ラオスの民事訴訟法がどの国の法律を参考にして制定されたかについて質問が出された。ラオス側参加者からは、3つの起源があり、1）フランスの植民地時代にフランスの法制度の影響を受けている、2）1975年以降に旧ソ連に留学生を送ったために、社会主義法の影響を受けている、3）ラオスの慣習を取り入れている、との回答があった。特に、伝統的に村の中での紛争解決は、村の長老が話し合って解決され、現在でも民事訴訟では、必ず村レベルでの調停を経なければならないとの説明であった。さらに、日本側参加者から民事訴訟における検察官の役割について質問が出され、ラオス側参加者から、社会主義法の影響で検察官が民事訴訟にも参加する制度になっており、検察官は、裁判所の訴訟過程を監督するために、裁判所に提出された事件簿を裁判所での手続前に検査することになっている、との説明がなされた。

次に、ICDの渡部教官が作成した事例（AとBの金銭消費貸借契約をめぐる事例）に基づいて、ラオスの民事訴訟手続についての意見交換を行った。日本側からは、1）裁判所に提訴する前に調停を行わなければならないか、2）Bの保証人Cに対して直接に訴えを提起できるか、について質問があり、ラオス側参加者から、調停は、郡司法課に属する村レベル紛争調停委員会による調停を経る場合と、商事紛争の時に司法省に属する経済紛争解決センターでの調停を経る場合があり、裁判所に提訴されてからも裁判官による調停、法廷における調停を試みた後に裁判を行う、との説明であった。また、保証人に対する訴えの提起は、AがBを訴えて請求が実現されない場合にのみCに対する訴えを提起し、Bに支払い能力がない場合は、BとCの両方を被告として訴えの提起が行われる、との説明であった。

3-9. ワークショップ第8回会合（午後の部）（2009年11月24日：名古屋大学CALE）

ワークショップ第8回午後の部では、従来の参加者に加えて、加藤克佳教授（愛知大学法

³⁴ JICA主催により、2010年3月11日に刑事訴訟法に関するワークショップ、3月12日に民事訴訟法に関するワークショップがラオスにおいて開催された。

³⁵ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第8回会合（2009年11月24日開催）（午前）議事録」に基づく。

学部・法科大学院教授)が新たに参加されて、刑事訴訟法に関する意見交換が行われた³⁶。

はじめに2004年に改正されたラオス刑事訴訟法の沿革について質問が出され、民事訴訟法についても、フランス法、社会主義法及びラオスの慣習が起源となっており、例えば、フランスからは審級制度、旧ソ連からは犯罪の構成要件、ラオスの慣習からは家族法分野について影響を受けているとの説明がされた。また、ラオスの法制度は混合型であり、コモンローか大陸法系かについては意見が分かれていること、ラオスの法律を研究する困難として起草当時の資料が保管されていないという事情が説明された。

次に、渡部教官が作成した事例(Aが受けた強盗事件の事例)に基づいて、ラオスの刑事訴訟法について意見交換を行った。特に、日本側から、1)犯罪についての捜査がどのようにして開始されるか、2)事件の捜査を担当する機関、について質問が行われた。ラオス側参加者の回答は、ラオスには、警察、憲兵、森林警察、関税警察という4つの捜査機関が存在し、検察官は、捜査方法を決定し、被疑者に対する処置について捜査機関を指揮する、という説明であった。また、捜査の開始に際しては、捜査機関の長又は検察官による捜査開始命令が発令されるが、その前に、警察官が被害者からの事情聴取及び資料収集を行って、それを検察官に報告しなければならないとの説明であった。それに対して、日本側参加者からは、ラオスで行われている捜査開始命令の前の被疑者の周辺調査及び事情聴取は、日本では捜査に該当することが指摘された。

3-10. ワークショップ第9回会合：午前の部（2010年2月16日：法務総合研究所ICD）

第9回会合においても、前回と同様に、午前の部と午後の部に分けて行われ、午前の民事訴訟法に関するワークショップでは、前回に続いて酒井一教授が参加したほか、新たに名津井吉裕准教授（大阪大学大学院高等司法研究科准教授）が参加した³⁷。

はじめに、日本側参加者から、第8回ワークショップで用いた事例での訴状の記載事項について質問が行われた。ラオス側参加者の回答では、ラオスの訴状では、当事者の権利（相手方に対する債権など）について記載せず、権利を裁判所に訴えて認めてもらう必要がない、との説明であった。また、債務の返済などの給付請求の場合と失踪の確認などの請求では、実務において手続が異なり、確認請求の場合には、口頭弁論を行わずに裁判官中心で真実究明のみを行う、との説明であった。

次に、日本側参加者から、訴状において、訴えの理由のところでは元本に加えて利息についても約束をしていた事を記載しているが、請求では元本の返済のみを請求している場合に、裁判所は利息の返済まで判決が出せるか、との質問が出された。それに対して、ラオス側参加者から、民事訴訟においては、裁判所は原告からの請求に従ってのみ判決を下すことができる原則になっており、裁判所は元本の返済についてのみ判決を下す、との回答であった。

³⁶ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第8回会合（2009年11月24日開催）（午後）議事録」に基づく。

³⁷ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第9回会合（2010年2月16日開催）（午前）議事録」に基づく。

また原告の主張とは異なった合理的な証拠が被告から提出された場合には、裁判所は原告の請求を棄却する判決を下す、との回答であった。

3-11. ワークショップ第9回会合：午後の部（2010年2月16日：法務総合研究所ICD）

ワークショップ第9回午後の部では、前回のワークショップから参加された加藤先生に加えて、新たに洲見光男教授（同志社大学法学部・大学院法学研究科教授）が参加されて、刑事訴訟法に関する意見交換が行われた³⁸。

はじめに、前回のワークショップで用いた事例に基づいて、事件後の捜査機関の手続について質疑応答が行われた。日本側参加者から、捜査開始命令発給前の調査での事情聴取について質問が出され、ラオス側参加者から、被害者からの事情聴取では本人から署名を得た調書を作成し、この供述調書は法廷の中でも証拠として用いることができるとの説明がされた。また、日本側参加者から現場検証の手続について、現場検証において家宅捜索まで行えるか、という質問が出され、それに対してラオス側参加者からは、現場検証と捜索は全く異なり、現場検証は、事件が発生した場所で写真を撮り、状況を絵に描くことが主な目的であるのに対し、捜索は、家の中に麻薬などが隠されていることが疑わしいときに、家屋に入って証拠物になりそうなものを調べることであり、検察官からの捜索令状がなければ行うことができないことになっている、との説明であった。

次に、日本側参加者から、捜査官が捜索令状を得ることなく被疑者の家屋に侵入して違法物（コカイン）を押収した場合に、押収物を裁判所で用いる証拠として採用できるか、という質問が出され、それに対してラオス側参加者からは2つの見解があり、1）家主のいないときに捜査官が侵入して押収した場合は、だれが持ち込んだかについて証明できないために証拠物と採用できないが、家主が拒否しているにも関わらずに強引に押し入って押収した場合は、記録に家主が署名する、又は署名を拒否した場合でも署名を拒否した理由を明記することにより証拠物として採用できる、という見解と、2）捜索令状及び証人がなく行われた捜索は市民の権利を侵害した捜索であり、押収物についても証拠物として採用できない、とする見解が提示された。

4. おわりに

以上、名古屋大学大学院法学研究科によるラオス人留学生の受入れと、CALEとICDが共催したラオス法整備支援ワークショップについて活動と成果の概要を述べた。その結果、名古屋大学法学研究科によるラオス人留学生の受入れと、ラオス法整備支援ワークショップについて次のように評価できると考える。

はじめに、名古屋大学法学研究科によるラオス人留学生の受入れは、ラオスにおける法律分野の人材育成に対して貢献しているといえる。その理由として、第1に、ラオスからの留学生は、主に司法関係機関の実務家及び法学教育機関の教員が学びに来ているため、留学生

³⁸ 「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第9回会合（2010年2月16日開催）（午後）議事録」に基づく。

が帰国後に、日本で習得した知識及び経験を実務の中で活用する機会がある。

第2に、ラオス人留学生たちは、日本での教育が修了した後にラオスに帰国し、ほとんどが元の機関に戻って勤務している。留学生の送り手である司法関係機関も、日本での留学の成果を高く評価しており、留学生の帰国後に、彼らに機関の中での重要な職務を与えている。そのため、名古屋大学への留学は、司法関係機関からの人材育成の期待に応えることができ、ラオス側機関からも期待が高いといえる。

次に、CALE-ICDワークショップについては、3つの点で、成果を上げることができたと考えられる。第1に、ラオスなどの外国の法制度を理解するためには多くの情報が必要になるが、留学生が提供した情報は、ラオスでの法整備支援プロジェクト形成調査、現地セミナーを行うために参考となる情報を事前に提供し、日本の大学教員及び法律専門家が、現地の法整備について問題となる点を予測し、情報を事前に整理するために役立ったといえる。

第2に、ワークショップにおいては、法整備支援に参加する予定の大学教員、長期専門家として派遣される予定の法律家が参加しており、現地セミナーで用いる予定の事例を用いて、留学生に実施してみることによって現地セミナーの予行練習を行い、並びに大学教員、派遣予定の教官が、ラオス人とともに活動を行う経験を持つことができたといえる。

第3に、当初は参加を心配していた留学生たちが、後に積極的に参加し、情報を提供するようになった理由として、ワークショップが日本側の役に立つだけでなく、留学生たちにとっても、日本の大学の教員及び法律専門家との間で自国法に関する意見交換を行うことで、日本法、ラオス法に関するより深い知識を得る機会になったことがあると考える。

第4に、ワークショップに参加していた留学生のうち、何名かは、卒業後に新しいラオス法整備支援のワーキング・グループに参加している。そのため、ワークショップを行う中で形成された日本人専門家とラオス人留学生の間での共通認識及び信頼関係を、現地でのプロジェクト実施の中でも継続して活用できると期待できる。

以上に述べた名古屋大学とICDによる法整備支援ワークショップの経験から、日本国内で学ぶラオス人留学生と日本国内の教員及び法律専門家との間でのワークショップを実施することによって、日本の法律家がラオスに関する多くの情報を得ると同時に、ラオス人留学生が帰国後に法整備支援プロジェクトに参加し活動する、効果的なネットワークを形成することが可能であるといえる。そのため、今後も留学生と日本の法律家・教員との間でのワークショップの開催について、有効な方法を検討することが必要であると考えられる。

参考文献

奥田沙織「特集 留学生とアジア法整備支援」名古屋大学アジア法制情報交流センター『CALE NEWS』No. 3, 2001年, 4-13.

奥田沙織「国際法政10月入学コース（旧留学生特別コース）開設10周年を前に」名古屋大学大学院法学研究科『名古屋大学法学部ニュース』No. 31, 2008年, 9, 10.

瀬戸裕之「ラオスにおける法学教育」『ICD NEWS』第4号, 2002年, 34-61.

瀬戸裕之「ラオス法整備支援の提案」(2008年5月13日)。

瀬戸裕之「Sidaラオス法学教育支援ワークショップの開催」『名古屋大学法学部ニュース』No. 34 (2009年8月5日), 10.

瀬戸裕之「ラオス」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会, 2009年, 267-293.

名古屋大学法学部アジア・太平洋地域法政研究プロジェクト『国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」』(報告書), 1998年.

名古屋大学大学院法学研究科「留学生特別コース開設—第1期生を受け入れ—」名古屋大学大学院法学研究科『法学部ニュース』No. 5, 1999年.

名古屋大学大学院法学研究科・法学部『自己点検・評価報告書 名古屋大学大学院法学研究科・法学部の現況 (2003年10月～2008年3月)』, 2009年.

森永太郎「CALE-ICD ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ実施要領」(2008年8月25日)。

その他の資料

「ラオス法律人材育成強化プロジェクト ワーキンググループ名簿」(2009年10月22日)。

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第1回会合(2008年9月22日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第2回会合(2008年11月26日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第3回会合(2008年12月26日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第4回会合(2009年2月25日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第5回会合(2009年3月30日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第6回会合(2009年5月11日開催)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第8回会合(2009年11月24日開催)(午前)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第8回会合(2009年11月24日開催)(午後)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第9回会合(2010年2月16日開催)(午前)議事録」

「CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクトシミュレーションWS第9回会合(2010年2月16日開催)(午後)議事録」

ラオスと日本の新たな法整備協力の意義と課題

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘*

ラオスと日本の法整備協力が新たな出発点を迎えたことを祝し、今日に至るまでに注がれた関係者の方々の多大な御尽力に対し、心からの敬意と謝意を表する次第である。

ラオスと日本の法整備協力は、既に1990年代末から始まっていたものの¹、2003年から2007年までのプロジェクト²から数えれば、今回は実質的に第2フェーズということができるであろう。しかし、前回プロジェクトから今日までの間には、法整備協力の方法論に関して、いくつかの変化があったことも無視することができない。中でも、各国が法に対して「オーナーシップ」をもつためには何が必要かということについて、理解が深まってきたことが注目される。

法整備支援においても被支援国の「オーナーシップ」が重要であることは、従来から指摘されてきたが、それがプロジェクトに対する被支援国の主体的姿勢やイニシアティブ以上のいかなる含意をもつかについては、必ずしも具体的に意識されていなかったようにも思われる。しかし、法整備支援の実践と成果についての経験が蓄積されるうちに、一つの法に対する「オーナーシップ」は、当該法に対する各国国民の規範意識のレベルにおける創造ないしは規範意識の変化を通じて取得されるものであることが、徐々に明らかになってきたといっ

* 慶應義塾大学大学院法務研究科教授。本稿は、ラオス法律人材育成強化プロジェクトのオープニング・セレモニー（2010年8月12日、ヴィエンチャン）におけるスピーチ原稿に、若干の加筆・修正を施し、注を付したものである。

¹ 多国間研修、本邦研修、現地セミナーなどが行われていた。なお、三ヶ月明『司法評論Ⅲ 法整備協力支援』（有斐閣、2005）221-229頁参照。

² 前回プロジェクトに関しては、以下のものがある。工藤恭裕ほか「ラオス法制度の概要」ICD News 3号（2002）、瀬戸裕之「ラオスにおける法学教育」ICD News 4号（2002）、三澤あずみ「国際研修：第8回ラオス法整備支援研修の概要」ICD News 13号（2004）、ダヴォン・ワーンヴィチット（ラオス最高人民裁判所副長官）「ラオスの司法改革と日本の支援」ICD News 14号（2004）、小宮由美「特集：各国法整備支援の状況～ラオス～」ICD News 16号（2004）、松尾弘「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」ICD News 27号（2006）、田中嘉寿子「特集：ラオス法整備支援——ラオス法制度整備プロジェクト——／事業事前評価表（技術協力プロジェクト）／ラオス法制度整備プロジェクトの実施概要とその成果について」ICD News 30号（2007）、松尾弘「ラオス民法教科書作成支援について：回顧と展望」ICD News 30号（2007）、野澤正充「同：債権法について」ICD News 30号（2007）、古積健三郎「同：担保法について」ICD News 30号（2007）、中東正文＝松浦好治＝今井克典「ラオスの商法教科書作成支援について——企業法注釈書の作成と人材養成——」ICD News 30号（2007）、小口光「ラオス検察官マニュアル作成支援」ICD News 30号（2007）、田中嘉寿子「特集：ラオス法制度整備プロジェクト——民事判決書マニュアル——」ICD News 33号（2007）、井関正裕「ラオス判決書マニュアル作成支援」ICD News 33号（2007）、松元秀亮「報告：ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」ICD News 35号（2008）、その他。

てよいであろう。その結果、いわゆる開発途上国や体制移行国において、一連の新たな法律が、そのように国民の心の中に刻み込まれるプロセスないし前提条件として、当該国家における法律学(jurisprudence)³の発達に伴い、自国の言語による法概念と法理論が創造され、それに基づいて当該国民の手で法律案が起草され、国民精神の発露のような形で新たな立法又は法改正が行われることの重要性が認識されてきている。そうした立法に続く裁判、執行制度の整備、法改正、…というサイクルを通じて初めて、当該法律に対する当該国家の「オーナーシップ」が徐々に、徐々に、成立するものと考えられる。

そうした法律に対するオーナーシップの成立プロセスの初期段階に位置づけられる法律学が発達するための条件として、法律の教科書づくりの重要性を無視することができない。それは、法律の統一的な運用のための実務マニュアルとは、次の2点において異なる。第一に、法律教科書には、法律には必ずしも書かれないもののその基礎にある法原理、条文化されないものの当該社会において妥当している法原則、当該法律が必要とされるに至った背景・経緯・目的、基本原則等をも取り込むことが求められている。それは、当該法律の首尾一貫性を高め、他の法律との矛盾や法の欠缺を発見し、また、時間の経過によって生じうる経済・政治・社会の変化とのギャップを埋めることにより、当該法律に論理性と体系性を与える手段となりうる⁴。そうした教科書づくりの実践、それを契機とした法律学の発達は、法の根本原理である普遍的正義と当該社会の歴史と文化に根差した価値原理との調和を図ることにより、法律を産み出し、修正する規準ないし源泉として、どの社会においてもなくてはならない規範理論(normative theory)の創造に通じるであろう⁵。第二に、法律教科書は、一つの法律問題に対して適用可能な法及びその解釈について、理論的に可能な——場合によっては複数の——考え方の道筋を導くものである。したがって、それは、結論だけでなく、結論に至るプロセスを重視するとともに、問題に対する「正しい」答えが必ずしも一つではないことを明らかにしてくれるものでもある。

この観点からみれば、今日多くの国々の法律の基礎になっているといわれるローマ法⁶の主要部分が、『学説彙纂』(Digesta)という学説集であったことは、驚くに値しないであろう。ローマ時代には法学者間で激しい議論が戦わされ、夥(おびただ)しい数の法律教科書が著

³ 法律学(jurisprudence)は、法の賢慮(iuris prudential)に由来する。田中成明『法的思考とはどのようなものか』(有斐閣、1989)72頁参照。

⁴ 法律学における「理論」及び「体系」の意味に関しては、松尾弘『民法の体系——市民法の基礎——(第5版)』(慶應義塾大学出版会、2010)7-8頁参照。

⁵ 社会が成立し、維持されるためには、①複数の人間、②人々が一定の目的を達成するための協力の手段として創り出す様々な組織、③そうした人々や組織の行動に予測可能性を与え、不確実性を削減するために形成される制度に加え、④様々な制度間の矛盾や必要な制度の欠缺を明らかにする規準としての規範理論が、不可欠の要素であると考えられる。これについては、松尾弘『良い統治と法の支配——開発法学の挑戦』(日本評論社、2009)10章、14章参照。

⁶ ローマ法は、紀元前5世紀以降、ローマが貴族政、共和政、帝政と変容する中で、元老院の決議、民会の議決、政務官の告示、皇帝の命令、法学説(とりわけ皇帝の諮問に対する解答権をもった学者のそれ)等の法源が集成されたものであり、その意味で体系化された一つの法律ではない。6世紀にユスティニアヌスが編纂を命じたローマ法大全は、『学説彙纂』(Digesta)、『法学提要』(Institutiones)、『勅法』(Codex)からなり、後に『新勅法』(Novellae)が追加された。これらは16世紀に『市民法大全』(Corpus Iuris Civilis)として編集された。ローマ法はこれらについての概括的な総称である。松尾・前掲(注4)14頁参照。

され、立法や裁判の基礎とされた。そのことが2000年以上の時間を超えて妥当するような普遍性の高い法的ルールを創造することのできた一連の理由ないしメカニズムの一環として、見落とすことができないであろう。

この『学説彙纂』(*Digesta*)は、英語では*Digest*、ギリシャ語では*Pandectae*であるが、その元々の意味は、「良く噛み砕いて消化する」ということである。つまり、法律学の役割は、法律に用いられている概念の意味や論理の正当性を、誰にでも分かるように、良く噛み砕いて説明することである。これは、当該法律をその国の国民のものとする、「オーナーシップ」を成立させるために不可欠のプロセスとってよいであろう。その意味で、外国法の継受(reception of law)に対してしばしば使われる「法の移植」(legal transplant)という表現は、あくまでも比喩的なものにすぎないということに留意すべきである。実際には、ある国の法律を別の国に「移転」するなどということはず、当該外国法を参考にしながらも、各国の国民自身の手で、調理し直し、自分たちのものとして消化することにより、いわば「原始取得」することなしには、オーナーシップは成り立たないのではないかという認識を、従来の法整備支援の経験を通じて、私たちはもつに至っている。このことが、今回のプロジェクトにおいて、将来における法律の起草との連結を視野に入れつつも、まずは教科書づくりというものを重視する最大の理由である。

もっとも、そのことは、外国法の影響を排除することを意味するものではけっしてない。また、国家間の法整備協力の意義を否定するものでもない。むしろ、各国の法に対する外国法の影響も法整備協力の必要性もますます高まっているといえる。なぜなら、今日の世界では、人(労働力)・物・サービス・情報の国際的流通、人権概念の国際的普及、国内並びに国家間の紛争・金融危機・環境問題の国際的影響等に見出されるように、グローバル化の波が、良くも悪くも、一層広く、深く私たちの日常生活に浸透してきており、その結果、どの国も、最もドメスティックな法分野でさえ、国内事情に目を向けるだけでは、社会の要請に合致するような立法も解釈も実現困難になっているからである。しかし、グローバル化がどれほど進んでも、私たちが世界政府を設立し、世界統一法をつくることは、現実的とも理想的ともいえないであろう。そこで、第三の道として、国内の立法や解釈に際し、他国の立法例や裁判例の成功と失敗の経験を冷静に分析し、そこから発見されるより良い標準を満たす法を探索する方法が、いわゆる開発途上国か先進国かを問わず、一般的な法形成のスタイルになりつつあるように思われる。かつて国際司法裁判所の裁判官を務めた田中耕太郎は、世界各国が法律の相互交流を深め、部分的に共通する国内法、国際私法、国際法の三者が蓄積されることにより、世界政府がなくとも形成される法の共通要素を世界法(world law)と呼び、その到来を予測した。今やこうした世界法の形成に向けて動き始めた各国法の動きの中で、小さいながらも私たちの法整備協力がもたらす法制史上の意義を、世界史的なコンテキストにおいて自覚すべきであろう。

その際には、日本の経験がラオスの法律学の形成や立法・裁判のプロセスで利用され、より適切な法が発見され、運用され、その経験が日本にフィードバックされる、…というサイクルを繰り返すことが、両国の共通利益を増進するに違いない。そのためには、日本の経験

を率直に提供することが重要であると考えられる。その一部として、外国法の導入に関する以下の二つの経験を挙げることができるであろう。

一つは、外国法を導入する際に生じがちな、法の「単純化」(simplification)という問題である。例えば、土地の私的所有権制度を導入する際に、土地法と不可分のはずの都市計画、環境、入会等に関する法を切り離し、土地所有権の確定、譲渡、担保設定、登記等だけを取り出して立法した結果、所有権の意味が誤解され、乱開発、公害の発生、地域コミュニティの破壊等を食い止めることができなかつたように思われる。その後の追加立法にもかかわらず、手遅れとなった日本では、都市や農村のグリーンな景観、公害の爪痕、伝統的なコミュニティの崩壊等に、今なお苦しんでいる。

もう一つは、やはり外国法の導入に際して生じうる、法の「純化」(purification)ともいべき現象である。それは、外国法の基本原則をその理念に忠実に立法した結果、母法よりも原理に近い、いわば純度の高いルールとなる場合である。例えば、契約の成立や所有権譲渡の要件としての意思主義は、日本の伝統的な取引慣行ともミックスされつつ、母法以上に原則が徹底されて形式が排除され、純粹意思主義的なものとして定着し、ユニークな立法例を形づくることになった。これは不動産や動産を迅速に、安い費用で取引することを可能にし、経済活動の活性化に寄与した面もあるものと考えられる。

以上のような外国法継受における経験は、今日の法整備協力の場面でも、直接・間接に活用することが可能であると思われる。しかし、私たちが協力することの意味は、以上のような両国の立法や裁判の改善にとどまらない。今やグローバル化の負の側面として、国内外の格差が拡大し、富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなり、適切な配分と統治に失敗した国家の中には、崩壊し、又は崩壊寸前のもも現われている。こうして多くの不安要因を抱えるようになった国際社会においては、一つでも多くの国家に良い統治が確立され、そのような主権国家間の協力によって維持される地球的統治(global governance)の確保が、私たちの共通目標となっている。そうした安全保障の確保は、これまで主に軍事力に依存してきた。しかし、アフガニスタンやイラクにおける武力行使が、解決の目途すら立たない泥沼状態に陥っていることから明らかなように、武力の問題解決能力は限られているといえる。むしろ、紛争を回避し、平和を維持する手段として、法の力は用い方によっては兵器にも匹敵し、良い法律をもつことは強い軍隊をもつことに劣らず国家の安全確保に役立つものであることが、徐々に明らかになりつつあるように思われる。

私たちは、各国民が歴史と文化を大切に、プライドと尊厳を保って開発を進めることにより、日々の生活に張り合いを感じ、仕事にやり甲斐を感じ、懸命に生きることの意義を実感できるような世界を目指している。その意味で、正義と平和を愛する国民として各国からの厚い信頼を得ているラオスにおいて、法律学が発達し、法体系が構築されることのインパクトはきわめて大きいといえるであろう。そのプロセスに協力できることは、このプロジェクトへのすべての参加者の大きな誇りである。私たちが今行おうとしている民法の基本問題集や教科書づくりは、そのためのほんの小さなきっかけにすぎない。しかし、その地道な努力の積み重ねが、世代を超えて継続され、改訂され、私たちの共同遺産(common heritage)と

なることを、願ってやまない。このプロジェクトが、関係者の方々からの暖かい御理解と御支援を得て、一人でも多くの方々がそれに可能な形で参加することを通じて、真の意味で私たちの共有物へと結実することを祈念して、私の祝辞としたい。

ラオス法整備支援プロジェクト準備段階に参加して

名古屋大学大学院法学研究科 教授

酒 井 一

- 1 先般、ラオスの民事訴訟法に関する新たな法整備支援に着手するための準備として、合計3度にわたり準備的ワークショップが開かれた。筆者は、これらに参加する機会を与えられた。本稿では、その概略の報告と若干の感想、法整備支援に関する雑感を述べることにしたい。
- 2 ワークショップのうち最初の2回は、まさにプロジェクト立ち上げ準備のためのインタビューであり、最後の1回は現地セミナーの形で行われた。
 - (1) 第1回ワークショップは、2009年11月27日に名古屋大学のCALE (Center for Asian Legal Exchange) で開かれた。日本側の参加者は、法務総合研究所から赤根智子部長と渡部洋子教官、出口雅久・立命館大学法学部教授並びにCALEから鮎京正訓教授であった。ラオス側からは、名古屋大学の留学生が参加した。そのメンバーは、いずれもラオスの要職にあるか、将来要職を担うことが期待されるものばかりであり、現職の裁判官や大学教員も含まれている。もともと、彼らはそれぞれに修士号・博士号を取得するべく名古屋大学で研究を行っているものであり、それぞれが各自の専門領域を持っており、必ずしも民事訴訟・裁判を専攻しているわけではない。名古屋大学に所属する筆者も含め、鮎京教授を除く参加者は相互に初対面であり、自己紹介から始まった。振り返ってみると、ラオス側の参加者は緊張した面持ちであったように思う。彼らは、法整備支援の準備のため、ラオス法に関する調査が実施されるという触れ込みで、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する課題を与えられ、回答を求められていたのである。ラオスの将来を背負ったような気持ちになってもおかしくないかもしれない。また、仲間同士の目もあり、専門外のことについても答えなければならず、緊張するなというほうが無理だったかもしれない。

さて、第1回のワークショップに先立って渡部教官と何度かメールで打合せを行い、ラオスにおける民事訴訟法の基本的な観念について確認することを目標に設定した。すなわち、処分権主義や弁論主義、既判力に関する、ラオスにおける基本的な姿勢・理解の確認を試みることにした。法整備支援を始めるには、こちらがまず相手国の法観念を理解することから始めなければならない、と考えたからである。例えば、日本の民事訴訟法では馴染みがなく、旧社会主義諸国にみられる特徴的の制度として民事訴訟への検察官の関与の制度がある。ラオスも検察官の関与の制度を持っており、その制度趣旨や実

態について確認する必要が認められる。時間の関係などを考えると、それらのすべてについて1回で解明できるとは、もちろん初めから期待していなかった。しかしながら、ラオス民事訴訟法に関する理解なしに法整備支援に着手することは不可能と考えられ、ともかく議論の共通の基盤を構築する必要があり、その端緒を得ることから始めなければならなかった。

また、一般的・抽象的な議論が後に開始されるであろう法整備支援事業の準備としてふさわしくなく、期待した成果を得られずに終わることは明らかであった。そこで、渡部教官が作成した消費貸借の設例をもとに、ラオス側の参加者らに会合までに一応の回答を準備するように要請することとした。設例は以下のようなものである。すなわち、BがAから金員（ラオスの通貨単位はキープであり、1キープは約0.01円である。被支援国との経済規模の相違に法整備支援にも事例設定の難しさがある。現実味のない事例設定をして、議論が間違った方向に行きかけることがある。例えば、「そんな金額のお金を借りるなんてありえない」とか、「裁判にまで持ち出さない」といった現実的な話になってしまい、個人的には面白いのであるが、結果的に時間のロスにつながりかねない。）を貸借する際に、Cが保証人となったが、Bが借金を返済しないまま行方をくらまし、AがCに保証債務履行の訴えを提起した。その後、CがBの所在を突き止め、Bに問いただしたところ、Bは借金を既に返済した、と言い出した。Bの訴訟への関与の仕方、利息請求の問題や判決確定後の処理など簡単に答えられそうではあるが、基礎的であるがゆえによくよく考えてみると非常に難しい問題となっていた。渡部教官の司会で、ラオス側から設例に対する回答をもらい、若干の質疑が交わされた。休憩に入った時には、彼らは無事発表を終え、安堵した様子であった。あたかも試験を終えた学生たちのような雰囲気さえ漂っていた。

小憩後の質疑においては、当初の予定から離れ、議論が調停手続に逸れていった。ラオスでは、提訴に先立ち、調停が実施される。最初に村で調停が試みられる。村での調停が成立しなかった場合、郡での調停が行われることになる。そこでも調停が成立しなかった場合に、ようやく訴訟が開始されることになるようである。訴訟においても、争点整理などのための準備手続の後に再び調停が試みられる。合意による解決が繰り返し模索されるのは、判決による敗訴に対する国民の名誉感情に起因するかもしれない、とする意見がだされた。また、設例の事案では、保証人に対する請求に関して、主債務者との解決が先行されるべきである、と考えられているようである。

- (2) 第2回ワークショップは、2010年2月16日に、法務総合研究所で実施された。ラオス側の参加者は第1回と同じく名古屋大学の留学生たちであったが、日本側からは鮎京先生、赤根部長、渡部教官に加え、名津井吉裕大阪大学准教授が参加した。第2回のワークショップでも第1回と同じ設例を使って、ラオス民事訴訟法の基礎概念の獲得を目標とした。前回の反省をふまえ、ラオス側に対して、回答を準備してもらいたい論点・視点をあらかじめ提示することにした。すなわち、訴訟の対象、主張及び立証に関する基本的な捉え方を前提に、設問に対応した論点をあらかじめ示すこととしたのである。そ

して、ラオス側に回答のメモを求めたが、提出されなかった。しかしながら、刑事訴訟法についての準備もあり、準備の期間やラオス側の人的体制などに鑑みて、致し方なかったであろう。もっとも、ラオス側からの回答は、内容的にしっかりしたものであり、前回不明確であった点の若干が明確にされた。ラオス側の参加者は、インタビューに慣れたためか、大阪まで遠征してきたことにより気分転換ができたためか、前回と比べてかなりリラックスしている様子であった。時間的な制約があったことは否めないが、現地セミナーの端緒が得られ、活用することができた。現地セミナーの成果は、彼らに負うところが大きい。

ラオス側の参加者から得られた情報をもとに、名津井准教授が事案を整理し、基本的な概念整理に資する設問に仕上げ、現地セミナーに臨むこととなった。当初の設例は、現実味を優先したため3名の登場人物を設定した。

- (3) 2010年2月18日に、第3回会合としての現地セミナーに先立って、ラオスの現地セミナー参加者と日本側の参加者での顔合わせの機会がもたれた。日本側の参加者が大阪の法務総合研究所に、ラオス側の参加者がJICAラオス事務所（ビエンチャン）に参集し、両会場をテレビ会議システムでつないで実施された。いつもながら技術の進歩に驚かされる。浦島太郎の気分である。

さて、我々は現地セミナーでの議論の焦点を絞り易くするため、事例を簡略化し、保証人に対する請求ではなく、主債務者本人に対する請求とした。渡部教官が要件事実に沿った事実整理をしてくれたので、それをラオス側に提示し、事実整理の仕方や主張の要否、当事者が欠席した場合の処理を確認していくこととした。また、名津井准教授が、設問ごとにラオス側からの想定される回答を作成してくれた。回答もひとつでなく、考えられる複数の想定回答を用意し、それがいかなる考察に基づくものかまで検討してもらった。

直接の担当者らとのワークショップはやはり実りが大きい。とりわけ、顔を見ながらの対面での議論は収穫が大きいように感じられる。しかし、テレビ画面を通じたやりとりは、隔靴痛痒を搔く感を否めない。画面に自分の顔が映し出されるのは面白いが、やはり照れくさい。ワークショップ一般の問題であるが、口頭での議論は即時性があり、もっとも効率的に情報を得ることができる。国際交流という意味でも有意義である。反面、しっかりと記録に残さないと、参加者の記憶が薄れ、一過性の議論に終わりがちであり、正確な相互理解のない結果に陥る危険をはらむ。書面による補充が必要であるし、双方があらかじめ議論の内容について準備できるように早期の書面の交換が必要であろう。民事訴訟における準備手続と共通する。

- (4) 3月12日にラオスの現地セミナーが開催され、活発な意見交換が行われた。前日の11日には刑事訴訟法のセミナーが行われており、刑事訴訟法の専門家としてセミナーに参加されていた洲見光男・同志社大学法科大学院教授が引き続き民事訴訟法のセミナーにも同席いただいた。終始にこやかにされていたが、お目付役的存在感がある。

現地セミナーも、渡部教官の司会のもと、名津井准教授が中心となって進められた。

想定回答が的中したか否かは問題ではなく（読者諸氏の想像に任せたい）、間違いなく役に立った。セミナーやワークショップにおけるラオス側の回答が想定範囲内であったのは、他の法整備支援におけると同じである。セミナー参加者のレベルになれば、法律問題に関して大きく結論を外すことはない。注意を要するのは、結論に至るまでの論理過程であり、時間をかけて確認する必要がある。

現地セミナーでのもう一つの収穫は、カウンターパートとなることが予定された担当者グループが参加しており、その様子をうかがうことができたことである。直接に言葉を交わす機会はなかったが、やはり担当者と直接に対面で議論を交わすことは、意義深いであろう。現地セミナーやワークショップ一般に通じることであるが、相手国で実際の担当者と対面で議論することは、相手方の反応を確かめながら、直接に意図を伝えることができ、実効的であろう。

- 2 つぎに、筆者のこれまでの法整備支援事業に関する経験をもとに、法整備の在り方についての感想を述べることをお許し願いたい。ここに述べる感想の多くは、自省に基づくものである。

法整備支援の基本は、相手国のニーズに沿ったものでなければならない。もっとも、法整備支援事業においては、相手国が必要とする支援を自覚できない場合も少なくないかもしれない。そのため問題意識を喚起する作業が必要となることもあろう。もっとも、この点に関しては、現地の長期専門家を始めJICAの専門家や職員の方たちが、支援を開始するに当たりしっかりと押さえてくれており、これまでの経験では楽をさせてもらったように感じる。我々に最初に求められるのは、相手国の状況を正確に理解することである。法制度だけでなく、文化や政治・経済の状況や国民のメンタリティーなども視野に入れておかなければならない。それまで触れることのなかった異国の文化や社会を理解することは容易でない。法務総合研究所やJICAの専門家や職員の方たちからのレクチャーは貴重であり、第一級の資料である。メンタリティーという面からすると、民事訴訟法という分野では、価値観の衝突が相対的に少なく、比較的支援のしやすい（気が楽な）分野である。外国の制度を理解するためには、頭が柔らかくなければならない。当たり前と言われるかもしれないが、これが意外と難しい。頑固な頭を持ってみればおかしな制度も、見方を変えることにより合理性を持つてくる。価値観にこだわりの少ない民事訴訟法では、この現象が実に多く、厄介でもある。民事訴訟においては、「これしかあり得ない」といった議論は成り立ちにくい。たとえ日本の民事訴訟法の解釈としては成り立ちえない議論であっても、外国の民事訴訟法では十分成り立つ議論であることも少なくない。先入観を捨て去らなければならない。自国の解釈論や立法についての決定権や責任は、各国（の国民）が持っている。法整備支援でできるのは、選択肢と各選択肢のメリット・デメリットを提示することである。押し付けることは実際にもできないであろうが、お仕着せの印象を持たれないように気を付けたい。心の持ちようの問題かもしれないが、「支援」という言葉に象徴されるように、つい「上から目線」になりがちである。慎みたい。先に法整備支援事業に携わったベトナムでは、儒教思想の影響からか年長者を重んじる気風が強かった（ラ

オスも似ているかもしれない)。参加者のほとんどが筆者より若かったことは幸いであった。なんとなく気分的に楽であった。年齢を聞かれることもあったが、若く見えたのか、実年齢を聞いて驚かれた。また、相手国や参加者は対等な相手であり、国を代表するエリートなのである。彼らに対する尊敬の裏返しとして、議論に関しての手加減や容赦は一切しないように心がけたい。そして、自らの誤りも素直に認めるようにしたい。専門家としてワークショップなどに参加しているので、勇気がいる。つい意固地になってしまいがちである。

相互理解という観点からは、懇親会や会議の途中休憩の際の立ち話も大切であろうか。3月の現地セミナーでもラオス国立大学やカウンターパートの人たちとセミナー終了後に夕食を共にする機会を持つことができた。くつろいだ雰囲気での会話もお互いを理解するために有意義であろう。

- 3 話題が一般論化してしまった。民事訴訟法の法整備支援に目を向けたい。民事訴訟法が民法の従法と位置づけられた時期があったように、民事の問題を考える際には実体法的思考が優先する。この傾向は仕方がない。民事訴訟の目的のひとつに実体権の保護があり、この実体法的な結論を見据え、それを尊重することは誤っていない。しかし、民事訴訟法が実体法からの独立を果たし、実体法とは異なった思考回路が必要な法分野に成長していることもまた事実である。手続法が実体法と離れ、実体的価値観から解放されたことによって、例えば手続的正義に関する国境を越えた議論ができ、ある程度の共通認識が形成されつつある。実体法とつかず離れずの思考が必要となる。手続法的思考回路の涵養は難しい。

また、しばしば陥りやすい問題として、つい日本の民事訴訟法を前提にもの考えてしまう点がある。例えば、弁論主義が民事訴訟の絶対的要請ではないし、公開主義も必須とまでいえない。じつは日本の民事訴訟が特異なのかもしれない。我が国は、アメリカ型の司法制度を備えながら、ドイツ法系に属する民事訴訟を持つ。やはりドイツ法的な思考をしがちである。民事訴訟の出発点とする訴訟物に関する論争もドイツ法系のものであり、しかも実体法説(旧訴訟物理論)は今やドイツでは完全な異説である。日本の民事訴訟法解釈を前提に考えると思わぬ過ちを犯すことにつながる。

また、法整備支援は実務に直結する。特に訴訟制度は、法規定や法解釈を整備するだけでは、十分に機能しない。実際に裁判を動かす実務家は欠かせない。相手国の国情に合った支援が必要である。パイロットが十分に育っていないところに、ジェット機を送っても意味がない。継続的な支援が必要であり、訴訟法の場合、法曹養成・教育が続く。

人材育成という観点からすると、相手国に通訳者の育成を促すべきではないか。法整備支援にとって、正確な通訳が不可欠であり、誤訳・超訳は命取りである。通訳者の安定した供給が必要である。今回のワークショップ・現地セミナーでは、瀬戸裕之氏の献身的な働きがあった。大いなる貢献に敬意を表したい。

- 4 筆者は、かつて、わずかな期間ではあるが、ベトナム民事訴訟法制定の際の法整備支援にかかわることができた。ベトナムとラオスは隣国である。しかし、経済の発展のみなら

ず、法整備の状況においても、ベトナムがラオスより進んでいることは事実である。ビエンチャンのワットタイ国際空港とハノイのノイバイ国際空港を比べれば一目瞭然である。ラオスはまた大国のタイに隣接する。ビエンチャンにはバンコク・スワンナプーム国際空港から夜21時ころに到着する。往路は22時ころにビエンチャン国際空港を発つ便を利用し、タイ国際空港には23時ころに到着した。空からみたビエンチャンとバンコクの夜景は全く異なっていた。経済力の格差は歴然としている。ビエンチャン市内から車を少し走らせると道端でゾウに出会えるのもラオスの大きな魅力であるが、大国に挟まれたラオスにとって経済の発展とともに法制度の整備は急務であろう。

我が国を振り返ると、明治維新时期において、国家の近代化がまさに死活問題であった。我が国の先達は西欧諸国の法制度を学び、国内法制度の整備に取り組んできた。まさに国家をあげての一大事業であった。この時期に日本の法制度の骨格が出来上がったと評価できる。その後も太平洋戦争終結時に日本国憲法の制定という大きな変革を経験した。また、商法・会社法に関しては何度も大きな法改正が行われ、民事手続法分野でも民事執行法・保全法をはじめとして、民事訴訟法、倒産法の全面改正を被った。民法においては、家族法分野や法人の分野など諸所での手直しを経て、債権法の全面改正の議論が俎上に上がっている。刑事法の分野で目を引くのは、何といても裁判員制度の導入である。明治維新时期を法制度改革の第一期とするならば、終戦時を第二期、現代を第三期とすることができるのではなかろうか。

東南アジアをはじめとする近隣諸国に目を転じると、その状況は、我が国の法制度改革の第一期と比すべきに映る。法制度を整備・改革する際には、諸外国の法制度が比較されるのが常であり、我が国の法改正においても諸外国の法制度が参考とされた。明治期の立案担当者の調査力は驚異的である。現在の東南アジア諸国は、明治期の我が国と似た状況にあると想像する。畏敬の念を禁じえない。

- 5 現地セミナーを終え、疲れの中に安堵の気持ちを抱いて帰国の途に就いた。このような充実した感覚を持ちえたのは、JICAや法務総合研究所の方たちの行き届いた手配と配慮のおかげである。苦労は多いが世間の目につきにくく、骨の折れる周到な準備と心遣いには何時も頭が下がる思いである。今回のラオスセミナーもその例に漏れない。ラオスにおいても終始目配りがされていた。そのおかげでラオスに対する一層の好印象を土産に持ち帰ることができた。JICAや法務総合研究所の方々の配慮に深く感謝し、筆を置く。

「ラオス法整備支援の準備調査から得られたもの」

大阪大学准教授

名津井 吉 裕

はじめに

東南アジア諸国での法整備支援活動は、既にベトナム、カンボジア等で実施され、その成果は広く知られている。この間、ラオスに対する法整備支援のための準備的な調査・研究も、並行して行われてきたようであるが、このたび、本格的な支援の開始が正式に決定された。私は、2009年度末、ラオスの法整備支援の実施可能性を探るための準備活動に関与することになり、日本滞在中のラオスの実務家を交えて国内で開催された2回のワークショップ、これを踏まえてラオスで開催された現地ワークショップに参加した。私は、このときまでに「法整備支援」と名のつく活動に関与した経験を持ち合わせていなかった。また、これら一連のワークショップに参加して一定の知見を得た現在ですら、お世辞にも事情通とはいえない。それでも、ラオスに対する本格支援の開始が決定したのを機に、本誌においてラオス特集号が組まれるということで、寄稿を依頼された。私と法整備支援とのつながりは上記の通りであるから、寄稿者として、私が甚だ役不足であることは重々承知している。だが他方で、今回の準備活動に参加した者として、その状況を報告することは責務であるように思われる。以下では、国内での準備活動、及び、現地ワークショップを通じて私が感じたことの一部を紹介することをもって責めをふさぎたいと思う。この小稿が、これから本格支援に携わる方々にとって、わずかなりともお役に立てば幸甚である。

I 準備作業

私がラオスの法整備支援への協力を求められたのは、2009年12月末のことである。ただ、ラオスに対する本格支援を見据えた準備活動は、かなり以前から、法務省法務総合研究所及びJICA（国際協力機構）によって周到に進められていたようである。さて、私が参加した最初の企画は、2010年2月9日に法務総合研究所（大阪）で開催された、ラオス実務家とのワークショップである。この企画の趣旨は、同年3月に開催予定の現地ワークショップで検討すべき課題をどうすべきかについて、名古屋大学に留学中のラオスの実務家（裁判官・検察官・弁護士）との意見交換からヒントを得て、検討することであったと理解している。普段、日本の民事訴訟ばかりに気を取られている私にとって、このワークショップにおいて日本側

の質問に対してラオス側から示される回答は、逐一新鮮であった。ある意味では、どれも私の想定外の回答だったともいえるのだが、これをきっかけとして、我が国の民事訴訟法と異なる体系をもった「ラオス民訴訴訟法」をおぼろげながらも想像でき、短い時間ではあったものの、両者を比較検討してみることは学問的にも興味深く、いくつかの有益な示唆を得ることができた。

次に私が参加した企画は、同年2月18日に法務総合研修所で開催された、東京・大阪・ラオスの三か所を結ぶテレビ会議である。この企画の趣旨も、基本的には前回と同様であるが、現地ワークショップ当日まで1か月を切っており、課題を最終決定すべき時が迫っていた。さて、テレビ会議という形式は、私もその時までには何度か経験したことはあったが、いずれも相手方が日本人であった。これに対して、上記のテレビ会議は、通訳を介して、ラオスの現地スタッフと意見交換をするわけであるから、かつて私が経験したものとは勝手が違う。この会議のための下準備は極めて周到に行われ、機材面でのトラブルは一切なかったものの、通訳を介しての会議は、想像以上に時間的なロスがあることを実感せざるを得なかった。発言する際には、自分でもなるべく通訳に負担のかからない簡潔なフレーズを心がけたつもりであったが、時折、発言内容の確認作業が入り、それをまた通訳を介して説明するといった具合で、なかなかストレスフルであった（なお、誤解を避けるために一言するが、通訳そのものは秀逸であり、私のストレスはもっぱら上記の会議スタイルからくるものである）。こうしたロスを上手く解消するには、質疑応答に関して、たたき台となる共通の文書をあらかじめ作成しておくのが便宜だが、この会議では正にこのことを痛感させられた。とはいえ、現地入りする前に、通訳を介した会議を経験できたおかげで、現地ワークショップの準備として日本側が作成すべき問題は、なるべくシンプルで、かつ、原理原則にかかわるものになるよう、十分に配慮することができた。また、問題の趣旨に関して、日本側スタッフの間で共通の理解が得られるような手控えの必要性に気づくこともできた。このように、私にとって、上記のテレビ会議はよい教訓になったといえることができる。

II 現地ワークショップ

私は、2010年3月12日に開催された現地ワークショップに出席するべく、その前日の夜、ラオスに到着した（私がアジア方面に出向くのは、今回が初めてのことであった）。直前の現地入りとなったが、現地ワークショップに先だって、日本側が作成した問題をラオスに送り、現地の実務家（裁判官・弁護士）による事前協議を経て回答を用意してもらう段取りだったこともあり、日本側の最終的な打合せは、当日の朝に予定されているものだけで十分と考えられたからである。当日は、日本側のスタッフがパネリストとして壇上に並び、会場に集まったラオスの実務家に対し、予定していた質問をし、それに対する回答を受けて、さらに意見交換をする、という形式で進められた。私は、問題やその手控えの作成に関与したこともあって、当日の会議では比較的多く発言する機会を与えられたが、その時のやりとりを通じて得られた印象を、若干紹介しておきたい。

1. 用意した問題とその趣旨

日本側がラオスの実務家に提示した問題は、ごく一般的な貸金返還請求訴訟を素材として、①訴えを提起する際に原告はどのような事実を主張しなければならないか、②もし当事者が主張すべきとされている事実の主張が欠けていた場合、裁判所はどのように対処しているか、さらに、③当事者が主張しない事実について裁判所が証拠から心証をとれる場合、裁判所は当該事実の認定をどのように処理しているか（当該事実を当事者が実際に主張した場合と同様に扱っているか否か）、といった点について、ラオス側の回答を引き出す趣旨のものであった。我が国においては、①～③の問いが、弁論主義とその周辺に位置する問題であることは自明であるが、ラオスの民事訴訟が、法適用の前提となる事実の調査につき、当事者にどこまで責任を負わせているかが分かれば、この国の民事訴訟の在り様を見極めるのに有益であろう。これが、①～③の問いを立てた本来の動機である。もっとも、一口に貸金返還請求訴訟といっても、実体法（さしあたり民法）の規律が日本と同じでない（と思われた）以上、当事者の主張すべき事実も日本のそれと異なるものになるのは当然である。しかし、この点が問題になった場合、それはそれで法整備支援の遂行上、有益な情報が得られると考えていた。

とはいえ、日本側が提示した問題については、私自身も一抹の不安を感じていた。というのも、弁論主義は、その適用範囲が主要事実に限られるため、事例問題を使ってこれを検討する際は、いわゆる要件事実の問題を避けて通れない。具体的には、日本法を前提に言えば、金銭交付、返還合意、弁済期の合意、そして弁済期の到来という各事実が、当事者によって主張されたかどうかは鍵になる。時間の制約が厳しい現地ワークショップの本番において、こうした問題を扱えば、通訳を困惑させ、議論が上手くかみ合わないことも予測される。私は、この点に危うさを感じながら、本番を迎えることになった。もっとも、このような不安がありながら、なお上記の問題をラオスの実務家に投げかけたのには理由がある。それは、もしラオスの実務家が、上記の一連の主要事実つき、主張立証責任は原告たる貸主が負うと考えないとすれば、そのような前提の下でどのように裁判ができるのか、またそうした裁判の理論的な根拠がどこにあるのか、といった点に関するラオス側の回答が得られるはずだが、個人的にはこの点に強い関心があったからである。しかしながら、そうした回答が出てきた場合、それは日本側が作成した問題がラオス側の実情に合っておらず、その意味で「ハズレ」であったことを意味し、得られた回答も（私の関心は別として）二次的な収穫にすぎないともいえる。だが私としては、勝手なことながら、それでもよいのではないかと、つまり、両国の間では議論が全くかみ合わないという結論も、それはそれでワークショップの成果とみてよいのではないかと考え、敢えてリスクのある問題を提示したわけである。

2. ラオスの実務家による回答

では、上記の質問に対するラオス側の回答は、実際どうであったか。これは意外にも、貸金返還請求訴訟において、原告が訴状等で主張してきた事実を、上記のような主要事

実（のようなもの）に分析し、必要な主張の有無を確認する作業をしている、という趣旨であった（と記憶している）。この回答は、正直なところ、私が期待したものとはかなり違っていた。というのも、そのときの私は、ラオス側への質問とは裏腹に、「そのような細かい事実を言われても意味が分からない」、あるいは、「とりあえず原告の言い分はすべて出してもらい、そもそも貸金の返還かそうでないかも含め、原告がどういう理由で金銭の支払を求めているかは、審理を進めた後に分かってくれば十分だ」、といった回答を期待していたからである。もっとも、ラオス側からの実際の回答が、ラオスの実務家の平均的な回答なのか、それとも相当に優秀な、しかも日本の法制をよく研究して、日本側の質問をいかに上手くさばくかを綿密に検討した成果だったのか、当時は皆目分からなかったし、いまも半信半疑である。ただ、後日談をも含めて言えば、先の回答は、どうやら後者のように捉えるのが正解のようである。

3. 現地ワークショップから得た印象

さて、以上に述べたことのみを素材として何かを語るのはいささか強引だが、敢えて言わせてもらえば、ラオスの裁判の実情を知ること、それ自体かなり難しいということである。これを踏まえた上で、先のラオス側の回答を私なりに考えてみると、どうしても気がかりな点が残る。それは、訴えを提起する段階で、原告自身が、ラオスの民法等に基づく分析を通じて、相手方（＝被告）との間に生じている紛争が貸金返還請求事件にあたるといった法的評価を下すこと（いわゆる紛争定義を原告がすること）を前提とした回答になっていたからである。つまり、ラオス側の回答によれば、原告は、訴え提起の段階で、裁判所に審判を求める事件の法的構成を自ら絞り込んでおり、しかもそれが普通だという感覚をラオスの実務家も持っていることが分かる。なるほど、ラオスにもすでに民法典があり、そこには我が国でいう典型契約も規定されているようであるから、このこと自体を不思議がる必要はないかもしれない。また、ラオスの民法がどうあれ、金銭消費貸借のごときは、ラオスの取引社会でも普通に行われているから、貸した金を返せと求める貸主が、果たして何を借主に主張すべきかを慎重に考えたとき、我が国でいう主要事実と同じような要素を当事者が抽出し、裁判もこれを前提に適切に行われているとしても何ら不思議ではない、と考える余地はあるだろう。しかしながら、現地ワークショップの開催直前、ラオスには法律家（と呼べる者）が極端に少なく、弁護士の法的素養も十分に鍛えられていない、といった補足的な情報が私の耳には届いていた。それゆえ、私にしてみれば、給付訴訟の申立事項（素材とした事例でいえば、支払を求める金額）を特定するだけでなく、その法的構成をも特定主張した上で、特定の権利主張（我が国では、訴訟上の請求ないし訴訟物）を根拠づける（つまり裁判官が法を適用して特定の権利の有無を判断する）のに必要な具体的事実を、実際の紛争から適切に抽出して訴状に記載する、といった法律家特有の知的作業が、当事者（特に原告）の領域に属する責務であることについて、ラオスの裁判官が「当然のこと」と認識しているとは考えにくい面があった。だからこそ私は、先のラオス側の回答を、相当なイン

パクトをもって受け止める結果になったのである。仮にラオスの実務が上記の通りだとすると、審判対象の法的構成の決定過程で当事者（特に原告）と裁判所がいかなる役割を担うべきかについて、ラオスの実務家の間でも、日本に極めて近い認識（以下、「当事者主義」と呼ぶ）が共有されていることになる。この見方の真否はともかく、今回の現地ワークショップを通じて私が受けた印象は、さしあたり以上のようなものであった。

もともと、以上のような私の印象論は、前述した後日談をも踏まえて考えれば、全くの誤解かもしれない。またこの誤解が原因となって、ラオスの裁判の実情を謙虚に見つめる目が曇ってしまうかもしれない。こうした不安はあるが、単なる印象論でも、これから法整備支援を本格的に進める上では、一応の手がかりになるのではなかろうか。すなわち、民事訴訟における審判対象を定める過程で、当事者にどこまで責任を負わせるかについて、社会背景その他の諸条件が異なるラオスにおいても、当事者主義を採用する余地はあると考えて支援活動を進めることは、強ち不当ではないように思われる。もしその途中で疑問が生じたときは、当事者主義の前提を改めるべきかどうかについて、その都度吟味すればよい。場合によっては、弁論主義、処分権主義、訴訟物等の民事訴訟の基本概念を支える理論的根拠について新たな知見が生まれる、といった副産物にも期待が持てるかもしれない。ともあれ、本格支援を進めるに当たっては、上記の印象論の当否を検証するという視点を追加する必要があるだろう。

おわりに——ラオス法整備支援への期待

本年8月には、ラオスに対する本格的な支援開始を宣言する式典が、現地で開催されることである。だが、民事訴訟法の分野で言えば、何をどこまで支援するかが、まだ具体的には決まっていない。とはいえ、今後どのような支援が実施されるにせよ、ラオスの平均的な実務の状況を知ることが不可欠といえよう。その手段として、私も実際に関与した、ワークショップという方式が有効であるのは間違いないだろう。しかし、今回の現地ワークショップがそうだったように、このやり方には限界がある。発言の多い実務家が、ラオスの平均的な実務を正確に代弁しているとは限らないからである。したがって、これ以外にも、文献の調査・翻訳はもちろんのこと、インタビュー、研究会といった地道な調査も並行して実施する必要があるように思われる。また、これら以外に有効な手段がないかについても、不断に模索していく必要があるだろう。民事訴訟法という分野は、とりわけ裁判実務との距離が近いだけに、平均的な実務の状況を知ることが極めて重要である。なぜなら、これが解明されれば、ラオスが真に必要としている支援がどのようなものかを適切に把握することができ、その上で効果的な支援を実施できると考えられるからである。ともかく、様々な方法を駆使してラオスの平均的な実務を調査し、その結果、有効な法整備支援の実施に向けた前提条件が整ってくれば、他の東南アジア諸国で先行して実施された支援に続いて、ラオスに対する支援についても、その成果を期待してよいように思われる。

「ラオス法整備支援・現地ワークショップに初めて参加して」

立命館大学法学部教授

出口 雅 久

本年2010年3月11日から12日までラオス人民民主共和国・首都ビエンチャンにおいて開催されたラオス法整備支援・現地ワークショップに初めて参加させていただいた。日本側からは、大学機関として、名古屋大学・酒井一教授、大阪大学・名津井吉裕准教授、愛知大学・瀬戸裕之非常勤講師と筆者が参加し、法務省からは、赤根智子・法務総合研修所国際協力部長、渡部洋子教官ほか数名の法務省職員、さらに、JICAからは本訪問団団長を務めた佐藤直史専門員（弁護士）などが参加した。ラオス側は、最高人民裁判所より10名、ラオス国立大学法政治学部より9名、司法省より26名が参加した。ラオス側の参加者の中には九州大学や名古屋大学に留学された、いわゆる「ジャパン・スクール」に属する日本語を理解するラオスの法律家も参加されていた。今回の現地ワークショップに参加させていただいた、個人的にはもう一つの目的は、このジャパン・スクールと学術交流を推進することであった。実は、今回の出張の前後に欧州出張が二回ほど入っていたため、かなりの強行軍であったが、3月10日深夜に関空から出発、タイ・バンコックまで夜間に移動し、バンコック到着後、早朝からお昼まで空港ホテルで仮眠し、その日の午後にはラオス・ビエンチャン空港に到着した。空港を降り立ち、税関ゲートを潜り抜けると、すぐに日本語の看板が目に入った。どうやら日本国のODA資金でラオス・ビエンチャン空港及び周辺の幹線道路が建設されたようである。空港に屯（たむろ）しているラオス人は、とても揺ったりしていて、ヨーロッパの空港で抱くような妙な緊張感がなく、とても不思議な感じがした。宿泊先のプラザホテルの運転手が迎えに来てくれており、他の乗客を15分ほど待ってホテルまでミニバンで移動した。今回、初めてラオスを訪問したが、ホテルまでの途中、目抜き通りを車窓から眺めてみると何か懐かしささえ感じた。その日は、連日の出張続きで疲れていたために、翌日のワークショップのために体調を整えるべくホテルで休息し、夕食だけに訪問団の皆さんと御一緒した。

さて、翌日3月12日にJICAによって設立されたInternational Cooperation Training Centerにおいて開催されたワークショップの開会に先立って、JICAの佐藤専門員の司会で日本側・ラオス側の参加者の紹介が行われた。このセンターは、非常に施設が充実しており、会議場には大きなスペースであるにも関わらず、冷房は効きすぎるほど効いていた。後で関係者に聞いてみると、ラオスは、特に資源が多いわけではないが、ダム建設による水力発電王国であり、隣接する諸国に電気供給しているほどであるという。

最初に、渡部洋子教官から今回の民事訴訟法ワークショップに関する事例問題について説

明が行われた。その後、名津井准教授から今回の設問の趣旨について解説を行った。その際、日本民法の金銭消費貸借を事例として挙げて、いわゆる要件事実について解説を試みた。ここでは、まず第一に裁判官としていかにして事実関係の分析を行うかが問題となっている。金銭の授受、返還の約束、期限の設定、期限の到来など。次に、裁判所は証拠から判断して当事者に対してある主張をするように促すことは可能か否かが取り上げられ、いわゆる裁判所の釈明権について確認を行った。さらに、単純否認と積極否認の区別についてラオスではどう取り扱われているかが議論された。その後、弁論主義の三つのテーゼがラオスで妥当しているかという根本問題についても議論が及んだ。

これらの諸問題については、事前に日本からのテレビ会議により準備研究会も開催していたため、ラオス側のソムサク・タイブンラック中部高等裁判所副所長・民事訴訟法執筆グループ長から回答案が書面で提出されていたが、その資料に基づいて議論が展開された。全体としての感想であるが、我が国の自由主義思想に立脚した民事訴訟法原則について、いまだに共産主義国として一党独裁体制を堅持しているラオスの裁判官・司法当局者に対して理解を求めていくことは、かなり困難を伴う作業であるように思われた。今回の法整備支援現地ワークショップのモットーのひとつが、その国の国情に合せた法整備支援の展開であり、法整備支援の経験の浅い私は、直観的に、まだ実体的な民商法が整備されていないラオス国には、我が国の民事裁判制度そのものよりも、まずは少額裁判手続やADR的な紛争解決手続を導入する方が得策なのではないかと愚考した。しかし、ワークショップにおいては、日本側もラオス側も真摯に対応し、お互いに理解し合おうとする努力を払っていたように伺われた。とりわけ日本留学の経験のあるラオス法律家の中には、かなり日本法に対する理解が進んでいるようであった。注目すべきは、ラオスでは民事裁判における検察官の役割が重要である、と力説するラオス側の女性検察官の意見であった。すなわち、「ラオスでは、民事裁判において原告又は被告として経済的・法的に弱い立場にある者をサポートするために、検察官が裁判所を監督することによって法的正義を実現する」と。ラオスという社会主義国家にとっては、行政府が司法府を監督するという意味で当たり前の法的制度であるかもしれない。しかし、我が国のような法治国家的な司法制度を有する国においても、ようやく政府が消費者庁を設立したところであり、政治体制は異なるものの、保護すべき利益が何であるかという考え方については、以前よりは収斂しつつあるように思われた。

ところで、民事裁判に対する検察官の関与は、直接的にはソビエト・モデルとして旧ソ連法から継受された法制度であると思われるが、ロシア革命前のロシア法自体は、他のヨーロッパの多くの国々の法体系と同様に、実はフランス法の強い影響を受けていたことが指摘されている。ラオスも、旧ソビエト法の影響を受けているが、それ以前にはフランスの植民地であったことがあり、タイやベトナム同様にフランス法の系譜も脈々とその底流に流れているのではないかと推察する。実は、今日のフランス法でも、民事裁判における検察官の役割が「主たる当事者」や「附帯当事者」として一定の役割を果たしていると言われている（山口俊夫「概説フランス法（上）」1987年285頁参照）。同様のことは、2009年3月27日に立命館大学朱雀キャンパスで開催された国際シンポジウム「民事手続法の継受と伝播」において

国別報告をされた、スロベニア・アレッシュ・ガーリック教授，ポーランド・キャロル・バイツ教授，リトアニア・ヴィタタス・ネクロシュウス教授も異口同音に法継受の経緯として言及されていた（国際シンポジウム「民事手続法の継受と伝播」立命館法学326号（2010）348頁以下参照）。この点については個人的にも大変関心があり，一度是非調べてみたいと考えている。幸い，今年2010年8月30日から9月3日までパリ第一大学法学部ロイック・カディエ教授が立命館大学客員教授として来日される予定であり，フランス法における検察官の役割について是非聞いてみたいと考えている。旧宗主国としてフランス法の影響力は，依然としてアジア・アフリカ諸国にも根強いものがあり，今後はカディエ教授と協力してラオス・ベトナムなどとの交流にも力を注いでいきたいと考えている。私は，大変幸運にも，今回のラオス訪問によって法の継受と伝播の面白さについて改めて認識することができた。



最終日3月13日の午前中に予定されていた市内視察は失礼して，ラオス大学法政治学部ヴィエンヴィライ・ティンエンチャンサイ副学部長とボンセーン・クーンタヴィドゥアンチャイ副部長に，折角の休日

のところをお願いして，法政治学部の建物及び市内を案内していただいた。郊外には，旧植民地の異国情緒の残るフランス式の重厚な建物が散見され，その陰に隠れるように比較的小さな法政治学部のキャンパスが並んでいた。当日は土曜日にもかかわらず，法学を学ぶ初心者のためのコースが開催されていたようであり，熱心に法政治学部の先生の話に聞き入っている法学部の学生さんとも交流することができた。下記の写真からも見て取れるように，法



政治学部の建物には日本法研究情報室の看板も既に掲げられているが，まだ蔵書が十分ではなく，正式には開設はされていなかった。今回初めて，ヴィエンヴィライ・ティンエンチャンサイ副学部長とは，執務室で質素なお茶を飲みながら，ラオスと日本との学術交流についてゆっくり話すことができた。私も，機会を見て，是非またラオスを訪問し，ラオスの先生方と意見交換をし，私の勤務する立命館大学法学部にもラ

オス大学法政治学部からの留学生を積極的に受け入れたいと考えている。

帰国後に，JICA佐藤直史・専門委員及び川合優子・課員からラオス法整備支援について正

式に関与してもらいたいとお話を伺った。私は、渉外弁護士としての地位を投げ捨てて、アジアでの法整備支援のために粉骨砕身しているJICA専門員の姿に心を打たれて、JICAからの要請を受け入れるとともに、私の方からも積極的に財政的な負担をかけないで継続的な大学機関としての学术交流の推進に関しても提言していきたいと投げ返した。実は、私は、今年2010年7月26日から31日まで中国人民大学法学院23名の学生・院生諸君を京都地裁、京都弁護士会、ローム株式会社などと協力して本学に受け入れて、京都夏期セミナーとして開催した。中国人の若手法曹の卵たちとの学术交流は、すべての関係機関にはボランティアで協力していただいた、大学ならではの「エコノミーなセミナー」ではあったが、中国人民大学法学院の学生・院生からは大喝采の評価を受けた。ハードからソフトへ。人材育成こそが日本の生きる道であると確信している。現在の政権与党による事業仕分けは、海外に対する援助活動に対しても大変厳しい評価をしているようである。しかし、明治維新以来、我が国がドイツ・フランス・イギリス・アメリカから、直接的・間接的に、いわゆる法整備支援を得ていなかったならば、現在の日本における法治国家的な司法制度の姿はないということをもう一度確認する必要があるだろう。かかる意味において、今回のラオス法整備支援事業は、我が国の対等なパートナーとしてのアジア諸国に貢献する、我が国の国益に適った将来への確かな投資であると考ええる。



現地刑事訴訟法ワークショップに参加して

同志社大学法学部・法学研究科 教授

洲 見 光 男

はじめに

「法制度整備支援」についてその関係者から初めてお話を伺ったのは、今からおよそ8年前のある会合においてであった。それは、ガリオア・フルブライト奨学生としてアメリカに留学した者の集まりであったが、そこで、井関正裕弁護士の警咳に触れる機会があり、私が当時勤めていた明治大学の新見育文教授らとともにベトナム法制度整備支援に先生が携わっておられることを知った。その後、同志社大学に移籍したが、昨秋、はからずも、加藤克佳教授（現・名城大学）から、ラオス法制度整備支援に自分と一緒に協力しないかとお誘いをいただいた。比較刑事法を専攻している者でもあり、また、井関弁護士から法制度整備支援の重要性と魅力を教わっていたこともあって、国際交流のお役に立てるのであればと思い、非力を省みずお引受けすることとしたのであった。これが私のラオス法制度整備支援参加縁起である。

ラオスでの刑事訴訟法ワークショップについて、これを包括的に考察する能力は私にはないので、私自身の関心に色付けられた印象的な回顧と展望を試みることにしたい。

1 ワークショップにおける議論とその総括

刑事訴訟法ワークショップは、本年3月11日に開催されたが、日本側から、法務省法務総合研究所国際協力部の赤根智子部長、同部渡部洋子教官及び国際協力機構国際協力専門員の佐藤直史弁護士をはじめとする法務省及び国際協力機構の各関係者のほか、研究者として私が参加した。オープニング・セレモニーに引き続いて、午前9時45分から午後4時半過ぎまで、昼食と休憩をはさんで精力的に行われたワークショップでは、渡部教官主宰の下、ラオス側に対し事前に提示されていた事例と設問の確認及び趣旨説明がなされた後、ラオス側代表によるプレゼンテーションがあり、これに続いて質疑応答及び日本法の紹介が行われた。

共同討議のテーマは、本年2月18日にラオス側とのテレビ会議で合意した「違法収集証拠排除法則」であったが、日本側がこのテーマを選択したのは、これに関する明文の法規定がラオス法にも日本法にもないため共通の土俵で議論することができ、また、理論と実務との協働による解決への努力が強く期待される問題と考えられたことによる。

加藤教授・私・渡部教官共同作成にかかる事例は、女性Aが路上で男性から暴行を受け、

所持品である指輪 1 個と現金50万キップ（ラオスの通貨単位）在中のバッグを奪われる事件が発生し、警察は、調査の結果、男性Xに対する捜査開始命令を出し、捜索を行う緊急の必要がないにもかかわらず、捜索令状によらずXの自宅を一立会人なく一捜索しAの被害品を差し押さえ、Xはこの事件で人民裁判所に起訴された、というものであった。設問は、①捜索差押えの適法性、②違法収集証拠の採用可能性及び③違法捜査をめぐる裁判所や弁護人の権限と責務をそれぞれ問うものであったが、これら3つの設問を結びつける論点は、違法捜査に対する刑事手続内外における救済（対策）であった。

ラオス側代表シースダー・ソーパーヴァンディー女史（司法省）によるプレゼンテーションは、すべての設問に対する回答を内容とするものであったが、時間的制約と突っ込んだ議論をする重要性から、中心的に取り扱われたのは、設問①及び同②であった（以下、条文は、特に断らないかぎり、ラオス刑法のそれである。）。

(1) 設問①

捜索は、必要かつ緊急の場合を除き、令状に基づいてなされることとされているが（51条）、本事例での捜索は、令状を不要とする事情がないにもかかわらず無令状で行われ、さらに要求される一定の者の立会い（52条）もなかったため違法である（2条・5条・54条・55条・73条・77条参照）、しかし、違法な捜索により発見された証拠を差し押さえたことについては、これを禁止する法規定は存在せず、証拠の散逸・隠滅を防止する必要から、許容されるべきである（55条参照）、という回答があった。

これに対し、渡部教官から、令状発付の手続・要件や令状記載事項などを含め令状制度の趣旨・目的を明らかにするための質問が出されたところ、令状制度の趣旨は処分を受ける者の権利を保障することにある、令状は裁判所のほか検察官も発付することができる（51条）、憲法は、逮捕・勾留について令状によらなければならないことを定めているが（憲法42条）、捜索差押えについては、憲法上明文規定はなく、刑法に規定があるだけである（51条・55条）、令状記載事項を定めた条文は刑法に存在せず、検察庁の有する権限の問題として令状への一定事項の記載が行われている、との回答が得られた。捜索差押令状の請求・発付には、被疑事実の存在や証拠物の存在する蓋然性等が要求されるが、警察官は、令状請求に必要な資料を収集するに当たって、村長や村の治安公安担当者と協力している実例が報告されたが、これは思わぬ収穫であった。

これを承け、渡部教官から、日本における令状主義の意義について包括的な説明が行われ、田中充統括国際協力専門官（法務総合研究所）からは、条文に即しつつ令状請求実務の紹介がなされたが、これによって、参加者は、我が国及びラオス両国における令状制度について理解を深め、その異同について認識を共有することができた。

(2) 設問②

違法収集証拠の取扱いに関するラオス側の回答は、大要、次のとおりであった。証拠の差押えの違法（5条・51条・52条・54条・55条）によって、当該証拠に対する信頼が失われていることが明らかであるとき（Xが犯人であることを裁判所が確信していない場合）、裁判所は、当該証拠を採用せず、嫌疑を否認する判決を下すことができるが（4

条1号・2号・21条2項), これに対し, 差し押さえられた証拠が犯罪による被害品であって犯罪の行われたことが確実であり, かつそれがXの家屋で発見されたような場合(Xが犯人であることを裁判所が確信しうる場合)は, 裁判所は, 当該証拠をXの犯人性を証明する証拠とすることができる(17条2項・19条・20条・21条3項・33条・57条・58条参照), このような場合に裁判所が無罪を言い渡せば, 犯罪者に罪を逃れさせ罰を与えることができなくなってしまう, というのがこれである。もっとも, 違法な捜索差押えを行った警察官は, それを理由に刑事上の責任を負わなければならないことが付言された。

日本側からは, 違法収集証拠に関するアメリカや日本の対応が紹介され, 証拠価値ないし証明力のない証拠を有罪の証拠とすることが許されないとするのは, 正しい事実認定に基づく裁判を実現する上で, それ自体, 重要な原則であるが, 証明力のある証拠であっても, その獲得の違法を理由に証拠とすることを禁止するという考え方もありうるものであり, それは, 裁判所が追求すべき利益として, 「真実発見と犯人の処罰」のほかに, 「司法の廉潔性」, 「違法捜査の抑制」及び「被告人の権利救済」があるとの認識に基づくものである, アメリカや日本では人権保障を重視した「適正手続」が行われている, との説明があった。

特筆に値するのは, ラオス側の回答にあらわれている「真実発見と犯人の処罰」を重くみる考え方に対し, 捜索が違法であれば差押えも違法であると解すべきである, 刑事訴訟は適正に行わなければならない趣旨の規定がある(1条・2条等参照), 裁判所が違法収集証拠を有罪の証拠とすれば, 裁判所が違法行為を認めたことになってしまう, 警察官は法に基づいて職務を遂行する模範的な立場にあるなどとして, 違法な捜索によって収集された証拠は有罪の証拠として使用することができないと解すべきである, との少数意見が紹介されたことであった。この意見の基底にある考え方は, 「司法の廉潔性」や「違法捜査の抑制」として, アメリカや日本で挙げられている排除根拠に通ずるものであるが, 少数意見の存在は, 法の発展を促す原動力が既にラオス国内にあることを例証すると同時に, ワークショップでの議論の質を高めることに大いに貢献するものであった。

(3) 合意事項

以上多方面にわたるやりとりがあったが, 渡部教官から, 真実発見の必要性及び適正手続による捜査はいずれもラオス法の本質として掲げられているものであり, いずれを重視するかで証拠としての採否に関する結論が異なりうること, 日本では, 真実発見, 裁判所に対する国民の信頼, 被告人の権利救済及び違法捜査の抑制の各要素を比較衡量して, 違法収集証拠の証拠能力が判断されていることの2点が要約摘示され, これらを, ワークショップに関する両国の合意事項とする案が満場一致で採択された。今後は, この合意をもとにして, 証拠排除に関する理論を構築してゆく, との同教官による宣明をもって, 刑事訴訟法ワークショップは終了した。

2 課題と展望

今回のワークショップを踏まえ、若干の課題を指摘することにより、今後の法制度整備支援を展望しておくこととする。

ある手続や原則の紹介は、その法制度全体の中における位置やその法文化とのかかわりなどを含めて行うことによって初めて、相手国における法の健全な発展に資する情報発信となりうることに配慮すべきである。日本の最高裁の採用する排除法則は、証拠の排除を捜査官による重大な違法行為があった場合に限っている点で、アメリカの排除法則との間には大きな違いがある。最高裁は、日本の実情に適合するような形で排除法則を受容したとあってよいが、今後の討議の場では、その「実情」とは何かについて詳細な説明をする必要がある。今回のワークショップでアメリカの排除法則への言及がなされたことは、それぞれの国に相応しい適正手続の有り様を示すためであったが、70年代以降のアメリカ社会の保守化がもたらした排除法則の変容を概観することも有益な試みとなろう。また、違法捜査を前提としない排除法則を採用するドイツのゆき方に触手を伸ばしてみるの、議論の新機軸を得る点では、面白いかも知れない。

これと関連するが、さらに留意を要するのは、相手国に同じ名称をもつ制度なり観念がみられるからといって、その制度趣旨や観念内容まで自国のそれと同一であるとはいえないことである。例えば、日米を通じて刑事手続の指導原理とされている当事者主義についても、当事者特に被告人の意思決定を尊重することを中核としているアメリカの観念が、我が国のそれと全く異なることはよく知られている。制度趣旨や観念内容に違いがあるかないか、あるとすれば、どのような違いで、いかなる理由によるものかを理解するための努力を尽くすことが、相手国の法制度の実効的改善を促しその方向を示すのに役立つ。ラオスの令状制度に関する説明が求められ、我が国の令状主義について丁寧な紹介がなされたのも、そうした努力の一環であった。今後、令状制度と同様、互いに正確な情報を提供し合い、これに基づいて真剣な対話を重ねる必要があるものの1例として、「無罪の推定」（8条）を挙げることができよう。7月以降の国際協力部教官等のラオス派遣により、同国の刑事司法制度の全容、さらには法文化や社会の動きについて得られる生の情報は、ラオスの国情に即した法制度整備支援の充実強化にとって不可欠である。

最後に、初めての現地ワークショップであったにもかかわらず、円滑な進行がみられたのは、渡部教官のタクトの舞いによるものであることはいうまでもない。ただ、もしこれに加えるものがあるとしたら、ラオス側参加者との間に存在した信頼関係とでもいったものを指摘することが許されよう。ワークショップといい国際協力といい、人間同士の営為を不可欠な構成要素とするものであるから、関係者相互間の人間関係の重要性を否定することができない。ラオス側代表をつとめたソーパーヴァンディー女史らには、名古屋大学への留学経験があったが、ワークショップの前後に短時分交わした女史らとの会話は、ラオス人としての矜持とともに、日本と日本人に対する大きな関心と深い理解の持ち主であることをうかがわせるに十分であった。アメリカは、ドイツ同様、長年にわたり奨学金を給付して留学生を受け入れているが、こうした施策が自国の理解者の獲得に大きく寄与

してきたことは間違いないところである。我が国において、この方面での国際交流が今後、一層推進されることを強く期待したい。

日本でのワークショップを含め、貴重な機会を私に与え、また、そこにおいて指導・鞭撻・通訳・速記等の労を惜しまれなかった日本及びラオスの数多くの方々に、この紙面を借りてお礼を申し上げたい。

なお、私事にわたって恐縮であるが、鈴木義男先生（元札幌高検検事長）には、院生の時から20余年の長きにわたりアメリカ法の指導を受けた。先生は、つねづね、外国に学ぶということとどまらず、日本法を外国の法律家に紹介することの重要性を説いておられた。私のした紹介内容を先生に報告すれば、ワークショップへの参加を許されたにもかかわらず、その程度の紹介しかできなかったのかと叱れそうであるが、私としては少しでも先生の教えに添えたことを嬉しく思っている。

～ 国際研修 ～

2010年度ベトナム司法制度共同研究

国際協力部教官

松原 禎夫

第1 はじめに

国際協力部では、2010年6月21日（月）から25日（金）までの間、ベトナム司法制度共同研究を実施した（日程表は文末の資料1のとおり）。

本稿はその実施結果を報告するものである。

第2 研究実施の背景

法務総合研究所では、1994年からベトナム社会主義共和国に対する法整備支援を実施しているところ、同国においては最高人民検察院（Supreme People's Procuracy、以下「SPP」と略称する。）が訴追活動や裁判監督のみならず、刑事訴訟法や検察院組織法等の刑事手続関連諸法の起草を含む広範な権限と責務を有していることにかんがみ、2000年から、SPPとベトナム司法制度に関する共同研究を実施し、相互に専門家を派遣し合うなどして両国の法制度に関する研究及び最新情報の交換を行っており、今回で11回目である。

本研究は、法務総合研究所が直接SPPの専門家を招へいして実施することに独自の意義を有する。法務総合研究所では、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力しつつ、ベトナムに対する法整備支援活動を継続しているところ、本研究は、JICAプロジェクトとは別に、法務総合研究所が独自に実施しているもので、招へいする専門家が1名から2名と他の本邦研修と比べて少人数であることや互いに検察同士であり理解し合える面も少なくないことから、極めて率直な意見交換が可能となっており、法務総合研究所では、本研究を通じて、ベトナム法制度とその運用実態及び問題点などにつき、有益な情報を収集しており、このようにして蓄積された情報は、法整備支援活動の実施に大いに活用されている。

第3 研究のテーマ

ベトナムは、現在、2005年に共産党中央委員会政治局が採択した同年48号決議（「法制度整備戦略」）及び同年49号決議（「司法改革戦略」）に基づき法・司法制度改革を行っているところ、SPPは、刑事司法制度改革の担当者として、刑事訴訟法及び検察院組織法

改正に向けて、各国の法・司法制度を比較研究するなどしている。そこで、本年度においては、ベトナム側から、「ベトナム刑事訴訟法改正に関する諸問題」及び「ベトナムにおける司法改革に基づく検察院の組織と活動の刷新に関する諸問題」について発表してもらい、日本側からは、日本の刑事訴訟法とその運用実態及び検察組織の概要などにつき情報を提供することとした。

第4 研究の概要

1 招へい専門家

① SPP検察理論研究所民事・行政法研究課長

ホアン・ティ・クイン・チ氏 (Ms. Hoang Thi Quynh Chi)

② SPP検察理論研究所刑事法研究課長

グエン・ティ・トゥイ氏 (Ms. Nguyen Thi Thuy)

2 ベトナム側発表

① ベトナム刑事訴訟法改正に関する諸問題

トゥイ氏から、「ベトナム刑事訴訟法改正に関する諸問題」について、資料2のとおり発表されたが、その要旨は以下のとおりである。

ベトナムでは、過去数年の刑事司法改革により、被疑者・被告人の権利保護強化、弁護人の地位・役割向上、事物管轄の再編による審理迅速化などを達成した。しかし、刑事訴訟法上、弁護人の役割に関する規定がいまだ不十分である上、実際の運用を見ても、刑事司法手続において弁護人の果たす役割が質的・量的に不十分である¹。また、ベトナム刑事訴訟法は、職権主義的訴訟構造²を採用し、刑事事件を当事者の紛争ではなく、社会秩序の侵害とみなす結果、検察官と弁護人の権限が対等でなく、公判においても、裁判所が糾問的になる一方、検察官及び弁護人の立証活動や弁論が低調である。



さらに、検察院は、捜査機関を監督する地位にあるが、検察院の指示に捜査機関が従わない場合の是正措置がないため、検察院が再度事件記録を捜査機関に差し戻す³などし、事件処理が長引く場合があるなどの問題を抱えている。そこで、現行刑事訴訟法の下で高い検挙率が維持されていることや

¹ トゥイ氏の発表によれば、弁護士が参加する刑事事件は総処理件数の約20パーセントに過ぎないという。

² ベトナム刑事訴訟法は、職権主義的訴訟構造を採用しており、裁判所は、刑事事件を立件する権限（104条1項）、補充捜査のため検察院に記録を差し戻す権限（179条）、検察の起訴範囲を超えて判決する権限（196条）を有する。

³ 検察院は、補充捜査のために記録を捜査機関に差し戻すことができる（168条）。

弁護人の能力が十分でないことなどを考慮し、原則として、職権主義的訴訟構造を維持するものの、ベトナムの実情に合致する範囲で当事者主義的要素を選択的に受け入れることにより、公判における弁論を充実させ、裁判所が中立的立場から当事者の弁論に基づき判決できるようにする必要がある。そして、弁護権強化のための規定を創設し、被告人の記録閲覧権、被告人及び弁護人の裁判所に対する証拠収集請求権を認めるとともに、弁護人・検察官双方に証拠開示義務を課すなどして弁護の実効性を高めることを検討している。また、捜査官の任命、罷免に検察院の意見を必要とするなどして、検察院による捜査機関の監督を充実・強化させなければならない。

② ベトナムにおける司法改革に基づく検察院の組織と活動の刷新に関する諸問題

チ氏から、「ベトナムにおける司法改革に基づく検察院の組織と活動の刷新に関する諸問題」について、資料3のとおり発表されたが、その要旨は以下のとおりである。

ベトナムにおいて、検察院は、憲法上に規定された司法機関であり、最高機関である国会に直属する。国家統治機構における検察院の位置については、様々な意見があり、公訴は、行政権の機能に属しているため、検察院を行政府の管轄下に置くべきであるという意見がある一方、公訴権行使の中立性や国家権力監視のため、従前どおり、国会直属の機関とすべきであるという意見も根強い。検察院の機能、任務については、検察院は、2002年まで、公訴権に加えて、あらゆる国家機関の法律遵守を監督する任務を有していたが、ドイモイ政策の採用以降の司法改革により検察院の機能、任務は刷新され、現在では、行政府に対する法律遵守監督機能を撤廃し、公訴権行使と司法検察⁴に専念することとなった。また、検察院は、民事訴訟に関して、従前、社会的利益が侵害されるなど一定の場合には訴えを提起する権限を有するとともに、全ての民事訴訟公判に立会することができたが、現在では、当事者が裁判所の証拠収集活動に不服申立した事案、検察官が第一審に参加した事案、検察官が第一審に対し抗議申立⁵てした事案などに限って立会する。この点、検察院による民事訴訟監督権を縮小した結果、誤った判決が増加したとして、従前の権限に戻すべきという意見もある。次に、検察院の組織体系に関し、



現在、検察院は、行政区画に対応する形で、最高人民検察院、省級人民検察院(63か所)、県級人民検察院(678か所)及び軍事検察院(中央軍事検察院、軍区及びそれに準ずる軍事検察院(16か所)並びに地域軍事検察

⁴ 司法検察とは、捜査の適正を図り、裁判所の正当な法適用を監督し、判決の執行、身柄拘束機関の適正等につき監督することをいう。

⁵ 検察院は、控訴権、監督審・再審異議権を有する(民事訴訟法250条、285条、307条)。

院(34か所))に分かれており、裁判所及び捜査機関の組織体系もこれに対応している。この点、裁判所は、現在、最高人民裁判所の一部署である控訴審裁判所を最高人民裁判所から切り離れた上で、行政区画にとらわれず全土に配置する一方、最高人民裁判所を監督審裁判所に特化させ、また、県級人民裁判所を統合して、①最高人民裁判所、②控訴審裁判所、③省級裁判所、④県級裁判所を統合した地域裁判所とする体系を検討している。そこで、検察院も新たな裁判所の組織体系に対応する形で、①最高人民検察院、②高等検察院、③省級人民検察院、④県級検察院を統合した地域検察院とする組織再編を検討しているが、県級人民検察院を統合することについては、捜査機関と対応しなくなり、捜査活動と密着した公訴権の行使が困難になるとして反対する声もある。

3 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換においても、日本側及びベトナム側から活発な発言があったので、その一部を紹介する。

Q (日) 真実発見のためにも当事者主義的訴訟構造が望ましいのではないか。

A (越) 当事者主義、職権主義のいずれにも長短があるが、現在のベトナムの経済レベル、弁護人の能力を考慮すれば、検察及び裁判所による真相究明をより重視すべきと考えている。

Q (日) 職権主義的訴訟構造の下では、裁判所が有罪立証の証拠を探す方向へ傾き、えん罪を生む可能性が高まるのではないか。

A (越) 暫定留置を受けた者、勾留中の者、立件手続を受けた者、起訴された者、裁判を受けた者らが、罪を犯していないと認定された場合、国家賠償法による賠償があり、その際、故意により損害を発生させた検察官や裁判官は国家が賠償した金額を返済する義務を負う。そのため、国家機関は、慎重に対応しており、有罪率も極めて高い。⁶

Q (越) 日本には、証人保護のため、どのような制度があるか。

A (日) 証人尋問の際の遮へい、付添い、ビデオリンクや出所情報の提供、証人威迫罪などがある。

Q (日) 検察院は、民事訴訟を監督する任務を負っているが、今後、犯罪増加に伴う負担増加により、民事監督の継続は困難となるのではないか。

A (越) 権力乱用を防ぐためには相互監視が必要である。また、当事



⁶ トゥイ氏の発表によれば、立件された事件の90パーセント以上が起訴され、起訴された事件の90パーセント以上が有罪となっているという。なお、ベトナムには、立件という日本にはない制度がある（刑事訴訟法100条から109条）。

者の能力が必ずしも十分でない現状で、裁判所に全権を与えれば権力乱用のおそれがある。また、検察院が監督審請求した事件のうち98パーセント以上が監督審で是正されており、いまだ検察院による監督が必要であることが裏付けられている。

第5 終わりに

チ氏及びトゥイ氏には、本研究に当たり、事前に資料2及び資料3として添付した発表原稿を提出していただいた。御覧になれば、お分かりいただけると思うが、大部かつ充実した内容である。また、両氏は、研究期間中、非常に熱心に日本の刑事司法制度を学ぼうとしており、その様子から、少しでも多くの有益な情報を入手し、ベトナムにおいて進行中の刑事訴訟法・検察院組織法改正に役立て、祖国のためにより良い制度を構築したいという熱意が感じられた。一方、両氏は、研究時間を終えると、とても気さくで好奇心おう盛な方であり、食べ慣れない日本料理にも挑戦されたし（もっとも刺身だけは苦手なようであったが）、東京や大阪の都市景観をとても美しいと感心しておられた。短い滞在期間であり、かつ、自由時間も限られていたが、日本を好きになっていただけたようである。なお、チ氏及びトゥイ氏が、帰国後、ベトナムから送ってくれたお礼状を資料4として文末に掲載しているので、併せてお読みいただきたい。

最後に、通訳をしていただいた大貫錦氏を始め、本研究について御支援、御協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。



ベトナム最高人民検察院専門家招へい日程表

〔教官：森永教官，松原教官，専門官：権瓶統括専門官，内田主任専門官〕

2010/6/26 現在

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
6 / 日 20		ハノイ発(11:05 VN790便)		香港発(15:00 JAL732便)		
			香港着(13:55)		成田着(20:20)	
6 / 月 21		10:00～ オリエンテーション 3F 共用会議室	11:00～ 法総研所長表敬	14:00～ 講義「日本の刑事手続きについて」 国際協力部教官	3F 共用会議室	
6 / 火 22		10:00～ 日本の法制度整備支援について 国際協力部教官 3F 共用会議室	11:00～ 国際協力部長との意見交換会 3F 共用会議室	14:00～ 東京地方裁判所法廷傍聴(刑事裁判)		国際協力部長主催懇談会 18:30～
6 / 水 23		午前 大阪へ移動		14:00～ 国際協力部の概要説明 4F セミナー室	15:30～ 発表準備 4F セミナー室	
6 / 木 24		10:00～ 招へい専門家発表 「ベトナム刑事訴訟法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」 4F セミナー室		14:00～ 国際協力部教官との意見交換 4F セミナー室		
6 / 金 25		10:00～ 招へい専門家発表 「憲法改正の可能性を見据えた人民検察院組織改変に関する新たな論点」 4F セミナー室		14:15～ 大阪地検検事正表敬	14:30～ 大阪地検見学	
6 / 土 26		離日(11:00 関西国際空港発 JAL5125便)			ハノイ着(14:00)	

ベトナム刑事訴訟法典改正に対する諸問題

修士 Nguyen Thi Thuy (グエン・ティ・トゥイ)
最高人民検察院検察理論研究所刑事法研究課長

本文書は3つの内容を含む。

第1：ベトナムにおける刑事司法の成果

第2：ベトナムにおける現行の刑事訴訟モデルの実情

第3：ベトナムにおける現行の刑事訴訟モデル整備の方向

I. ベトナムにおける刑事司法の成果

犯罪予防・抑制の戦いの効力・効果を高め、同時に刑事訴訟活動における人権を十分に尊重・保障し、犯罪予防・抑制の戦いの協力に関して、ベトナムがメンバーとなっている国際的な約束の履行を十分に保障することが、刑事司法の重要な目標である。近年、ベトナムにおける刑事司法は、司法訴訟手続きの方面、刑事司法機関の機構・組織、司法職員のレベル・責任の強化、司法扶助に関する諸問題等、強力な改革の要請に直面している。その要請に応じるために、ベトナムにおける刑事司法改革は強い決心で根気強く、頻繁かつ連続的に実施され、記録されるべき結果を得て、ベトナム社会主義の法治国家建設の目標に大きく貢献し、各機関の犯罪の発見と処理を推進し、刑事訴訟における人権保障は日増しに改善してきた。特に今後の司法業務の中心任務に関する政治局の2002年1月2日付決議08-NQ/TW号及び司法体系を総体的に改革するステップと解決策を有する長期戦略2020年までの司法改革戦略に関する2005年6月2日付決議49-NQ/TW号の実施で、ベトナムにおける刑事司法の改革進捗は実に強い変化を遂げてきた。

第1：刑事訴訟活動における人権と民主性の日増しの強化

ベトナム共産党とベトナム国家が掲げ、決行する刑事司法改革の重要な目標の一つは、刑事訴訟における民主性の更なる実施を保障し、公民の合法的権利、利益を保障することである。

刑事訴訟は、犯罪の発見、捜査、起訴、裁判の過程であって、犯罪に対する予防・抑制の戦い、社会の秩序、安全の保護のため、国家と社会において鋭く、効力のある道具

資料2

としての役割を果たさなければならない。しかし、その目標の達成のためにいかなる代償でも払うことが許されるわけではない。この目標を達成するため、訴訟活動の遂行権限を任された各機関、個人は、厳格な訴訟手順と手続きを経て、犯罪者を発見し、正確、適時、公正に処理しながらも、冤罪者を生み出さず、犯罪被疑者の諸権利の尊重、保障を徹底する。

その主張を制度化し、冤罪者が損害賠償と名誉回復を受ける権利、冤罪を生み出した訴訟機関が冤罪者に損害賠償と名誉回復を行わなければならないこと、訴訟遂行機関や個人によって損害を受けた人に賠償を受ける権利があることの諸原則は2003年刑事訴訟法典の第29条、30条により補足されるようになった。次に、国会の常任委員会は、2003年3月17日付け決議388/2003/NQ-UBTVQH11号を公布し、刑事訴訟活動において冤罪を生み出した訴訟遂行機関、個人の賠償手順、手続き、形式、責任を具体的に特定し、刑事訴訟活動における冤罪者の合法的権利、利益を回復する諸措置も規定した。ごく最近の2009年6月18日、ベトナム国会は国家賠償法を成立させ、従前この分野を調整した諸文書を替え、国家が公民に対してより適正な責任を果たし、同時に被害者のより適正な賠償の請求権利を実現するために効果的かつ一貫性のある新しい法的仕組みを構築した。昨今の刑事事件の捜査、起訴、裁判の実体は、各訴訟遂行機関と個人の認識と行動に積極的な変化を見せ、司法職員の責任が高められ、基本的に無実の立件、起訴、有罪判決が減り、実体上、暫時留置者、被疑者、被告人の合法的権利、利益が保障されるようになった。

抑制措置の適用根拠と条件をより厳格に規定し、暫時留置措置に代替する抑制措置の適用を効果的にし、逮捕、暫時留置措置の適用の制限に貢献し、抑制措置の適用における権限ある各機関の責任、特に検察院の承認責任を強めることは、刑事訴訟改革における次の重要な結果である。それによって、2003年刑事訴訟法典は、県級公安の次長、省級公判廷の裁判長以上の被疑者・被告人に対する逮捕命令の発布権限を排除した。緊急逮捕に関する添付資料と承認の検討要請を受理したときから12時間の期限内で、緊急逮捕命令を承認するか否かを決定するために検察院が被逮捕者と直接的に会って、質問する権限があるという規定を補足することを介して、緊急逮捕命令の承認における検察院の責任を強化した。24時間であった権限機関の暫時留置決定を検察院へ送付する期限は、決定を発してから12時間へと短縮された。妊婦又は生後36か月未満の幼児を養育する時期の婦人、老衰者、住所がはっきりしている重病者である対象者は暫時留置しないことが明らかに規定された（ただし、これら対象者が逃亡し、指名手配によって再逮捕され、他の抑制措置が適用されても犯罪を継続し、又は、捜査、起訴、裁判に対して故意に重大な阻害を及ぼした場合、国家治安侵害罪を犯した対象者であって、彼らを暫時留置しなければ国家治安に危害を及ぼすようになる十分な根拠がある場合は除く。）

2003年刑事訴訟法典は、訴訟活動は国家及び社会の厳格な監督に置かれなければならないという原則を補足した。同時に、刑事訴訟における不服申立て・告訴に関する特定

の1章を設け、その中で、刑事訴訟における不服申立ての権利者は機関、団体、個人であること、不服申立ての対象は法律違反により申立人に損害を与えた訴訟遂行機関、個人の訴訟決定、行為であることを明らかに規定し、不服申立権限、責任、処理機関等不服申立てに関する他の問題を規定した。これら改正、補足は、刑事訴訟活動における民主性を実現し、公民の合法的権利、利益を保護するという国家の目標を明らかにした。

第2：刑事司法改革は弁護人の地位、役割の向上に貢献した

この10数年、ベトナムは、司法訴訟を始め、刑事司法の諸手続きにおける弁護人の地位、役割の向上に対して特別な関心を払ってきた。訴追-弁護-裁判という刑事訴訟において基本的な機能の平等性を保障するという考え方が、実体上認められ、実現し始めた。

刑事訴訟における弁護人の役割を強めることは、被暫時留置者、被疑者、被告の権利を保護する重要な措置であって、訴訟遂行機関の刑事事件処理活動における公開性、透明性の強化に貢献することになる。特に、国家権力実現の側面から考えると、弁護人が事件処理過程に参加することを規定することは、社会の国家権力実現活動(司法権)に対する重要な監督手段を構成することにもなる。

公布された2003年刑事訴訟法典と2006年弁護士法は弁護人の地位、役割、権限と責任に関する重要な規定を設けている。それによって、弁護人の訴訟に参加する時点が、法律で従前よりも早めに規定されるようになった(緊急逮捕又は現行犯逮捕に関する規定に基づく逮捕の場合、弁護人は、暫時留置決定があつてから訴訟に参加することができる)。弁護人の権利に関し、2003年刑事訴訟法典は、訴訟参加する際の弁護人の10の権利群を規定している。これらの権利は、弁護人の被疑者、被告人に有利な証拠の収集、被疑者、被告人の合法的権利、利益保護のために重要な法的根拠である。具体的には次の権利が含まれている：1)被暫時留置者の陳述調書作成時、被疑者の取調べ調書作成時に立会い、捜査官の同意があれば、被暫時留置者、被疑者に質問して、他の捜査活動に立会い、自己が参加する訴訟活動に関する諸記録と自己が弁護する者に関する訴訟決定を閲覧する権利。2)被疑者取調べ時に立会うために被疑者の取調べ時間と場所を事前に通知するよう捜査機関に提案する権利。3)刑事訴訟法典に基づく訴訟遂行者、鑑定人、通訳人の変更を捜査機関に提案する権利、4)被暫時留置者、被疑者、被告人、これらの者の親戚から、又はそれらの者の要求により機関、組織及び個人から、弁護に関する書類、証拠物及び事実関係を収集する権利。ただし、当該書類、証拠物及び情報が国家機密又は職業上の秘密に関わる場合を除く。5)訴訟遂行機関に対して、資料、品物、請求を提出する権利。6)被暫時留置者、勾留中の被疑者、被告人に会う権利。7)捜査終了後、法律の規定に基づいて弁護に関係する記録にある資料を閲覧、記録、謄写する権利。8)公判廷での質問、弁論に参加する権利。9)訴訟権限のある機関、個人の決定、訴訟行為に対して不服を申し立てる権利。10)被告人が、刑事訴訟法典57条2項b号に基づく未成年者又は精神薄弱者の場合、裁判所の判決、決定に控訴する権利。

資料2

同時に、法律は、被暫時留置者、被疑者、被告人の弁護権に反する場合、訴訟遂行機関、遂行者に対して適用する制裁措置も規定した。訴訟遂行機関(捜査機関、検察院、裁判所)が被暫時留置者、被疑者、被告人の弁護権に反し、法律が規定した弁護人の諸権利を保障しない場合、訴訟手続きの嚴重違反があるとみなされる。この場合での制裁措置は、次のとおり刑事訴訟法典に規定されている：起訴の段階ならば、検察院は違反を解決するために記録を差し戻す決定をし(168条)、第1審裁判段階ならば、裁判所は違反を解決するために記録を差し戻し(179条)、控訴審裁判段階ならば、控訴審裁判所は検察院が再調査または第1審裁判所が裁判するために第1審判決の取消しを判決し(248条、250条)、監督審、再審段階ならば、監督審、再審の合議体は再調査又は再裁判するために判決を取り消す(273条、287条)。

第3：各級訴訟の訴訟遂行権限が合理的に再区分された

ベトナムでは、各級間の訴訟権限を再区分し、県級司法機関(司法体系の最も低い級)の刑事訴訟権限を高めるための刑事司法改革の思想が今から半世紀までに形成され、実施されてきた。20世紀の60年代に、県級裁判所は刑罰懲役2年までの事件を裁判することができ、その後、5年まで裁判できるように高められ、最初の刑事訴訟法典ができてから(1988)、県級裁判所は7年までの裁判ができるように高められた。2003年刑事訴訟法は裁判所体系にある最下級裁判所の裁判権限を高める突破的の第一歩である。第1審の捜査、起訴、裁判は主に郡、県級で遂行され、省級は控訴審手続きに基づいて事件を処理する主な級であり、最高裁判所は主に監督審、経験の総合、裁判方針の指導の任務を果たすという思想で、2003年刑事訴訟法典は、あまり重大でない、重大、大変重大な犯罪に関する刑事事件の第1審裁判を裁判することができるよう県級裁判所、地方軍事裁判所の権限を高めた(つまり、刑法典により15年までの刑罰を規定する刑事事件の裁判ができる)。実施可能性を確保するため、刑事訴訟法典170条は、法定刑が最高15年未満の犯罪でありながら省級裁判所及び軍区軍事裁判所の裁判管轄に属する幾つかの犯罪を除外した。それぞれ：国家治安侵害の各種犯罪(14罪名)、平和破壊、反人類及び戦争犯罪(4罪名)、他刑法典の93、95、172、216、217、218、219、221、222、223、224、225、226、263、293、294、295、296、322、323の各条に規定されている罪名(21罪名)である。

これは、1945年から今日まで、訴訟各級間の訴訟権限の再区分に関する最も大きな変化の一歩であって、省級から県級へと大きな数の刑事事件の処理を移さなければならぬようになった。(1988年刑事訴訟法典の規定に基づく：県級裁判所は法定刑の229/431で第1審裁判を管轄し、刑法典の法定刑の51、2%を占めていて、省級裁判所は法定刑の202/431で第1審裁判を管轄し、刑法典の法定刑の49、8%を占めていて、現在、2003年刑事訴訟法典の規定に基づく：県級裁判所は、刑法典の法定刑の約84%の第1審裁判を管轄し、省級裁判所は、刑法典の法定刑の約16%の第1審裁判を管轄することになっている)。

県級裁判所の権限強化は、県級司法機関の全体系(捜査機関、検察院)のための権限強化と同じ意味合いである。2003年に県級司法機関の訴訟権限を拡大し、権限拡大日程が2009年7月1日に完成したことは、客観的、主観的の両条件で見ても、熟成度が高く、合理的な主張であると評価されていて、犯罪の性質、重大さ、犯罪の複雑さ、県級司法職員陣容の能力レベルの基準と訴訟権限を規定することに対する経済効果と連結することもできた。2003年刑事訴訟法典の規定に基づく刑事事件の裁判権限の実施の実態を調査した結果は、県級司法機関のための訴訟権限の強化をはじめ県級裁判所の第1審の裁判権限の強化という主張が正しかったことの証明となった。決議49-ND/TW号の実施3周年の初期総括に関する司法改革指導委員会の2008年2月18日付け報告01/-BC/CCTP号は、刑事訴訟法典176条の規定する裁判準備期間に違反した事件が皆無であること、控訴審裁判所によって破棄、修正された判決の比率が前年度より低いことを明記している。

第4：刑事事件の処理活動が迅速に推進され、訴訟の各期間及び訴訟手続きがかなり短縮された

刑事事件処理の遂行を促進し、刑事訴訟活動を適時、正確、節約することの原則を保障しなければならないことが、刑事司法改革における重要な要請である。これらの基準は司法制度の効果程度の指標でもある。この思想を制度化するため、2003年刑事訴訟法典には次のとおりの重要な改正、補足があった：

- 一 次のとおりの4条件を備えた事件に対する略式訴訟手続き(その中で、訴訟期間及び訴訟手続きともかなり短縮した)の補足：1) 犯罪行為者が現行犯逮捕された。2) 犯罪事実が簡単で、証拠が明白である。3) 犯罪事実があまり重大でない犯罪である。4) 犯罪者に明確な身分、履歴がある。
- 一 刑事事件処理の遂行を促進するため、国家治安侵害罪の事件に対する捜査期間と勾留期間を制限し(従前、最高人民検察院は最長期間の制限を受けず、延長することが許された規定の代わりに)、訴訟遂行機関間の各決定の送付期間を1/3更に1/2まで短縮すること等捜査、起訴、裁判段階における訴訟期間を短縮すること。
- 一 各訴訟遂行機関の全活動は厳密に訴訟期間に拘束されなければならないよう保障するために、従前の法律が規定していなかった訴訟期間を補足した。それによって、2003年刑事訴訟法典は、1988年刑事訴訟法典が空白にしていた各訴訟期間を補足する28もの条項があり、公布された。

第5：国家公訴機能、司法活動に対する国家監督機能機能においても刑事事件処理における検察院の責任が引き続いて強化されること

刑事事件の捜査段階において公訴機関は殆ど捜査段階に参加せず、警察の提案がある場合に限って法律相談の任務を果たすような判例法の伝統国の訴訟モデルと違って、ベトナム

資料2

ムにおいては、司法改革は、捜査活動において重要な地位、役割を有し、犯罪、法律違反の予防、抑制の戦いを切実、効果的に奉仕する強い検察機関のモデル構築を要請していた。捜査段階において、検察院は同時に次の2つの役割を果たす：国家公訴及び刑事事件の捜査活動における法律遵守の監督。この主張を制度化するために、法律は次のように検察院の刑事事件の捜査段階における強い権限を規定している：捜査要請の提示、被疑者立件に関する命令又は決定の承認、抑制措置の適用、変更、取消し、訴訟遂行主体と訴訟参加主体の捜査段階における法律遵守の監督。

2020年までの司法改革戦略に示された犯罪及び犯罪者を見逃さず、冤罪者を生み出さず、訴訟遂行者の任務執行中の間違い、違反を適時に処理することを保障するために、捜査活動における公訴の責任を強化し、公訴と捜査活動とが密着する仕組みを実現するという主張の実施を継続するため、今後、捜査活動において検察院がより自主性のある役割を果たすための保障を構築し、検察院の諸要請の遂行における捜査機関の責任を保障する諸規定を補足し、独立した専門捜査機関のシステムを設け、捜査機関の窓口を縮小し、刑事訴訟の法律規定に基づかない内偵捜査活動と刑事訴訟の法律規定に基づく捜査活動の区別を明確にする必要がある。

第6：刑事司法改革は、犯罪予防、抑制の戦いにおける国際協力のための具体的訴訟手続きを生み出し、ベトナムが刑事司法に関する両国間及び多国間の国際条約を完全に履行する重要な法的根拠である

WTO、APEC、ASEAN等ベトナムは日増しに国際的プレーグラウンドに不足なく参加し、犯罪予防、抑制の戦いにおける協力を約束する国際条約に締結、加盟してきた。そのため、刑事司法共助の諸請求を遂行するために司法職員の能力向上、外国司法共助請求に対する処理における原則、権限、手順、手続き、訴訟遂行機関間の連携関係を規定する国内法を緊急に制定する必要がある。2003年刑事訴訟法典と2007年司法共助法が公布され、司法共助を遂行するための原則、権限、手順、手続きがかなり完全に規定された。昨今、刑事関連の司法共助、犯罪者の引渡し及び自由刑の受刑者の引渡しなどの請求の遂行の実体から、犯罪予防、抑制の戦いにおいて、ベトナム訴訟遂行機関と外国の権限機関との厳密かつ効果的な協力を覗うことができる

II. ベトナムの現行の刑事訴訟の特徴と実情

第1：ベトナム刑事訴訟では、刑事事件は各当事者の法的紛争、衝突と看做していないこと。

弁論主義的刑事訴訟モデルと違って、ベトナム刑事訴訟では、刑事事件は各当事者の法的紛争、衝突と看做していない。発生した刑事事件は公共秩序、社会の共通利益を侵害したと見なされ、国家にはこれを処理する責任がある。刑事事件処理は完全に国家の意思に付属している。

刑事事件は各当事者の法的紛争、衝突と看做していないので、我が国の刑事訴訟は、事件処理過程において各当事者に“武器の均衡性”を装備するという弁論主義の刑事訴訟モデルの方法で問題を処理せず、訴訟遂行機関、訴訟遂行者に事件真相の探索において完全な責任と権限を与える方向で処理している。ベトナムの刑事訴訟では、各当事者に関しては、浮き彫りに形成されず、その代わりに、訴訟遂行機関、訴訟遂行者には積極的、自主的な役割がある。被疑者、被告人は事件処理過程において受身的な役割を果たし、訴訟遂行機関に強く付属し、訴訟遂行機関の審理対象となっている。被害者には事件の処理方法を選択する権利がない。事件の立件または不立件は被害者の意思に付属せず、完全に訴訟遂行機関の決定に付属している（法律規定に基づく少数の事件を除く）。

第2：ベトナム刑事訴訟は物事の客観的真理を求めていく目標を置く

我が国の刑事訴訟の貫く目標は、事実を見つけ、物事の客観的真理を求めていくことである。この目標が刑事訴訟における各主体の全ての手順、手続き、権限を支配している。2003年刑事訴訟法典1条は、“犯罪の予防及び抑制において自主性を発揮し、すべての犯罪行為を正確かつ迅速に発見して公正かつ適時に処理するため、並びに犯罪者を見逃さず、無実の冤罪者を生み出さないため、立件、捜査、起訴、裁判及び刑事判決執行を行う手順及び手続、訴訟執行機関の役割、任務、権限及び相互関係、訴訟執行人の任務、権限及び責任、刑事訴訟活動参加者、諸機関、組織及び公民の権利及び義務、並びに刑事訴訟活動における国際協力を定めるという任務”を規定し、2003年刑事訴訟法典10条は“捜査機関、検察院及び裁判所は、客観的、全面的かつ十分に事件の真相を特定するために、あらゆる適法な措置を採らなければならない”と更に規定している。また、2003年刑事訴訟法典はこの目標実施を保障するための一連の規定も設けている。

この目標の達成方法は、法律が完全に事件の証拠探索、真相特定の責任を訴訟遂行機関と訴訟遂行者に任せることである。この目標から出発し、ベトナム刑事訴訟には弁論主義の刑事訴訟モデルのような“起訴便宜”または“司法取引”制度も存在していない。犯罪の発見と処理は強制的である。

上記目標を達成するために、ベトナム刑事訴訟は刑事事件処理過程に対して一連の任務、要請を設けているが、その中で最も特徴のある任務は次のとおりである：犯罪行為があるかどうか又はどのような犯罪なのか、犯罪者は誰なのか、犯罪者に対して適用する刑事責任と刑罰を特定し、犯罪を見逃さず、冤罪者を生みださないよう保障すること。

第3：事件処理過程において使用される訴訟方法

ベトナム刑事訴訟は捜査、尋問の方法による事件の真相探索を特定している。捜査、尋問は全訴訟段階において使用されている主要な方法である。捜査段階において、捜

査官は、証拠収集のために、法律の規定に基づくありとあらゆる捜査措置を講じる。事件記録が起訴提案のために検察院に送付される時、検察院は、犯罪者を起訴するか起訴しないかを決定するために事件記録の検査を継続する。公判廷においても、捜査、尋問の方法は使用されている主要な方法であって、訴追側と弁護側との対等係争、競争ではない。捜査方法は取調べの形式で行われている。合議体は、事件記録にある諸証拠の真実性、適正性を確認するために事件の各々の事実について質問し、証人を尋問し、関係物証を検討する。合議体の取調べの後、法律は検察官、弁護人、当事者の権利保護者の質問権限を規定している。

党の公判廷における弁論主義を強化する考え方を制度化し、2003年刑事訴訟法典は、公判廷における弁論に関する特定の1章を設けている。この段階に適用する訴訟法は、係争方法である。弁論、問答は検察官（訴追側の代表）と弁護人及び他の訴訟参加者と共に限って行われる。検察官は、各々の意見に対して、自己の主張を出さなければならない責任を規定されている。裁判長は弁論の時間を制限してはならず、弁論の参加者たちの意見陳述が完遂するよう環境作りしなければならない。

第4：ベトナム刑事訴訟は事件処理過程を訴訟の各段階に分割すること

ベトナム刑事訴訟は刑事事件の処理過程を各訴訟段階に分割している（立件、捜査、起訴、裁判段階）。異なる段階においては異なる諸主体はあるが、全員が客観的事実を明らかにし、物事の真理を探索する共通目標を目指している。各々の訴訟段階において、各々の訴訟遂行機関の権利、義務、責任に関し、かなり脈絡よく区分し、各々の訴訟活動の期間及び各々の訴訟強制措置の適用期間を具体的、厳密に規定している。各訴訟段階は、繋がって、隣接して行われ、前訴訟段階が後訴訟段階の前提とされ、後訴訟段階は前訴訟段階が達成した結果を点検する。刑事訴訟の各段階を具体的に分割し、各々の主体の任務、権限を組みつけ、各々の訴訟活動の期間を決めることは、訴訟活動において、各訴訟遂行主体に専門性を持たせ、被疑者、被告人の権利侵害を制限し、ベトナムの条件、環境に合致する犯罪捜査、処理の要請に応じられる訴訟活動の効果を作り出す重要な条件である。特に、検察院が公訴権行使と司法活動の監督という2つの機能で全段階に参加することは、刑事事件処理過程における人権保護、規定どおりに各訴訟段階では法律が遵守されてることの保障に対する重要な貢献である。

第5：刑事訴訟における各主体の地位、役割関係

訴追機能、弁護機能、裁判機能という刑事訴訟の基本機能という基準に基づいて訴訟主体を区分し、その土台の上で、訴追側、弁護側と中立側である裁判所という訴訟関係の各側を形成する弁論主義的刑事訴訟モデルと異なり、事件の真相特定、物事の真理探索の目標から出発し、ベトナム刑事訴訟は、訴訟遂行主体と訴訟参加主体という2種類の主体に区分した。訴訟遂行主体は：捜査機関の長、次長、捜査官、検察院

の院長，副院長，検察官，裁判所の所長，副所長，裁判官，参審員，書記官の役職で，捜査機関，検察院，裁判所が含まれていて，訴訟参加主体は：被暫時留置者，被疑者，被告人，被害者，原告，被告，事件に関係する利害関係者，弁護士，当事者権利の保護者，証人，鑑定人，通訳人が含まれている。

訴訟遂行主体は法律により刑事事件における証明権限を完全に任され，証拠収集を独占している。訴訟参加者は事件の証拠を収集する権限がなく，資料，物品を提供し，請求を提示する権限しかない。刑事事件処理の全過程において，訴訟遂行機関は，諸証拠の収集，検査，評価から事件処理に関する訴訟を決定することまで常に自主のスタンスに立っている。

捜査機関は証拠の捜査，確認，収集を遂行する任務を任され，事件記録作成において極めて重要な役割がある。捜査段階は刑事訴訟においては極めて重要な意味がある。捜査機関は法律にかなり長く規定されており，捜査機関が事件の証拠の十分な捜査，収集活動が遂行できるような環境が作られている。捜査段階は“データベース”を構築し，その後の起訴と裁判活動の基礎作りとなる。捜査機関，検察院は，事件の証拠を探し，真相を特定する任務を有し，訴追，情状酌量の両任務とも遂行する。實際上，検察院の起訴活動と裁判所の裁判活動は捜査段階の結果に大きく付属している。

検察院は刑事訴訟において特別の位置，役割があり，国家公訴，犯罪者の起訴，公判廷での訴追機能を遂行することに止まらず，全ての犯罪行為が適時に処理されることを保障し，立件，捜査，起訴，裁判，判決執行が人物どおりに，罪どおりに，適法で，犯罪と犯罪者を見逃さず，冤罪者を生み出さず，何人も違法な立件，逮捕，暫時留置，勾留，公民権制限されず，生命，健康，財産，自由，名誉，尊厳の侵害を受けず，訴訟遂行機関，訴訟遂行者と訴訟参加者の法律違反を適時に発見し，これら機関と個人の法律違反を除外するために，法定措置を適用すること等を保障するため，刑事訴訟における法律遵守機能も任されている。検察院は捜査活動において大変大きな役割と権限がある。検察院と捜査機関との関係は制約と連携の関係である。検察院は，捜査段階における逮捕，暫時留置，勾留命令の承認の責任を任されており，検察院の承認権限に属する逮捕，暫時留置，勾留における，冤罪，間違いの場合の責任を負う。

裁判所は事件の真相特定において積極的で自主的な役割がある。裁判所は中間の役割を有さず，弁論主義の刑事訴訟モデルのように，訴追側と被訴追側間の“対等係争”の“仲裁役”ではない。裁判所での裁判は，事件の真相探索過程の次段階である。事件の客観的真相を探索する過程において，裁判所は自主的，積極的な役割を果たし，検察院と厳密に連携していく。捜査機関と検察院と同様，裁判所は，犯罪の証明責任を任され，裁判が人物どおりに，罪どおりに，適法であるよう保障する。法律の規定に基づいて，裁判所は非常に早く事件記録と接触し，法律は裁判所の事件記録の検討期間をかなり長く規定している。事件記録検討を経て，事件に対して重要な証拠をさ

資料2

らに審理する必要があるが公判廷で補足できない場合、被告が他の罪を犯したり、他の共犯者がいたりする根拠があると認められる場合、手続きの重大な違反を発見した場合、裁判所は、補充捜査のために検察院に事件記録を差し戻す権限がある。公判廷では、合議体は、諸証拠の審査において、積極的、自主的な役割がある。公判廷での出来事は、訴追側と弁護側との係争ではなく、実質的に、事件真相の探索活動の継続である。自主的に被告人を尋問し、他の訴訟参加者に質問し、物証、事件現場又は事件に関係する他の場所を検討すること等を介し、裁判官は、事件の真相を特定する。

ベトナム刑事司法機関の現在の組織方式は“軸”に似ていることが伺える。確かに捜査機関、検察院、裁判所は各々の段階において、自己の機能、任務を持っているが、犯罪の発見、事件の真相探索の共通任務を共有している。各機関は、互いに密接、着実な関係を有し、事件の客観的真相の特定において、同期し、リズムが合って、厳密に連携している。

司法訴訟を始め、刑事司法の諸手続きにおける弁護人の地位、役割の強化は、党の複数の決議に掲げている司法改革の重要な要請の一つである。この主張を制度化して、各法律文書は、弁護人が日増しに自己の弁護機能をより適正にできるよう保障する仕組みを強化する方向で改正、補足されている。弁護人は従前のように被疑者、被告のために限って弁護することに止まらず、被暫時留置者のためにも弁護することになる。弁護人の参加時点はより早めに規定されている(弁護人は被疑者立件の時から参加し、緊急逮捕又は現行犯逮捕の場合、弁護人は暫時留置が決定されるときから参加する)。弁護人のための複数権限の規定が補足された(被暫時留置者の陳述調書作成時、被疑者の取調べ調書作成時に立会いし、他の捜査活動に立会い、自己が参加する訴訟活動に関する諸記録と自己が弁護する者に関する訴訟決定を閲覧する権利)。しかし、弁護人の受身的かつ訴訟遂行機関に隷属する性質は相変わらず、ベトナム刑事訴訟において伺いやすい点である。法律上、実体上とも、事件の客観的真相を探索する過程において、弁護人にはまだ訴訟遂行機関と平等な一方当事者になれるような必要条件が装備されていない。

訴訟遂行機関の積極的、自主的役割と対立するのは被暫時留置者、被疑者、被告人の受身的役割である。被暫時留置者、被疑者、被告人は弁論主義的訴訟モデルのように訴訟関係の一方当事者とは見なされず、實際上、複数の場面で、殆ど、訴訟遂行機関の審理対象になっている。

被害者には事件の処理方法の選択権があつて、事件の中止権利があり、自白の取引さえ承諾する権利もあるよう被害者の意思を高めようとする弁論主義の刑事訴訟モデルと違って、犯された刑事事件は公共秩序、社会の共通利益を侵害したと見なされ、国家には処理の責任があるという考え方から、我が国の刑事訴訟における被害者は、弁論主義の刑事訴訟モデルのように、刑事事件を立件する権利がない。被害者は、発

生じた事件を権限のある各機関に申告する権限のみあり、事件の立件、不立件は訴訟遂行機関の権限に属する(法律規定に基づく少数の事件を除く)。次の各訴訟段階では、被害者は証人と同じ役割で訴訟に参加し、訴訟遂行機関に情報を提供し、それら情報をどう使うのかは訴訟遂行機関の権限に完全に属している。

第6：刑事訴訟の基本機能の遂行関係

どの刑事訴訟モデルを適用しても、刑事訴訟には常に訴追、弁護、裁判の3つの基本機能が存在している。各主体の役割は各訴訟機能により区分されている。各主体の刑事訴訟の基本機能と密着する権限を合理的に区分することは、刑事訴訟の目標、効果を保障する重要な条件である。

世界多数国の刑事訴訟モデルと同様、ベトナム刑事訴訟の法律も、訴追機能の遂行を捜査機関、検察院に規定し、弁護機能は被暫時留置者、被疑者、被告人及び彼らの弁護人によって遂行され、裁判は裁判所に属する機能である。しかし、我が国の刑事訴訟の権限、手順、手続きに関する具体的規定には、刑事事件処理の実体にも、刑事訴訟の各基本機能間の矛盾、重複が表れていて、自己の訴訟機能の遂行における各機関間の平等を保障する要請、特に訴追側と弁護側間の平等はまだ確保されておらず、裁判所は裁判機関であり、正義の名の下で事件に関する判決を下しながら、裁判所は、訴追機能と弁護機能に属する他の機能も任されている。

第7：ベトナム刑事訴訟には常に“刑事事件の記録”が存在している。

正式的な事件記録が存在していない弁論主義的刑事訴訟モデル(訴追機能の遂行のために訴追側が自ら自分の記録を作成し、弁護機能の遂行のために弁護側は自ら自分の記録を作成する)に対して、我が国の刑事訴訟の各段階の全てには常に刑事事件の記録が一つ存在しており、訴訟遂行機関によって捜査段階から統一的に作成されている。刑事事件の記録は犯罪と犯罪者の全ての情報、証拠を収容し、訴訟遂行機関が、それに基づいて自己の訴訟機能を遂行し、同時に各々の訴訟段階を経て、補足、整備されていく。

捜査機関は事件記録作成において重要な役割がある。捜査段階を終結し、記録は次に検察院、裁判所へと送付されていく。検察院の起訴活動、裁判所の裁判活動は捜査機関が作成する記録に大きく付属している。現在のベトナムの訴訟過程は、訴追任務、弁護任務とも遂行するために絶えず事件記録を固めていく過程である。

2. ベトナム刑事訴訟モデルに関する見解

上記特徴で、ベトナムの昨今の刑事訴訟モデルは犯罪予防、抑制の戦いという事業において積極的作用を発揮し、社会の秩序、安全を保障し、未だ民の知的レベル、経済発展が低い条件の中で、民主性を保障し、公民の合法的権利、利益を保護する要請に一步ずつ応じるようになっている。具体的には次の通りである：

資料2

- 事件の客観的真相を探索するという共通任務を目指すために、刑事事件処理過程を各訴訟段階に分割し、それぞれの訴訟段階に応じて、各々の訴訟遂行機関の権利、義務、責任に関して明らかに区分し、各々の訴訟活動の訴訟期間も厳格に規定することは、諸活動に専門性を待たせて、次の訴訟段階が前の訴訟段階の結果を点検することになる。
- 捜査活動における秘密原則の特定は、訴訟遂行機関、国家の犯罪予防、抑制の戦いにおける本当に大きなメリットである。この原則と捜査段階において、法律が必要な時に適用を許可する強制措置とで、現在の日増しに複雑になりつつある犯罪状況の動態という条件の下で、捜査機関が効果的に証拠を採検、発見、収集するための自主的スタンスを捜査機関に持たせることになった。
- 訴訟遂行機関の証拠探索、事件の客観的真相における積極的、自主的役割を規定することは、未だ多くの問題に直面する経済、社会条件の下で、犯罪状況を取り締まり、社会の秩序、安全を保障することができるようベトナムに許容している。犯罪の検挙率は高い(70%以上に達しており、その中でも、大変重大又は特別重大な事件においては、発生した犯罪件数の95%弱に達している)。犯罪と犯罪者の見逃しは基本的に制限されている。
- 検察院が全訴訟段階に公訴権行使と司法活動の監督の2機能で参加することは、未だ民の知的レベルが低く、量的に不足し、質的に限られている弁護士陣容という条件の中で(統計によると、弁護士が参加する刑事事件は処理した事件の総件数の20%しか占めていない)各訴訟段階が、法律を規定どおりに遵守し、刑事事件の処理過程における人権を保護することに重要な貢献をしている。
- 刑事事件の処理は迅速に行われ、訴訟時間と経費を節約することができる。

しかし、運用過程において、ベトナム刑事訴訟モデルには次のとおりの制限、不備が露呈されている：

- ベトナムにおける刑事訴訟活動の組織には、刑事訴訟の各基本機能間に、矛盾、重複が見られる。同一法律主体でありながら異なる訴訟機能の遂行を任されている。民主的訴訟制度の発展傾向は訴訟遂行機関特に裁判所は正義の化身であって、判決を下すのに客観的でなければならない。しかし、ベトナムにおける裁判所は第1審公判廷において過ぎた自主的、積極的役割があって、裁判機能と合致しない諸権限の遂行が任されている。重要証拠の不足が認められる場合、もしくは被告人が他の犯罪を犯し又は他に共犯者がいるとの根拠がある場合、裁判所は、検察院に起訴を差し戻す権限があること、合議体は、取調べの手続きにおいて主質問者であって、最初に質問し、事件の諸問題の全てに関して質問すると規定されていること、各当事者の意思に付属されず必要な場合、裁判所は、証明活動に関する複数の措置を自主的に適用する権限があって、事件を立件する権限があり、検察院の起訴限界を越えて被告人を裁判する権限があり、検察院が公判廷で起訴決定を全部撤回した場合、裁判を継続する権限がある。

- 一 原理としては、訴追を遂行する側が訴追の根拠、主張を証明する責任を有している。しかし、第1審公判廷では、法律は訴追側(検察院)から裁判所側へ犯罪の証明責任を移転しているので、検察院の第1審公判廷での役割は大変薄く、訴追機関が、自己の訴訟機能において、その自主性、積極性及び責任を発揮させる基盤にはなっていない。
- 一 弁護人が訴訟遂行機関に隷属し、受身的であることは相変わらずベトナム刑事訴訟においてまだ見受けられる点である。法律には、弁護人が法律の規定している訴訟権能を効果的かつ完全に遂行し、他の主体の違反特に訴訟遂行機関側からの違反に対して自己の権利を保護する仕組みが不足している。法律面、実態面とも、自己の弁護機能の遂行において、弁護人はまだ、訴追側と平等の一方当事者になるための機会が保障されていない。
- 一 検察院と捜査機関との関係は連携と制約の関係である。検察院は捜査活動において重要な役割と責任がある。しかし、この連携と制約の関係を保障する仕組みはまだ厳格に規定されておらず、捜査機関は検察院の多くの請求を遂行していないが、処分するための措置は存在していない。この実体が、訴訟機関間の記録の差戻しの状況を生み出し、訴訟期間が長引くことになる。
- 一 公判廷における弁論主義の質的向上、公判廷での係争結果を判決の重要な根拠にする要請は、時折、いろいろな場所で、主張のままの性質を持ち、實際上、厳格な遂行が徹底されていない。
- 一 捜査方法を強調し、特に、合議体は、主質問者であって、最初に質問し、事件の諸問題の全てに関して質問することの規定を介し、裁判段階においてこの訴訟方法を強く認め続けることは、ベトナム刑事訴訟に訴追の傾向をもたらす一方、検察官は自己の訴追の観点を証明することに受身的になり、情状酌量の証拠を主張すること、訴追側の観点に対して反撃することにおける弁護側の積極性を基本的に制限し、訴追側と弁護側との証拠、主張の摩擦を制限することになる。

III. ベトナム刑事訴訟モデルの整備方向

1. ベトナム刑事訴訟モデルの整備に対する指導の考え方

- 1.1. ベトナム刑事訴訟モデルの整備は、現行の刑事訴訟モデルの課題、不備を基本的に克服するために実践をまとめる基盤に立たなければならず、刑事訴訟活動の効力、効果を高め、刑事訴訟活動における人権を日増しに良くなるよう保障する。
- 1.2. ベトナム刑事訴訟モデルの整備は、党の司法改革に関する観点、主張を完全、適正、全面的に貫徹することを保障し、ベトナム社会主義国家建設及び国際統合の要請に応じなければならない。
- 1.3. ベトナム刑事訴訟モデルの整備は、ベトナムの実情から出発し、職権主義的刑事訴訟の適用の継続を肯定し、この訴訟モデルのそもそもの優れている点を維持、発揮し、

同時に、我が国の伝統文化、具体的政治、経済、社会条件と合致する弁論主義的刑事訴訟モデルの合理的な核を選択的に受け入れなければならない。

1. 4. 刑事訴訟モデルの整備は、緊急、積極的に行われなければならないが、慎重なステップを有し、安定性を保証し、刑事司法活動の混乱を回避し、犯罪予防、抑制の戦いの連続性、効果を保障しなければならない。

II. ベトナム刑事訴訟モデルの整備方向と内容

2. 1. 刑事訴訟活動における弁論主義を強化すること- ベトナム刑事訴訟モデルの刷新と整備の各内容を貫いている突破的思想である

実質的に、刑事訴訟における係争は、刑事訴訟の逆方向、対立である2つの基本機能である訴追機能と弁護機能が互いに否定しあうための存在、運動、闘争の過程である。これら訴訟機能を遂行する主体は事件処理の全過程において自己側の意見を表示し、意見を保護することでは互いに平等であるという条件を持たされ、その頂点が第1審公判廷に行われるようになっている。刑事訴訟における弁論主義の強化は、事件処理過程における民主性、公平性の推進に対して重要な意義がある。

刑事訴訟活動における弁論主義を強化することは、ベトナム刑事訴訟モデルの刷新と整備の各内容を貫いている突破的思想であって、司法改革の重要問題の一つであると特定されている。政治局の決議08/NQ-TW号が次のとおりに要請している：

“公判廷における公訴の質を高め、弁護士と他の訴訟参加者等との民主的弁論を保障し、適法で、法定期間内において説得力のある判決、決定を下すために、裁判所の判決は主に公判廷での係争結果に基づき、検察官、辩护人、被告人、証人、原告、被告の各証拠、意見の完全、全面的の基盤に基づかなければならず、各司法機関は弁護士を訴訟過程に参加させ、被疑者の取調べに参加させ、事件記録を検討させ、公判廷において民主的に係争させる条件を作る責任がある”。政治局の決議49/NQ-TW号は引き続き、次のとおりに強調している：“公開性、民主制、公正性を保障し、公判廷での係争の質を高め、司法活動の突破的段階として見なし、公判廷の組織方法を刷新し、訴訟遂行者と訴訟参加者の位置、権限、責任をより明確に特定すること”

ベトナムの党、国は、弁論主義の推進を主張し、これを刑事司法活動における突破的改革のステップを構築している重要な対策と見なしている。弁論主義強化の主張は、刑事事件処理過程の民主的環境、公開性、公平性をさらに拡大、強化し、人権が日増しに良くなるよう保障する仕組みを構築し、被疑者、被告人と彼らの代理人のための民主的権利を保障する仕組みを構築し、彼らが、被弁護及び自分で弁護するための最も良い可能性と条件を設け、事件処理過程が客観的、全面的、徹底的、中立であるよう保障し、事件処理が人物どおり、罪どおりに、適法であるよう保障するためにされている。弁論主義強化の主張は、現行の刑事訴訟モデルを取りやめ、

弁論主義的刑事訴訟モデルへと移行していくことは同一していない。職権主義的刑事訴訟モデルのそもそもの優れている点を維持、発揮し、ベトナムの具体的条件と合致する弁論主義的刑事訴訟モデルの合理的な核を選択的に受け入れる必要がある。

今後の司法業務の中心的諸任務に関する政治局の決議08-NQ-TW号を制度化し、弁論主義の強化の要請に応じるため、公布された2003年刑事訴訟法典には次のような改正、補足があった：弁護人のより早い時点での参加を規定し、弁護人の幾つかの権利を補足し、事件捜査段階でも検察官が、資料、規則、証拠を強く把握できるよう保障する諸規定を補足し、公判提出の弁論手続きを補足した。

今後、弁論主義強化の主張の実施を継続するために、先ず、訴追と弁護の諸機能の遂行における訴追側と弁護側との平等を保障する仕組みを構築し、被疑者、被告人と彼らの弁護人が無罪又は罪の軽減、減刑を証明する権利の履行条件を作り、被疑者、被告人と彼らの弁護人が法定の権利の十分な履行ができるような仕組みを構築し、訴訟参加者の権利を侵害した行為、特に、訴訟遂行機関、訴訟遂行者からの違反を適時、公正に処分する制裁措置を設けることである。

検察院の公訴権行使の機能における責任をさらに強化する。捜査機関、検察院とも、犯罪者を発見、抑制、捜査、起訴し、裁判にかけるという共通任務がある。しかしこの関係でも、犯罪の証明、公判廷で被告人を訴追することにおいては、検察院に主導的責任があることを特定する必要がある。検察院の公判廷での訴追、弁論、係争の土台作りのために、捜査段階において、検察院は、捜査機関の捜査活動を指導する権限があり、捜査の請求を示し、必要が認められる時、法規定に基づいて幾つかの捜査活動を直接的に遂行する。検察院は検察院の承認権限に属する逮捕、暫時留置、勾留における冤罪、間違いについて責任を負う。

事件の裁判過程において、裁判所は、正義、客観性、公正の真の化身でなければならない。裁判所は裁判機能に限って遂行し被告人を訴追しない。裁判所の裁判機能と矛盾し、裁判所の客観性に影響を及ぼすいかなる権限も排除されなければならない。検察官が主に質問し、最初に質問し、事件の中の全ての問題について質問する取調べの方向で公判廷における取調べの手順、手続きを刷新する。被告人と彼らの弁護人は検察官と民主的に、平等に係争できるよう全ての条件づくりがなされている。合議体は、事件の問題をさらに明らかに特定し、判決の言渡しの土台作りのために限って質問する。裁判所は、各当事者が公判廷で民主的に係争させる責任を有し、各当事者の意見を十分傾聴し、公判廷での民主的係争の結果に基づいて、判決を下す責任がある。

2.2. 訴訟主体の地位、役割、権利と義務関係

- 一 事件の真相を探索し、訴追証拠、情状酌量証拠とも探索することが捜査機関と検察

資料2

院の任務であることを肯定する必要がある。検察院は被告人を訴追する主な任務を負っているため、証拠から罪名まで、事件の全ての問題を慎重に検討する責任がある。検察院は、捜査活動に対して重要な役割を持ち、捜査が客観的、全面的、十分、適正、適法に遂行されることを保障する。捜査における検察院の責任を強化し、検察院が公訴機能を十分かつ効果的に遂行できるよう保障する。検察院は、捜査機関に対して、事件の立件又は事件、被疑者の立件決定の変更を請求する権限があり、捜査請求を示し、捜査するよう捜査機関に請求し、必要が認められる場合、法の規定に基づいて直接的に捜査を遂行し、捜査機関の各決定の承認、承認しない決定を下し、捜査機関の無根拠で違法である各決定を取り消し、勾留措置及び他の抑制措置を取り消し、自己の承認権限に属する冤罪、間違いに関し、責任を負う。

一 裁判所が正義、客観性、公平性の真の化身であるよう、裁判所の組織と活動を刷新する。裁判所は、人権保護において重要な役割を持たなければならない。具体的には次のとおりである：

十 捜査、起訴段階では捜査活動は完全に捜査機関、検察院の権限に属していて、裁判所は、これらの段階において遂行されるいかなる活動にも干渉しない。しかし、事件記録と犯罪起訴決定が裁判所へ送付されたときから、訴訟遂行過程の法定の訴訟手続きの違反を発見した場合、裁判所はその段階の訴訟結果を認めない権限がある。

十 公判廷では、被疑者、被告人の知的レベル、弁護士の数とレベル、昨今弁護士が参加する事件数(裁判した刑事事件の総数の20%しか占めていない)等ベトナムの具体的な条件に基づいて、裁判官と参審員は事件の真相を特定する役割があるという規定を継続する必要がある。しかし、合議体の参加は、被告人を尋問し、証人に質問し、物証を取り調べるといった自主的な役割ではなく、正確に言い換えれば、現行のように、訴追あるいは情状酌量過程に自主的に参加するのではない。訴追側と弁護側が訴追と弁護機能を遂行した後、証人を尋問し、証人を検査し、物証を検討してからもまだ問題が明らかになっていないときに限って、合議体の尋問、物証の審理が遂行され、直接的に尋問し、物証を審理し、判決のための土台作りにする。公判廷で審査、確認された諸証拠、資料、及び公判廷での係争結果だけが判決を下す重要な根拠であるという原則を法律面に認め、実際面において保障する。

一 被暫時留置者、被疑者、被告人と彼らの弁護人が独立的地位を有する一方当事者になれる機会が与えられ、他の主体、特に、訴追機能を遂行する主体と平等で、無罪を証明すること又は情状を酌量することにおいて訴追側と同等の権限がある。被暫時留置者、被疑者、被告人と彼らの弁護人の弁護権を拡大する。実際上これらの権利実現を保障する仕組み、被暫時留置者、被疑者、被告人と弁護人の弁護権に反する各主体に対して適用する制裁措置を規定する。被疑者、被告人と彼らの弁護人は情状酌量または減刑に有利な証拠を収集する権利がある。証拠収集で問題があれば、裁判所へ

証人召喚を命じたり、証拠を提供するようある機関に提案したりするよう、裁判所は証拠収集において彼らを支援する機関でなければならない。弁護人も鑑定機関に請求する権利があり、その結果は、訴追機関が示した他の証拠の全体において、審理、評価されなければならない。

3. 捜査機関と検察院との関係

犯罪及び犯罪者を見逃さず、冤罪者を生み出さず、訴訟遂行者の任務執行中の間違い、違反を適時に処理することを保障するため、事件立件のときからそして訴訟全過程において、公訴活動は遂行されなければならない、捜査活動における公訴の責任を強化し、公訴と捜査活動とが密着する仕組みを実現するとベトナム共産党の決議は明らかに示した。

そうすると、党は、強い検察制度を構築し、犯罪の予防、法律違反の戦いを切実、効果的に実施し、その中に検察院が捜査活動に対して、重要な役割があることを主張していた。

検察院は、訴追機能遂行において重要な任務がある。そのため、公訴活動は事件立件時から遂行され、捜査機関の捜査活動に近接しなければならない。犯罪の予防、抑制、法律違反と効果的に戦う強い検察制度を構築するという党の主張を遂行するため、捜査請求を示し、被疑者立件、抑制措置の適用、変更、取消しに関する捜査機関の命令又は決定を承認することなど現行の刑事訴訟法典に規定されている捜査機関に対する検察院の権限の肯定を継続する必要がある。同時に、検察官の捜査活動における責任と検察院の請求を遂行することにおける捜査機関の責任を保障する仕組みを明らかにしなければならない。捜査、起訴、裁判、公訴活動の質的向上において、冤罪、間違いの発生、犯罪、犯罪者の見逃しの可能性を可能な限り制限するために、捜査活動において検察院のより自主性のある役割を保障し、捜査官の任命、罷免には検察院の意見が必要であるという規定の補足を検討しなければならない。

4. 検察院の司法活動の監督機能の充実と強化の継続

ベトナム刑事訴訟モデルの60年以上の研究、総括によれば、1960年以前、確かに検察院は成立されていなかったが、控訴機関は公訴権行使に限って任されておらず、刑事司法の各活動に対しても監督を行っていた。

1960年から2002年まで、品質、効果を絶えず高めるために検察院の組織と活動の刷新を複数回行ったが、法律は常に、検察院は法律遵守と公訴権行使の機能があることを規定してきた。1992年憲法（改正）、2002年人民検察院組織法は公訴権行使と司法活動における法律遵守の2つの機能があることを規定している。2002年1月2日付け決議08-NQ/TW号の4年間の実施総括及び2005年6月2日付け決議49-NQ/TW号の3年間の実施の初期総括によれば、検察院の公訴権行使と司法活動の監督の活動は強く積極的に変化し、日増しに質、効果とも高められていることが伺える。

資料2

司法監督を始め、刑事司法監督はいかなる国でも行わなければならない活動ではあるが、各々の国で、自国の法律伝統と国家権力の組織法に合致するそれぞれ異なった監督形式、方式、措置を有している。ベトナムでは、国家機構は立法権、行政権、司法権の行使における国家機関の役割分担をもって権力集中の原則に基づいて組織され、活動しており、権力分立の原則に基づいて組織、活動していない。その特徴から、司法活動を独立的、専門的に監督する機関システムの一つを組織し、維持することは大変必要である。検察院は刑事訴訟過程の全ての段階に参加する唯一の訴訟遂行機関であって、司法活動における法律遵守の監督活動を常に行う環境にあるからである。強調する必要があるのは、司法の監督活動は公訴権行使活動とは弁証法的関係、有機関係があり、適時で、罪どおりに、適法である公訴権活動、民事事件を適法に処理することを保障するのである。そうすると、司法監督業務は大きな意義があって、公訴権行使の活動目的の実現を保障することになる。他方、「暫時留置、勾留、判決執行」のような公民の基本的権利と責任と直接関係し、社会制度の優越性と関係する特別な分野があり、ベトナム国家統治機構の現行の監督メカニズムのシステムから見て、刑事司法活動の質、効果を向上し、犯罪の発見、処分過程が客観的、全面的、完全、適正、適法に遂行され、事件処理過程における法律違反を適時に発見、処理し、公民の合法的権利利益を保護するために、検察院のこれらの活動に対する法律遵守業務を維持、充実することは、大変必要である。

以上の分析により、今後のベトナム刑事訴訟モデルの整備は、検察院の司法活動の監督の機能の実施を継続する方向にあることが伺える。

5. 刑事訴訟の基本機能と合致する各主体の権限を脈絡よく、合理的に区分すること

各主体の訴訟機能を脈絡よく区分することは、遂行される訴訟活動に高い専門性をもたせ、任された訴訟機能における各主体の責任を高めるようになる。

訴追機能は捜査機関、検察院に限って帰属している。検察院の訴追機能を遂行している際の責任を強化する。検察院は、公判廷での訴追において、主な責任を負わなければならない。そのため、検察院は、証拠から罪名まで、事件の全ての問題を慎重に検討する責任がある。刑事事件捜査過程において、検察院には、立件又は事件の立件、被疑者の立件決定を変更するよう捜査機関に請求する権利、捜査請求を示し、捜査するよう捜査機関に請求し、必要が認められる場合法規定に基づいて、直接的に捜査する権利、勾留措置及び他の抑制措置の適用、変更、取消しを決定する権利、捜査機関の各決定の承認、承認しないことを決定する権利、捜査機関の無許可、違法な諸決定を取り消す権利等、捜査が客観的、全面的、完全、適正、適法に遂行されるよう保障するための強い権限がある。公判廷の裁判の時、検察院は被告人尋問、証人質問、訴追を証明するための主張、言い分を示す主な責任がある。

弁護機能は、被暫時留置者、被疑者、被告人に帰属している。弁護人には、事件の全処理過程において、訴追側と平等な条件が整われる。弁護人ベースの拡大、弁護人の参

加が強制的である事件ベースの拡大を検討する。

裁判機能は裁判所に帰属する。裁判所は、裁判機能以外のいかなる機能も遂行しない、検察院に代わって訴追を行わず、被告人、彼らの弁護人に代わって情状酌量も行わない。しかし、現在の我が国の具体的条件において、裁判所には、未だ事件の真相特定の任務があるが、現行のような積極的、自主的役割ではない。公判廷において、検察官と弁護人が訴追、弁護機能を遂行した後、まだ不明確な問題が存在していると認められた場合、合議体は、裁判所が判決するための土台作りのために被告人尋問、証人質問、物証の取調べを継続する権利がある。経済社会の発展、各司法機関の発展、また弁護士の成長に基づいて、裁判所の取調べに参加することをできる限り順次制限し、裁判所は、中立的仲裁の役割に限り、公判廷における取調べ、弁論を指揮し、各当事者の民主的係争結果に基づいて、判決を下す。

訴訟の各機能は独立的に遂行される。各訴訟機能間のいかなる連携、特に訴追機能と裁判機能との連携は、裁判所の独立原則に影響を及ぼし、訴訟手続きに違反すると見なされる。

現行の法律における訴訟機能と矛盾し、重複する諸規定を撤廃し、裁判所の刑事事件の立件権限、重要な証拠が不足したり、被告人が他の罪を犯したり、他に共犯者がいたりする根拠があると認められる場合、裁判所が補足捜査するよう検察院に記録を差し戻す権限、検察院の起訴範囲を越えて裁判する権限、検察院が公判廷において起訴決定の全部を取り下げる場合にも裁判所が裁判を継続する権限等、主体の訴訟機能範囲に属しない権限を撤廃する。

6. 刑事訴訟における人権に対する保障の強化

刑事事件の処理過程において、人権を軽視する全ての表現が、審理の特定の目標を実現することを阻害する諸要素になり、司法における間違いを導く普遍的な原因になることを歴史が証明している。

刑事事件の処理過程において、人権を尊重、保護する要請は、司法改革の重要な目標であって、党の複数の決議に言及されてきた。刑事訴訟における人権の保障措置を強化するために、訴訟参加者達の具体的権利を補足する必要がある、更にもっと重要であるのは、これらの権利が実際上実現できるよう保障する仕組みを補足することである。訴訟参加者達の諸権利に反することはその諸活動の無効を導き、収集された証拠は公判廷において証明価値がなくなることを明らかに規定する。

7. 証拠の収集と共有の刷新

人権を保障しながら、最も十分、迅速、事件の諸事実を忠実に反映するという証拠収集の目標は、全ての刑事訴訟モデルの重要な目標である。弁論主義的刑事訴訟モデルは証拠収集及び公判廷での証拠使用における訴追側と弁護側との平等的対等係争の仕組み

資料2

を介し、この作業を大変適正に遂行している。そのため、次のとおりの基本的内容を検討し、ベトナム刑事訴訟モデルに取り入れる必要がある：

- 捜査機関、検察院、弁護側とも証拠収集、証人召喚の権限があることを特定する。各側が提案している証人名簿に基づいて、裁判所が検討し、証人召喚を決定する。収集された証拠に証明価値があるかどうかについては、公判廷での審理過程を介し、裁判所の権限に帰属している。
- 弁護人には刑事事件の全記録とアクセスする権限がある。訴追側と弁護側は、公判期日の前に、収集された諸証拠を互いに開示する責任がある。公判廷において、客観的理由がある場合を除いて、各側は、相手側がまだ知らない新しい証拠を提出してはいけない。
- 被告人は有罪又は無罪であることを特定するために、合議体は、公判廷で審査された証拠にのみ基づかなければならないという原則を肯定する。公判廷で示された証拠が被告人の罪を決めるに足りない場合、裁判所は、被告人は無罪であると言い渡さなければならない。

この仕組みは、事件の証明過程において、訴追側と弁護側との平等を保障することに値することに止まらず、ある人を裁判へ起訴するよう決定する際、より慎重にしなければならないという要請が検察院に提起されることになる。刑事訴訟法典の諸要請の遵守において、捜査機関に対し検察院は安易であってはいけない。捜査過程における検察院の全ての安易さがその後の第1審公判廷において、検察院は自分の分野の威信を持ってその代償を払わなければならない。

ベトナムにおける 司法改革に基づく検察院の組織と活動の刷新に関する諸問題

博士 Hoang Thi Quynh Chi (ホアン・ティ・クイン・チ)
最高人民検察院検察理論研究所民事・行政法研究課長

I. ベトナム最高人民検察院の現行組織の概括

1. ベトナム社会主義共和国1992年憲法（2001年改正，補充），2002年人民検察院組織法の規定に基づくと，ベトナムの人民検察院は，公訴権を行使し，司法活動を監督する権限がある（捜査機関及び諸捜査活動を任された他の機関の刑事事件の捜査における法律遵守を監督すること，人民裁判所の刑事事件の裁判における法律遵守を監督すること，民事，婚姻及び家庭，行政，経済，労働事件並びに法律規定に基づく他の非訟事件の処理を監督すること，判決，決定執行の法律遵守を監督すること，暫時留置，勾留，自由刑受刑者の管理及び教育を監督すること，各司法機関の司法活動に関する不服申立て，告訴の処理を監督すること）。自己の機能の範囲内で，検察院は，社会主義法制，社会主義制度及び人民の主権，国家，集団の財産，公民の生命，健康，財産，自由，名誉及び尊厳を保護すること，国家，集団の利益，公民の合法的権利，利益を侵害する全ての行為が法律に基づいて処理されるよう保障することに貢献する任務がある。
2. ベトナムでは，人民検察院機関の体系は，行政単位に基づいて組織され，最高人民検察院，各地方人民検察院が含まれている（省級，中央直轄市人民検察院〔現在全国に省級人民検察院63〕，省に属する県，郡，町，市人民検察院〔現在全国に県級人民検察院678〕及び各軍事検察院（中央軍事検察院，軍区及びそれに準ずる軍事検察院16並びに地域軍事検察院34）が含まれている。

最高人民検察院の組織機構は次のとおりである：最高人民検察院検察委員会，中央軍事検察院，経済，職務事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，社会秩序に関する刑事事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，汚職事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，麻薬事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，治安事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，刑事事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察局，暫時留置，勾留，自由刑受刑者の管理及び教育に係わる検察局，民事事件処理に係わる検察局，捜査局，不服申立・告訴局，判決執行監督局，民事・婚姻及び家庭・行政・経済・労働事件並びに法律規定に基づく他の非訟事件の処理に係わる検察局，控訴審における公訴権行使及び監督に係わる各院（現在3機関：在ハ・ノイ控訴審における公訴権行使及び監督院，

資料3

在ダ・ナン控訴審における公訴権行使及び監督院，在ホー・チ・ミン市控訴審における公訴権行使及び監督院），官房，検察理論研究所，職員組織局，計画・財政局，国際協力局，犯罪統計局，査察局，検察雑誌・法律保護新聞，検察業務の知識更新・研修所。

省級人民検察院の組織機構は次のとおりである：検察委員会及び各業務部（64の省，中央直轄市における業務部の組織は様々ではあるが基本的には次のとおりである：刑事事件の公訴権行使及び捜査・第1審裁判の検察部，治安・麻薬事件の公訴権行使及び捜査に係わる検察部，刑事事件の公訴権行使及び控訴審，監督審，再審に係わる検察部，暫時留置，勾留，自由刑受刑者の管理及び教育に係わる検察部，民事事件処理に係わる検察部，行政・経済・労働事件及び法律規定に基づく他の非訟事件の処理に係わる検察部，判決執行監督部，不服申立・告訴部，犯罪統計部，職員組織部，総合部）。

県級人民検察院の組織機構は次のとおりの3業務部門が含まれている。（i）公訴権行使，捜査に係わる検察，裁判の監督及び暫時留置，勾留，自由刑受刑者の管理及び教育の監督部門，（ii）民事・婚姻及び家庭・行政・経済・労働事件並びに法律規定に基づく他の非訟事件の処理に係わる検察部門と（iii）不服申立・告訴部，犯罪統計の総合部門

3. 司法機関体系における人民検察院の役割は，検察院と各司法機関との関係を介して次のとおりに現れている：検察院と捜査機関との関係，検察院と裁判所との関係，検察院と執行機関との関係，具体的には，次の通りである：

3.1. 人民検察院と捜査機関との関係

検察院と捜査機関との関係は主に刑事事件の処理過程において行われている。捜査機関は刑事事件を捜査する機能を有する。自己の機能の範囲内で，捜査機関は犯罪の捜査を行い，犯罪及び犯罪の行為者の特定のために刑事訴訟法が規定する全ての措置を適用し，起訴提起の書類を作成する。検察院は公訴権を行使し，刑事訴訟における法律遵守を監督し，訴訟遂行機関，訴訟遂行者及び訴訟参加者の法律違反行為を適時に発見，処理するために刑事訴訟法が規定する全ての措置を適用する責任がある。全ての犯罪行為が適時に処理され，立件，捜査，起訴，裁判，判決執行が人物通り，罪通り，適法であり，犯罪及び犯罪者を見逃さず，冤罪者を生み出さないよう保障するために検察院は刑事訴訟において公訴権を行使し，法律遵守を監督する（2003年刑事訴訟法）

2003年刑事訴訟法の109, 112及び113の規定に基づく刑事事件の立件，起訴，捜査段階において，検察院は次のとおりの任務と権限がある：犯罪の告発，通報及び立件の申立てに対する捜査機関の処理の監督，権限機関の刑事事件の立件及び不立件を監督し，立件及び不立件は根拠があり，適法であることを保障すること，被疑者立件の監督，被疑者立件決定を承認すること，事件記録及び捜査結論書を受理する場合，事件においてまだ立件されていない他の犯罪行為者が発見される時に被疑者立件を行

うよう捜査機関に要請し、被疑者を直接的に立件すること、被疑者立件決定を変更又は補充する決定を承認すること、事件の捜査過程、証拠収集のための捜査措置の適用を監督し、必要な場合には直接的に被疑者を取調べ、捜査活動の諸活動を直接的に行い、捜査の諸措置の適用を承認すること、事件の基本的な法律問題を更に明らかにするために捜査要請を提示すること、逮捕、暫時留置、勾留及び他の抑制措置の適用の監督のように、捜査過程における抑制措置の適用を監督し、暫時留置延期決定、勾留及び勾留延期決定、担保のための金銭又は財産での寄託を承認すること、捜査期間延長の承認を決定すること、事件捜査の中止又は停止、被疑者に対する捜査停止を監督すること、補充捜査のために捜査機関に記録を差し戻すことを決定すること（1事件に対して、差し戻しは2回まで）、被疑者の起訴、不起訴を決定すること。

立件、捜査段階における検察院の任務、権限に関する諸規定は、検察院は公訴権行使及び捜査の監督において自主的な責任があつて、事件の捜査過程の根拠、合法性を保障するため、捜査に対して強い影響を有することを明らかにしている。この段階における検察院の権限は捜査機関との方向性を定め、共に責任を持たせ、事件捜査、処理過程における基本的問題を決定する役割を表している。これらの任務と権限は、検察院の公訴権行使及び司法活動を適正に行うための土台から出発している。

3.2. 人民検察院と人民裁判所との関係

裁判所が、第1審、控訴審、監督審及び再審の手續に基づいて、刑事事件、民事事件、行政事件及び法律規定に基づく他の非訟事件を裁判する過程において、検察院の位置、役割は訴訟遂行機関であることが肯定されている。検察院と裁判所との関係は次のとおりの側面で現れている。

第1：検察院は公訴権を行使し、刑事事件の裁判過程における裁判所の法律遵守を監督する。この任務を遂行するために、刑事訴訟法の裁判手順に関する各章にある具体的な諸規定及び2002年人民検察院組織法の第Ⅲ章は次のとおりに具体的に検察院の各権限を規定している：

2002年人民検察院組織法の第16, 17, 18及び19条の規定に基づくと、刑事事件の裁判段階において、人民検察院は、適法、公正、適時な裁判を保障する為に公訴権を行使し、起訴が人物通り、罪通り、適法であり、犯罪及び犯罪者を見逃さず、刑事事件の裁判を監督する責任がある。

刑事事件の裁判段階において公訴権を行使する際、人民検察院は次のとおりの任務と権限がある：公判廷における事件処理に関する人民検察院の起訴状、決定を朗読すること、第1審公判廷において、被告人に対して論告すること、控訴審公判廷において事件処理に関する所見を陳述すること、第1審、控訴審公判廷において弁護人及びその他の訴訟参加者と弁論すること、監督審、再審公判廷において人民検察院の事件処理に関する所見を陳述すること。

刑事事件の裁判業務を監督する際、人民検察院は次のとおりの任務と権限がある：人民裁判所の裁判活動における法律遵守を監督すること、訴訟参加者の法律遵守を監督する、法律規定に基づいて人民裁判所の判決と決定を監督すること、抗議を検討、決定するために刑事事件の記録を送付するよう同級、下級裁判所に要請すること。

刑事事件の公訴権行使と裁判の監督を行う際、人民検察院は法律規定に基づいて、人民裁判所の判決、決定に対して控訴審、監督審、再審の手続きに基づいて抗議し、裁判における違反を解決するよう同級、下級裁判所に建議する権限がある。

第2：民事事件、行政事件及び法律規定に基づく他の非訟事件を処理する過程における法律遵守を監督する。この任務を遂行するために、刑事訴訟法の各章にある具体的な諸条項及び2002年人民検察院組織法の第IV章は次のとおりに具体的に検察院の各任務・権限を規定している：

一 民事事件、行政事件及び法律規定に基づく他の非訟事件の処理を監督する際、人民検察院は次のとおりの任務及び権限がある：裁判所の民事事件受理の通知を検査すること、民事訴訟法の規定に基づいて第1審、控訴審、監督審、再審手続きにおける民事事件処理の公判廷、会議に参加すること、裁判所の民事事件を処理する判決、決定を監督すること、第1審、控訴審、監督審、再審手続きに基づいて裁判所の民事事件を処理した判決、決定を民事訴訟の法律の規定に基づいて監督すること、法律規定に基づいて、民事事件処理の過程における裁判所の違反を解決するよう同級、下級裁判所に要請、建議する権限を行使すること。

一 行政事件処理を監督する際、人民検察院は、次のとおりの任務と権限がある：法律に基づいて事件を立件すること、行政事件を裁判する公判廷に100%参加し、事件処理に関する人民検察院の所見を發表すること、人民裁判所の判決及び決定を監督すること、法律の規定に基づいて裁判所の行政事件を処理した判決、決定を第1審、控訴審、監督審、再審手続きに基づいて抗議すること、法律規定に基づいて、行政事件処理の過程における裁判所の違反を解決するよう同級、下級裁判所に要請、建議する権限を行使すること。

そうすると、人民検察院は訴訟遂行機関として民事訴訟、行政訴訟に参加し、裁判所の法律遵守を監督することである。検察院は次のとおりの活動を介して、自己の機能、任務を遂行する：法律に基づいて第1審、控訴審、監督審、再審の公判廷、会議に参加すること、裁判所の行政事件の判決、決定を第1審、控訴審、監督審、再審手続きに基づいて抗議し、民事事件処理の過程における違反を裁判所に要請、建議すること。検察院は民事事件、行政事件の適時、適法な処理を保障する為にこれらの活動を行っている。

3.3. 人民検察院と判決執行機関との関係

裁判所の判決、決定の監督は人民検察院の司法活動を監督する機能を遂行するための業務の一つであって、この業務は2002年人民検察院組織法第V章23, 24, 25条の規定に基づいて遂行されている。判決執行機関、執行官に対して、2002年人民検察院組織法第23条は次のとおりに規定している：判決、決定が適法、十分、適時に執行されるよう保障するために人民検察院は確定した判決、決定及び法律規定に基づく即時執行の判決、決定の執行における判決執行機構、執行官の法律遵守を監督する。判決執行を監督する過程において、執行において法律違反を発見した場合、検察院は法律違反の克服、予防を求める抗議、要請を發布し、処理の措置を提案する。同時に、判決執行業務に関する不服申立て、告訴を処理し、判決執行に対する不服申立て、告訴の処理を監督する。

II. ベトナムにおける司法改革及び検察院の組織、活動の刷新

1. 1945年8月革命により成立された直後、ベトナム国家は、人民的司法という新型司法制度の構築を重視していた。65年を経て、ベトナムにおける各司法機関は機能、任務を果たすために、絶えず刷新、充実し、ベトナム社会主義祖国建設・保護の大業の勝利、昨今20年間の国家の刷新大業の勝利に対して重要な貢献を遂げてきた。

第6回ベトナム共産党全国代表大会(1986年12月)は“わが国における社会主義建設の大業における重要な曲がり角を印して、膨大かつ全面的な突破的な一歩を生み出し、社会において新しい活気をもたらし、状況を変革させ、国家を発展させる”という国家の全面的刷新を示した¹。刷新大業の要請に対応するため、適合するように国家統治機構の改革、国家統治機構の範囲、内容及び活動方式の調整が必要であるという決定的な問題がある。国家統治機構改革において、司法改革は特別重要な役割があって、これはベトナム国家統治機構における司法機関の役割から出発している。人民の主権を実現し、党を守り、国家を守り、人民の合法的各権利と利益を守るため、各司法機関自体は党と国家の道具である。ホー・チ・ミン主席曰く：“司法機関は政権の重要な機関であって”，“法治制度を実現し、人民の権利を堅持、保護し、民主制度を保護する”役割がある。そのため、第6回ベトナム共産党全国代表大会から今日まで、各期大会及び党中央執行部の各会議を経て、経済改革、行政改革に関する主張、方針を提示する傍ら、ベトナム共産党は常に、司法活動の効力、効果を高めるために司法改革に関する主張、方針を提示することに関心を払ってきた。

第6回ベトナム共産党全国代表大会においても、ベトナム共産党は刷新大業に奉仕するために司法機関を含む国家の統治機構全体の組織と活動についての刷新問題を提起した。第6回大会の諸方針の実現を継続し、ベトナム共産党は次のとおりのような司法改革に関する決議を発してきた：第7会期党中央執行部第8回決議（1995年1月）、第

¹ 国家政治出版社 刷新20年を経た理論・実体の諸問題の総括報告 p50～p51

資料3

8会期党中央執行部第3回決議(1996年6月),第8会期党中央執行部第8回決議(1999年8月),そして“各司法機関の2000年に実現する必要がある緊急任務について”という2000年3月21日付け指示53-CT/TW号は特別であった。上記諸決議は,各年度において司法改革を全面的かつ深く広く進めるための特に重要な前提を生み出した。

第9回ベトナム共産党全国代表大会は“国家組織と活動の改革を強く推進し,民主を發揮させ,法制を強化する”という方針を發し,その中に“各司法機関の組織を改革し質と活動を向上し,冤罪,間違いを生み出さないよう捜査,逮捕,拘束,留置,起訴,裁判,判決執行業務における司法機関と職員の責任感を高める。人民檢察院は公訴と司法活動を監督する機能を適正に行行使すること。人民裁判所体系の再整理,各級裁判所の管轄を合理的に規定すること。量・質とも裁判官と人民參審員を強化すること。窓口の縮小の原則に基づいて捜査機関と判決執行機関を再組織する。司法警察を設立すること”という主張を明確に示していた²。第9回ベトナム共産党全国代表大会の決議を展開し,2002年1月2日,ベトナム共産党中央執行部政治局は今後の司法業務の各重点任務に関する決議08-NQ/TW号を公布し,その中で,指導の観点及び司法業務の諸重点任務を明示した。人民檢察院の組織と活動に対して,決議08-NQ/TW号は次のとおりに明示した。

“各級檢察院は,公訴機能,司法活動における法律遵守を監督する機能を適正に遂行すること。公判廷における檢察官の公訴品質を高め,弁護士,弁護人とその他の訴訟参加者との民主的な争いを保障すること。

逮捕,拘束,留置の監督業務を強化し,適法性を保障すること。各級檢察院は,自己の承認権限に属する逮捕,暫時留置,勾留における冤罪,間違いに関する責任を負うこと。

監督部門では犯罪者が各司法機関の職員である司法活動侵害罪の數種類を捜査するために,最高人民檢察院だけに限って捜査機関を組織すること。

公訴機能,司法活動の監督の機能を適正に遂行するために檢察院の中の各部署を再組織,整理すること”。

司法改革に関する政治局の決議08-NQ/TW号は大変重要な意義を有し,各司法機関を始め,檢察院の組織及び活動において全面的かつ深層までの変革を与えていた。政治局の決議08-NQ/TW号で示された党の観点を体制化するために,2002年4月2日,第10回国会11会期は2002年人民檢察院組織法を成立させ,人民檢察院は公訴權行使及び司法活動を監督する機能があると明らかに規定した。

司法改革の進展を推進させるために,2005年6月2日,政治局は“2020年までの司法改革戦略”に関する決議49-NQ/TW号を公布し,“透明性,健全,民主的,公明,正義保護のある司法体制を構築し,一歩ずつ現代化し,人民に奉仕し,ベトナム社会主義祖国

² 国家政治出版社,第9回ベトナム共産党全国代表大会の文献 p133

に奉仕し、裁判活動が中心である司法活動は効果的に、効率よく行われること”の目標を示した。決議は各司法機関の機能、任務、権限を明らかに特定し、その組織、機構を整備することを強調した。

検察院に対して、決議49-NQ/TW号は“目下、人民検察院は公訴権行使と司法活動の監督である現行機能を堅持する。検察院は裁判所組織体系と合致するように組織されること…捜査活動における公訴の責任を強化する”と明示し、

司法改革の主張と任務の実施に関するベトナムの党と国家の政治意義と強い決心をより十分表示するために、第10回党全国代表大会の決議は“透明性、健全、民主的、公明、正義、人権保護のある司法体制を構築すること。2020年までの司法改革戦略を実施を推進すること。迅速かつ一貫性のある司法を行い、裁判活動の改革を中心とし、公訴が捜査活動と密着する仕組みを実施すること”³。と更に強調した。

そうすると、党の各決議は常に検察院は公訴と司法活動の監督の機能を適正にすることを肯定、強調してきた。ベトナムの党と国家は、犯罪予防と抑制、法律違反の戦いに対して切実で効果的に奉仕する強い公訴体制を構築する方向に基づいて人民検察院を改革することを主張した。検察院は捜査活動に対して重要な役割を有する。犯罪と犯罪者を見逃さず、冤罪を生み出さず、訴訟遂行者の任務執行中の間違い、違反を適時に処理することを保障する。

2. 党の各主張を貫徹し、今後、人民検察院の組織、活動は刷新、充実されなければならない。検察院の刷新に関する研究によれば、次のとおりの諸問題がある：

2.1. 検察院の位置、機能の刷新について

2.1.1. 国家統治機構における検察院の位置

ベトナムでは様々な意見が存在している

- － 意見その1：公訴は行政権の機能に属しているので、検察院を行政システムに配置し、公訴権行使と捜査活動指導の機能を果たさせるほうがいい。
- － 意見その2：客観的、効果的で、正義を保護するために、公訴機関は、独立に組織され、活動し、行政機関に隷属してはいけない。
- － 意見その3：諸国の公訴機関の指摘されたモデルを分析、比較した後、現在世界で次のとおりの4種類の公訴院・検察院が(典型的に)存在している：国会に直属するモデル(中国、ロシア連邦)、行政機関に直属するモデル(日本、韓国)、司法システムと行政システムとの中間(ドイツ連邦、イタリア)、司法システムに属するモデル(スペイン)。この意見は、完璧な公訴システムはどこにもない。各々のシステムはそれなりの優れている点と限界がある。公訴機関の源であると見なされている欧州各国でさえもそれぞれ異なった

³ 国家政治出版社、第X回ベトナム共産党全国代表大会(2006)の文献

公訴機関の制度が存在している。そのため、ある公訴モデルをそのままコピーするのは過ちである。政治、社会の土台、法律伝統はそれぞれの国の公訴機関を構築する際の重要な役割があると主張している。

私見ではあるが、国家統治機関における検察院機関の位置を特定する際、昔から、人類の偉大な思想家は、司法機関の立法と行政に対する独立性を強調していることに注意しなければならない。ベトナムでは、検察院は司法システムに属しているので、この機関の位置特定は司法システムの独立性を保障する土台に基づかなければならない。

公訴機関は国家統治機関における特殊な制度で、常に組織と活動の独立性を目指している。公訴機関の独立性は民主思想家の考えである。法律に基づいて、中立、客観的で、偏ることなく行動することが、公訴員に対する要請である。1990年に成立した公訴員の役割に関する国連規約と刑事法律の国際会議も、客観的で、偏ることなく公務を執行することと、法律を保護し、訴訟を直接的に遂行する者であることという公訴員に対する2つの要請を常に強調してきた。世界各国の司法改革の過程を眺めると、殆どの国は公訴員がいかなる干渉も受けず自己の任務を完遂できるよう国家統治機構における公訴機関の独立性を向上させ、肯定するために努力してきたことが伺える。

ベトナムの歴史における公訴機関と検察機関の組織と活動の経験の研究及び世界各国の公訴、検察の組織、活動の研究を総括すると次のとおりの事柄が伺える：

ベトナムでは、検察院の機関は司法機関のシステムに属し、社会主義国家の特殊制度である。1945年から今日まで、わが国の国家統治機構における公訴機関、検察機関の特定は常にこの機関の独立性を肯定する傾向を示してきた。設立されて以降、人民検察院は、常に国家統治機関において独立の機関であって、部門において集中的かつ統一的な指導の原則に基づいて組織され、活動してきた。人民検察院は院長に指導され、下級人民検察院院長は上級人民検察院の指導を受ける。各地方の人民検察院の院長、各級軍事検察院の院長は最高人民検察院長官の指導を受ける。最高人民検察院長官は国会によって選出、罷免、免職される。実体上、人民検察院の組織は独立した国家機関の一つであって、中央から地方まで統一されていることが肯定されている。

ベトナム共産党の司法改革の諸観点を貫徹し、ベトナム国家の政治体制の特徴、統治機関の組織・活動の原則とベトナムでの司法活動の実態に基づき、同時に、世界数カ国の経験を選択的に参考としたベトナム人民検察院の構築、発展の過程を総括すると、検察院の組織は国家統治機関における独立の機関であって、中央から地方まで統一されている必要があることが伺える。その位置が、検察院が公訴権行使と司法活動の監督の機能を効果的に遂行することを保障す

る。

2.1.2. 検察院の機能について

現在、検察院の機能、任務に関する複数の意見が存在している。検察院は公訴機能を適正に集中的に実施し、捜査機関の捜査活動と検察院の捜査の監督活動との分断状態を解消しなければならないとするのが1つ目の意見である。現行法のように検察院の公訴権行使と司法活動の監督の機能の規定を継続させること、ただし、強い公訴制度を構築するために、組織機構、活動方式、職員陣容等の方面について検察院を整備する必要があること、検察院は捜査活動を直接的指導する責任を、司法活動侵害罪、汚職・職務に関する犯罪のような諸特別犯罪を直接的に捜査すること等が2つ目の意見である。

私見ではあるが、公訴権行使は公訴機関の唯一の機能ではないと考えている。殆どの国では、公訴権行使の機能の外、公訴機関は、更に民事、行政、商業、判決執行及び勾留、留置、矯正の分野において、司法訴訟の諸活動にも一定程度参加している。三権分立制度の多数の国では公訴権行使の機能の傍ら法律遵守の監督機能も公訴機関に任せている(ロシア連邦がその一例である)。このことが、諸国では公訴機関は公訴機能のみ行使し、監督活動を実施しない旨主張している意見はまだ説得力がないことを示している。これは各国の公訴機関、検察院の改革過程を研究する際に既に証明されている。

ベトナムにおける昨今65年間の公訴機関、検察機関の形成と発展の過程を研究、総括することで、公訴機関は公訴機能の行使に限らず、司法活動を監督する機能も行い、また刑事分野における機能、任務に限らず、民事、判決執行、拘束、矯正の分野にも機能、任務を遂行していることが伺える。

1960年から2002年まで、質、効果を絶えず高めるために検察院の組織と活動の刷新を複数回行い、法律は常に、検察院は法律遵守と公訴権行使の機能があることを規定してきた。1992年憲法(改正)、2002年人民検察院組織法は公訴権行使と司法活動における法律遵守の2つの機能があることを規定している。2002年1月2日付け決議08-NQ/TW号の4年間の実施総括及び2005年6月2日付け決議49-NQ/TW号の3年間の実施の初期総括は検察院の公訴権行使と司法活動の監督の活動は強くて積極的に変化し、日増しに質、効果とも高められていることが伺える。

司法監督はいかなる国でも行わなければならない活動ではあるが、各々の国で、自国の法律伝統と国家権力の組織法に合致するそれぞれ異なった監督形式、方式、措置を有している。ベトナムでは、国家機構は立法権、行政権、司法権の行使における国家機関の役割分担をもって権力集中の原則に基づいて組織され、活動しており、ベトナム共産党は、国家と社会を指導する唯一の勢力であ

る。その特徴から、司法活動を独立的、専門的に監督する機関を組織し、維持することが必要である。司法活動の監督機能を引き続き検察院に任せることは合理的である。なぜならば、検察院は訴訟過程(刑事、民事)の全ての段階に参加する唯一の訴訟遂行機関であって、司法活動における法律遵守の監督活動を常に行う環境にあるからである。強調する必要があるのは司法の監督活動は公訴権行使活動とは弁証法的関係、有機関係があって、適時で、罪通りに、適法である公訴権活動、民事事件を適法に処理することを保障する。そうすると、司法監督業務は大きな意義があって、公訴権行使の活動目的の実現を保障することになる。

他方、暫時留置、勾留、自由刑の執行、刑事、民事判決執行などのような公民の基本的権利と責任と直接関係し、社会制度の優越性と関係する特別な分野があり、この分野に関係する組織と個人の諸活動に対する検察院の法律遵守の業務を充実、強化することよりも、より適切な監督が保障できる仕組みは存在しない。

以上の分析により、司法改革の要請に応じ、各種犯罪及び法律違反と効率よく戦うために、検察院は、1992年憲法(改正)と2002年人民検察院組織法の規定に基づいて公訴権行使と司法活動の監督の機能の実施を継続する必要がある。

刑事事件処理における公訴権行使と司法活動の監督の業務分野では、捜査活動における公訴の責任を強化すること、公訴と捜査活動が密着する仕組みを実施すること、刑事事件捜査におけるこの役割を高めること、刑事事件の公判廷における検察官の弁論の質を高めることという政治局の決議49号と第10回党大会の文献に特定された司法改革の主張を実施するためには、一方で、現行の刑事訴訟法典の規定のように刑事事件捜査における検察院の権限、責任の肯定を継続し、他方で、次のような諸問題も明らかにする必要がある：捜査活動における検察院の責任、検察院の要請を実施することにおける捜査機関と捜査官の責任、捜査活動において、検察院がより自主的に活動できるように保障する仕組み等。

民事事件、行政事件処理を監督する分野では、この業務の活動を肯定、刷新し、質を高めるよう継続し、検察院の基本活動の一つであると見なす必要がある。質を高め、業務分野においてより強く変化させ、国家、集団の利益、全ての公民の合法的権利利益を保障するために、検察院はこの種の事件を迅速かつ正確に処理することを保障するよう2004年民事訴訟法典と行政訴訟の法律の規定を厳格に実施する必要がある。この種の事件処理における違反に対する抗議、建議の質を高めること、また、国家権力行使(ここでは司法権)の監督の原則から出発し、ベトナムでの民事的生活の実態から、国家利益保護の要請、公共の利益と社会公平の保護から、強い公訴制度を有する諸外国の経験の参考から、

民事訴訟における検察院の役割、任務、権限を次のとおりの方向で肯定、刷新するよう継続する必要がある：検察院は法律遵守の検察を行いながら、ベトナム国家が一方の当事者である民事事件におけるベトナム国家の代理人であること、検察院は国家利益、公共利益、民事権利を自ら実現できず、自ら自己保護ができない個人の利益の名の下で民事事件の訴えを提起することができる。

2.2. 検察院の組織システムの刷新について

政治局の決議49-NQ/TW号に基づいて、今後、人民検察院は、裁判管轄に基づいて裁判所のシステムと合致するように組織され、行政単位に左右されない。同時に、当の各決議は、次のように強調している：犯罪及び犯罪者を見逃さず、冤罪者を生み出さず、訴訟遂行者の任務執行中の間違い、違反を適時に処理することを保障するために、公訴活動は事件の立件時から、そして訴訟過程中に実施されなければならない。捜査活動における公訴の責任を強化し、公訴と捜査活動が密着する仕組みを実現すること。そうすると、検察院の組織システムは、裁判所の組織システムに合致するに止まらず、捜査機関の組織システムとも合致し、公訴活動と捜査活動の密着性、連続性を保障しなければならない。検察院と捜査機関との組織面での整合性は重要な保障であって、公訴活動の効果、質に対して決定的な性質を有している。

現行憲法の規定のように、国家によって設立され、独立した国家機関の一つであって、中央から地方まで統一されている組織システムの維持を継続すること。

各級検察院の組織機構は、次のように行政権限と訴訟権限を明確かつ具体的に区別する主張を強く徹底する方向に基づいて配置する必要がある：公訴権行使と司法活動の監督の機能を行う諸部署、参謀、総合、組織、犯罪統計、国際協力、ジェンダー、科学研究、法律制定の業務を行う諸部署、後方、財政、事務業務の業務を行う諸部署、職員の教育、知識更新研修の業務を行う諸部署。

III. 検察院の組織と活動に関する体制改革の方向性と解決策

司法活動を始めとする検察院に関する体制改革は2020年までの方向性、2010年までのベトナムの法律体系の構築と整備の戦略に関するベトナム共産党中央執行部政治局の2005年5月24日付け決議48-NQ/TW号（決議48-NQ/TW号）に特定された人民の、人民による、人民のためのベトナム社会主義共和国の法治国家建設の要請に合致する政治システムにおける制度の組織と活動に関する体制の構築と整備の主張の重要な内容の一つである。決議48-NQ/TW号は“司法改革戦略の目標、方向性に合致するよう司法機関の組織と活動に関する法律を制定、整備し、各々の機関、法曹のための法的権能及び責任を適正かつ十分に特定すること”と明示した。検察院に対して、決議48-NQ/TW号は“公訴、司法活動の検察機能の適正遂行を保障する方向性に基づいて人民検察院の組織と活動に関する法律を整備すること”と明示した。

上記諸主張を貫徹し、検察院の組織と活動に関する法律文書を改正する必要があるが、

資料3

その中に1992年憲法，2002年人民検察院組織法，2002年軍事検察院組織法の国会令と人民検察院の検察官の国会令など重要な法律文書がある。

また，検察院の組織移行と機能，任務の刷新が行われる際，公訴権行使と司法活動の監督の活動における検察院の権限の変更も導かれることになる。そのため，次のとおり刑事訴訟，民事訴訟及び行政訴訟の諸活動における検察院の権限と関係する法律文書を改正，補充する必要もある：2003年刑事訴訟法典，行政訴訟法，破産法，商業仲裁法，民事判決執行法，刑事判決執行法等。

また，司法機関の全体系における一貫性を保つために捜査機関，人民裁判所の体系が刷新されようとするので，整合性と一貫性を保障するために各級捜査機関，人民裁判所の組織と活動に関する法律文書を改正，補充するべきである。

司法改革の要請に応じ，検察院の機関システムを再構築するための法的根拠を作り出すために現行法律の諸規定を改正，補充する必要がある諸問題の見込みとしては，具体的には次のとおりである：

1. 1992年憲法における人民検察院に関する諸規定の改正，補充(修正)：司法改革の精神に基づいて，行政単位に左右されず裁判所の組織体系と合致する検察院の組織体系を設立すること，各級検察院の組織と活動原則に関する諸問題进行处理すること，検察院に対する民選機関の監督問題等の方向で，第137条から第140条までの各条項を含む。
2. 人民検察院組織法の改正，補充：行政単位に左右されず，同時に公訴と捜査活動を密着させることを保障し，審級に基づく裁判所の組織体系と合致するよう検察院を再組織する方向に従うこと。人民検察院組織法(改正)の内容は人民検察院の検察官の国会令と軍事検察院国会令にある諸問題も含む。人民検察院組織法(改正)は次のとおりの主要な諸内容に集中する必要がある：
 - － 検察院体系の独立性に基づいて，党の諸決議で特定されている司法改革の進展，内容と合致するよう国家統治機構における人民検察院の位置，役割に関する諸規定を改正，補充すること。
 - － 司法改革における人民検察院の組織と活動原則を明らかにし，立法改革と行政改革との一貫性を保障するために諸規定を改正，補充すること。人民検察院は，分野における統一集中の原則を適切に実施することを継続すること。
 - － 犯罪起訴に独立性と実質的な権力を持ち，強力な公訴制度を構築する主張と合致するよう，検察院が公訴権行使と司法活動の監督機能を効果的に実施することができ，捜査活動における公訴責任を強化し，公訴と捜査活動と密着させる仕組みを実施するために最も良い条件を保障する方向で人民検察院の機能，任務に関する諸規定を改正，補充すること。
 - － 司法改革の要請に合致するよう人民検察院の公訴権行使と司法活動の検察の機能の範囲，内容，実施方法を明らかにするための諸規定を改正，補充すること。

- “公訴と捜査活動を密着させること”，“捜査活動における公訴の責任を強化すること”という司法改革の主張を実現するために，行政単位に左右されず，同時に捜査機関の組織体系との一貫性を保障し，審級に基づく裁判所の組織体系と合致するよう検察院の組織機構に関する諸規定を改正，補充すること。
 - 任務遂行において，自主性を持ち，独立性，自己の行為と決定に対する責任を高めるよう検察院の検察官，捜査官のための権限と責任を高める方向で人民検察院及び軍事検察院の検察官，捜査官に関する諸規定を改正，補充すること。検察院の級，等及び検察官に対する任命期間に関する諸規定を次のように改正すること：各級検察院において複数種類の検察官の構成の充当を保障すること，検察官は業務公務員であって，法律規定に基づく検察院の任務を遂行するために期限なく任命されること。
 - 行政単位に左右されない条件と郡，県，町級における人民議会を組織しない主張を実現する条件(本主張が正式的に実現された後)における検察院と民選機関との関係に関する諸規定を改正，補充すること。
3. 刑事訴訟法の改正，補充：司法改革の要請に応じるためであって，その中で，検察院の組織，活動に関係する具体的な内容は次のとおりである：
- 次のように検察院の組織体系，活動に関する刑事訴訟の諸原則を改正，補充すること：刑事事件に関する立件と処理責任に関する原則，刑事訴訟における公訴権行使と法律遵守の検察の原則，公判廷での弁論原則，訴訟進行機関の活動に対する民選機関，組織，代表の監督原則等
 - 行政管理の権限と刑事訴訟における司法の責任，権限とを明らかに区別し，任務遂行において，自主性を持ち，独立性，自己の訴訟行為と決定について法律に対する責任を高めるよう検察院の検察官のための権限と責任を高める方向で検察院の院長，副院長の任務，権限と責任，検察官の任務，権限と責任に関する諸規定を改正，補充すること。
 - 捜査活動における公訴の責任を強化し，捜査活動に対する検察院の権利と検察院の要請の実施における捜査機関の責任を保障する仕組みを構築する方向で，刑事事件立件における検察院の権限と責任，捜査段階において公訴権を行使する際の検察院の任務，権限，捜査を検察する際の検察院の任務，権限に関する諸規定を改正，補充すること。
 - 公開性，民主性，公正を保障し，弁論する際の検察官の自主的役割を強化し，公判廷における弁論の質を高める方向で公判廷の組織，取り調べ，弁論の手續きに関する諸規定を改正，補充すること。
4. **司法改革の要請に基づいて2004年民事訴訟法を改正，補充すること。** 検察院は法律遵守の検察を行いながら，ベトナム国家が一方の当事者である民事事件におけるベトナム国家の代理人又は，国家利益・公共利益・民事権利を自ら実現できず，自ら自己

資料3

保護ができない個人の利益の名の下で民事事件の訴えを提起する者（ベトナム国家の代理人）である方向で民事訴訟における法律遵守の規定を改正し、民事事件処理における検察院の法律遵守の機能の肯定と刷新を継続すること。

5. 行政訴訟法の制定：“人民検察院は人民検察院組織法の規定と行政訴訟法の規定に基づいて行政事件処理過程における法律遵守を監督すること”は行政訴訟の基本原則の一つであることの肯定を継続すること。この原則は行政訴訟の全制度に渡って貫徹しなければならない。裁判所の事件受理時から確定判決、決定執行が終了する時までが監督範囲であることを明らかにすること。同時に、行政事件処理過程における法律遵守の監督機能を遂行する際、検察院は次のとおりの任務、権限があることを明らかに規定すること：人民検察院組織法の規定及び行政訴訟法の規定に基づいて、行政事件を提訴、立件すること、行政事件処理の全ての公判廷、会議に参加すること、抗議権、建議権、要請権を行使すること。
6. 人民裁判所組織法の改正、補充及び捜査機関組織の制定：その中で、検察体系の組織と活動のモデルと合致するよう統一性、一貫性を保障するために人民裁判所及び捜査機関の組織と活動を設立、整備することに関する諸規定を改正する必要がある。
7. 人民議会及び人民委員会組織法の改正、補充：その中に、4階級に基づく検察院の活動と組織モデルの合致を保障し、行政単位に左右されず、同時に、試験段階を経て正式な展開に移行した後、県、郡、町の人民議会を組織しない主張とも合致するよう検察院の活動に対する人民議会の監督機能に関する諸規定を改正する必要がある。

結論

ベトナムにおける検察院の改革は、ベトナム国家の憲法に規定されている国家統治機構の組織、活動の諸原則を遵守しなければならない。国家統治機構を始め、司法機関を改革する過程において、ベトナム国家は、国家権力は統一的であり、立法権、行政権と司法権の各行使において、各国家機関が役割分担、連携するという原則が常に肯定されているという問題が存在している。そのため、検察院に公訴権行使と司法活動の監督の機能があることの肯定を継続することは合理性があり、必要である。人民検察院は、中央から地方まで統一され、集中統一的に指導される原則に基づいて組織され、活動し、地方にある国家機関に隷属せず、独立した機関システムの一つである。

日本についての感想

修士 Nguyen Thi Thuy (グエン・ティ・トゥイ)
最高人民検察院検察理論研究所刑事法研究課長

世界各国に出張する機会に恵まれましたが、この6月の日本出張は深く印象に残っております。豊かで美しい人間性と文化的・近代的な国柄を自身の目で確認しました。それらは本や新聞などでも伝えられていましたが、実際に訪日して初めて実感を伴い理解できました。交通信号機からは信号の色を知らせる鳥の声が聞こえ、目の不自由な人のための専用歩道が日本全国の街路で設けられていたことには感銘を受けました。また、日本人からは、逆境を乗り越える力強さと几帳面さが感じられました。日本が自然の厳しさに打ち克ち、世界的な大国へと発展したことが理解できます。

出張期間中、特にお世話になりました赤根智子様、森永様、松原様、権瓶様を始め、日本国法務省法務総合研究所の幹部の皆様方の職業観・仕事への姿勢が印象に残っております。皆様からは、いつも勤勉さと規律正しさ、そして仕事への誇りを感じることができました。

日本の皆様から授かった民主的・公正で厳格な司法体制構築の経験は、今後、ベトナム司法改革の任務を遂行する際の貴重な判断材料となることと考えます。

最後に、お世話になりました法務総合研究所の皆様のお厚情に、深く感謝を申し上げます。

2010年6月29日、ハノイにて

赤根智子日本国法務省法務総合研究所国際協力部長 殿

森永 様

部長殿、森永様ならびに法務省の皆様方、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。我々が日本を訪問し、研修期間中に、手厚い御支援と御指導をいただきましたことに、改めて感謝の意を表明いたします。

日本国法務省法務総合研究所の御協力により、日本の皆様のお目にかかり、専門分野について意見を交換させていただきましたことを光栄に存じます。皆様の御見識を伺い、日本の検察庁および刑事訴訟モデルに関して有意義な情報を得ることができました。特に、日本の検事は非常に優秀で、法律的な専門知識が豊富で、自身の職業への誇りが感じられました。研修から得た知識は、今後のベトナム司法改革の趣旨に適合した人民検察院および刑事訴訟モデルの改革を行う上で参考にすべき貴重な判断材料となることと存じます。

書面にて御礼申し上げます。

博士 Hoang Thi Quynh Chi (ホアン・ティ・クイン・チ)

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所民事・行政法研究課長

～ 国際研修 ～

第12回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）

国際協力部教官

朝 山 直 木

1 はじめに

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、本年6月14日から24日までの間、第12回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）を実施した。

研修員は、日本側は法務省民事局、法務局・地方法務局及び裁判所の職員5名が参加し、韓国側は大法院、地方法院の職員5名が参加した。参加者は次のとおりである。

東京法務局民事行政部第二法人登記部門登記相談官	齋藤 幸弘
さいたま地方法務局不動産登記部門登記官	伊藤 大輔
千葉地方法務局柏支局登記官	杉本 美奈
法務省民事局登記情報センター室登記情報第六係長	上坪 健治
最高裁判所事務総局民事局第三課執行制度係長	豊田 政昭
清州地方法院民事申請課法院事務官	林 潤徹
ソウル中央地方法院刑事合議課法院主事	許 吉潤
法院行政処司法登記審議官室法院事務官	金 ガナ
昌原地方法院民事申請課法院事務官	金 成薰
議政府地方法院刑事合議課法院主事	梁 齊倫

2 研修の目的

本研修は、研修員が、所掌業務に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて研修員の知識の向上を図り、研修の成果を両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的としている。

本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、相互に研修を実施することが挙げられる。

3 研修の概要

本研修のテーマについては、今回は「不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民

事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施した。

(1) 講義

① 供託出捐金の運用及び供託金回収率向上方案

法院行政処司法登記局の文大永司法登記審議官より標記テーマで講義を行っていた。

韓国では、大法院長が法令により供託する金銭、有価証券その他の物品を保管する銀行を指定することとされており（韓国供託法3条）、保管銀行は地方法院本院、支院、市・郡法院ごとに1つの金融機関を指定することを原則としている。そして、供託金を保管する銀行は、毎年供託金運用収益金の一部を供託金管理委員会に出捐することができることとされており（韓国供託法19条）、出捐を受けた供託金管理委員会は供託電算システムの管理及び運用、国選弁護及び訴訟救助費用の支援等一定の公益事業の用途に使用している。これは、供託金運用収益金を国に帰属させることは供託金運用収益金は本来供託者が保管銀行に供託金を保管したことによって発生している点から妥当ではない。一方、供託当事者に還元させることも供託が利子の発生を目的にしない制度であること等を考慮すると妥当ではないといった理由から、収益を国民一般に還元するためにこのような制度を採っているそうである。

次に、供託金回収率向上方案について、韓国では、消滅時効の完成等によって国庫に帰属されることになった供託金が毎年増加していることから、これを下げるための取組みを行っているとのことであった。まず、国庫に帰属することになる供託金が増加した原因は、供託事件数そのものが増加したこと、1件当たりの供託金の額は比較的少額であることから供託金を受領すべき者の関心が小さいこと及び弁済供託の場合だと被供託者が供託者に対して反感等を抱いていることから受領を請求しないこと等が推測されている。そこで、方策として、一定の金額以上の供託事件の被供託者に対して、事件受理後一定期間経過後に通知を送付したり、時効完成が近い事件について大法院のホームページに掲載する等の広報活動を行っているとのことであった。

② 韓国不動産登記制度の沿革的小考

学士院会員で、成均館大学の高翔龍名誉教授より標記テーマで講義を行っていた。

韓国における不動産の公示制度について、朝鮮時代からその沿革を紹介することによって、韓国の現行の不動産登記制度がどのような沿革から由来した制度であるか、また、土地所有権の近代化の過程で、日本の不動産登記制度がどのような影響を与えたかについて説明していただいた。

(2) 実務研究

実務研究は、各研修員が実務研究課題を提起し、それについて研修員全員で協議し、その結果を発表するものである。韓国セッションでは、日本側研修員が実務研究課題を提起し、韓国における制度及び運用等について韓国側に質問を行い、それに対してその

研修員のパートナーとなる韓国側研修員が回答することとしている。それを踏まえて研修員全員で協議し、最終的には日本側研修員が研究結果を発表することになっている。今回の各研修員のテーマは次のとおりである。

① オンラインによる供託手続の利用率の向上について

日本では平成18年からオンラインによる供託申請が導入されているが、全体の供託申請数に比べて、オンラインによる申請件数は僅少なのが現状である。そこで、オンライン申請が導入されていない韓国における議論の内容等を踏まえて、日本におけるオンライン申請率の向上策を検討するものである。

② 資格者代理人による本人確認について

現行の不動産登記法においては、登記識別情報を提供しなくてはならない登記の申請につきその提供ができないときは、登記官はその登記を行う前に登記義務者に対して通知を行うこととされている（事前通知）。一方、司法書士等の資格者代理人が登記名義人を確認したという情報を登記官に対して提供することによって事前通知を省略することができることとされている。ところが、この制度を利用した登記の申請は僅少なのが現状である。そこで、平成3年に同様の制度が導入されている韓国における運用状況等を踏まえて、日本における同制度の利用の向上策を検討するものである。

③ 商業登記に基づく電子認証制度について

商業登記に基づく電子認証制度の利用率の向上のため、韓国における同制度の運用状況等について検討するものである。なお、韓国においては、登記所が発行する電子証明書は登記申請の用途にのみ使用できるとされている。

④ 高度情報化社会における登記行政の情報化について

日韓両国の登記行政の情報化の現状について比較し、日本の登記行政において今後の目指すべき施策及び解決すべき課題について検討するものである。

⑤ 動産執行について

日本における動産執行事件の申立件数が減少傾向にあることから、日韓両国の動産執行の実状を比較検討することによって、効果的な動産執行の在り方について検討するものである。

(3) 見学

大法院，ソウル中央地方法院及び同商業登記所を見学した。

大法院では、まず法院の広報ビデオを視聴した。日本語によるビデオが準備されており、内容は主に裁判関係であったが法院の概要や国民が利用しやすくなるような様々な工夫を行っていることが放映されていた。その後、資料室及び法廷の見学を行った。

ソウル中央地方法院では、法廷の見学のほか民事執行課及び登記課（不動産登記及び民法法人並びに特殊法人の登記を取り扱っている。）の見学及び各課の事件状況等について説明を受けた。また、商業登記所（会社の登記を取り扱っている。）の見学及び事件状況等について、説明を受けた。登記課及び商業登記所では登記事項証明書（登記簿謄本）の無人発給機を設置しており、発行手数料が、窓口での発行が1200ウォン、無人

発給機による発行が1000ウォン，オンラインによる発行が800ウォンということで，手数料に格差を設けることによって無人発給機やオンラインによる発行を進めようとしているとのことであった。

4 終わりに

本研修は，講義や実務研究の場で質問や議論が活発に行われるなど研修員が熱意を持って取り組み，研修の目的をおおむね達成されたものと思料する。

改めて，本研修に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

第12回日韓パートナーシップ研修(韓国セッション) 日程表

【 指導教官:朝山教官 事務担当:江口専門官・田村専門官 】

月 日	曜	9:30		13:00		備考	
		12:00		17:00			
6 / 14	月			13:00~13:50 オリエンテーション (赤れんが棟共用会議室)	14:00~ 実務研究(1) (赤れんが棟共用会議室)		
6 / 15	火	10:55東京(成田空港)発→13:25ソウル(インチョン空港)着 NH907便 (日本側研修員入寮)			14:20-14:50 生活館案内 15:00-15:20 教育院長表敬 15:30-16:30 庁舎案内 16:40-16:50 記念撮影		
6 / 16	水	講義 「供託出捐金の運用及び供託金回収率向上方策」 文大永法院行政処司法登記国司法登記審議官		講義 「韓国不動産登記制度の沿革的考察」 高翔龍教授			
6 / 17	木	実務研究(2)		実務研究(3)			
6 / 18	金	実務研究(4)		見学			
6 / 19	土	休み					
6 / 20	日	休み					
6 / 21	月	見学 最高裁判所		見学 ソウル地方法院登記課等			
6 / 22	火	総合発表準備			総合発表	修了式	
6 / 23	水	(日本側研修員退寮) 14:15ソウル(インチョン空港)発→16:35東京(成田空港)着 NH908便					
6 / 24	木	10:00~12:00 帰国報告会準備 (赤れんが棟第6教室)		14:00~15:30 帰国報告会 (赤れんが棟第6教室)			

～ 国際研究 ～

「インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」の掲載について

国際協力部教官

渡 部 洋 子

国際協力部における重要な活動の1つとして、法整備支援に関する調査活動が挙げられます。

これは、当部の支援活動を適切かつ円滑に進めていくために、支援対象国・共同研究実施国の法制度等や、支援活動に参画する国家や国際機関の活動状況等について、基礎情報を収集・分析する活動で、当部では、支援対象国へ赴任中のJICA長期専門家・法曹・研究者の方々のご御協力を得ながら、これら活動を行ってきております。

2009年度に当部は、これら活動の一環として、2007年3月から2009年3月まで、JICA長期専門家としてインドネシアに派遣され、日本のODAに基づく法整備支援「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」の実施に尽力された角田多真紀弁護士に、同国に対する法整備支援に関する調査を委託いたしました。

角田弁護士への具体的な調査の委託の内容は、①同プロジェクト実施までの同国ADR（裁判外紛争解決手続）制度を概観し、問題点の検討を行っていただくこと、②同プロジェクトの活動概要を整理のうえ、同プロジェクト実施により同国ADR制度において改善された点と残された問題点を検討していただくこと、③これらの検討を踏まえ、同国ADR制度の発展の方向性と、同国に対する今後の法整備支援活動の方向性に関する提言を行っていただくことからなっております。

当部では、同年3月に同プロジェクトが終了し、同年11月には国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」が修了したことを踏まえ、角田弁護士からいただくこれら情報収集、検討及び提言を、今後、法整備支援活動を適切かつ効果的に実施するための重要な基礎資料として役立てることを調査の委託の目的としました。

角田弁護士は、2010年3月19日に、上記各調査の委託の内容に関する情報収集、検討及び提言をまとめられた「インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」を作成され、当部に提出されました。

そこで、今回、ICD NEWSにおいて、同報告書の全文を、角田弁護士の御了解を得て掲載させていただくことにいたしました。

同報告書では、インドネシアにおけるADR制度の概要と改善の方向性が明快に整理・紹介

されているうえ、日本の法整備支援活動のうちの1つの具体例について、活動内容、成果及び今後に向けた提言が詳細に分析・言及されており、ADR制度の研究や実施に当たられる法曹・研究者の方々のみならず、支援活動の計画、立案、実施及び評価に当たられる関係機関の方々にも興味深く御覧いただける内容となっておりますので、是非御一読・御参照いただければと存じます。

当部といたしましても、同報告書を活用しつつ、特にインドネシア側に対する日本側の協力の方向性について、今後とも、引き続き検討・協議を重ねてまいりたいと考えております。

インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト
プロジェクト成果分析調査報告書

弁護士 角田多真紀
弁護士法人 田中彰寿法律事務所
2010年3月19日

要旨

本稿では、まず、インドネシア共和国最高裁判所を被支援機関とし、2007年4月から2009年3月にかけて実施された、和解・調停制度強化支援プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）について、その活動内容を改めて総括するとともに、本プロジェクトによって得られた成果および残された課題の抽出を試み、併せて、今後のインドネシア国に対する法整備支援のあり方について、若干の提言を行っている。

2007年当時のインドネシアにおいて、裁判所付設の調停をはじめとするADRは、制度としては存在しており、普及・利用の機運も一部では高まりつつあったが、関連制度が整備されたとはいえ、ADRに対する法曹、殊に裁判官の全体的な理解が不足し、またADRを推進する人材の絶対的不足から、十分に活用されていない現状にあった。

本プロジェクトは、こうした問題点を解消し、主として裁判所付設の調停および訴訟上の和解を促進するための制度を整備し、かつ、人材育成を行うことで、2003年に策定された司法改革のための最高裁ブループリントに掲げられた目標である、最高裁の未済案件の削減を達成すべく開始された。

これにより、厳格にすぎ使いづらいつの評価のあった、裁判所付設の調停に関する最高裁規則2003年2号（以下、「旧規則」という。）が改正され、新たに2008年1号規則（以下、「新規則」という。）として施行されたほか、人材育成のための講師養成研修（裁判官調停人・書記官用）等が新たに作成され、実際に裁判官・書記官を対象とした講師養成研修が最高裁司法研修所（PUSDIKLATNIS）において実施された。

本プロジェクトは、インドネシア共和国に対する法整備支援としては初めて、現地に法曹専門家を常置したプロジェクト形式で実施されたものである。また、当初より2年間のプロジェクト期間が設定される中で、関連規則の施行を含む複数の活動が計画され、実施された。また、付随して製作されたプログラムや出版物も比較的多数におよび、全体として短期集中的なものであったといえる。

こうしたプロジェクト設計のあり方には功罪あろうが、少なくとも、得られた成果について被支援機関がこれを高く評価し、普及すべく努力を続けている点は、活動の成果として評価しうるものである。

他方、本プロジェクトは、2年間の単発的プロジェクトであって複数のフェーズにわたるプログラムに基づかず実施されたものであった。その後の継続的支援は、少なくとも実施主体である国際協力機構（JICA）において想定されておらず、プロジェクト期間終了後に約半年間のフォローアップが行われた点を除き、現時点において、得られた成果を最大化するための具体的な方策は採られていない。

以上の本プロジェクトの内容ないし特徴を念頭に、本稿では、日本の法曹資格を有する者として、筆者が現地で長期専門家として任にあたった2年間の見聞および調査を基礎とし、また、本プロジェクト終了時ないし終了後の若干の継続調査によって、上記した検証を行うとともに、インドネシア共和国に対する今後の法整備支援のあり方への若干の提言を併せて行った。

目次

はじめに～インドネシアの民主化と司法改革

第1 旧最高裁判所規則（2003年2号規則）下における、インドネシアのADR制度

- 1 ADR制度概観
- 2 ADR推進の動き
- 3 裁判所付設の調停の実施状況
- 4 普及を阻害する要因

第2 インドネシア和解・調停制度強化プロジェクト活動概要

- 1 コンポーネント1：裁判所付設の調停制度に関する2003年規則の改正
- 2 コンポーネント2：調停人研修カリキュラムの改善
- 3 コンポーネント3：改正最高裁規則の広報活動

第3 支援活動の成果検証および分析

- 1 制度整備の側面
- 2 運用強化の側面①～司法研修所による裁判官および書記官研修制度
- 3 運用強化の側面②～最高裁による継続的検証および広報活動
- 4 関連する事情

第4 インドネシアに対する今後の法整備支援活動の方向性に関する提言

- 1 インドネシアADR制度の発展のための方策に関する提言
- 2 インドネシア司法改革支援全般に向けた提言

終わりに代えて～支援体制構築への提言

はじめに～インドネシアの民主化と司法改革

インドネシアは、人口2億2000万超を擁するASEANの大国であり、約180万平方キロメートル（日本の約5倍）にわたる国土と、約300といわれる民族、150ないし250もの地方言語をもつ国家である。

この多様性は、「多様性の中の統一（ビネカ・トゥンガル・イカ）」という建国のスローガンにも現れており、インドネシアの豊かな文化を形作るものであるといえるが、同時に、インドネシアが直面する、多くの困難な課題の理由として、たびたび挙げられてもいる。

司法制度に関していえば、歴史上、17世紀初頭から、オランダによる3世紀を超える植民地支配が続き、同国の司法制度を母法とする法体系が形作られた。そのころ制定された各種法律のなかには、民法、民事訴訟法など、植民地時代から抜本的な改正を経ることなく現在に至るまで使用されているものも数多く存在する。

また、1968年から実に30年にわたり続いたスハルト軍事独裁政権下では、司法権は最高裁判所と法務人権省に分属し、また、裁判所が度々政治からの干渉を受けるなど、およそ、司法権の独立、あるいは、法の支配の実現からは程遠い状態にあったが、1998年のアジア通貨危機を契機とするスハルト体制崩壊後は、民主化の波とともに司法改革が急ピッチで進められてきた。

近時では、2004年に国家開発計画システム法が制定されたことにより、それまで国家開発計画庁（BAPPENAS）が策定してきた国家開発計画に法的根拠が与えられるとともに、計画の策定方法等¹が明示された。

同法に基づき策定された、2005年から2025年の長期国家開発計画には、司法制度に関する項目が設けられている。法の支配に基づく民主的国家の実現を目標に、司法制度改革、法意識、法文化の醸成、法曹人材の活性化、司法アクセス実現、汚職や権限濫用の撲滅によるグッドガバナンスの実現などである。²

また、2004年—2009年中期国家開発計画では、公正で民主的なインドネシアの建設を目標に掲げ、そのための司法制度の整備を挙げ、より具体的な方策として、法立案、法策定といった立法過程に関わるプログラムのほか、司法機関、法執行機関の強化、法曹の質向上等が優先課題とされた。³

これに対応して、まず、インドネシア最高裁は、2004年から2009年の5年間の行動計画を定める司法改革ブループリント（「2003年ブループリント」）を策定し、以後、これを実施する形で改革を推進してきた。2004年には、司法行政は法務人権省から最高裁に移管し、裁判官、職員人事・研修、予算も最高裁が担うこととなった（司法のワンルーフ化）。

また、同年、弁護士法が制定され、それまでの既存の7弁護士会を残したままではあるが、統一弁護士会（PERADI）が設立され、同時に、それまで法務人権省の所管事項であった、

¹ 20年の長期開発計画、5年の中期開発計画、年次開発計画に分かれる。

² インドネシア長期国家開発計画第4章第2節。

³ インドネシア2004年—2009年中期国家開発計画第3部第9章。

弁護士資格試験や懲戒が弁護士会の権限となり、弁護士自治が実現した。

とはいえ、本プロジェクトが開始された2007年は、民主化からようやく10年が経過しようとするところであり、インドネシアの司法改革は未だ端緒というべき段階にあった。

第1 旧最高裁判所規則（2003年2号規則）下における、インドネシアのADR制度

1 ADR制度概観

(1) ADR制度および関連法令

インドネシアの裁判外紛争解決手続（ADR）としては、我が国と同様、手続実施主体により大別して、①司法型ADR②行政型ADR③私的ADRが、既にそれぞれ存在した。

ア 司法型ADR

裁判所に係属する訴訟事件をメディエーションに付す手続を、インドネシアにおける司法型ADRに分類した。

その根拠条文として、当事者の出頭する第1回口頭弁論期日に、裁判長が双方当事者に和解を勧誘しなければならないという、インドネシア民事訴訟法（HIR130条、Rbg154条）が挙げられる。これにより、制度上、訴訟上の和解が可能となっている。

また、その実施規定として、2003年2号最高裁規則（以下、「旧規則」という。）に基づくメディエーションの手続が、オーストラリア政府支援を受けて⁴制定された。

イ 行政型ADR

税務、労働、環境、林業、人権、消費者保護、公正競争監視委員会（KPPU: Komisi Pengawas Persaingan Usaha）の各領域において、それぞれ所管の行政機関が実施するADR制度が存在していた。

そのうち労使紛争については、2004年に制定された労使紛争解決法⁵に基づき、従来の中央・地方労働紛争解決委員会に代わる紛争解決機関として、労使関係法廷（PHI: Pengadilan Hubungan Industrial）が設置された。

労使紛争解決の手続は以下のとおりである。

⁴ プロジェクト名は、IALDF: Indonesia Australia Legal Development Facility。2004年から2009年まで実施され、司法アクセス、汚職防止、国際犯罪、人権の領域での各種支援を行った。

⁵ 2004年2号法。

① 労使二者間の協議

合意に至れば、土地管轄を有する労使関係法廷に登録する（執行力あり）。

合意に至らなかった場合は、各地方の労働担当機関に登録する。

② 調停（Konsiliasi）・仲裁（Arbitrase）・あっせん（Mediasi）

双方当事者は、合意により、各地の労働事務所に登録された調停人による調停、または、労働担当大臣が定めた仲裁人資格者による仲裁のいずれかの手続を先学できる。

制限期間内に手続が選択されなかった場合は、各地の労働事務所所属のあっせん官（Mediator）によるあっせんの手続によることになる。

③ 労使関係法廷

調停、あっせんによっても合意に至らなかった場合、当事者は労使関係法廷に提訴できる。

労使関係法廷による判決への不服申立は最高裁へ行う（二審制）。

環境問題については、改正後の環境保護法⁶により、環境省内に設置された調停機関が調停および仲裁を実施することとなった。

こうした調停機関は、地方・国家レベルで設置されたが、周知が徹底していないことから、あまり利用されていない状況にある。

消費者問題については、1999年制定の消費者保護法により、消費者紛争解決委員会（BPSK: Badan Penyelesaian Sengketa Konsumen）が新たに設置された。

同法によれば、クラスアクションや適格NGOを主体とするものを除く、個人が申立人（原告）となる紛争であれば、双方当事者の選択により、BPSKによる調停によるか、訴訟によるかの手続選択ができる。

この消費者紛争解決委員会による調停は、委員会が拘束力のある判断を行う点で、仲裁に類似したものとなっている。

ウ 私的ADR

司法型・行政型の他に、民間団体ないし機関により実施される、いわゆる私的ADRがある。この私的ADRは、その設置経緯ないし母体により、①業界型、②独立型に分類されうる。

① 業界型の例

BANI: Badan Arbitrase Nasional Indonesia

⁶ 1997年23号環境法。

仲裁機関。インドネシア商工会（KADIN）が設置した。

BAPMI:Badan Arbitrase Pasal Modal Indonesia

資本市場仲裁機関。インドネシア証券取引所自主規制法人が設置した。

② 独立型の例

PMN:Pusat Mediasi Nasional

2003年設立。最高裁判所の認証を受けた、調停人資格付与機関でもある。外資融資の債務整理、ことに、アジア通貨危機の際に、そのメディエーションないしファシリテートを行った、Jakarta Initiative Task Force (JITF)を前身としており、民事・商事事件を多く扱っている。

IICT: Indonesian Institute for Conflict Transformation

2001年設立。同じく最高裁の認証機関である。

公益性の強い事件を扱うことが多く、また、調停人養成研修を積極的に実施して、能力開発を行うNGOである。

インドネシア消費者基金 YLKI:Yayasan Lembaga Konsumen Indonesia:

消費者問題に関しては、行政型よりもここでのADRの方が普及しているようである。

エ 伝統型ADR

インドネシアでは、その多様な民族ないしコミュニティごとに形成され維持されてきたアダット（慣習法）が存在し、コミュニティ内で発生した紛争を解決する役割を、各コミュニティのリーダーなどが伝統的に担ってきた。こういった伝統型ADRは、時代を経ても衰退することはなく、むしろ、地方分権化の流れとともに見直され、より活性化しつつある。例えば、紛争の仲裁に対し、近時では、研修を実施して調停人の資格を付与するなどの動きもある⁷。

(2) ADR仲裁法

仲裁およびADRの手続ないし効果を定めたものとして、上記に挙げたものの他に、仲裁とADRに関する法1999年30号（以下、「ADR仲裁法」という。）がある。

しかし、同法の大部分は仲裁について定めており、ADR一般について定めた規定は第6条のみである。

⁷ EU（プロジェクト名GGIJ: Good Governance Indonesian Judiciary, 実施機関British Council）により2008年まで実施された、コミュニティレベルのメディエーション強化支援。

【ADR仲裁法 第6条抜粋】

- 1 民事事件については、当事者は、地方裁判所での訴訟によらず裁判外紛争処理手続（ADR）で解決することができる。
- 2 1項に述べたADRは当事者が直接会うことによって行われ、また、その期間は最長14日間である。ADRの処理結果は書面に記載しなければならない。
- 3 前項の方法で紛争が解決できなかった場合、当事者の書面による合意により、1人以上の専門家あるいは調停人に行わせることができる。
- 4 専門家あるいは調停人が紛争解決手続を行っても14日間で合意に至らなかった場合、当事者は1人の調停人を任命するよう、仲裁機関または他のADR機関に依頼できる。
- 5 仲裁機関またはADR機関の調停人が任命された場合、任命後7日以内にメディエーションを開始しなければならない。
- 6 前項によるメディエーション手続は非公開で行われなければならない。また、30日以内に書面での合意に達する必要がある。
- 7 書面でなされた合意は確定的であり、当事者は誠実にこれを履行するよう拘束される。また、双方当事者による署名後30日以内にその合意書面を地方裁判所に登録しなければならない。
- 8 前項による合意は登録後30日間以内に、7項に述べられた合意事項を完全に履行しなければならない。
- 9 1項ないし6項の試みが成功しない場合、双方当事者の書面による合意により常設または非常設の仲裁機関を通じた紛争解決の努力を行うこともできる。

上記のとおり、ADR仲裁法第6条は、裁判外での紛争解決が‘できる’として、特に私的ADRに法的根拠を与えるという意義⁸を有しているとはいえるものの、成立した合意を裁判所に登録するための実施規定が存在せず、また、そもそも、裁判所に登録することの意義ないし効果が不明（7項）である。そのため、成立した合意を裁判所に登録しても執行力を付与されないため、ほとんど利用されず、事実上、休眠規定となっている。

2 ADR推進の動き

ADRを訴訟に代わる紛争解決手段として積極的に採用しようとする動きは、特に今世紀に入ってから世界的潮流といえよう。

加えて、インドネシアにおいては、ADRを推進する動機づけとなっている独自の要素、あるいは、ADRの発展の上で、特に留意を要すると考えられる要素が存在する。以下に

⁸ ある事柄を行うについて、法が規制していない限りは自由に行いうる、というよりも、ある事柄を行うには法的根拠が必要、という思考が背後にあるという印象を受けた。したがって、「～できる（dapat）」という助動詞が、条文上、非常に頻繁に出現する。

簡単に紹介する。

(1) 社会的・文化的要因

インドネシアは、伝統的に、物事を話し合いと全員一致の精神（Musyawarah Mufakat：ムシャワラ・ムファカット）で決定しようとする文化を有している。これは、紛争局面か通常の合意形成局面か、あるいは、社会階層、民族を問わず、共通して見られる特徴である。議論の応酬により勝敗を決したり、あるいは多数決によるのではなく、事前の調整や説得という方法を用いた、コンセンサスを志向する行動様式は、日本人のそれと似通った面がある。

この、ムシャワラ・ムファカットの精神は、和解のメリットを説明する上で度々強調される場所である。

(2) 法の多元性

インドネシアの民族の多様性を物語るものとして、国家法（Hukum Nasional）のほかに、前述のアダット法（慣習法⁹）がある。アダット法が今に至るまで維持され、かつ機能しているほか、イスラム法の教義に基づく規範であるシャリア法が、イスラム教徒の行動を律する法規範として存在し、異なった民族、宗教について異なった規範が適用されるという状態が生じている。

こうした法の多元性は、民族の豊かな文化の形成・保持に大いに貢献してきたといえるが、他方で、国家法による統一的な法執行を阻害する要因となることも避けられない。

実際的な問題としても、国家法とアダット法の重複がある場合の優劣や、異なる民族間の紛争につき、いずれのアダット法を用いるかなど、困難な問題が生じている¹⁰。

このような問題に、後述する司法機関への不信もあいまって、判決に一定の合理性があるものと信頼して受け入れる土壌が育ちにくい現状にある。こうした現状にあって、当事者が、極めて予測可能性の低い裁判によるよりも、自身の意思決定により、合理的かつ柔軟に解決を図ることの可能な手段として、ADRを積極的に取り入れる価値があると考えられる。

(3) 紛争解決機能の分散

汚職を追放する試みは、インドネシア政府の努力、また各ドナーの支援により続けら

⁹ アダット法研究者C. Van Vollenhovenによれば、大別して全国に19のアダット法が存在する。

¹⁰ 国家法とアダット法では、アダット法が優越し、そうすると、アダット法が定める事項に関わる紛争を審理する裁判官は、任地のアダット法を知らなければ判断を下すことができず、混乱が生ずることがある。そのため、各裁判所には、必ず、その土地のアダット法に精通した者（その土地の出身者）を配置するようにしているとのことであった（筆者がインドネシア最高裁判所調査官より聴取）。

れてはいるものの、インドネシアの司法機関、法曹関係者の多くが汚職から未だ脱却できておらず、したがって、インドネシアの訴訟制度は、全体として、国民が、安心し、信頼し、また合理的なコストを支出することにより利用できるものとなりえていない。

こうした訴訟制度への不信を背景として、ADRが当事者自治による紛争の終局的な解決を図れる手段であることが、ADR推進の契機となっているという側面がある。消極的な理由によるものではあるが、無視できない要因である。

また、同じく機能の分散という観点ではあるが、裁判所の視点からのADRの利点として、訴訟外での紛争解決により、提訴ないし上訴される事件数の減少という点が挙げられる。

(4) 司法改革の一環としての動き

ア 2003年ブループリント

2003年ブループリントとは、2004年から2009年までの最高裁の司法改革のための行動計画を定めたものである。

この2003年ブループリントによれば、まず、最高裁の有する課題として9章が挙げられ、各課題別に提言がなされている。そして、そのうち第8章「事件管理」、 「E 未済事件」の項目で、特に民事訴訟において、上告事件の未済件数の多さが、取り組むべき課題として挙げられている。

最高裁の未済事件が多いために、上告ないし再審の申立事件は、判決言い渡しまでに、平均して7年ないし12年の年月を要し、正義の実現を著しく妨げているとの非難がなされていたことから、この2003年ブループリントでは、最高裁未済案件を削減するために行うべき方策として、最高裁の裁判官および職員の能力・効率性向上、未済事件の検査と並んで、上告事件の最小化を挙げた。

そのうち、上告事件の最小化の項目では、小項目として、

- ① 上告制限
- ② 上告にあたっての必要的弁護士代理の導入
- ③ 最高裁判決の一貫性の確保
- ④ 下級審裁判所の能力向上と並んで、
- ⑤ 裁判外の和解（out-of-court settlements）が挙げられている。

そして、裁判所付設の調停をはじめとするADRは、上告事件を減らして未済事件の減少に貢献するものとなることから、2003年ブループリントに示された最高裁の提言に沿うものとして位置づけられている。

イ ADRに関するドナー活動状況

① IALDF¹¹

裁判所付設の調停に関する旧規則の起草支援を核とする支援プロジェクト。

この他、調停人研修カリキュラム・シラバスを策定し、これらに基づき、4カ所（中央ジャカルタ、スラバヤ、バトゥサンカール、ブンカリス）をパイロット・コートとし、それぞれ所属の裁判官、書記官に対する、調停技法研修、書記官研修が実施された。

このプロジェクトの成果物である、5日間、計40時間の統一規格による調停人研修カリキュラム・シラバスは、現在も、最高裁や各NGOによる調停人養成研修で用いられている。

書記官研修は、コンピューターの扱い方や書式に関する比較的簡単なものが実施されたにとどまる。

② GGIJ¹²

コミュニティ・レベルの調停促進。

パダン（西スマトラ）、マカッサル（南スラウェシ）、スラバヤ（東ジャワ）、デンパサール（バリ）、ジャヤプーラ（パプア）の計5カ所を活動サイトとして、調停人およびパラリーガル¹³の養成研修を実施したほか、テレビや連続ラジオドラマ、パンフレット、DVD等による広報活動を行った。

③ JICA

2004年に発生したスマトラ島沖地震および津波による被害のため発生した極めて多数の紛争を解決するため、2006年、アチェと日本とをJICA-Net（テレビ会議）で結び、日本の法曹が強力して、アチェ被災民のためのADR研修を実施した。

3 裁判所付設の調停の実施状況

裁判所付設の調停に関する旧規則の施行に伴い、IALDFのパイロット・コートとされた4地裁を対象に、旧規則施行から約1年後、調停実施状況のモニタリングが行われた。

また、中央ジャカルタ地裁とブンカリス地裁の裁判官調停人その他に対する面談調査が実施された。

その結果は概要以下のとおりであり、総じて、モニタリング実施時点で、あまり普及が進んでいない事情が伺われる¹⁴。

① 設備

¹¹ 前掲の、オーストラリア政府資金援助によるプロジェクト。

¹² Good Governance Indonesian Judiciary。EU資金援助により、2006年から2008年にかけて実施されたプロジェクト。

¹³ いわゆる法律事務職ではなく、コミュニティにおいて法律扶助の事務を行う者を指すようである。

¹⁴ ICTのモニタリング・レポートによった。

ブンカリス地裁には空調設備を備えた調停室が庁舎内に設置されたが、中央ジャカルタ地裁には設置されていなかった。

② 登録調停人

ブンカリスでは、調停人は全て裁判官であり、非裁判官調停人は登録されていなかった。

中央ジャカルタ地裁には、非裁判官調停人も登録されていたが、非裁判官の調停人を利用すると費用がかかる（1件あたり約300万ルピア）ため、施行後1度も利用されていない。

③ 成立件数

ブンカリス地裁：施行後の新件は26件（後に取り下げられたものも含む）で、そのうち調停成立件数は4件。成功率は15.38%。

中央ジャカルタでは、新件505件のうち9件。成功率は1.78%。

バトゥサンカールでは、新件8件のうち3件。成功率は37.5%。

スラバヤでは、新件115件のうち1件。成功率は0.87%。

4 普及を阻害する要因

(1) 旧規則の問題点

本プロジェクト開始前に得られた意見、また、開始後に行った実態調査の結果、旧規則の抱える問題として、概ね以下の点が指摘された。

① 期間制限が厳しく、硬直的

例えば、調停人選定手続の期間制限が1日（4条1項、3項）、

必要書類送付のための日数は7日（8条）、

調停が成立すると否とにかかわらず、手続のための期間が、裁判所に登録された調停人を使う場合で22日（9条5項）、裁判所登録外のメディエーターを使う場合で30日（5条）と、硬直的である。

これでは、成立の見込みが相当にある場合であっても手続を延長できず、訴訟に移行せざるを得ない。

他方、当事者が出頭しないなど、不成立が明らかであっても、22日間の経過を待たなければならない。

特に、当事者が遠隔地にいる場合、外国企業であるなどの場合、調停人選定手続に1日しかなければ、事実上、選定手続が利用できない。

② 調停不成立となり訴訟に移行した場合に、調停手続実施中に提出された証拠の制限（13条）

これも同じく厳格にすぎる。

④ 手続細目を定める規定がない。

調停人の選定，呼出，費用の負担，予納など，実際に手続を実施するための細目規定がなく，現場がどうしてよいかわからないため，結局，手続を行わなくなっている¹⁵。

⑤ 全ての地方裁判所に，認証機関発行の調停人証明書をもつ調停人2名以上の登録を義務づけているが，非現実的(6条2項)

証明書付与のための調停人養成研修を了し，資格を有する調停人がいるのは，モニタリング実施時点で30地裁のみであり，全体(294箇所)の10%にとどまる。

(2) 運用上，その他の問題点

本プロジェクト関係者および各方面からの聴取，地方の裁判所を対象とする調査の結果，裁判所付設の調停の普及を阻害する要因として，概ね以下の点が指摘された。

① 裁判官のモチベーションの低さ

時間を費やして調停を成立させても，それに見合った人事評価が得られず，むしろ，多くの事件で判決を書いた方が評価される。

金銭的なインセンティブがない。したがって，裁判官の調停に対するモチベーションが低い。

また，和解・調停により事件が解決してしまうと，裁判官が判決を下すという‘権力’すなわち賄賂を受け取る機会が奪われるため不熱心である，という，司法の腐敗の側面もある。

② 調停に積極的でない・悪用する弁護士

インドネシアでは，多くの弁護士が出廷回数に応じた報酬体系を採用しており，時間をかけて調停を行って和解を成立させるよりも，訴訟で期日を重ねた方が利益につながるため，調停に積極的でない弁護士が多い。

これは，代理人弁護士だけが出席して調停を行った場合に顕著である。

また，調停が単なる時間の無駄であると考え，あるいは，調停を訴訟引き延ばし的手段として悪用する弁護士も多い。

③ 和解・調停のメリットが理解されていない

¹⁵ このような傾向は，旧規則に限らず，インドネシアの法令に頻繁に見られる現象である。それが実施のうえでの障害となり，法令そのものが形骸化したり無視されたりする原因となっている。

裁判官に対する研修・広報活動、弁護士をはじめとするユーザー、また国民一般に対する広報活動のいずれもが不足している。

そのため、皆が、慣れ親しんだ訴訟手続に固執したままである。

また、自分が有利であると考えている当事者は、紛争の平和的解決よりも、判決により勝利を得ようとする傾向にある。

④ 調停手続を実施するための、調停室などの適切な設備がない

当事者が落ち着いた心理状態で話し合いを行うためには、適切な広さの調停室や、交互面接（コーカス）を行うことのできる別室ないし待合室が必要であるが、庁舎内に専用の部屋を設けているところは少ない¹⁶。

⑤ 判決の予測可能性の低さ

日本と異なり判決の予測可能性が極めて低いインドネシアでは、紛争の内容や証拠によって事件の筋を読むことがほぼ不可能である。そのため、事案の内容にかかわらず、当事者も代理人弁護士も、「訴訟すれば勝てるかも知れないのに、なぜ和解する必要があるのか？」という考えにとらわれたまま訴訟手続を続ける傾向にある。

これは上級審についても同様であり、したがって、上訴・再審も多い¹⁷。

第2 インドネシア和解・調停制度強化プロジェクト活動概要

1 コンポーネント1：裁判所付設の調停制度に関する2003年規則の改正

(1) ワーキンググループ会合による起草作業

本プロジェクト開始直後である2007年4月から、2008年7月までの約16ヶ月間にわたり、裁判所付設の調停制度に関する旧規則の改正のための起草作業を行った。

本プロジェクト開始に先立ち、JICAとのプロジェクト合意に基づいて、被支援機関であるインドネシア最高裁側において、旧規則改正作業のための作業グループ（「ワーキンググループ」）が設置されたため、新規則の起草作業は、基本的には、このワーキンググループと長期専門家との定期的な会合の開催によって進められた。

ワーキンググループのメンバーは、リーダーである当時の最高裁民事部長（現最高裁判所長官）をはじめとして、最高裁前民事部長、最高裁調査官（現司法研修所事務局長）、

¹⁶ こうした点は、一見、比較的簡単に解決しそうに思われるが、現地特有の事情に鑑みると、やはり、大きな障害の1つである。現実には、職員らの会合に用いる大きな部屋を調停室として利用しているだけのこともある（2007年メダン地裁調査）。予算措置を伴う点で、各地裁の所長が和解・調停にどれだけ理解を示しているかに左右される要素でもある。

¹⁷ 2008年PERADI（インドネシア弁護士会）訪問時の、弁護士による回答。

ADR学者（現最高裁判事）、司法研修所所長、地方裁判所判事、司法改革コンサルタント、認証調停人養成機関2機関の各代表者、弁護士、計17名の構成である。

その他、JICAとの事前協議に基づき、長期専門家との直接の窓口兼ロジ業務を担当するプロジェクト・マネジャーとして、認証調停人機関であるIICTの代表者が任命された¹⁸。

具体的には、プロジェクト開始に開催したワーキンググループ会合で年間計画を提案し、これを叩き台として協議した結果、現行規則の運用状況等の調査を行うための現地調査、また改正規則草案を作成した時点でのインプットを得るための周知セミナー開催などを計画に付加し、2008年3月に草案の一応の完成を目指した年間計画が概ね定められた。

以降、ワーキンググループ会合は、原則として隔週ペースで行われることとなった。

改正規則の起草作業を進めるにあたっては、必要な調査（現場・文献等）を行い、それに基づく議論を会合の場で行い、得られた結論を反映させる作業を行った。この調査の一環として、長期専門家が、資料を現地側に提供し、あるいはレクチャーを行うなどして、現地側の議論の参考に供した。

起草作業は、当初、調査に基づきアカデミック・ペーパー（大綱）を作成し、それを議論して必要なインプットを得た上で条文の作成に入るという手順を踏んで行われることとなっていたが、草案を一旦提出するまでに与えられた時間は約1年間と非常に限られていたこと、また、通常の作業行程を経るための十分な実働要員が確保できないことがプロジェクト開始直後に判明したため、結局、この点は、規則改正のためのアカデミック・ペーパー（大綱）を起案したタクディル・ラフマディ教授（国立アンダラス大学、当時）が、方針を転換して、直接、条文の作成に入り、これを適宜修正する形をとることで、辛うじて解決する形となった。

また、実際の起草作業を進める上で、ワーキンググループ会合での議論のみを行っていたのでは、作業のペース・質ともに限界があると考えられた。

そこで、起草作業の後半において、長期専門家と起案担当者であるタクディル教授がワーキンググループ会合前後に逐条検討を行い、個々の条文の規定や文言、条文相互の齟齬のチェックから、新たな要件や手続の追加に至るまでのあらゆる事項を検討することにより、ワーキンググループ会合を補完した¹⁹。

¹⁸ 支援国と被支援国とを、実質・ロジの両面において橋渡しすべきプロジェクト・マネジャーの果たす役割は極めて重要である。この点、本プロジェクトにおいては、理由は不明であるが、最高裁にこのような業務の担当者を置くことができず、外部NGOの代表者を庶務的業務に従事させるというイレギュラーな事態となっていた。このように、インドネシア最高裁が外部機関のリソースを、実質面・ロジ面の両面で利用するという局面はたびたび見られ、それによる副効用がないわけではないが、全体として見れば、最高裁のオーナーシップ醸成や能力開発の面では、やはり望ましくないといわねばならない。

¹⁹ ワーキンググループの各会合においては、議論に連続性を持たせ、深めてゆくための特別の工夫が必要である。本プロジェクトでは、会合にあまり参加しないメンバーが突然参加して、これまでの議論を顧慮せず意見を述べるなど、それぞれの課題点が十分な検討を加えられないまま、直接に条文化されてしまう、という傾向が見られた。そこで、こうした傾向をできる限り修正し、各会合の議論を整理する作業を、会合の前後に行うこととした。

以上の方法により起草作業が進められた結果、2008年4月に改正規則草案が一旦完成し、最高裁判所の裁判官会議に提出された。

草案の提出後も、上記裁判官会議等により数々の指摘、修正意見が出された。また、同年7月に、法務省法務総合研修所国際協力部により本邦研修が実施されたが、その際の研修員は殆どがワーキンググループのメンバーで構成されたことから、そこでも草案に関する議論が行われ、これら議論や指摘を反映した最終的な修正を経て、同月31日付けで最高裁長官署名を経て施行され、2008年1号規則として成立した。

(2) 新規則の起草段階における主な議論点

起草ワーキンググループ会議による議論を進めるなかで、旧規則の数多くの課題点が、グループないし長期専門家の指摘、あるいは、現地セミナーや地方訪問による調査の結果をふまえて議論された。

議論された点をまとめると、概ね以下のとおりである。そのなかには新規則において導入された点も、解釈により解決されるとの見解となった点もあるが、解決され、あるいは明確化されたとは言い難い点も残されている。

以下、参照条文のうち特記のないものは全て新規則である。

① 証拠調べ

日本の調停においては、調停委員会の職権で事実調査および必要な証拠調べを行うことができ（民事調停規則12条）、実務上も、建築紛争などの専門的・複雑な調停申立事件において、尋問や鑑定といった手続が実施されることが多い。こうした手続は、その後の双方の主張を整理し事案に客観的な見通しを与える点で有益であると考えられることから、インドネシアにおいても手続として定める必要があるのではないかと助言した。

しかし、これに対しては、調停はあくまで当事者の話し合いを促す場であって訴訟ではない、との認識から反対意見が出され、結局、導入されなかった。

② 手続費用（3条、10条、20条）

①に関連する。提訴時に支払う費用を除けば、調停手続に関し発生する費用は、呼出費用（3条）、非裁判官調停人の日当（10条）、および、専門家を関与させた場合の日当（16条3項）、裁判所外で調停を行った場合の費用（20条）のみが規定されているが、証拠調べ手続を付加する場合、その費用負担が問題となる。

また、新規則では、それぞれの項目を定める条文に費用の定めをおいており、費用全般に妥当する規定がない。

③ 調停人証明書（5条1項，2項）

裁判所付設の調停では，原則として，調停人証明書を有する調停人のみが調停を実施できる（5条1項）。

これにより，裁判官が調停人養成研修を積極的に受講する動機づけが得られるとともに，一定の技術やマインドを身につけた裁判官に調停を行わせることで，質の向上を図るという目的による。

他方，調停人証明書は全国的に見れば普及は極めて不十分であり，特にジャカルタないし西ジャワ以外の，地方の裁判所では，1人も調停人証明書を有しない裁判所も数多く存在する。このような状況下で，全ての場合に調停人証明書を要求すると，かえって調停の普及を阻害することから，当該地裁に調停人証明書を有する調停人が皆無である場合は，調停人証明書を要しないとする例外を設けた。

④ 調停人認証機関（5条3項）

起草中に，調停人団体や大学など，新たに最高裁の認証機関として名乗りを上げる機関が続々と現れたことから，その質の確保が課題となった。

そこで，一定の実質を伴った機関のみが認証の対象となるよう，新たに，認証機関の要件を明示した（5条3項各号）。

⑤ 当事者複数の場合の手続関与（7条）

当事者（特に被告）が複数存在し，その一部が欠席した場合の調停手続のあり方については，起草作業中を通じて活発な議論が見られる一方，そのような当事者の訴訟上の取り扱いに関する混乱もみられた。

そこで，特に議論の俎上にのぼることの多かった，準被告²⁰と称される当事者につき，その欠席が調停手続に影響しない旨，定められた（7条2項）。

また，本来は訴訟当事者として訴状に記載されるべき当事者が訴状に記載されていない場合に，調停人が当該事件を調停手続不相当と報告することが定められた（14条2項）²¹。

⑥ 手続の非公開（6条）

手続の非公開は，旧規則にも存在した。但し，例外として①当事者双方の意思表示があるとき②社会的紛争が挙げられていた（旧14条2項）。

旧規則によれば，「社会的紛争」とは，「環境，人権，消費者保護，土地，及

²⁰ Turut Tergugat。例えば土地の登記手続請求訴訟において，本来の被告に加えて，登記手続を行う機関である国土庁の長官を名宛人にして登記手続を求める場合など。

²¹ インドネシアでの共同訴訟のあり方は，日本におけるそれと異なり，通常共同訴訟の被告にあたる者，あるいは利害関係人も手続への参加が必要的であり，判決の効力もこれらの者に及ぶことがあり，実務上の混乱を来している（2007年8月南ジャカルタ地裁訪問時に聴取）。

び多数の労働者の利害に関わる労働問題に関する紛争」と定義づけられていた（旧1条9号）が、そこで示されている紛争の種類も、さらに定義が他の法令に委ねられるか、あるいは、そもそも、定義が不明瞭なものであった。

この点指摘し、または、それぞれの紛争類型を明確化・制限する作業を進めるうち、結局、上記要件が削除されるに至った。

⑦ 上訴審和解・調停手続（21条，22条）

民事訴訟法，旧規則のいずれでも明文の規定がなかったことから，訴訟上の和解・調停は，第1回口頭弁論直後の時期にしか行うことができないという解釈論が，和解・調停に消極的な態度を示す立場の者からの言い訳に使われることが多い，という意見が聞かれた。

このため，第1回口頭弁論直後に実施する調停が不成立となり，訴訟手続に移行した後の段階でも，訴訟を担当する裁判官は，判決の言い渡しまで和解を勧誘できることを定めた（18条3項）。続行期日以降の訴訟上の和解を明文化したものである。

また，上訴審段階でも和解を行うことができることを明示した。但し，インドネシアの裁判実務上，高裁・最高裁では口頭弁論が開かれず，書面審理のみが行われていることから，当事者あるいは代理人が，訴訟を担当する裁判官（体）と直接相対して弁論を行うことがなく，したがって，裁判官が直接和解を勧誘する機会もない。

したがって，実際の調停は手続を行った一審裁判所に付託して実施することを定め，そのための手続を併せて規定した。

⑧ 宗教裁判所における調停（1条）

旧規則では，宗教裁判所管轄事件（イスラム教徒の家事事件ないし一部の経済事件）の調停は適用外であり，ワーキンググループにおいても，当初，これを踏襲する方向性から，適用範囲を明確化する形での議論が行われていた。

しかし，その後の継続的議論の中で，宗教裁判所管轄事件にも調停を採用すべきであるとの方針に転換し，新規則の適用をうける「裁判所」の定義に，宗教裁判所（一審裁判所・控訴裁判所）が含まれることが明記された（1条13号・14号）。

これにより，イスラム教徒の家事事件，ことに，インドネシアでも近時増加中の離婚事件においても，メディエーションを行うべきことが明確化された²²。

ただし，和解ないし調停による離婚は現行法上不可能であり，離婚そのものについては判決によらなければならないため，メディエーションによる解決が

²² インドネシアの宗教裁判所の事物管轄は，イスラム教徒の家事事件，および，イスラム法（シャリア）に基づく経済事件である。イスラム教以外の者の家事事件は一般裁判所（Pengadilan Umum）の管轄。

可能なのは、親権や財産分与などの付随する紛争に限られる²³。

⑨ 即決和解制度の導入（23条）

訴訟外で当事者が合意に至った場合に、これを地方裁判所に登録する制度は存在していたが、こうして登録された訴訟外の合意に執行力が付与されていなかったため、これまでほとんど利用されてこなかった²⁴。

しかし、紛争が提訴前の段階で和解により解決された場合に、和解合意に執行力を与えることは、訴訟外のADRを促進し、また、裁判所に持ち込まれる事件数の削減に資するものとなる。

そこで、日本の起訴前の和解ないし即決和解（民事訴訟法275条）を参考に、新たに、訴訟外の合意という条文を設け、証明書を有するメディエーターの仲介により、訴訟外で合意に達した場合に、地方裁判所に一種の訴え提起の形式をとることによって和解判決を得る制度が新設された。

(3) 日本側の支援体制

本プロジェクトに関し、日本からは、長期専門家が現地に派遣されて前記助言ないし作業を行ったほか、支援を行うための委員会（アドバイザーグループ）が設置された。

アドバイザーグループは、

草野芳郎 学習院大学法学部・法科大学院教授（元裁判官）、

稲葉一人 中京大学法科大学院教授（元裁判官）、

矢吹公敏 日弁連国際交流委員会副委員長、

平石 努 弁護士（元JICA企画調査員）、

法務総合研究所国際協力部のインドネシア担当教官

により構成された。

このアドバイザーグループと、現地に派遣された長期専門家との間で、JICAのテレビ会議システムを使用した会合を、ほぼ隔月のペースで行い、日本からの知見や助言を得るとともに、現地の議論・作業状況に関する情報を共有した。

また、2007年8月、2008年3月に、アドバイザーグループの一員である草野教授、および、国際協力部インドネシア担当教官が短期専門家としてインドネシアを訪問し、ジャカルタおよびバンドンで開催された、起草作業中の改正規則に関する広報および一般のコメントを得るためのセミナーに参加したほか、現地ワーキンググループの会合に出席し、議論されている項目について助言を行った。

そして、2007年11月、2008年7月に、法務総合研究所国際協力部がJICAに協力して

²³ 但し実質的には離婚も含めた調停を行い、形式的には離婚判決によるということも不可能ではないと思われる。

²⁴ 前掲仲裁ADR法6条。

本邦研修を実施した。

このうち、2007年度に行われた研修では、主として改正規則起草作業の一環としての、草案に関する集中的な議論と論点の整理が行われた。2008年度に行われた研修では、改正規則草案に関する最終的な議論がなされたが、参加した研修員の殆どがワーキンググループのメンバーであったことから、非常に活発な議論が行われた。また、新規則に基づく裁判官調停人および書記官研修を中核とする、新たな調停制度普及のための、模擬和解やロールプレイといった実践的な演習が行われ、その後の現地での活動に直接利用することができた。

2 コンポーネント2：調停人研修カリキュラムの改善

(1) 実施期間

準備期間を含め、2008年1月から2009年3月にわたって実施された。

(2) 実施方法：プロジェクトチーム立ち上げ、及び、パイロットコートの指定

本プロジェクト開始後間もなく、当初のプロジェクト設計に示されたものと異なり、最高裁は、自身のカリキュラムにより調停人研修を実施しているのではなく、外部機関に認証を与えて実施させる方法をとっていることが判明した。そうすると、外部機関に対し、直接に働きかけて、その有する調停人研修カリキュラムを改善させる形での支援を行うことは不可能である。

そのため、最高裁を被支援機関として、調停人研修の充実を図るために可能な方策を改めて検討した結果、最高裁自身のイニシアチブで実施する、今後の裁判官に対する調停人研修を実施することを可能とするための講師養成研修（TOT：Training of Trainers）のためのカリキュラムを作成することが最適であると考えられた。

具体的な内容は以下のとおりである。

- ① インドネシア最高裁司法研修所（BALITBANGDIKLATまたはPUSDIKLATと称される。以下、単に「司法研修所」という。）による調停研修（講師養成研修）の実施を目指した講師養成研修のカリキュラムを作成する。
- ② ①に基づく講師養成研修を実施する。
- ③ 裁判官に対する研修と併行して、書記官に対する調停事務の研修（講師養成研修）を目指した研修カリキュラムを作成する。
- ④ ③に基づく講師養成研修を実施する。
- ⑤ それぞれ、関連する教材として、
新規規則の注釈書およびQ&A集
調停技術研修のためのDVD を製作する。

これらのカリキュラム作成、研修実施、各種教材の製作は、いずれも、裁判官・書記官に対する研修に関する点で、本来、司法研修所の所管事項であるが、司法研修所は、実際にそれを担当するだけの人的資源に乏しく、想定される作業の質・量に対応しえないであろうことが容易に想像され、最高裁の認証を受けた調停人養成機関であり、調停実務および研修につき豊富な知見と経験を有するIICTとPMNの全面的な協力を得ることが不可欠であった。

そこで、司法研修所、PMN、IICT、長期専門家で構成する、最高裁による調停人研修カリキュラム作成・研修実施のためのプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を立ち上げ、PTによる協議によりカリキュラムその他を作成することを最高裁に提案し了解を得た。

また、併せて、ジャカルタ近郊に複数のパイロット・コートを設置し、そこから裁判官および書記官を数名ずつ選定し、作成されたカリキュラムに基づく講師養成研修を実施すること、パイロット・コートに対する継続的調査の実施を提案したところ、これについても了解を得た。

最終的に、ジャカルタ近郊の4地裁（南ジャカルタ、デポック、ボゴール、バンドン）がパイロット・コートとして指定され、各地裁所属の裁判官（各5名、計20名）および書記官（各3名、計12名）が選定され、研修受講者となった。

(3) 裁判官に対する調停人（講師養成）研修シラバスの作成および研修の実施

PTによる定期的な協議を重ねた結果、裁判官に対する調停人講師養成研修シラバスが、概要、以下の方針に基づき作成された。

- ① 講師養成研修は、同一の受講者に対する、以下の3度の研修により構成する。

第1回研修：5日間、計40時間。従来の調停人養成研修に相当する部分となる。

第1回研修の修了後は調停人資格を得る。

第2回研修：3日間、計24時間。第1回研修の内容よりも実践的な内容を含み、いわば応用編となる。

第3回研修：3日間、計24時間。継続的・応用的内容を含むほか、講師養成のための実践的プログラムを含む。

これを修了し最終テストに合格することで、調停人研修講師資格が得られる。

- ② 特に、第2回・第3回研修においては、第1回研修を了し和解・調停実務にあたった経験をもとに、その成功事例ないし困難を感じた事例を発表し、受講者間で共有する時間を設けること。

こうして作成されたシラバスに基づき、以下の日程・場所で、計3回、88時間の裁判官調停人（講師養成）研修を実施した。

- ①2008年8月25日～29日（5日間） デポック（ジャカルタ郊外）
- ②同年11月3日～5日（3日間） ジャカルタ市内
- ③2009年2月16日～18日（3日間） 最高裁司法研修所

また、各研修に先立ち、各パイロット・コートに対する継続調査を実施した。各パイロット・コートでの和解・調停の実施状況を把握し、それぞれの研修のシラバスないしプログラムの検討資料とするためのものである。

(4) 改正規則に基づく書記官事務（講師養成）研修シラバスの作成および研修の実施

裁判官研修と同じく、書記官についても、和解・調停を円滑に進めるための書記官事務に関する講師養成研修のためのシラバスが、概要、以下の方針に基づき作成された。

- ① 裁判官研修と同時期に、同じく計3回の構成で実施する。
- ② 裁判官研修と異なるのは、書記官研修は、調停人を養成するための研修ではなく、和解・調停に係る書記官事務を充実させるための研修である。したがって、研修内容は、主として、和解・調停の手続フロー、および、書式に関するものとなる²⁵。

こうして作成されたシラバスに基づき、裁判官研修と同時期、同場所で、計3回、合計40時間の書記官（講師養成）研修を実施した。

- ① 2008年8月25日～27日（3日間、計24時間）
- ② 同年11月3日（1日間、8時間）
- ③ 2009年2月16日（1日間、8時間）

以上の全ての研修を実施したのち、裁判官および書記官に対する講師養成研修のため作成した各モジュール・教材を、本プロジェクト終了にあたって最高裁司法研修所に引き渡し、適宜利用してもらうこととした。

なお、上記の活動のうち、研修の運営・実施、および調査は、一括して、IICTに委託する形で実施した。前述のとおり、司法研修所にこれらの調査および研修実施のための人的体制が未だ整っていなかったことから、限られた期間での計画実施を優先したためである。

²⁵ 書記官事務の研修は、新しい手続に関するものであり、書式もこれに対応して新たに検討しなければならなかったことなどから、講師選定から困難を極めた。作成されたシラバスに基づき、具体的にどのような研修を行うかを事前に詳細に検討し、必要に応じてシラバス自体の改訂も行うなどの必要があり、かつ、こうした作業は、書記官研修の本来の実施者である司法研修所のイニシアチブで行うべきであった。

しかし、最高裁の、ことに司法研修所の能力開発という点では、このような方法で主要な活動を実施したことは、やはり望ましい形ではなかったといえる。

この点、2009年2月に実施された、第3回（最終）研修が、新たに建設された、司法研修所施設内において行われたこと、それに伴い、司法研修所が研修プログラムの作成および研修実施・管理に関し、ある程度のイニシアチブを示したことは、やや遅きに失した点はあるものの、歓迎すべき変化であった。

(5) 調停技術習得DVD，注釈書，Q&Aの製作

調停人養成研修のためのビジュアルな教材として、調停技術習得のためのDVDを製作することが計画され、現地の訴訟手続および訴訟事情を反映した、インドネシア版調停人養成研修DVDが製作された。

このDVDは、全体的構成、各スキット、スクリプトの作成の全てにわたり、日本の経済産業省調停人養成DVDの製作に携わった稲葉教授のご協力を得て、現地側のPTとの共同作業により製作された。

また、新規則の文言上明確でないものの解釈をできる限り明らかにし、実務の現場の負担をできる限り軽減して普及を図るためのツールとして、注釈書およびQ&Aを作成した。これらも、調停人養成研修の教材として用いられた。注釈書の末尾には、新たに必要となる書式も掲載した。

3 コンポーネント3：改正最高裁規則の広報活動

(1) 実施期間

改正規則が施行された直後である、2008年8月から2009年3月にかけて実施された（準備期間含む）。

(2) 広報セミナーの実施等

以下の内容にて、それぞれ開催地周辺の地方裁判所、高等裁判所、宗教裁判所、宗教高等裁判所、弁護士会、調停機関、仲裁機関、医療、経済などの各分野の専門家等を招いて、計4回の広報セミナーを実施した。

- ① 2008年10月21日 ジャカルタ
- ② 同年11月3日 バンドン
- ③ 同年11月5日 ジャカルタ（保健省、医療メデイエーションについて）
- ④ 2009年3月24日 ブキティンギ（スマトラ島西スマトラ州）

このうち、バンドンおよびジャカルタ(保健省)で行われた広報セミナーにおいては、日本より、アドバイザーグループのメンバーである稲葉教授、平石弁護士が短期専門家として派遣され、日本の調停実務に関する講義を行った。

その他、長期専門家が、新規則に関連する手続についての情報提供を各所に行った²⁶。

(3) 広報資材の作成および提供

調停人・書記官養成研修にあたり作成された、注釈書、Q&A集、調停技術習得DVDが、広報活動の資材としても用いられたほか、改正最高裁規則ブックレット(インドネシア語・日本語版)が作成され、上記各セミナー実施の際に参加者に配布されたほか、最高裁および全国の高等裁判所、その他に配布された。

第3 支援活動の成果検証および分析

本プロジェクトは2009年3月をもって終了した。以下に、本プロジェクト終了後の、裁判所付設の調停制度の実施状況につき、本プロジェクト成果の利用状況、および、関連する活動状況を中心に検証しつつ、観察された課題点を示す。

1 制度整備の側面

(1) 2008年1号規則について

① 上訴審段階における和解・調停

上訴審段階で、第一審裁判所に付託して行う調停手続は、起草時にも手続細目規定に課題を残している点を含め様々な議論があったところであり、予想どおり、これを実施する上訴審裁判所、また実際に調停を行う第一審裁判所の両方で、主に事件管理の側面で混乱が見られた。

事件は上訴審に係属したままで、調停手続のみを第一審裁判所に付託して行うにつき、手続上見いだされる混乱の原因を特定し、これらを解消できるような手続規定、ないし実務ガイドラインを早急に定め、全国に普及させる必要がある。

また、前述のとおり、インドネシアの民事訴訟において、高裁・最高裁では口頭弁論が開かれないという慣行があるため²⁷、上訴審の裁判官が、直接、和解を当事者に勧誘することができない。

²⁶ ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC, 日本の商工会議所に相当する現地機関)、在ジャカルタ日本大使館、インドネシア弁護士会(PERADI, KAI)への情報提供など。

²⁷ 訴訟手続上、不可能であるとの意見も聞かれるが、根拠規定は不明である。

事件を審理する裁判官が、上訴審裁判所において、直接、和解を行うことの効用は大きいので、インドネシアでもそうすべきであるとの意見が聞かれたが、その実現のためには、口頭弁論を開かず書面審理に限っている現在の上訴審審理の現状を変える必要がある。

② 即決和解の導入に伴う手続

同様に、新設された手続であり、裁判所にとって全く新しい手続であるため、受理から和解判決言渡までの一連の事務手続を行う上で、混乱が生じている。

したがって、これについても手続を整備し、ガイドラインの作成・普及を進める必要がある。

③ 資格を有する裁判官調停人の不足

資格を有する裁判官調停人は未だ不足しており、また、訴訟事件の審理で多忙であることから、調停手続の多くの過程を調停委員に委ねる、日本の調停委員会類似の仕組みを整備する必要性が挙げられている。

この点、新規則 8 条によれば、現在でも、裁判官・非裁判官の組み合わせの、複数の調停人による、いわば調停委員会類似の制度は可能である（コ・メディエーション）。しかし、非裁判官調停人を利用する場合、その日当を当事者が負担しなければならないとされており、それが高額であるなどの点が障害となり、現状として、そのような体制での調停はほとんど実施されていない。

そのため、現在、裁判官候補生（Cakim: Calon Hakim）²⁸に対して積極的に調停人研修を受講させ、調停人資格を付与したのちに、裁判官と調停委員会を構成する調停人として調停手続を担わせるという案が浮上し、一部には既に実施が始められているようである²⁹。

このような運用は、裁判官調停人の不足を補完するという効用のほか、いずれ裁判官として登用される裁判官候補生に、早期に調停人としての技術と認識を得させる点において有益であるが、他方、明文の規定がないことから、地域間の運用の格差や不徹底の危険を生ずる。また、未だ候補生にとどまる者を、形式的には裁判官に準じて扱う点で問題とならないのか、疑問を生じうる。

この点をクリアにするためには、新規則 8 条をさらに改訂し、新たな項目を設ける必要があると考えられる。

²⁸ 最高裁の実施する裁判官採用試験に合格し、正式な裁判官（Hakim）になる前の研修を受けている段階の者をいう。最高裁司法研修所で約 2 ヶ月間の研修を受けた後に、全国の地方裁判所に配置され実務経験を積む。

²⁹ 2010年 6 月、司法研修所により、裁判官候補生を対象とする調停人養成研修が実施された。

④ 立法化の要請

新規則は、旧規則の問題点が解消されたものとして、概ね好意的に受け止められている。

しかし、これは、法令として比較的劣位にある最高裁規則の形式で定められているにすぎないことから、裁判官・国民に従わせる契機が不足している、より強力なものとし普及を推進するためには、立法化すべきであるとの意見がある。³⁰

仮に立法化する場合、国会（DPR）での議決が必要であり、最高裁の権限から外れることから通過は不透明となるが、可能であれば、現在も改正作業中が進められている民事訴訟法に盛り込むか、あるいは、日本の民事調停法類似の特別法として制定することが検討される。

その場合、前記した課題点、および、起草段階で議論されたが未解決の問題につき、手続規定を中心に整備するとともに、新規則の起草段階で議論されていたが未だ解決されていない点等につき、再度のフィードバックを行うことが有益であろう。

(2) 関連する制度の整備状況

ア 最高裁による調停人養成機関認証の透明化

本プロジェクトの開始当初、最高裁が認証した調停人証明書発行機関、すなわち、認証調停人養成機関は、認証制度の開始時に認証を受けたPMN、IICTの2機関のみであった。

その後、最高裁内部に設置された認証機関Badan akreditasi nasionalが新たにジャヤバヤ大学、タルマヌガラ大学、BAMIなどを認証した。こういった認証機関は、今後も増えることが予想される。

この点、新規則の起草作業中にも、調停人の質の確保の観点から、講師陣の質の標準化を図る趣旨で、認証に関する条項（5条3項）が設けられ、認証を受ける機関として同項bないしdの要件が課された。

しかし、現実には、機関内に講師が在籍しておらず、明らかに上記要件を充たしていない機関であっても、新たに最高裁の認証を受けたものが複数存在する。そして、こうした新参の認証機関は、自身の人的リソースでは調停人養成研修を実施するに十分でないことから、PMNないしIICTの講師陣に依頼し、研修をいわ

³⁰ チチュット・スティアルソ最高裁判所総合裁判局局長ほか複数名の意見。なお、同氏によれば、旧規則下におけると同様、新規則下においても、形式的に調停を実施したことにし、記録上もそのように記載しているが、実際は、規則を無視し調停を全く実施しない裁判所がある。これは地方のみならず、ジャカルタ市内の裁判所でも見られる現象であるとのことである。

ば‘外注’する形で実施しているとの現状にある。³¹

このように、実質的に調停人養成研修を支えることのできる人材が極めて乏しいにも関わらず、無制限に認証機関が増えてゆけば、必然的に、調停人の質の確保は極めて難しくなる。

これを解決するためには、最高裁による認証手続の透明化、および、認証要件を充足するかどうかの客観的検証が求められる。

この点、認証機関に最高裁への定期報告を義務づけることで質の確保を図るべきであるとの意見が出された。具体的には、証明書を保有する登録調停人（裁判官・非裁判官）の数、認証機関による活動内容を報告させることで継続的な検証を行うことができるとの提案であり、傾聴に値するが、実効性ある報告制度の実施、殊にその継続が可能かどうかについては検討を要するであろう。

イ 調停人倫理規定の制定

新規則において、調停人倫理規定を定めるべきこと、調停人はこの調停人倫理規定に従うべきことの定めがある(24条)にもかかわらず、本プロジェクト終了時点において、この調停人倫理規定は未だ制定されていなかった。しかし、同規定は、2010年2月10日、ハリフィン・A・トゥンパ長官の署名を経て成立した。

ここでは、守秘義務や利益相反などの一般的な義務のほか、調停手続の円滑な実施のための各義務（7条）、成功報酬の禁止（8条2項）、管轄を有する一審裁判所所長によるモニタリングおよび評価の権限（10条）、調停人の倫理規定違反の場合の懲戒手続（11条ないし13条）が定められている。

上記懲戒手続によれば、管轄を有する第一審裁判所所長が、当該地裁の調停人名簿に登載された調停人に倫理規定違反事実があるとの、当事者からの報告を受けた場合、違反事実の有無を調査するため、調停人3名で構成される調査チームが編成される。

報告の対象となった調停人には弁明の機会が与えられるが、違反事実ありと認定された場合は裁判所長から懲戒処分を受ける。

懲戒処分は段階的であり、まずは口頭による戒告が行われ、これが2度続いた後は、書面による戒告となる。2度の書面による戒告が続いた後に、重ねて違反事実があった場合は、名簿から除名され、除名後は二度と調停人として登録できない³²。

2 運用強化の側面①～司法研修所による裁判官および書記官研修制度

³¹ スリ・マムジIICT代表、インドネシア大学法学部講師から聴取。

³² 規定上は、違反事実の内容や悪質性にかかわらず、段階的な処分が行われるようである。

(1) 本プロジェクト実施中の研修実施状況

前述のとおり、本プロジェクトの活動として、裁判官および裁判所職員の研修を所管する、司法研修所（PUSDIKLAT）³³および、研修を委託した機関であるIICTにより、それぞれTOT（講師養成研修）として計3回の研修を実施した。

特に最終回の研修は、新たに建設された最高裁の研修施設を使用できたことを直接の契機として、司法研修所の研修・教材開発担当者との直接の連携による研修が初めて実現した。

研修プログラムそのものは、上記連携のため、司法研修所が研修実施直前に研修プログラムを変更ないし付加し、それらが予め作成されたシラバスとの間で整合性に欠けるなど、むしろ、混乱を生じ、また内容面でも大いに改善の余地があった。また、運営上の側面においても、IICTの講師陣、あるいは、長期専門家と、司法研修所の担当者との間での調整は困難をきわめた。

しかし、少なくとも、司法研修所による主体的な関わりを促進することができたこと、また、そのことが、プロジェクト終了後の最高裁のイニシアチブによる継続的な研修実施へとつながった点は評価しうるといえる。

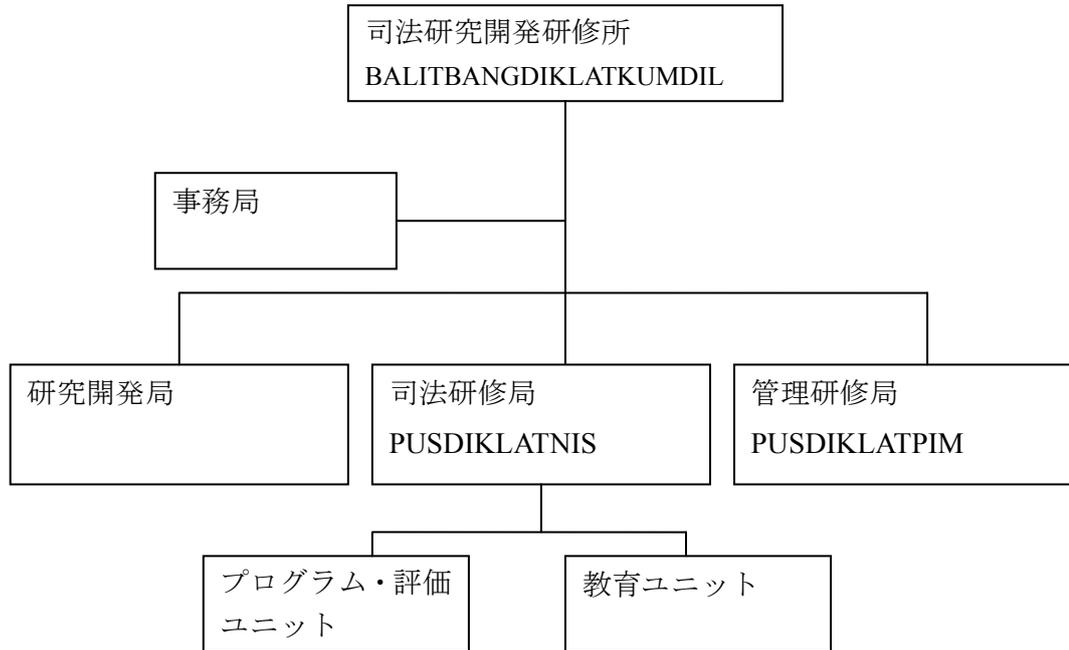
(2) 司法研修所の組織概要

2006年に人事行政部門が法務人權省から最高裁に移管し、最高裁のワンルーフ化が実現したことにより、司法研究開発研修所（BALITBANGDIKLATKUMDIL³⁴）が設置された。

³³ 正式名称Pusat Pendidikan dan Pelatihan Teknis Peradilan。PUSDIKLATNIS、さらにPUSDIKLAT、またはDIKLATと略称される。

³⁴ 正式名称Badan Penelitian dan Pengembangan dan Pendidikan dan Pelatihan Hukum dan Peradilanの略称。さらに短縮してBALITBANGDIKLATまたはBALITBANGとも呼ばれる。

【司法研究開発研修所の組織図】



4 部局のうち、事務局は管理運営面全般、
 研究開発局は研究開発とそれによる最高裁への提案、
 司法研修局（PUSDIKLATNIS）は、裁判官、書記官、執行官に対する研修、
 管理・人事研修局（PUSDIKLATPIM）は、その他の裁判所職員のためのリーダーシ
 ュップおよび管理の研修を行う。

2008年、最高裁は西ジャワ州ボゴール郊外チアウィに司法研修所施設を建設した。

これは、全研修生が宿泊できる施設、1000名を収容できる大講堂、模擬法廷や多くの
 教室、さらに政府公認の全ての宗教の礼拝施設を備え、全国の裁判官・書記官・研修生
 を一堂に集めて研修できる初の施設である。

【近時の司法研修所による研修実績】

2008年

内容	人数	期間
研修生初期研修	500名	2ヶ月
裁判官研修	1200名	9日
証明書付与研修		
・汚職法廷	428名	14日
・商事特別法廷	30名	14日
・調停人	32名	13日

書記官研修	520名	9日
TOT	120名	3日
倫理研修	2133名	2日
銀行システム	200名	2日
検察官との合同研修	120名	30日

2009年(但し予定)

内容	人数	期間
研修生初期研修	約400名	3ヶ月
漁業・違法伐採	100名	14日
商事特別法廷	100名	14日
労使特別法廷	100名	14日
その他の裁判官研修	540名	不明

近時の研修を見ると、ドナーの支援により実施された、比較的大規模な研修が多く見られる。例えば、商事特別法廷裁判官研修、汚職法廷裁判官研修、倫理研修はUSAID支援である。

また、前掲のEU支援プロジェクトであるGood Governance Indonesian Judiciary (GGIJ)の活動コンポーネントの1つとして、2008年には、5年目ないし10年目の若手裁判官および書記官に対する継続研修(Continuing Judicial Education:CJE)が実施された。その際、裁判所・書記官の研修マニュアルが作成され、このマニュアルに基づいて、各地で研修も実施されている。そして、同プロジェクト終了時には、作成された研修マニュアル、教材等一式(モジュール)は司法研修所に引き渡され、今後は司法研修所がこれを適宜改訂しながら研修を実施することとなっている。

(3) 本プロジェクト終了後の調停人・書記官養成研修実施状況

本プロジェクトの終了にあたり、司法研修所が、作成された研修モジュールを用いて、自身の運営および予算による調停人養成研修(TOT)を実施するほか、裁判官、裁判官候補生に対する研修のプログラム中に、調停に関する講義を取り入れることが計画された。そして、2008年度中に実施された裁判官候補生を対象とする研修において、早くも、調停に関する講義が実施されている。

しかし、2009年度中に実施することが予定されていた、本プロジェクトの研修モジュールによる調停人研修ないし講師養成研修は、裁判官・書記官いずれも、結局、実施されなかった。

2010年4月に、地方裁判所・宗教裁判所の裁判官それぞれ100名に対する証明書研修

が実施される予定であるが、これは調停に特化した研修ではなく、様々な分野を統合した研修であり、その中に調停に関する項目も含まれている。

また、合計240名の裁判官に対して講師養成研修が実施される予定であるが、これも調停に特化した研修ではなく、総合型の研修に調停に関するプログラムを含むものである。

司法研修所は、本稿執筆時点で、これらの研修のためのモジュールを作成しているところであり、調停に関しては、本プロジェクトのモジュールを使う予定である。³⁵

内容は、25%理論、75%実践で、教授法、モジュールの起案法、ロールプレイ、カリキュラムの作成法などである。また、研修前後に、それぞれ、試験が実施される。

こうした研修モジュール作成にあたり挙げられている課題点として、宗教裁判所に特有の事件・争点に関する研修プログラム、および、専門事件の調停に関する研修プログラムの開発が不足しており、これを補充する必要などがある。また、インドネシアの東部と西部、特にジャワ島とそれ以外との地域格差が存在するので、各地域での習熟度に応じたカリキュラムの作成が必要である³⁶。

なお、調停に特化した書記官研修は残念ながら行われておらず、書記官研修に調停事件の事件管理の項目が設けられているかは不明であった。

和解・調停に限らず、書記官事務の充実の必要性については、本プロジェクト期間中を通じて、日本側から何度も強調してきたところであり、書記官研修の実施も、そうした過程を経て実現したのであったが、一般的な傾向として、書記官事務は裁判官の業務に比して軽視され、統一的、合理的、正確な処理がなされているとはいえない状態にあるのが現実である。

3 運用強化の側面②～最高裁による継続的検証および広報活動

(1) モニタリング活動の実施

ア 新たなワーキンググループの設置

2009年3月の本プロジェクト終了にあたり、インドネシア最高裁は、本プロジェクトの活動によって得られた成果を継続し、また最大化するため、新規則に基づく制度の継続的検証を行うための委員会（新ワーキンググループ）を設置した。

³⁵ 本プロジェクトで作成されたモジュールは、調停人資格付与から講師養成までを、計88時間、3度の研修を全て修了することで完了するものである。このモジュールを、司法研修所で実施予定の統合研修の中で、そのまま使用することは難しいが、どのように変更ないし編集して用いられているか、特に留意して観察する必要がある。

³⁶ アグン・スマナタBALITBANGDIKLAT事務局長、PUSDIKLATNIS所属のアブドゥラ判事からの回答による。

活動の趣旨は、本プロジェクトで作成された調停人研修（TOT）のモジュールおよび教材の改訂およびモニタリングである。

併せて、プロジェクト期間中に日本側で設置されていたアドバイザーグループを、当面、継続して設置し、新ワーキンググループとの定期的な連絡を行うことで情報の共有を図るほか、適宜、日本側からのインプットも行うこととなった。

2009年3月に開催された新ワーキンググループ会合により確認された、同グループの行動計画概要は以下のとおり。

- ① 本プロジェクトのパイロット・コートを含む、12カ所のパイロットコートを指定し、これらを継続的なモニタリングの対象として調査を行う。

具体的には、最高裁の費用負担によりパイロット・コートのサーベイを行い、パイロットコートに月次報告を提出させ、併せて、成功・失敗両方の事例を報告させることで、研修教材として活用する。

- ② 新規則において別途細目を定めるとしている、倫理規定とインセンティブに関する規定を定める。

新ワーキンググループのメンバーは、規則改正のためのワーキンググループにおいて主要な役割を果たしたメンバーのほか、新たに、本プロジェクトで実施されたTOTの修了者、司法研修所の教材開発・研修担当者である。

また、最高裁に設置された民事部作業部会が、後述するパイロットコートの他、全国各地を訪問する形での、広報ないしモニタリング活動が行われている。

しかし、新ワーキンググループの活動自体は、当初、期待されたほど活発ではなく、停滞気味であり、必要な各地からのデータ・事案収集は、残念ながら、あまり進んでいない状況にある³⁷。

イ パイロット・コートの設置

前述のとおり、新規則に基づく調停制度を根付かせるための方策の1つとして、本プロジェクトでパイロット・コートに指定された4地裁を含めた12の地裁（西ジャカルタ、中央ジャカルタ、南ジャカルタ、北ジャカルタ、タンゲラン、ボゴール、バンドン、デポック、スラバヤ、ブンカリス、バトゥサンカール、スマラ

³⁷ 2010年2月、筆者の現地聴き取り調査による。筆者の観察したところでは、新ワーキンググループと最高裁、特に司法研修所との連携が不十分であるため、ワーキンググループでの議論が具体的な活動につながらない点、また、最高裁が活動に最低限必要な予算執行を行っていないことが、活動停滞の要因のようである。最高裁が予算措置をとらず、事実上、無償で関係者に作業をさせることは、本プロジェクト実施機関中にも見られ、そのために関係者のパフォーマンスが低下して活動が滞ることは、残念ながら頻繁に見られる現象である。特に、全ての作業は、実働要員となる各NGOや比較的若手の司法研修所職員に負うところが大きい。同時に、彼らの財政基盤は脆弱である。この点につき相応の手当てができるかどうか、全体的なパフォーマンスを左右している。

ン) が、パイロット・コートとして指定された。

新ワーキンググループによる当初の計画では、各パイロット・コートから月次報告により調停成立件数などのデータ収集が行われるはずであったが、現状、これは殆ど行われていない。また、データ収集は、グループのメンバー個人による聴取によっているか、あるいは、広報活動での訪問時に調査票に記入させる方法で行われているにすぎず、全パイロット・コートにおける統計の把握には至っていない。

2009年9月に、JICAと法務省法務総合研究所国際協力部により共同実施された現地調査によれば、パイロット・コートのうち、以下の各地裁における、新規則が施行された2008年8月から調査実施時までの、調停成立件数は以下のとおりである。

西ジャカルタ	25件
中央ジャカルタ	8件
南ジャカルタ	8件
バンドン	11件
スラバヤ	11件
ボゴール	16件
デポック	5件
スマラン	5件前後
ブンカリスおよびバトゥサンカール	いずれも0件

調停成立件数に関する、その後の更新されたデータは今のところ把握されていないが、2010年1月から2月にかけて、パイロットコートの訪問による普及活動と併せ、モニタリングが実施され、その際にはデータ収集も行われているようである。

その報告によれば、訪問された6地裁（バンドン、ボゴール、北ジャカルタ、中央ジャカルタ、タンゲラン、デポック）は、全て調停室を設置していたが、コーカス（交互面接方式）が可能な部屋まで設置されているのは、バンドンとボゴールのみであった。

(2) 地方広報活動の実施

2009年4月13日付け最高裁長官令³⁸に基づき、最高裁内に設置された民事作業部会（Kelompok Kerja:POKJA）により、新規則の全国広報活動が実施された。

民事作業部会の構成員は以下のとおりである。

³⁸ 長官令番号048, 049/KMA/SK/III/2009。

H. Abdul Kadir Mappong, SH. 最高裁副長官
Atja Sondjaya, SH. 最高裁民事部長
H. Muh. Daming Sunusi, SH. MH. 民事部書記官 (Panitera Muda Perdata)
Budi Santoso, SH. チームF書記官
Prof. Dr. H. Muchsin, SH. 最高裁判事
Prof. Dr. H. Takdir Rahmadi, SH. , MH. 最高裁判事
I made Tara, SH. 最高裁判事
H. M. Taufiq, SH. , MH. 最高裁判事
Dr. H. M. Saleh, SH. MH 最高裁判事
Soewardi, SH. , MH. 最高裁判事
Djafni Djamal, SH. 最高裁判事
Sareh Wiyono M, SH. , MH. 最高裁書記官
Anton Soejatno, SH. , MH 最高裁事務局
Fahima Basyir, SH. 判事
Edy Pramono, SH. MH 判事

Atja Sondjaya (アチャ・スンジャヤ) 民事部長以下の部会員に数名を加えたメンバーを各地方に派遣し、2009年5月から7月にかけて、全国10地域(ジャカルタ周辺4地域、マナド、メダン、スマラン、スラバヤ、ランブン、ブンクル)で、周辺地域の裁判官を招集して、広報活動が実施された。

その後も、前記したパイロット・コート訪問などのモニタリングおよび広報活動が継続されている。

この訪問によるモニタリングおよび広報活動に際しては、新ワーキンググループのメンバー³⁹が同行し、新規則の概念や手続に関する講義を行い、また、質疑応答を行うなどして上記部会員を補助している。モニタリングおよび広報活動にあたっては、メディアエーションに限らず書記官事務全般の改善に意欲的なアチャ民事部長により、訪問の都度、熱心な事件管理の指導が行われている。

他方、東西の格差は新規則に基づく調停制度の普及に関しても該当し、特に東部地方での実施状況は把握できていない。

(3) プロジェクト作成による広報ツールの利用状況

ア 規則条文ブックレット、注釈書、Q&A集

³⁹ ディア・スラストゥリ・デウィ西ジャカルタ地裁判事、グスリザルボゴール地裁所長が主な同行者。グスリザル所長は本プロジェクトで実施された裁判官調停人養成研修(講師養成研修)の最優秀修了者であり、2009年11月に実施された本邦研修の研修員でもある。

プロジェクト実施中に製作された、条文のブックレット、注釈書、Q&A集については、ほぼ全部が、セミナーや研修に利用されたほか、各パイロット・コート、および、全国の高裁・宗教高裁に配布された。

また、後述の調停技法研修DVDのデータと併せ、これらのデータが最高裁ウェブサイトから自由に閲覧・ダウンロードできるとのことである（但し確認できず）。

しかし、印刷部数は、全ての地方裁判所・宗教裁判所への配布には不十分であるところ、その後最高裁が増刷して配布するには至っていない。

また、こうした広報資材の配布は、それだけでは情報の周知・共有には極めて不十分であり、内容が全国の地方裁判所・宗教裁判所に周知され、情報として共有されているというには程遠い状況である。

さらに、注釈書およびQ&A集は、執筆および編集のための時間が非常に限られていたこと、IICTの研究者が主な執筆陣であったことから、やや理論に偏りがちな記述となっており、必ずしも、実務レベルで生じうる疑問に答えるものとはなっていない。

したがって、今後の調停実務の標準化と全国への普及を図るためには、実務家を執筆陣に配し、現場からの疑問をできる限り吸い上げたうえで、これに応える内容の注釈書を新たに作り、より利用しやすいものにする必要があると思われる。

イ 調停技術習得DVD

本プロジェクトで製作された調停技術習得DVDは、司法研修所、および、IICTによる調停人研修において使用されているとのことである。

特に、最高裁による広報イベントにあたっては、アチャ民事部長による概要を説明した冒頭部分を放映するなど、各裁判所への調停の実施を促す面で、よく利用されている。

他方、各論の調停技術に関する各スキットは、これを使用する講師側にも、比較的高い技能が求められることもあり、当初の製作趣旨に従い、十分に活用されているとは言い難い。

例えば、各スキットのうち、困難な局面を示した場面が全部で14編存在する。これらはいずれも、困難な場面に直面したところで映像が止まり、問いかけが投げられて終わる、という形となっている。当初の製作趣旨によれば、こうした様々な課題について映像が回答を与えているわけではなく、正解も用意されていない。研修のなかでは、受講者が自由に意見を出し合うなかで対処能力を身につけることが期待され、講師役には、いずれかの発言に偏することなく、これを促すことが求められるといえる。即ち、いわば1つの場面を想定した論点につき、参加者によるフリーディスカッション、それによる気づきを促すことが目的となっている。

しかし、現実には、そうしたディスカッションを促し、気づきを引き出すには講師の高い技能が必要となる。そうした技能を習得する過程を助けるものとして、ある程度の回答が用意されていなければ使いづらい、との声が聞かれた。

(4) 小括

以上のとおり、本プロジェクト終了後も、最高裁は、そのイニシアチブにおいて、

- ① 調停に関する講義を研修制度に組み込み、あるいは、調停人養成研修を司法研修所において実施することを具体的に計画しており、
- ② 自身の費用負担において、比較的大掛かりな広報活動を各地で行うほか、パイロット・コートへのモニタリングも一応は行っている

ことが観察された。

ここで、「一応」と言ったのは、それぞれの活動が、特に全国的な普及に向けた、戦略的な内容のものになっているか、現状のままでは甚だ疑問だからである。また、そのために必要と考えられる調査やデータ収集等、立案のための活動も充分とはいえない。

そして、インドネシア最高裁による、そうした継続的活動を、特に技術的な側面から支えるものと考えられた新ワーキンググループの活動は、本プロジェクト終了後、日本側の関与が減ずるにつれて停滞していることは否めない。当初、示された行動計画のうち、特に各地裁・宗教裁判所、各高裁のデータ収集および教材の素材収集・分析については、わずか1名の担当者が置かれたが、それでは、およそ実現不可能である。

この点については、最高裁内ないし研修所内にユニットを設置してデータ収集を行うべきであるとの意見が出されており⁴⁰、少なくとも必要性は認識されているようである。

4 関連する事情

(1) 宗教裁判所の積極的関与

宗教裁判所は、新規則の施行以降、司法研修所による研修を待たず、研修機関に依頼して、独自に調停人養成研修を実施するなど、ジャカルタ周辺を中心に、積極的に調停の普及のための活動を行っている。

最高裁も、宗教裁判所に対して、家事紛争に関し調停を積極的に利用するようにとの指導を行っている。

後述する、ナフダトゥル・ウラマが調停への積極的支持を表明したことも相まって、イスラム教徒の家事事件等を扱う宗教裁判所における、調停の普及は、今後ますます進むのではないかと思われる。

⁴⁰ 新ワーキンググループのメンバーのうち、タクディル・ラフマディ最高裁判事、スリマムジICT代表者の回答による。

(2) ADR全般に対する社会の関心の高まり

ア イスラム組織による調停推奨

インドネシア最大のイスラム教組織である、ナフダトゥル・ウラマ (NU: Nahdlatul Ulama) ⁴¹が、調停による紛争解決への積極的支持を表明した。これに対し、東ジャワ州知事が既に、NUのメディエーター研修への資金援助を提案した。

イ 各種立法による調停の導入

人権法、オンブズマン法、環境、報道法、医事法など、新しく制定された各種立法に、メディエーションに関する条文が設けられた。

ウ 各機関と最高裁との連携強化

国立イスラム大学 (UIN)、警察等から最高裁に対し、メディエーションに関する講義依頼があるなど、最高裁と他機関との連携が進んでいる。

特に、大学は、講義科目としてADRを採用するだけでなく、自身が調停人研修実施機関として最高裁の認証を得るといった目的も有しており、連携のメリットを有していることが、積極的に連携を進める一因となっていると考えられる。

また、近時の刑事訴訟法改正により、修復的司法の一環としての調停が可能になったこと、従前より、特に交番勤務の警察職員は、しばしば交番に持ち込まれる夫婦間の紛争や家庭内暴力 (DV) について、交番連絡評議会 (FKPM : Forum Kemitraan Polisi dan Masyarakat) その他の市民団体の協力を得て、紛争の話し合いによる解決を図っており、紛争の仲裁にあたり必要な調停技術の習得は有益であることから⁴²、今後、警察ないし関係機関との連携による調停の普及が進められる可能性がある。

エ 調停人研修受講者の増加および多様化

紛争解決手段としてのADRへの社会の関心は急速に高まっており、2008年8月に施行された新規則も広く認知されつつあるといえる。

前出のIICTによれば、新規則が施行された2008年8月から2010年1月までの期間

⁴¹ 全インドネシアのイスラム教徒のうち60%、約8000万人を擁するイスラム最大組織であり、ムハマディアと並ぶ、インドネシアの二大イスラム組織の1つ。伝統主義的、穏健・寛容を特徴とする。

⁴² 2009年3月、JICAインドネシア国家警察支援プロジェクト事務所を訪問した際の聴取、および、その後の継続調査によった。なお、現在、最高裁認証機関により発行されている調停人証明書を、調停人研修を修了したFKPMの会員に発行することは、よい動機付けとなりうる。

に実施した研修は以下のとおり（但し、司法研修所に協力して実施した、最高裁判所、宗教高裁、地裁の裁判官向けの2度の研修は除く）。

- ① 本プロジェクト活動としての3度の調停人・書記官研修（前掲）
- ② ナフダトゥル・ウラマのスラバヤ地方支部の支援による一般向け研修，2度
- ③ プンチャック（ジャカルタ郊外），宗教裁判所職員への研修
- ④ バンダ・アチェ，アジア財団と現地NGOプトル・カンデ（Putroe Kande）の支援により，全アチェ・ナングロ・ダルッサラムのシャリア法裁判所裁判官に対する研修
- ⑤ ジャカルタ，一般向け研修，2度
- ⑥ ジャカルタ，TOTおよびフォローアップ研修

その他，最高裁の認証機関であるタルマヌガラ大学からの講師要請を受け，同大学での研修に講師として参加している。

IICTによれば，その研修を終了し調停人資格を得た受講者は，2010年2月の調査時点で約600名に達し，また，受講者の属性も，裁判官（地裁，宗教裁判所，宗教高裁，シャリア法裁判所），学者，医師，公証人，弁護士，医療機関の法務担当者，事業家，教師，学生，心理学者，アダットないし宗教指導者，婦人組織代表，国家公務員などと，近時，非常に多彩化した点が，特筆すべき変化である。

以上の実績および変化から，新規則の施行前と比較した場合の，ADRに対する需要の飛躍的増加が見て取れる⁴³。

(3) 弁護士会への普及状況

弁護士会は，全体的傾向として，ADRに対し相変わらず消極的な態度が目立ち，弁護士会によるADRの実施ないし拡充には，なお時間を要するといわざるを得ない。

その理由としては，従前より指摘されているとおり，弁護士の訴訟志向が依然として強いこと，そして，紛争のADRによる早期解決が報酬の減額につながるとの危惧があるようである。

さらに，以下に述べる統一弁護士会の分裂は，弁護士会全体としての統一の方針や行動を阻害し，弁護士会を挙げてのADRの普及にとり，マイナス要因となっていることが危惧される。

⁴³ IICT代表者であるスリ・マムジ氏からの回答。

【統一弁護士会の分裂経緯および現状（概要）】

統一弁護士会（PERADI）は、2003年弁護士法の制定に伴い、その定める期限内に設置する必要があったことから、2004年に設立された。しかし、PERADIと並存する形で、既存の7弁護士会も存続した。

設立時に統一弁護士会で設置された執行部は暫定的なものであり、その後も、会員による民主的運営はなされなかったため、執行部への不満が高まったことから、2008年11月、既存の最大手弁護士会であったIKADINがPERADIから脱退する形で、新たな統一弁護士会としてKAIを設立した。現在、これら2弁護士会が並び立つ状態となったうえ、統一以前から存在しPERADIの母体となったPERADINも統一弁護士会としての正当性を主張しており、事実上、弁護士会の統一は失われ従前の状態に逆戻りした。

この紛争は憲法裁判所での判決が出されたことにより一応の解決ないし先送りとなった。要旨は以下の2点である。

- ① 分裂後の各弁護士会のいずれも、それぞれが司法試験を実施することができ、各管轄の高等裁判所は、これを合格し研修を経た候補者による宣誓を、いずれの弁護士会の試験を経た者であるかにより別異に取り扱ってはならない。
- ② 本判決後2年以内に（再度の）弁護士会統一が達成されないときは、当該紛争は地方裁判所で審理される⁴⁴。

第4 インドネシアに対する今後の法整備支援活動の方向性に関する提言

1 インドネシアADR制度の発展のための方策に関する提言

(1) 総論

新規則が2008年7月31日付施行されて以降、本プロジェクトによる支援が2009年3月に終了してからも、前述のとおり、被支援機関であるインドネシア最高裁、および、その関係者により、新規則に基づく調停制度を普及させるための努力が続けられている点は喜ばしいことである。

しかし、そのあり方を具体的にみていくと、様々な困難や課題も看取された点、前項に示したとおりである。

そのうちには、最高裁による予算執行や管理運営など、最高裁のオーナーシップを促すべきものもある。しかし他方で、主として技術的側面、能力開発に関する多くの点で、将来の最高裁による自立発展を助け、本プロジェクトの成果を最大化するための支援が引き続き必要と思われる。以下に詳述する。

⁴⁴ 2009年12月30日憲法裁判所判決No. 101/PUU-VII/2009 Tentang Pengajian Pasal 4 ayat (1) UU Advokatによる。

(2) 継続的な検証作業への支援, および, 支援効果をあげるためのスキーム

メディエーションの現場である各地方裁判所・宗教裁判所からの実績データが, 新規則に基づくメディエーションの実施状況を最も明確に表す指標であるから, 理想的には, 全ての地方裁判所・宗教裁判所のデータが収集され, 司法研修所に集められるべきである。

しかし, 各裁判所のデータの全てを把握し最高裁が管理する体制が必ずしも整っていない現状の下では, 少なくとも, パイロット・コートならびにその他の裁判所を選定し, それらのデータを収集することが先決である。

新ワーキンググループ立ち上げの際には, これらを, 同グループのメンバーの1人がその担当者として指定されたものの, その作業の規模に鑑みて, そのような作業を個人に負担させることは, およそ現実的でなく, 実際に機能していない。

また, データ収集の作業と併行して, 現場からのフィードバックを得て, 制度その他を継続的に改善してゆく必要があると考えられるが, 現状では, 各所との活発な対話により, そうした指摘を得る機会こそ多いものの, それらを集積・分析・議論する, という過程につながっていないようである。

結果として, 多くの意見を得ても, それらを有効に反映した成果につながらず, 実務の現場に生かされていない。

特に, 和解・調停はインドネシアの殆どの裁判所にとって新しい文化であるといえ, 裁判官のみならず関係者の固定概念を変える必要があるが, そのための説得的な材料を示しているかは, 疑問である。

この点を解決するためには, 現地からの意見にもあったように, まずは, 最高裁に, 調停の普及を担当する委員会を置くべきである。

その目的は, 調停制度普及のための, 戦略的な行動計画を立案することであり, 具体的な活動としては,

- ① 各地の裁判所のデータ収集を含む, 必要な調査を継続的に行うこと
- ② 必要な行動を洗い出し, 提言を行うこと
- ③ 研修制度の改善, モジュールや教材の作成・改善を含む活動が実行されるよう, 最高裁の関連機関, 特に, 司法研修所との連携

が不可欠である。

そして, その場合の日本側の支援のあり方としては, 上記各活動が実行されるためのスキームが確立されることを前提とし, 特に③の調査・提言の過程で, 実務上の課題点に関するインプットを行うことが中心となるであろうし, また, そうするのが望ましいのではないかと考えられる。

(3) 研修体制充実のための支援

本プロジェクト中に作成された研修モジュールの、最高裁司法研修所による実施・利用状況は前記したとおりである。

ただ、上記モジュールは、あくまでプロトタイプとみればよく、実際、そのままの形では利用されていないし、利用される必要もない。少なくとも、これまでに観察された、インドネシア側のニーズによれば、地域、紛争種別、裁判官の習熟度等に応じ、また、今後の司法研修所での裁判官候補生、裁判官、あるいは書記官への研修のそれぞれに対応できるようなシラバス構成が必要である。

特に注釈書は、先に示したとおり、課題点が最も多い。実務家を執筆陣に配し、かつ、現場の疑問をできる限りくみ上げた、新たな注釈書の作成が急務である。

これにより、また、併せて、調停実施のためのマニュアル、あるいは、実際の事案を用いた演習問題など、研修を了した者の現場での実践に直結する教材の作成が、研修シラバス・プログラムと併せて、実務面の強化につながり、普及に貢献するといえる。

こうした研修のためのシラバス、教材等の改善にあたっては、日本の裁判官、書記官研修に関するノウハウを応用した支援が有効であると考えられる。

(4) 継続的な広報活動の支援

広報活動の点においては、最高裁は現段階でもイニシアチブを示して行っており、それに対する支援は側面から行えば足りると考えられる。

具体的には、上記支援スキームの枠内での、

- ① 普及体制の構築のための技術的な観点からの助言
- ② 広報ツールの製作支援、ないし、その助言

などの手段を採りうるであろう。

(5) 支援関連領域への関与のあり方

ア 弁護士会その他の機関への拡充

前述のとおり、これまで、裁判所付設の調停、あるいは、ADR全般に関する、弁護士会ないし個々の弁護士の意見は概して消極的であり、弁護士のこうした傾向は、調停を実施する上での障害として語られることが多かった。

その理由は、一部には、前述した、弁護士の訴訟志向傾向や出廷回数に応じた報酬請求システムにあることは否定できない。しかし同時に、弁護士の果たす役割が調停制度を推進する上で軽視できない要素であるにも関わらず、弁護士に対する調停普及のための努力が、少なくとも制度的にはほとんど行われず、一部の熱心な弁護士個人の努力に委ねられてきた点にもあるのではないかと考えられる。

この点につき、まずは、現状よりも多くの弁護士に調停人研修を受けさせるべ

きである、との意見が出された。これについては、研修実施の側面で最高裁との連携を強化する方法が、最もニーズに合い、実施可能性が高いといえる。

但し、実際に支援活動を行う際の障害となるのは、前述した分裂問題であろう。現在、分裂したインドネシアの弁護士会の再統合への道筋は今のところ見えていない。

特に、現在、法的根拠のみならず、最高裁や法務人権省との関係等の点で、それぞれが自身の優位を競いあっている状態であり、これら弁護士会の間で、不平等を感じさせないよう配慮した上で支援を行うことは、極めて困難である。

イ 警察、行政機関との関係強化

前述のとおり、関係法整備が進んだことにより、各種調停の実施が今後進んでゆくことが考えられる。

司法研修所は、現在でも、検察官との合同研修を実施するなど他機関との連携を行っており、今後は、警察（DV、修復的司法）、保健省（医事ADR）、労働省（労使関係調停）などの機関に協力して研修を行うなど、それぞれとの連携を強めることで、調停制度全体の強化を図ることが考えられる。

2 インドネシア司法改革支援全般に向けた提言

(1) 被支援機関に関する基本的方針

司法改革の分野に関し、中長期的には法務人権省、弁護士会、検察庁への支援も考えられようが、日本がこれまで行ってきた支援の経緯に鑑みると、まずは、最高裁との間で得た関係を継続し、最高裁を直接の被支援機関とする支援を行うのが、連続性ある支援として望ましいと考える。

(2) 2010年ブループリントおよび戦略計画（RENSTRA）に沿った支援

インドネシア最高裁は、2009年全国裁判官会議（RAKERNAS）において、司法改革が目指す目的として、

- ① 司法の透明性
- ② 良質な司法サービス
- ③ 社会からの信頼
- ④ 投資環境の整備

を挙げ、また、その使命として

- ① 司法の独立

- ② 正義の探求と公平な司法サービスの提供
- ③ 司法におけるリーダーシップの改善
- ④ 司法に対する信頼と透明性

という目標のもと、これまでに行ってきた司法改革の課題点をふまえた、2010年から2035年の25年間の長期計画を示した、新たなブループリント(「2010年ブループリント」)を策定した。

したがって、最高裁に対する支援は、この2010年ブループリントに沿ったものであることが必要となる。

ア 2010年ブループリント概要

現時点で2010年ブループリントの詳細は明らかではないが、2009年全国裁判官会議での提言によれば、

- ① コミュニケーション過程
- ② システムおよび人員の能力強化
- ③ インフラの整備

が、最高裁が取り組むべき計画として挙げられている。

このうち①は、

- i 進歩を一般に周知させるためのプログラム
- ii 裁判所利用者一般からの広い意見収集、

②は、

- i 裁判官の人事評価(報奨・懲戒含む)の継続
- ii IT技術の利用による裁判手続の改善(例:裁判所ウェブサイト、事件管理システム、データベースの構築など)
- iii 司法の透明に関する研修の標準化
- iv 技術面・ソフト面の能力開発のためのカリキュラム・モジュール全体の標準化

③は、

- i 既に開発された既存のシステムおよびインフラの維持
- ii 他の裁判所でのインフラ整備

を内容としていることから、2010年ブループリントは、上記各項目を中心に策定されるであろうと思われる⁴⁵。

この2010年ブループリントは、2003年ブループリントに基づく司法改革の成果が芳しくなかったことへの反省から、より実効的なものとして、全ての階層に浸透させる目的で、オランダ政府の資金援助によるプロジェクトである、

⁴⁵ 2009年全国裁判官会議提出の提出資料による。

NLRP(National Law Reform Program)の支援のもと、最高裁内に設置されたブループリントチーム⁴⁶により策定された。

イ 2010年—2014年戦略計画 (RENSTRA)

2010年ブループリントは、長期計画(25年)、中期(5年)、短期(1年)の目標を設定し最高裁の威信と信頼性を高めることを目的とし、同時に、中長期計画を示すことで、適切な予算措置を得ることを目的として策定されている。⁴⁷

25年の長期計画の策定にあたっては、裁判所における10の普遍的価値(法の下での平等、公平、中立、司法の独立など)と7の優先項目(管理面におけるリーダーシップ、司法政策、人的資源、財政、施設、司法手続、利用者の満足、司法サービス)が挙げられている。そして、その各々について、5年ごとに策定される戦略計画(RENSTRA: Rencana Strategi)を5段階にわたって実施することで目標達成を目指すものとなっている。

すなわち、25年計画を定めたブループリントは、専ら基本方針や理念を謳ったもの、5年計画としての戦略計画が、より具体的な課題設定を行う、2003年ブループリントに類似した構造のものとなるようである。

なお、最高裁のブループリントおよび戦略計画の策定と併行して、司法研究開発研修所が、2010年から2014年までの優先項目を定めた5カ年計画(こちらもRENSTRAである。最高裁の戦略計画と区別するため、以下、「研修所戦略計画」という。)を策定した。

そのうち、司法研修所(PUSDIKLATNIS)のセクションの内容を簡単に紹介する。

1) 達成目標:

良質な人材(裁判官、裁判所職員)の提供

2) 達成指標:

- ① 需要に基づく研修カリキュラム、シラバス、教材が開発される。
- ② 裁判官、裁判所職員に対する研修が実施される。
- ③ 研修システムと裁判官および最高裁職員の監督、人事評価、異動システムとが連携される。

3) 主要な活動:

- ① 教育・研修カリキュラム、シラバスの作成

⁴⁶ チームのリーダーはWidayanto Sastrohardjono最高裁研修部長。

⁴⁷ ドナーから見れば、司法改革のあらゆるプロジェクトにおいて、最高裁の何らかの予算措置を必要とする場合、その申請手続にかかる時間と見通しの不透明性は常に頭痛の種であることから、この点が最も重要と考えられる。但し実効性は別検討を要するであろう。

- ② 研修モジュールの作成
- ③ 技術的能力の向上
 - a. 裁判官候補生に対する教育・研修
 - b. 汚職法廷裁判官の研修
 - c. 裁判官の継続研修
 - 1年目から5年目, 6年目から10年目, 11年目以上
 - d. 証明書付与研修
 - 商事特別法廷, 調停, 漁業, 労使関係法廷, 環境, 人権, 少年法廷, 汚職
 - e. 裁判官・検察官合同研修
 - f. 書記官研修
 - g. 執行官研修 など⁴⁸

(3) 人材育成・能力開発支援

ア 司法研修所（PUSDIKLATNIS）による裁判官・書記官研修

① 現状

組織概要および研修実績については前述した。

全体的な研修の体制は、EU支援プロジェクト（Good Governance Indonesian Judiciary:GGIJ）により作成され引き渡された研修マニュアルに基づいて行う方針のようである。

研修構成：

裁判官候補生の初期研修, 実務研修

5年目・10年目の裁判官の研修

専門訴訟に関する証明書付与研修

② 要請

上記のとおり、研修マニュアルに基づく各種裁判官研修の整備、事件管理効率化のための書記官研修

研修カリキュラム開発などが要請されている⁴⁹。

③ 私見

資格付与・研修については法曹一元が実現している我が国の制度を、そのまま導入することはできないが、我が国の司法研修所での修習を適宜紹介し、それを参考に研修制度の充実を図ることは有意義であると考えられる。

⁴⁸ その他, IT技術やリーダーシップに関するものなど, 極めて多岐にわたる研修が網羅的に挙げられている。

⁴⁹ 2010年2月最高裁アチャ民事部長の回答。

イ 事件管理

① 現状

書記官その他の裁判所職員スタッフの能力開発、インフラ整備など、多くの課題を抱えた領域である。

そのため、司法研修所戦略計画でも、書記官事務の研修が優先項目として挙げられている。

この点、筆者が2010年2月に中央ジャカルタ地裁を訪問した際に、同地裁における事件管理の現状の一端を見聞したので、参考までに示す。

【中央ジャカルタ地方裁判所の例】

中央ジャカルタ地方裁判所は、つい最近まで、USAID資金援助のプロジェクト⁵⁰により、事件管理の分野において集中的に支援が行われていた。

事件管理の向上は、2003年最高裁ブループリントで優先項目に挙げられており、また、2010年戦略計画でも引き続き優先項目に挙げられているようである。

中央ジャカルタは、人的・資金的に、集中して支援が行われたところであり、書記官室の設備も他と比較して非常に良く整っており、電話回線数も十分である。また、事件データ保管のためのサーバーも自身で保有・管理している。

事件管理IT化の支援が行われた成果として、従前の事件管理システムを改善したプログラム（第2バージョン）が製作されたが、第2バージョンでは古いデータを流用できず使いづらいという欠陥があった。そこで、既に自前で第3バージョンを開発して使用を開始しているとのことである。

結局、職員らは第3バージョンが最も使いやすいという感想を持っているが、第2バージョンをすぐに放擲するわけにもゆかないため、第2・第3バージョンを併行して稼働中である。

このように、複数の事件管理システムを併行して稼働させていることが原因と思われる事件情報の入力混乱を招き、結果的に、専ら、昔ながらの手書きの事件管理簿に頼っている状態であった⁵¹。

この手書きの事件管理簿は、近時、調停が手続に加わったことにより書式変更されたが、変更された書式は、全地裁に共有されるに至っていない。また、記載漏れや誤記、

⁵⁰ プロジェクト名：Indonesia-Anticorruption and Commercial Court Enhancement Project (In-ACCE) ， USAID 拠出資金、受任者ブーズ・アレン・ハミルトンBooz Allen Hamiltonによるプロジェクト。

実施期間：2006年1月～2009年9月。活動のうち、中央ジャカルタ地裁・商業裁判所等をパイロット・コートとして、裁判所のIT化を支援。中央ジャカルタ地裁のウェブサイト設置、事件管理ソフトウェアの開発、関連する事務機器の提供のほか、事件管理や知財・倒産事件、書面起案など、多岐にわたる研修が、合計300名以上の裁判官および職員に実施された。

⁵¹ インドネシアでは、事件管理簿の全ての事項を職員が手書きで記載することが法律上要求されているとのことである（ただし根拠条文は未確認）。そのため、事件管理のIT化が進んでも、必ず別途手書きによる事件管理簿が作成される。この事件管理簿は、事件毎に事件記録とは別に作成されるA3大の冊子であり、当事者、各期日、訴訟費用管理等の管理情報のみならず、訴状の内容（概要）や答弁の内容といった事件内容の情報までが全て手書きで記録されている。

訴訟費用計算の誤りなど、一見して明らかな過誤が数多く見られ、全体として、当該分野において支援が奏功しているとはいえ、むしろ混乱を招いている部分があった。

② 要請

日本の事件管理・書記官事務を見聞した最高裁関係者からは、これに学んで採り入れたいという意見が出された。但し、その多くが、専ら電子事件管理システムなどの技術的側面に注目している傾向にある。

③ 私見

上記した中央ジャカルタ地裁の例からもわかるとおり、IT技術の導入を急ぐよりも、各種事務手続の過誤を防止し、効率化・迅速化を図るための標準化された研修と、その定期的な検証・評価を行う方が先決である。

そうした地道な方法が、最高裁ないし書記官・裁判所職員研修を行う司法研修所に受け入れられれば、支援を行う意義は高いと考えられる。

(4) ドナーとの調整による支援

2010年ブループリント、戦略計画が策定されたことから、今後、最高裁への支援を予定する各ドナーは、これらに沿った分野ないし項目での支援を行うことが予測される。

最高裁の司法改革を支援するドナーのうち、比較的継続的に支援を行っている主なドナーは、AUSAID（オーストラリア）、USAID（米国）、EU、オランダ、GTZ（ドイツ）、UNDP、UNODCである⁵²。

このうち、AUSAIDは、2009年3月まで実施された司法アクセスのためのプロジェクトにおいて、宗教裁判所の事件管理等の改善支援を行ってきたが、同年7月、新たに覚書を締結し、引き続き宗教裁判所への支援を行う。

また、オランダ資金援助、IMF運営によるプログラム（プログラム名 NLRP: National Legal Reform Program）は、2008年から2010年9月まで実施されるプログラムである。同プログラムは、前掲ブループリントの策定の支援や能力開発などの支援項目を挙げ、司法研修所にも、専門家を派遣するなどの支援を行っている。

ドナー間の調整は、最高裁司法改革チームにより主催されるドナー調整会合（Donor coordination meeting for judicial reform）によるほかは、各ドナー間でインフォーマルに個別の会合が行われているにとどまる。また、上記ドナー調整会合も年1度の開催にとどまり、ドナー間で十分な調整がなされ、支援の効率化が図られているとは言い難い

⁵² インドネシア最高裁2009年版年次リポート。
<http://www.mahkamahagung.go.id/images/LTMARI-2009.pdf>

状況である⁵³。

したがって、最高裁に対する支援を行うにあたっては、上記ドナーを中心としたドナー動向を調査し、支援分野や内容の重複のないよう留意しなければならない⁵⁴。特に、司法研修所への支援を行う場合、司法研修所への直接の支援を行うものと、各分野での支援に研修が含まれるものの両方につき注意が必要である。

⁵³ 但し2009年3月時点での情報。

⁵⁴ 例えば、本プロジェクトと同時期に実施されたEUのプロジェクト（GGIJ）による裁判官の継続研修の研修モジュールの一部には、調停に関するものも含まれている。これは本プロジェクトのモジュールと齟齬するというほどのものではないが、予め調整することによって、重複を避け、ないしは連携することで、より効率化を図れた可能性がある。

終わりに代えて～支援体制構築への提言

インドネシアは、民主化10年という一つの節目を迎え、目覚ましい発展を続ける技術・経済分野と比べ、汚職に支配され立ち後れた司法という負のイメージを払拭し、近代化を図るため、懸命の努力を続けており、まさに、変革期のただ中にある。

それだけに、インドネシアの司法改革を支援することの意義は大きく、また、そのインパクトも非常に大きいものとなろうと考える。

そして、司法改革への支援を行うにあたっては、いわゆる‘法’整備だけでなく、それを動かす人、すなわち、実務の現場の改革を同様に重視した行動設計を行うべきである。‘法整備支援’は‘法’のみの整備で得られる成果は非常に限定的であり、制度の本質は、‘人’への支援にあるからである。

その意味で、本プロジェクトは、改正規則という‘法’の整備については概ね十分な設計がなされていたものの、それを実際に動かすための、人の整備については不足していたと言わざるを得ない。プロジェクト終了後に観察された様々な事実が、そうした問題点を如実に示している。

また、法整備支援活動は、他の支援分野に比して、特に長期的なビジョンと継続的関係が、その活動成果を最大化する上で肝要である。これは、インドネシアに対すると否とに関わらず妥当するであろうと思う。

殊に、筆者が関わったインドネシア支援プロジェクトは、2年という、極めて限られた期間で全てを完結させるというものであり、予定された活動は概ね実施できたとはいえ、支援の核ともいえる、‘人’への支援については、誤解を恐れずに言えば、緒に就いたばかりの段階で時間切れとなったとの印象を強く持った。

このような筆者自身の経験から感じたことは、法整備支援のためのプログラムないしプロジェクト、そして、それらを構成する活動のいずれも、一部の数値的検証の可能なものを除き、その都度の短期的・数量的分析に基づく評価になじまないものであることを念頭に置いた上で、明確なビジョンに基づき策定されるべきであるということである。継続的な信頼関係に基づく、‘人対人’の支援が、まさに求められている。

以上

参考文献

- 1 インドネシアハンドブック 2008年版
- 2 ジャカルタジャパンクラブ JETROジャカルタセンター
- 3 インドネシア最高裁ウェブサイト
<http://www.mahkamahagung.go.id/>
- 4 同 司法研修所ウェブサイト
<http://litbangdiklatkumdil.net/>
- 5 ASEAN法（インドネシア部分） 安田信之著 日本評論社
- 6 Pengembangan RENSTRA&Cetak Biru Pembaruan Peradilan 2010-2035
- 7 2008 Donor Coordination Meeting For Judicial Reform, インドネシア最高裁配布資料
- 8 BALITBANGDIKLAT FACT SHEET (2008年版)
- 9 KAIウェブサイト
<http://www.dppkai.org/>
- 10 2007年版 KITAB ADVOKAT INDONESIA (PERADIの定期刊行物)
- 11 Mas Achmad Santosa, Development of Alternative Dispute Resolution(ADR) in Indonesia
- 12 Hikmahanto Juwana, Dispute Resolution Process in Indonesia, IDE, JETRO, 2003
- 13 インドネシアの不動産利用制度 ジェトロ・ジャカルタセンター 平成21年度海外制度調査
- 14 Blueprint for the Reform of The Supreme Court of Indonesia, Supreme Court of Indonesia 2003
- 15 作本直之, インドネシア法の多元性と法制度改革—多様性の中の統一に向けて 早稲田比較法研叢書No. 30
- 16 M. Yahya Harahap, S. H., Hukum Acara Perdata
- 17 Gatot Soemartono, Arbitrase dan Mediasi di Indonesia
- 18 Hasil Rapat Kerja Nasional Mahkamah Agung RI dengan Jajaran Pengadilan dari Empat Lingkungan Peradilan Seluruh Indonesia Tahun 2008
- 19 小林昌之, 今泉慎也 編 アジア諸国の司法改革（インドネシア部分）アジア経済研究所
- 20 作本直之, Hikmahanto Juwana編 Reforming Laws and Institutions in Indonesia: An Assesment IDE, JETRO

～ 国際協力の現場から ～

ラオスを愛する人のバーチャル¹座談会 ～ 「法律人材育成強化プロジェクト」の開始に当たって～

独立行政法人国際協力機構 公共政策部ガバナンスグループ次長 森 千也
独立行政法人国際協力機構 国際協力専門員 佐藤直史
独立行政法人国際協力機構 ラオス事務所 吉村由紀
法務省法務総合研究所 主任国際協力専門官 瀬井宏之
(聞き手)

独立行政法人国際協力機構 公共政策部法・司法課 川合優子

ラオス政府からの要請を受け、2009年より学識経験者、関係機関の御協力を得て調査、準備を行ってきた「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」²が、2010年7月より開始される運びとなりました。この機会に、本プロジェクトに携わっているICD及びJICA関係者の方に、ラオスに対する思いや、プロジェクトへの期待などを熱く語っていただきたいと思います。

それでは、まずは自己紹介からお願いします。

佐藤直史さん（佐藤）：

皆様、いつもお世話になっております。JICA国際協力専門員の佐藤直史です。

瀬井宏之さん（瀬井）：

法務総合研究所国際協力部の専門官をしております瀬井宏之です。2009年度、案件立ち上げのための協力準備調査に2度参加しました。

森千也さん（森）：

JICA公共政策部ガバナンスグループ長の森千也です。2004年から2006年まで、JICAラオス事務所長として赴任しておりました。

¹ 本座談会は、各参加者への個別のインタビューを架空の座談会にたとえて取りまとめました。

² JICA「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」：ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法の法理論及び法の執行や運用にかかる実務上の問題が分析された「モデル教材」を作成し、その教材を普及・活用することにより、ラオスの法学教育・研修・実務を改善するための基礎的能力を取得することを目的としたプロジェクト。日本の法務省、日弁連、大学有識者等の協力のもと、2010年7月より4年間の協力期間で開始した。

吉村由紀さん（吉村）：

私はラオス事務所で法整備を担当しています。赴任してから8か月が経ちました。悪戦苦闘の日々ですが、ラオスの人たちと直接話をしながら仕事を進めることができ、在外事務所での生活を楽しんでいます。

それでは早速ラオスの話に移りたいと思いますが、皆さんが最初にラオスに出会ったのは、いつごろですか？

吉村：

5年前、海外研修にてラオスで半年間過ごしました。ラオスに魅せられて、ずっと再赴任したいと希望していました。2009年10月からこちらへ赴任となり、今回またラオスで仕事をすることができ本当に恵まれていると思っています。

佐藤：

私は、弁護士実務を一時中断して国際協力の世界に踏み出そうとした2002年。JICAの技術協力専門家養成研修に参加した際に、当時は現地研修というプログラムがあり、初めてラオスに行きました。それまでは先進国しか行ったことがなく、いわゆる途上国は全くの初めてでしたので、ラオスは私の原体験、まさに国際協力の「原点」です。

最初の印象は、郊外の風景を見て、「俺の田舎（会津の奥地？）の昔の風景と似ているなあ」と思いましたね。人が少なく、田んぼが広がっていて、昔の日本そのもの。あとは、子どもたちの笑顔、元気が印象的でした。日本と比べると、ラオスは物質的には豊かではなかったですが、子どもたちの笑顔がすごく良かった。それまで殺伐としたオトナの世界で生きてきたから、何だか心に染みしましたね。

瀬井：

2009年9月の協力準備調査で初めてラオスに行きましたが、実はそれ以前から、ラオスとは関わりがありました。私は2003年に内閣府青年国際交流事業の東南アジア青年の船に参加して、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンなどの国をまわったことがあるのですが、そこで出会った友達の中にラオス人がいました。でも当時は、ラオス人で英語が話せる人はほとんどいなかったもので、余り仲良くなれなかったのが心残り。今の職場はかねてから希望をしていた部署だったので、今回はラオス語を一生懸命勉強して、たくさんコミュニケーションをとりたいと思っています。

森：

1986年にタイのノンカイへメコン河を見に行った時、まだ渡し舟でラオスとの国境を行き来をしていた時代ですけど、対岸から初めてラオスを見た、これがラオスとの出会いです。

1988年に「ラオスの子ども」というNPO法人の活動に参加して、ビエンチャンとルアンパ

バーンに行きました。その当時のラオスは、今とは全然違って、観光客もほとんどいないし、ルアンパバーンなどは毎晩停電していましたよ。

業務としては、1996年のラオス事務所開設に携わったり、ラオスの教育に関する基礎調査を担当したり、ラオスへの支援をこれから進めていくという時期にちょうど縁があって、2004年からは所長として赴任しました。

皆さんそれぞれ、ラオスとのいろいろなかわりがあったのですね。では、そんなラオスの良いところはどんなところでしょうか？

吉村：

どこでもいつでも笑顔であたたかく受け入れてくれます。ラオスのホスピタリティは世界一。通りすがりの民家の庭でのバーベキューにも、「ちょっと寄っていきなよ！！」と誘われることも多々あり。なぜか人をほっとさせ癒す雰囲気はだれもが持っています。

佐藤：

そう、人が優しく、こちらの気持ちを汲んでくれようとしてくれますよ。空気を読む、とも違うのですが、相手の気持ちを思いやりし、謙虚だと思います。日本人のメンタリティに近いんじゃないかな。

瀬井：

みんなのんびりしていて優しいところ。私は写真を撮るのが好きなのですが、ラオスで「写真を撮ってもいい？」と聞くと、照れながらも皆笑顔で答えてくれる。それが嬉しいですね。

それから、何より御飯がおいしい！特に好きなのは、「ラープ」です。「ラープ」って、ラオス語では「幸せ」って意味で、結婚式でも出される料理だそうです。私が一番好きなのはアヒル肉のラープ。これは辛い！うまい！おやじ！もう一杯！って感じですね。

もう一杯の中身は、やっぱりビアラオ（ラオスビール）ですね。ビアラオってモンドセレクションも受賞してるビールでとてもおいしい。私は隠れた名物だと思ってます。



ラオスの食事は日本人にも大好評
(撮影：川合優子)



これがビアラオ！（撮影：瀬井宏之専門官）

佐藤：

そうなんだよね、ラオスの気候に合うから、現地で飲むと本当においしいんだよね…、って、何だかビアラオの宣伝ばかりになっちゃうから、真面目な話に戻しますけど。

何より、国を自分で造っていく、という意識があるところは、良いところだと思います。ワーキンググループ³の人たちは、自分たちが国を良くしていくんだ、という意識が強い。そういう人たちと一緒に仕事するのは楽しいし、本当に幸せだと思います。国がちょうど発展の時期にあるからかもしれませんね。

森：

ラオスで感心するのは、社会主義・一党独裁政権なのに、余りそんな感じがしないということかもしれない。世界にある社会主義・一党独裁政権の国は、「中国・ベトナム・ラオス・キューバ・北朝鮮」の5か国ですが、そう並べられると、何だか違和感がありませんか？ラオスでは政治決定をするにも、必ず政治局の10人で協議をするので大統領の一存だけでは物事は決められないし、市場経済が入ってきたので党の決定事項が必ず国民に行き渡るとも限らない。その点は、国の成り立ちとして面白いなと思いますね。

では逆に、ラオスのここは嫌だなあ、と感じるところはありますか？

(皆、難しそうな顔をして、一様に考え込む…。)

森：

赴任した当初は、援助漬けになっているという印象が強かったです。でも、2年7か月赴任してみて、そのイメージは変わった。私がいる間にも、GDPが約360ドルから約660ドルに上がって急成長を遂げてきたこともあり、ラオス人が自分に自信を持つようになった。彼らからオーナーシップを感じるようになりました。もちろんそれは特に中央機関に見られることで、地方ではまだまだですけどね。

佐藤：

うーん、嫌なところというと難しいけれど、ビエンチャン市内で現在行われているメコン川の大規模な護岸工事、個人的にはちょっと残念ですね。以前はメコン川沿いに屋台があつて、メコン川の上にせり出すように川床（…という美化されすぎですが、要は、竹を組み合わせて土台にして、そこに板を渡したオープンデッキ）があつて、メコンの雄大な流れを見ながら、ビアラオを飲むのが最高だったんだよなあ…（遠い目）。ただ、これは外国人の

³ 「法律人材育成強化プロジェクト」では、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3つのワーキンググループを設置。司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所、ラオス国立大学から合計約60名の関係者が参加し、「物件法・債権法・家族法」「違法収集証拠」「貸金返還請求」などのテーマに関するディスカッション、日本側関係者とのテレビ会議を通じた協議等の活動を行っている。

自分勝手なノスタルジーであって、災害は防がなければなりませんし、洗練された親水公園ができれば、より生活に潤いができるのかもしれませんが。完成した暁にどのような川岸になるのか分かりませんが、可能な限り「変わらないものの価値」も残す形で開発を進めてほしいな、とは思っています。

吉村：

ラオスには、「気にしないで」というような意味で、「ボーペンニャン」という言葉があります。「ありがとう」「ボーペンニャン」、「ごめんなさい」「ボーペンニャン」…。でも、たまに使い方がわからないことがあります。「これ間違いじゃない？」「ボーペンニャン」、「なぜ時間に遅れたの？」「ボーペンニャン」。「ボーペンニャン」じゃない！と憤ることは多々ありますね。

瀬井：

確かに、人は良いけれど、仕事として付き合っていたら大変だと思います。のんびりしているから何も進まないし、「いつ決まるの？」っていつも思う。でもこれがラオス流なんだろうなあと思って、相手と足並みをそろえていけばいいんじゃないかと思っています。

皆さん、結構いろいろな思いをされているのですね。赴任や調査等でラオスには何度も訪問されていると思いますが、特にこれは印象的だったというエピソードはありますか？

吉村：

ラオスの新年は、ピーマイラオといって毎年4月ごろに当たり、最も暑い時期です。新年の数日間は水掛け祭。水をかけるという行為には「不浄を洗い流す」という意味がこめられており、かけられた人は敬意と感謝の意を表します。しかし、実際にはそんな可愛らしいものではありません。ものすごい量の水を容赦なく掛け合います。見ず知らずの人や観光客もおかまいなし。道を通る車にバイクにぼしゃっ！ピックアップの荷台から通行人にぼしゃっ！二階からぼっしゃー！水だけではなく、氷水、色水、白い粉、挙句の果てにはなべ底の黒い油まで顔に塗られます。この時期はぬれずに汚れずに無事に町を歩くことはできません。

森：

ラオスで教育の調査をした時、ビエンチャンは市内の移動は自転車です。十分ということになって、外務省の人やコンサルタントの人と一緒に、炎天下の中、自転車5台で市内を走り回って、調査をしたことがあります。調査団員の皆さんのノリが良かったおかげです。

佐藤：

ラオスの人ってニックネームをつけますよね。吉村さんには「スター」、川合さんには「ムーン」など、素敵な名前を付ける事が多い。でも、瀬戸先生には、汗かきだから、「蛇口」！

それを聞いて、思わず笑っちゃいました。でもこれって、瀬戸先生が学生として現地にいらした時に、ラオスの人たちとは仲間同士で、その気安さから付けてもらったんだと思うので、ちょっとうらやましいです。

…え、私？ちなみに私は、「太陽（スリニャー）」、「ダイヤモンドのライオン（シンペット）」って付けてもらいました。はっはっは！

瀬井：

エピソードではないけれど、ラオスって何でTシャツがダサイんだろう…。あんなに織物が発達した国なのに、なぜかTシャツは、「サバイディー（こんにちは）」「コープチャイ（ありがとう）」って書いてあったり、国旗が正面にドンと貼ってあったり、お土産用だからというのもあるだろうけどどうも趣味が悪い。

あとは、ビールは一瓶80円なのに、栓抜は290円しました。なんでやねんって思わず言っちゃいました。

では、2010年7月から開始した「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」について、どのようなところが特徴、アピールポイントだと思われますか？

森：

特に法整備の分野は、地道に人を育てていくという課題を抱えていると思います。法理論を伴うような基礎がない中で、4年間をかけてどれだけの人が法理論を習得できるか、がポイントです。また、関係4機関が協調して活動をするということも大きな特徴だと思います。

吉村：

おっしゃるように、このプロジェクトの特徴は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学法・政治学部という4つの機関が一丸となって進めていくものです。法理念、実務、教育を結びつけるというチャレンジングなものですが、プロセス重視の事業によってラオスの法制度にかかわる基礎体力作りが進むことを期待しています。

瀬井：

私は、「まずは研究をする」ということが特徴だと思います。日本は日本で発展してきた理論があって、判例解釈についてもたくさん積み上げがあると思います。これまでに研究を重ねる過程で得られた考え方や視点というものが日本からラオスに提供できるものなのではないかなと思う。あと、教科書を作るっていう過程も大切だけれど、やっぱり形が出来上がることも大事なので、4年間やったことの成果を、目に見える形で手元に残していければ良いと思います。



2009年9月民法ワークショップでの集合写真（撮影：瀬井宏之専門官）

佐藤：

皆さんと同じです。案件を立ち上げる時に、話し合いのプロセスを大事にして、丁寧にプロジェクト作った結果、皆さんの言う特徴やアピールポイントが生まれたのだと思っています。

本案件を立ち上げるまでに、2008年度から4回の調査を行っていますよね。特に調査団として携わった方は、御苦労もあったのではないですか？

吉村：

そうですねえー。4つの機関が対象ということもあり、連絡事項の伝達、日程調整には苦労しました。それぞれの機関の副大臣の都合を合わせたり、会議や書類の目的や内容の詳細な説明を各機関に行ったり、通常のプロジェクトよりも時間がかかります。でも、ワークショップで活発な議論が行われている真剣な姿を見ると、そのような苦労もふきとびます。

瀬井：

立ち上げの作業でもそうでしたけど、プロジェクトを実施する中で、言葉や習慣の問題が一番難しいと思います。案件を進める中で、お互いの共通の用語の確認していくことが必要だと思うし、その言葉をどう使っているのか、住んでいる人の常識、文化や価値観等を知らなくてはいけない。日本人として常識が必ずしも彼らの常識じゃない、という部分は理解しておく必要があると感じますし、その前提をもって、日本側もラオスの法律を研究、理解し

ていくことが大事だと思います。それを解決する一つには、名古屋大学の留学生など、日本に留学に来ているラオス人を大事にすることは重要だと思います。彼らは両国のことをよく知っているので、キーパーソンになってくれるはず。

佐藤：

とにかくこの案件は、すごくチャレンジングだと思います。複数の機関の人たちが集まって、一つの目的のために共同作業をする、というのは、ラオスの人たちにとって余り経験がないことだと思います。みんなが自分の組織のことだけを考えるのではなく、色々な組織の人が制度にかかわっていて、制度を良くするためにはみんなで考えなければならない。それをみんなが認識する事が大事だと思うので、ラオスの人たちがどういう風にマネージするか、我々がどういう風にサポートするか、が肝心だと思います。意見がまとまらないことはたくさんあると思いますし、それで良いとも思っています。日本側の関係者も含め、みんなが苦勞するでしょうけど、苦勞の向こうに、大きな喜びが待っている、ということをつかち合っ
ていきたいですね。

本日は、貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。それでは、皆様最後に一言お願いします！

森：

前の司法大臣であるカムウン・ブッパ氏が、「私はこの国を、法治国家にしたい」と言っていたということを、当時の大使から聞いた事があります。国にルールがある、そしてそのルールを守るといふ法治国家の基本的な考え方を、ラオスの人たちがもっと体感して学んでほしいと思っています。

吉村：

ラオスは愛すべき魅力的な国です。この雰囲気を感じに是非ラオスにお立ち寄りください。

瀬井：

恐らく日本人でラオスに行ったことがある人はほとんどいないと思います。まずはみんなにラオスのことを知ってほしい。豊かではないけれど、みんな幸せに生きていると思える国です。

佐藤：

心が疲れたら、是非ラオスへ！！



ビエンチャンの町を歩いているとお寺によく出会います（撮影：瀬井宏之専門官）



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

ベトナムプロジェクト事務所から

ある日（5月10日）の朝の出勤時の出来事です。

その日は、大雨で、道路は水浸しになっておりました。

ベトナムの道路の排水状態は悪く、歩道の水がどんどん車道に流れ、車道と歩道のすきまには水がたまって水たまりができておりました。その水たまりというのは、日本の水たまりとは違って、ちょっとした用水路のようになっており、水が勢いよく流れており、深さもそれなりにありました。

ところで、私のアパートから当事務所までの道のりには、一部、工事のため、歩道が歩けなくなっている場所があり、いつも歩道から車道に出て、車道の端を歩かなければならなかったのです。その日も、やはり、一部、歩道から車道に出て、車道の端を歩かなければなりません。先ほどお話したとおり、その日は、大雨のため、車道と歩道のすきまには（用水路のような）水たまりができており、歩道から車道に出るには、その水たまりを越えなければならなかったのです。その幅は、1メートルくらいありました。勢いよく飛んでみたのですが、飛んだ場所が多少ぬかるんでいたので、うまく飛ぶことができず、結局、水たまりの中に着地してしまい、その結果、靴とズボンのすそがずぶぬれになってしまいました。

大雨の中、出勤することは日本でもあるのですが、このように、用水路のような水たまりを越えて出勤するのは初めてのことであり、ある意味、新鮮な経験でもありました。

今後、雨の日に備えて、スーツやYシャツなどを事務所に置いておき、大雨の日はぬれてもよい私服で出勤し、事務所でスーツに着替えるのもいいかなと思いました。

このようなことを考えていたとき、ふと、以前勤務していた福井地検において、冬、積雪がひどいときには、長靴をはいて、私服で出勤し、役所に到着した後、スーツに着替え、革靴に履き替えていたことを思い出しました。

ところで、福井は、古来、「越前の国」と呼ばれております。一方、ベトナムは、漢字で書くと「越南」です。我ながら、「越」に縁のある赴任地に行っているなど思った反面、ベトナムの水たまりは「越」えられませんでした。

今後とも、当プロジェクト事務所への御理解・御協力のほど、よろしく願いいたします。

(JICAベトナム長期派遣専門家 西岡 剛)

－ 編 集 後 記 －

巻頭言は、本年度から再開しますラオスへの法整備支援に多大な御協力をいただいております在ラオス日本大使館の宮下正明特命全権大使に「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」開始に当たり、同プロジェクトへの期待について御執筆いただきました。

そして、本号の特集は、そのラオスへの法整備支援の再開に当たって、多大なる御尽力を賜りました皆様方から御寄稿いただきました。本特集では、新規プロジェクトの開始前からの様子が克明に記されています。そういった意味では、ラオスへの法整備支援に限らず、今後の新規案件立上げ時の有益な記録となるものと考えます。

また、「国際研究」では、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」の実施に御尽力いただいた角田多真紀弁護士に、昨年度、当国際協力部が同国に対する法整備支援に関する調査を委託した結果、御提出いただいた「インドネシア法整備支援 和解・調停制度強化支援プロジェクト プロジェクト成果分析調査報告書」を掲載しております。同報告書では、インドネシアにおけるADR制度の概要と改善の方向性が明快に整理・紹介されている上、日本の法整備支援活動のうちの1つの具体例について、活動内容、成果及び今後に向けた提言が詳細に分析・言及されており、ADR制度の研究や実施に当たられる法曹・研究者の方々のみならず、支援活動の計画、立案、実施及び評価に当たられる関係機関の方々にも興味深く御覧いただける内容となっております。是非、御一読ください。

今号の「国際協力の現場から」は、ラオス特集号にふさわしく、ラオスへの法整備支援に携わっている皆様による座談会の様子です。座談会といいますが、お忙しい皆様にお集まりいただくことができなかつたため、個別インタビューを取りまとめた上で、仮想の座談会を構成したものとなっております。JICA川合氏の発案による、これまでにない斬新な企画となっております。ラオスへの愛情あふれるエピソードが詰まっていますので、是非、御一読ください。

今年の梅雨は期間的には短かったように感じますが、局地的ゲリラ豪雨が続き、各地で甚大な被害が出ていました。日本の豪雨による被害のニュース映像を見ていると、冠水が珍しくないハノイ市民のたくましさに関心いたします。

翻って、当国際協力部では、7月に渡部洋子教官が長期派遣専門家としてラオスへ旅立ちました。また、8月には、赤根智子部長に替わり、山下輝年新部長が着任いたしました。新しい部長の元、国際協力部一同、一致団結して法整備支援に精励してまいります。引き続き、御指導・御鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、お忙しい中、御寄稿いただきました皆様には厚くお礼申し上げます。関係各位におかれましては、引き続き、法整備支援活動に御協力賜りますようお願い申し上げます。

内田 記